松代

―― 真田の歴史と文化 ――

第 11 号

目次

佐久間象山と『ペウセルの砲術書』……東　徹　1
『日暮硯』と松代藩宝暦改革……笠谷和比古　23
「一万聯句集」解読私案……鎌田雄次郎　43
海津の鎮守池田宮と松代祇園祭礼……北村　保　56
松代藩の閨秀画家恩田緑蔭……仁科叔子　82
真田家の印章について
―「真田家文書」における位置―……原田和彦　98
近代における真田家資料の展示と整理
～長岡助次郎資料から～　山中さゆり　126
史料紹介
浦野文書
古日記写（その一―イ・ハの部）……大橋敦夫　(一)　138
佐久間象山書誌（稿）……

真田宝物館

感応公丁未震災後封内巡視之図

青木雪卿筆

於吉窪村真神山峯犀川及遠近眺望之図　絹本着色（41.0×64.9cm）

佐久間象山と『ペウセルの砲術書』

東　徹

一　はじめに

よく知られているように、兵学や砲術は象山が最も関心を寄せた分野であり、象山がオランダ語を学んだ大きな理由の一つは、直接、蘭書からこの分野の深い知識を得ようとしたからに他ならない。その意味で、この兵学や砲術に関する領域は、象山と西洋の科学技術との関わりの中核をなすところであると言える。象山が目を通した可能性がある蘭書のうち、兵学や砲術関係の蘭書だけで、ほぼ全体の半数ほどを占めているという指摘からもこのことが窺える(1)。

象山が蘭書を通して西洋の兵学や砲術を学んだ成果として、これまでから指摘されている代表的な事柄としては、次のようなものがある。

① 沿岸防御の不備を指摘し、その充実を求めたこと(2)

② 上の①とも関連するが、砲台の設置や砲の選定を行うにあたって、その使用目的や使用場所を考慮する必要性を指摘したこと(3)

③ その目的のために、必要な砲の種類やサイズを紹介したこと

④ 実際に何門かの砲を製作したこと(4)

⑤ 砲弾をはじめ、砲術に必要な様々な器具について、具体的に寸法を入れて図示した『砲学図編』を執筆したこと（嘉永四年（一八五一年）脱稿）

⑥ 同じく、嘉永四年、生萱村での大砲の試射において、天領に砲弾がまいこんでしまった事件に関する弁明のなかで、砲術に関する様々な知識を開陳していること

象山自身は、「是等は兵学家に属し候議論にて銃技家の預かる所に無之候」[5]というような言い方に見られるように、「兵学家」と「銃技家」というのを意識して区別している。このような立場から敢えて区分すれば、右の①と②は「兵学家」の領分に、③以下は「銃技家」のそれに属するものであると言える。象山と砲術や兵学との関係についてのこれまでの研究では、いわゆる「兵学家」的側面はともかくも評価されてきた一方、もう一つの「銃技家」的側面についての評価は必ずしも高いものではなかった[6]。このことの大きな理由の一つには、彼が試作した大砲が破裂したという事実があることはもちろんであるが[7]、同時に、砲術についての細かな点に関する彼の言明が本当に蘭書に基づいているのかどうか疑われてきた、ということも関係していた[8]。一方で、象山が砲術において参照した代表的な蘭書としていつも挙げられるものの一つに、彼によって「ペウセル」と呼ばれている蘭書がある。ところが、これまでの研究においては漠然と象山はこの本を参照したのだろうと語られるだけで、実際問題として、砲術に関する彼の言明や行為のうち、どの部分がこの蘭書に基づいているのか、具体的には全く不明であった[9]。そこで、象山の砲術研究の様子を明らかにする研究の一環として、先に述べた象山の「銃技家」的側面のうち、右の③、⑤および⑥の問題に関して、彼の言明や叙述内容と「ペウセル」と呼ばれている蘭書との関係を調べた。その結果、かなり具体的に両者の関係が明らかとなったので以下に報告する。

二 『ペウセルの砲術書』について

象山によって「ペウセル」と呼ばれているのは、Beuscher, W.F. によって『砲術に関する理論的および実際的な知識についての下士官のための手引書』と題して著された本である（本稿では、以下、この本を『ペウセルの砲術書』と略記する）[10]。

近山與士郎氏がまとめられた「佐久間象山先生遺品について」では、「(20) ベンスヘル　砲兵学　全三巻　ハーグ一八三六」について、「全三巻のうち二巻を紛失させられている」[11]としておられる。現在、真田宝物館にはこの『ペウセルの砲術書』が一冊、所蔵されているが、これは、第一巻から第三巻までが一冊に合本されたものであり、寄贈以前には別に各巻分冊のものがあったのかどうかについ

ては、筆者は知らない。以下では、この一冊に合本された宝物館蔵の本を中心に議論をすすめる。

この本は、真田宝物館以外にも国立国会図書館や静岡県立図書館葵文庫において所蔵されている。（なお、葵文庫では第一巻は所蔵されていない）筆者は、直接は見ていないが、佐倉藩旧蔵書のなかにもみられる。[12] さらに、この本の第三巻に掲載されている表のうち、諸弾の射撃表やカノン砲、ホウウイッツル砲の図および Overstraten, J. P. C. van の本などを写した簡単なものが『増補　煩砲射撃表』（嘉永五年序）として、やはり葵文庫において所蔵されている。

『ペウセルの砲術書』は前述したように、全体が三巻からなり、うち第一巻と第二巻が本文となっている。そして、この本文に関する表や図などが第三巻にまとめて掲載されている。第一巻では、大砲や砲弾、大砲を載せる砲車、それらを運用するための様々な道具類についての解説がなされている。さらには、火薬や点火装置についてもこの巻で説明されている。一方、第二巻では砲弾の撃ち方やそれらの砲弾の飛びかた、あるいは大砲の点検や様々な道具類の使い方、兵器庫などの管理・運用の仕方などの記述がある。さらに、砲台や要塞などについても説明がなされている。言わば、第一巻が砲術に関するハードウェア的な内容が中心であるのに対し、第二巻は、ソフトウェア的な色彩が強い内容となっている。[13]

宝物館に所蔵されている『ペウセルの砲術書』には、宝物館所蔵の他のいくつかの蘭書と同じく、何らかの意味で注意を喚起するために、象山によって貼付けられた可能性が高いと思われる小さな赤い貼紙が、ところどころに残されている。[14] 『ペウセルの砲術書』に関しては、この貼紙のある箇所はそれほど多くはなく、筆者が確認した範囲のものを左に示す。なお、ページ数の下には節の番号、および、その節が含まれる項目名を記した。

第一巻

二九頁　§七八　「金属製（青銅製）の銃身の製造」の項

三三頁　§八九　「鉄製の大砲」の項

一四〇、一四五頁　§三七五、三八七　「鉄製の砲弾」の項

一五五頁　§四〇八　「火薬の検査」の項

一九一頁　§四五六　「装塡した銃の点火のための装置」の項

二二一頁　§五〇八「薬嚢」の項
二二七頁　§五一九「小銃の薬嚢」の項
第二巻
六、七、八頁　§一三、一四、一七「発砲と投擲についての一般的な概観」の項
一三頁　§二五「発砲の種類とその名称」の項
二一頁　§三五「発射角と火管の長さの決定」の項
三六頁　§六二「大砲のはたらきについての決まり」の項
五〇、五一頁　§八三、八四「発射の失敗」の項
一八二、一八五頁、§二四六、二五一、二五二「こわれた車両を運行できるようにする方法」の項
二六三、二六六頁　§三九九「砲台の砲車」の項
第三巻
六頁　表一
一二九頁　表四一

象山の砲術を扱った先行研究において、よく取り上げられる本の一つに「カルテン」と呼ばれている砲術書がある[15]。そこで、本稿でも比較のためにこの本についても少し眺める。この本が、幕末、蘭学者を動員して翻訳され、『海上砲術全書』として世に出たことは、あまりにも有名な事実である[16]。象山はこの「カルテン」の砲術書の写本を弘化二年（一八四五年）頃に手に入れているようである[17]。これまでは、この「写本は現存しない[18]」と報告されていたが、実際には、「松代文庫」と印記のある三冊からなる写本が真田宝物館において保管されている。一冊めには「カルテン」の砲術書の第一章から第三章までが、二冊めには第八章から第十一章までが、三冊めには第四章から第七章までが記されている。それを見ると、最初の第一章の「火薬」の章のところに数個所、主に火薬の成分を述べたところに赤い貼紙が残されている。ちょうど象山が『カステレインの化学書』を読んでいた頃にこの写本を手に入れたということと、この貼紙とは関係があるのかもしれない。また、これまでから指摘されているように、象山は翻訳書の方である『海上砲術全書』についても眼を通していた可能性が高いので[19]、以下においては蘭書の方よりもこの翻訳書の方を比較の対象として取り上げていく。

三　弘化三年六月の竹村金吾宛書簡について

弘化三年（一八四六年）閏五月、松代に帰藩した直後に書かれたこの書簡は[20]、大砲についての種々の説明と並んで、「ペウセル」の名が記載されている書簡として、よく知られている。例えば、象山伝記中の古典ともいうべき宮本仲氏の『佐久間象山』では、「先生は、蘭人ペウセルの説を引用し、小砲の却て有利なることを説いた[21]」として、この書簡のうち、カノン砲の長さを紹介した付箋のところを除いた全文を引用しておられる。しかし、実際問題として、それらのうち『ペウセルの砲術書』を基に述べているのはどの部分なのか、書簡の全体なのか、それとも部分的なのか等については不明である。そこで、以下では、この点を実際に『ペウセルの砲術書』と比較しながら明らかにしていく。

「ペウセル」の名が具体的に出てくるのは、「行軍銃」の種類が四種類あることを指摘した箇所である[22]。しかし、この書簡では、さらに、大砲の使用にあたっては、行軍用と要塞用とを区別すべきこと、要塞用には二種類あるが実際問題としては同じであることが述べられた後、それぞれに適した大砲について、それらの大砲の口径が紹介されている。また、書簡につけられた付箋のところ（全集では書簡の最後のところ）では、カノン砲の長さが紹介されている[23]。

『ペウセルの砲術書』の第一巻の「第一部　大砲について」では、大砲や銃の名称、区分などをはじめ、その構造や材料などが説明されている。そのなかの「第一章　解説、名称および区分」の「C、用いられ方に従った大砲の区分」という節において、大砲は「野戦砲」と「砲台砲」の二つに区分して説明されている。そして、それぞれの区分に適した大砲の種類が紹介されている。また、「砲台砲」については、「要塞への包囲やその防御のために使われるところの大砲は、一般的には、『砲台砲』と名づけられ、特に前者は『包囲砲』、後者は『要塞砲』と名づけられている」と説明されている。そして、「野戦砲」については、「十二ポンドのカノン、六ポンドの短カノン、及び十五ドイムの両方のホウウイッツルが属している[24]」と、また、「砲台砲」には「二十四ポンドのカノン、十八ポンドのカノン、十二ポンドの長カノン、六ポンドの長カノン、及び

あらゆる種類のホウウイッツルやモルチールが属している」[25]と記されており、三ポンドの短カノンを除いて、カノン砲については象山の記述と同じであることがわかる。また、大砲の各部の細かいサイズについてはこの章では述べられておらず、それらについては、第三巻に掲載されている表1のなかで記されており、そこでは三ポンドの短カノンも記されている[26]。第一巻の大砲の区分のところで記されている内容と第三巻の表に掲載されている内容のうち、象山の書簡に関係がある項目について、『ペウセルの砲術書』の第三巻で記述されている数値を第1表に記す（本稿では、筆者が作成する表は「第1表」「第2表」と、ペウセルの砲術書』において記載されている表は『表1」「表2」と表現している）。ペウセルの砲術書』において記載されている値と象山が書簡で記している値とは、全く同じである（ただし、三ポンドの短カノンの長さは一エル四八ドイム五五となっている）。

一方、野戦用のホウウイッツル砲については、象山の書簡では十六ドイムとなっていること、要塞用としては五十ポンドのモルチール砲（二十九ドイムの砲）だけしか挙げられていないことなどは、『ペウセルの砲術書』での記述と異なっている。また、第1表のなかで括弧で示した値は、カルテンの砲術書、ないしは、その翻訳書である『海上砲術全書』に紹介されているカノン砲の口径の値である[27]。これを見ると、象山が書簡で記している値と『海上砲術全書』に記載されている値とは、少し、食い違っていることがわかる。但し、象山が書簡のなかで使っている一ドイムという長さの尺貫法への換算値は、『海上砲術全書』に記載されているものと全く同じである[28]。

第1表　カノン砲の口径と長さ

砲の種類	口径	砲の全体の長さ
24ポンドのカノン	15ドイム17（15ドイム24）	
18ポンドのカノン	13ドイム74（13ドイム74）	
12ポンドの長カノン	11ドイム99（13ドイム15）	3エル23ドイム75
12ポンドの短カノン	11ドイム99	2エル12ドイム82
6ポンドの長カノン	9ドイム55	2エル76ドイム92
6ポンドの短カノン	9ドイム55（9ドイム8）	1エル79ドイム05
3ポンドの短カノン	7ドイム52	1エル48ドイム55

また、『ペウセルの砲術書』第三巻の表2では十五ドイムと二十ドイムのホウウイッツル砲が、表3において

は、十三ドイム、二十ドイムおよび二九ドイムのモルチール砲（五十ポンドのモルチール）の細かいサイズが、それぞれ記載されている。[29] また、『海上砲術全書』でも、陸上で使われる砲としては、最大でも二十四ポンドのカノン砲であること、二十九ドイムのモルチール砲も使われることなどは記されているが、[30]『ペウセルの砲術書』にあるような『包囲砲』と『要塞砲』のような区別は見られない。

この書簡のなかでは、砲車についても記述されているので、次に、それを見ていく。[31] 象山は砲車の種類として、「ヘルドアホイト」、「ベレーゲリングアホイト」、「フエスチングアホイト」、「キユストアホイト」、「シキツプスアホイト」の五つをあげているが、『ペウセルの砲術書』においても、これと全く同じ五つの砲車が第一巻の第二部の「第一章　砲車」において紹介されている。[32] そこでは、それぞれの砲車の構造と各部の名称などが記されている。ちなみに、先に問題とした『海上砲術全書』においては、まず陸上用と海上用に大別され、海上用としては「舶煩車」が、陸上用としては「海岸煩車」、「攻城煩車」、「野戦煩車」の三種類があげられており、象山の分類とは少し異なっている。[33] また、『ペウセルの砲術書』では、第三巻の表4に「包囲砲車」の、表5に「要塞砲車」、「沿岸砲車」のそれぞれについて、各種の大砲に応じたサイズが記されており、「各其尺度重量を定めて」と象山が述べていることに符合している。

以上、眺めてきたように、象山が書簡で「ペウセル」に言及している部分だけではなく、この弘化三年六月の竹村金吾宛の書簡で述べられている大砲や砲車に関する内容の多くが『ペウセルの砲術書』に記載されている内容に基づいていると言える。

四　嘉永四年の大砲の試射によるトラブルに関する弁明について

「感応公に上りて玉落の件につき陳情草稿」[34]（嘉永四年）のなかで、象山は自ら有している物理学の知識をひきあいに出して、自己の正当性を主張している。象山と数学との関わりについて実証的な議論を展開しておられる川尻信夫氏は、この草稿のなかの運動学に関する部分の議論を引用した後、これらの知識は、「先年来研究してきた何冊かのオランダ砲術書、特にカルテンの著作から来ている」と

し、さらに「いま引用した部分は、この本を幕命によって杉田成卿らが翻訳した『海上砲術全書』(巻の十七、弾の行道)(天保十四年)とほとんど同じである[35]」としておられる。しかしながら、氏はこの「何冊かのオランダ砲術書」について、カルテンの著作以外には具体的には示されておらず、また、カルテンの翻訳書が『海上砲術全書』にあたっていることから考えると、結局のところ、ここでの象山の初等力学的な知識は、翻訳書である『海上砲術全書』によったものであるということを強く示唆しておられる。

筆者も、この「陳情草稿」における象山の言及の多くが、『海上砲術全書』に記載されている内容に基づくことを否定するものではない。しかし、「陳情草稿」では、運動学や砲術に関することでも『海上砲術全書』に記載されていないようなことも記述されている。それは、以下の様なものである。

(ア)「譬へばその飛行の勢二倍速かなるものは四倍の害を受け三倍の速かなるものは九倍の害を受け候義に御座候[36]」

(イ)「カノンの如き長筒にては五六度の矢位にて打候時に玉落の度は七度半或は十度(已上五度にて打ち候時なり)九度或は十二度に到り候義は西洋の窮理火術書数部中に就て講究仕又実験仕候て明証ある義に御座候[37]」

(ウ)「二十九ドイムのモルチールは一口径一三の長さに仕薬□も形違ひ候に付矢張一六三の割合に相当申候二十ドイムは一口径六六七十三ドイムは一口径二四六と相定め候[38]」

象山が眼を通したと思われる書籍のなかで、右のような記述がなされたものの一つに、本稿で問題としている『ペウセルの砲術書』がある。『ペウセルの砲術書』の第二巻の第一部では、大砲の打ち方について、種々の説明がなされている。そのなかの「第一章　一般的な概観」のところの「B、発射された物体の動きについて」という項で、砲弾の発射の方法や、その運動の様子が記されている。そこでは、空間に発射された物体は「パラボラと呼ばれる曲線」となること、「発射角が四十五度のとき最大の射程距離が与えられる。そして、四十五度の発射角と異なれば、それに応じた射程距離が与えられる」と記されている。この記述に引き続いて、「発射された物体は、空気中ではか

なりの抵抗を受ける。中程度の速さでは、抵抗は速さの二乗の割合で増加する。つまり、二倍の速さは四倍の抵抗に、三倍の速さは九倍の抵抗にというように、速さが大きくなるほど抵抗はさらに大きくなる」[39]というように、象山の書簡を紹介した右の(ア)と同じ内容の事柄が記されている。さらに、同じセクションの少し後では、実際の軌道においては、上昇していく場合と下降していく場合とで少し様子が違うということが語られ、それと関連して「下降する部分については、上昇していくときよりも急勾配である。というのは、その最終の近くでは、衝撃を与えた方向に物体が動かされるところの速さの働きよりも、重さの働き方がより大きくなるからである。実験によれば、次のように言うことができる。カノン砲では、五ないし六度よりも大きくないときには、落下角は発射角のおよそ一・五～二倍くらいである」と、象山の書簡を紹介した右の(イ)と同じ内容のことが記述されている。そして、「空気の抵抗のために、射程距離は、§一〇で述べられた発射角のときよりも減少し、それは、最初の速さが大きいほど、多く見いだされる。最大の射程距離は、発射角が、カノンではおよそ十五から二十度の間、ホウウイッツルでは三十から三十五度、モルチールでは四十から四十五度の間である」[40]と記されている。また、興味深いことに、現在、真田宝物館に所蔵されている『ペウセルの砲術書』を見ると、この記述がなされているセクションが終わり、次のセクションが始まるあたりに、注意を喚起するために貼ったと思われる赤い貼紙が残されている。

『ペウセルの砲術書』の第三巻の表3には、モルチール砲の種類とサイズがまとめられており、そこで記載されている砲の長さと口径、及び、それらの値からその両者の値の比を筆者が計算したものを第2表に示す。これを見ると、計算した比の値は、象山の書簡を紹介した右の(ウ)で示した比の値とよく一致していることがわかる。

第2表　モルチール砲の口径と長さの比

	29ドイム	20ドイム	13ドイム
砲口から薬室の先端までの長さ（エル）①	0.3292	0.3357	0.1635
砲口の直径（エル）②	0.2914	0.2014	0.1312
口径と長さの比（①／②）	1.13	1.667	1.246

さらに、砲弾の軌道が放物線となることの説明に関しても、細かくみ

ると、象山の「陳情草稿」での書き方は、『海上砲術全書』よりも『ペウセルの砲術書』でのそれに近い。「陳情草稿」では、砲弾に対し火薬の力により発射方向にはたらく力と重力の二つの力があげられ、それにより放物線となるとしている。[41]『海上砲術全書』では、「弾煩中ヨリ迸出スルトキハ其射出スル力ノ外尚二力アリテ弾上ニ勢ヲ逞フス即チ一ハ重力ナリ……一ハ空気ノ圧力ナリ」と重力と空気の抵抗が挙げられ、この二つともなければ「弾煩心ノ向フ所ニ随ヒテ何クマテモ飛ヒ行クベシ」と述べた後、もし空気の抵抗がないならば、「飛行ノ間只重力ノミニ引カレ他ノ力ナキトキハ其行道『パラホヲル』ヲナスベシ」[42]と、今日の運動学が有しているものと同じ内容のことが展開されている。一方、『ペウセルの砲術書』では、「火薬から生み出された力により、弾丸は衝撃を受け、砲の方向に飛んでいく。一方、砲身を離れた後は、自身の重さにより地面にたいして垂直の方向に動こうとする。だから、それは、どちらの方向にも飛ばず、両方の中間となる。……この二つの力（大砲と重さから）だけがはたらくとき、空間においては規則正しい曲線、つまりパラボラと呼ばれる曲線となる。[43]」というように、少し、あいまいな書き方となっており、こちらの方が「陳情草稿」での書き方に近いことがわかる。

「按ルニ『パラホヲル』ノコト選女児窮理書其他数学書ニ見ユ其理解容易ナラザルカ故ニココニ略ス」[44]と『海上砲術全書』にも記されているように、「陳情草稿」において書かれている運動学的な内容は、それほどやさしい事柄ではない。ただ、この部分の記述については、『海上砲術全書』と『ペウセルの砲術書』での記載内容はよく似ており、『海上砲術全書』での知識を下敷きにして『ペウセルの砲術書』を読めば、そこに書いてあることは、ある程度、想像できるのではないかと思われる。それゆえ、象山がこの「陳情草稿」を書くにあたって、『海上砲術全書』などの翻訳書とともに、『ペウセルの砲術書』をも参考にしたとしてもそれほどおかしくはない、と筆者は考えている。

五 『砲学図編』

砲弾をはじめ、砲術に必要な様々な器具を、「弾」「鏡版」「薬嚢」「火管」及び「用器」の五項目にわけて、具体的に寸法を入れて図示したものが、『砲学図編』である。この『砲学図編』は「和蘭砲書に拠り其の真形を模し、長短大小毫髪をも爽へず。更に各部に於て細かに分寸を記したるものにて、本邦銃砲史上特筆すべきものなり。嘉永四年十月稿を脱し、同六年二月製本出来す。」[45]と評価されているにもかかわらず、そのなかで記載されている内容がどのような書籍に基づいているのか、これまでは不明であった。ところが、以下に示すように、そこに記載されている砲弾などの細かな寸法のかなりの部分は、ペウセルの砲術書』のなかで記載されている値と一致している。まず、『砲学図編』のなかで取り扱われている砲弾や用具の全ての項目を第3表に示す。但し、「用器」については、『ペウセルの砲術書』と直接、数値が一致するものは少なく、その全てを記載するのは煩雑となるだけなので一致しているものだけを記した。『砲学図編』に記載された数値と『ペウセルの砲術書』に記載された数値とが部分的にでも一致しているものがある項目については、それぞれの項目の右に『ペウセルの砲術書』の第三巻のなかで該当するページと表の番号、及び表中の項目名を示した。以下、各項目について、もう少し詳しく眺めていく。

『砲学図編』では、「地砲弾」は三十六ポンド砲用から三ポンド砲用までの六種類の砲弾の径（最大から最小まで）と重さが掲載されている。ペウセルの砲術書』でも、その該当箇所では径と重さが掲載されており、三十六ポンド砲用の径を除いた他の値は全て一致している。[46]また、『海上砲術全書』でも二十四ポンド砲用から六ポンド砲用までの四種類については、その値が記されており、径については『砲学図編』での値と一致しているが、重さについては、全ての種類で異なっている。[47]

「地砲鉄殻焼弾」は、『砲学図編』では六十ポンド砲用から十八ポンド砲用までの五種類の砲弾について、その径と重さに加えて、厚さなどについても二ヶ所の寸法が記載されている。『ペウセルの砲術書』では、重さと径のみが六十ポンド砲用と三十ポンド砲用を除く他の三種類について数値が記載されており、それらについては、『砲学図編』

第3表 『砲学図編』で取り扱われている項目

「弾」	地砲弾	表12（p. 37）の“kogels”の箇所
	鉄殻焼弾	表12（p. 37）の“Brand-of kogels”の箇所
	地砲鉄奩弾	表12（p. 38）の“Blikkendoozen”の箇所
	人砲鉄奩弾	表12（p. 38）の“Blikkendoozen”の箇所
	地砲蒲桃弾及び椅	
	葛龍砲蒲桃弾椅	
	地砲石榴弾	
	石榴弾	表12（p. 39）の“projectiles”のところ
	焼弾骨	
「鏡版」	地砲弾鏡版	表12（p. 37）の“kogelklossen”の箇所
	石榴弾鏡版	
	鉄殻焼弾及石榴弾鏡版	表12（p 37）の“Brandkogel-en granaat klossen”の箇所
	鉄弾天砲鏡版	表12（p. 39）の“kogel mortier van 29 duim”の箇所
	石弾天砲鏡版	表12（p. 40）の“spiegels tot steenmortieren”の箇所
「薬嚢」	地砲毛布薬嚢式	表15（p. 44）の“voor gewone schoten”の箇所
	葛龍砲毛布薬嚢式	
	人砲毛布薬嚢式	表15（p. 44）の“voor gewone schoten”の箇所
	地砲躍射毛布薬嚢式	表15（p. 44）の“voor ricochet schoten”の箇所
	人砲躍射毛布薬嚢式	表15（p. 44）の“voor ricochet schoten”の箇所
	紙薬嚢	
「火管」	石榴弾火管	表13（p. 43）の“afmeting der buizen”のところ
「用器」	地砲薬嚢轆轤	表15（p. 45）の“kanon patroonrolders”の箇所
	人砲薬嚢轆轤	表15（p. 45）の“kanon patroonrolders”の箇所
	老石榴弾鈎	表11（p. 30）の“bomhaak”の箇所

における ものと一致している。[48] 『海上砲術全書』では、この三種類に加えて三十ポンド砲用についても記載されており、さきほどとは逆に、重さについては『砲学図編』での値と一致しているが、径については異なっている。[49]

「地砲鉄奩弾」及び「人砲鉄奩弾」については、かなり細かく各部のサイズが記載されているので、それについては改めて第4表に示す。[50] なお、『砲学図編』では各部の名称は示されておらず、ただ、図中のそれぞれの箇所に数値が記載されているだけなので、第4表中の名称は、『ペウセルの砲術書』に記載されているものに従った。第4表中に記した全ての数値は、『砲学図編』と『ペウセルの砲術書』の両者で一致している。但し、寸法が記載され

第4表　地砲鉄奮弾および人砲鉄奮弾

（p. はカノンの略、d. はドイムムの略、最後の欄は1827年型の砲。）

	24p.	18p.	12p.	6p.	20d.	15d.	15d. (1827)
筒の鉄の部分の高さ（ドイム）	29.87	27.41	24.20	19.73	22.4	25.62	12
筒を作る鉄葉の端の重なる幅	1.31	1.31	1.31	0.98	1.31	1.31	1.31
鉄の部分の底の厚さ	0.49	0.49	0.49		0.49	0.49	0.5
木のふたの厚さ	1.96	1.96	1.96	1.64	2.29	1.96	2
筒の中に入っている木の厚さ	1.96	1.79	1.64	1.51	1.96	1.96	1.5
筒の外の木の厚さ	1.96	1.79	1.64	1.64	6.54	4.91	2
鉄の部分の底、及び木のふたの径	14.33	13.04	11.4	8.99	19.42	14.33	14.33
全体の径	14.625	13.235	11.585	9.13	19.62	14.625	14.625
弾が入っている状態での平均的な重量（Ned.ポンド）	18.17	13.98	9.24	4.69	22.14	15.3	7.5
子弾の径	0.474	0.431	0.376	2.96	6.43	4.74	2.96

ている箇所は『ペウセルの砲術書』の方が二ヶ所多い。また、「全体の径」と「子弾の径」については、『ペウセルの砲術書』では、上限と下限が示されており、それらを平均した値と『砲学図編』での値とが同じとなっている。

「子弾重量」については、『砲学図編』と『ペウセルの砲術書』の両者では少し異なるが、逆に『海上砲術全書』に記されている値と近い[51]。しかし、『海上砲術全書』では、第4表に示したような細かな数値は記載されていない。

「石榴弾」は、二十九ドイム砲用から十三ドイム砲用までの四種類と「8斤鉄石榴弾」「鏡版石榴弾」「手擲拇石榴弾」の合計七種類が『砲学図編』で紹介されている。うち「8斤鉄石榴弾」を除く他の6種類の径、重さ、導火管の穴の幅や鉄の部分の厚さが、『砲学図編』と『ペウセルの砲術書』の両者で取り上げられ、かつ両者とも同じ値が記されている。また、径については、『ペウセルの砲術書』では、上限と下限が示されており、それらを平均した値と『砲学図編』での値とが同じとなっている[52]。『海上砲術全書』では巻十の「虚弾」のところで紹介されており、径についてはよくあっているが、重量についてはあわない。また、『海上砲術全書』では径と重量のみしか示され

ていない。(53)

「地砲弾鏡版」は、三十六ポンド砲用から三ポンド砲用までの六種類の砲弾の二つの径と高さ及び五ヶ所の部分の寸法が掲載されている。『ペウセルの砲術書』でも、二つの径と高さ及び空洞の部分の厚さと上端の隙間については寸法の記載があり、それらは『砲学図編』での値と同じである。(54)

「鉄殻焼弾及石榴弾鏡版」ないしは「人砲鉄殻焼弾及石榴弾鏡版」は、『砲学図編』では、六十ポンド砲用から十八ポンド砲用までと十五ドイム砲用の六種類が取り扱われ、それぞれについて径と高さ及び二ヶ所の寸法について記されている。『ペウセルの砲術書』では、六十ポンド砲用と三十ポンド砲用を除く他の四種類が取り上げられており、扱われている項目は両者で同じである。鏡版の例としてこれを第5表に示す。(55) なお、第4表の場合と同じく、第5表中に記した全ての数値は、『砲学図編』と『ペウセルの砲術書』の両者で一致している。

「鉄弾天砲鏡版」と「石弾天砲鏡版」は、『砲学図編』では、あわせて五種類、紹介されている。このうち、「鉄弾天砲鏡版」の「不貼鉄者」と「石弾天砲鏡版」の「重者」と「軽者」の計三種類は、『ペウセルの砲術書』にも記載されており、記載項目、数値ともほぼ同じである。「鉄弾天砲鏡版」については、縁の丸みの部分の半径は『砲学図編』には記載がない。「石弾天砲鏡版」の「軽者」は『砲学図編』の方が一項目、記載が多い。(56)

第5表　鉄殻焼弾及石榴弾鏡版および人砲鉄殻焼弾及石榴弾鏡版
(p. はカノンの略、d. はドイムの略。最後の欄は1827年型の砲。
また、＊印は、『砲学図編』では、10.045となっている。)

	36p.	24p.	18p.	20d.	15d. (1827)
スピーゲルの径（ドイム）	16.42	14.41	13.02	19.35	14.41
スピーゲルの全体の高さ	10.45*	9.17	8.26	12.26	8.0
弾ないしはグラナートが置かれるところの空洞の厚さ	6.19	5.29	4.73	7.32	5.5
底の平坦の部分の径	8.76	7.80	7.32	9.23	

「地砲毛布薬嚢式」及び「人砲毛布薬嚢式」は、『砲学図編』では三十ポンド砲用から六ポンド砲用までの五種類と、二十ドイム砲用と二種類の十五ドイム砲用の計八種類が取り上げられ、その高

さと幅が記載されている。『ペウセルの砲術書』では三十ポンド砲用を除く他の七種類が取り上げられ、その高さのみが記載されている。この記載された高さの値については両者は一致している。[57]

「地砲躍射毛布薬嚢式」及び「人砲躍射毛布薬嚢式」は、『砲学図編』では二十四ポンド砲用から十二ポンド砲用までの三種類と、二十ドイム砲用と十五ドイム砲用の計五種類が取り上げられ、その高さと幅が記載されている。『ペウセルの砲術書』でもそれらは全て取り上げられているが、「地砲毛布薬嚢式」や「人砲毛布薬嚢式」の場合と同じく、その高さのみが記載されている。そして、この記載された高さの値については両者は一致している。また、この「薬嚢」のところの二つの「紙薬嚢」については、『砲学図編』においては、寸法の記載がない。[58]

「石榴弾火管」のところでは、八十ポンド砲用及び六十ポンド砲用と二十九ドイム砲用から十三ドイム砲用までの五種類、そして「鏡版石榴弾」用と「手擲石榴弾」用の計七種類について、各部の厚さが記されている。『ペウセルの砲術書』でも八十ポンド砲用及び六十ポンド砲用を除く他の六種類について取り上げられ、各部のサイズが記されており、その値は『砲学図編』で取り上げられている値と同じである。「火管」はこの項目だけなので、両者が一致している数値を第6表に示す。また、この「石榴弾火管」については、『ペウセルの砲術書』で取り上げられている項目の方が多い。[59]

第6表　石榴弾火管鉄殻焼弾及石榴弾鏡版、鏡版石榴弾火管および手擲拇石榴弾火管

(d. はドイムの略、sp. は鏡版石榴弾火管、h. は手擲拇石榴弾火管)

	29d.	20d.	15d.	13d.	sp.	h.
全体の長さ	23.55	17.01	13.08	11.11	6.54	6.54
上部の厚さ	4.96	3.71	2.95	2.62	2.07	2.01
下部の厚さ	2.62	2.18	1.85	1.79	1.53	1.31
上から1/4の所の厚さ	3.93	2.84	2.07	1.96	1.74	1.53

「地砲薬嚢轆轤」及び「人砲薬嚢轆轤」のところでは、三十ポンド砲用から六ポンド砲用までの五種類と二十ドイム砲用、および長短二種類の十五ドイム砲用の計八種類について各部の長さや重さが七項目にわたって記述されている。一方、『ペウセルの砲術書』では、三十ポンド砲用を除く他の七種類が取り上げら

れている。そして、径の厚さなど三種類の数値が記載されており、これらは『砲学図編』のものと一致している（なお、十五ドイム長人砲薬嚢轆轤については、『ペウセルの砲術書』にも取り上げられているが、数値の記載はない[60]）。

「老石榴弾鈎」では、『ペウセルの砲術書』に取り上げられている項目の方が多く、『砲学図編』に記載されている範囲内では両者の数値は同じである[61]。

『砲学図編』のなかで紹介されている様々な砲弾や器具のうち、「弾」「鏡版」「薬嚢」「火管」については、おおよそ三分の二以上はペウセルの砲術書』の第三巻の表中に記載されている数値と一致している。また、「用器」については、本稿では寸法の数値に着目したために、両者の関連を指摘しうる項目は限られたものになってしまった。また、「弾」については、同じくサイズの記載のある『海上砲術全書』についても眺めたが、本稿で見た範囲では『ペウセルの砲術書』よりも『海上砲術全書』の方を強く参照したとは言えない。「用器」の項目を考慮に入れたとしても、象山はこの『砲学図編』を著すにあたって、かなりの程度『ペウセルの砲術書』を参照したであろうことは確かであると言える。しかし、同時に、象山はこれを著すにあたって他の書籍を参考にしたことも確かであるが、筆者にとっては、今のところ不明である。

六　おわりに

砲術や兵学、あるいは広く科学技術に関係する事柄を扱うとき、象山は、多かれ少なかれ、自己の見解が、西洋の科学技術に裏打ちされたものであるというスタンスで、種々の言明を行っている。弘化三年、江戸での蘭学の勉強の後、国許に帰った象山が砲術に関して下敷きとできるような蘭書は、おそらく『ペウセルの砲術書』以外にはなかったであろう。嘉永四年、自ら打った砲弾が決して山を越えて天領に着弾しなかったことを弁明しなければならなかったとき、それは通常以上に、自己の見解が西洋の学問に基づいていることを主張せねばならないときでもあった。そのためには、砲弾の運動学に関する自己の持てる知識をフル動員する必要があった。だからこそ、翻訳書である『海上砲術全書』からの知識だけでは不十分と感じ、これまで読み親しんだ『ペウセルの砲術書』からの知識をも付け加

えて展開したのであろう。『砲学図編』の執筆の動機の一つは、前年に浦賀の砲台をみてまわったとき、人々が知らないような砲術関係の用具について、自分が知っていたということにあると思われる。この頃になると、象山はかなり多くの兵学や砲術関係の蘭書や翻訳書に眼を通していたと思われるが、そこでのデータのかなりの部分が、やはり『ペウセルの砲術書』に基づいていたと推定されることは、極めて興味深いことである。

しかし、「デッケル」の戦術書など他の蘭書に影響されたと思われるような場合も含め[62]、砲術に関する象山の知識が『ペウセルの砲術書』からのものばかりでないことは、本稿のこれまでの考察からも明らかである。象山が必ずしも『ペウセルの砲術書』だけに基づいて種々の言明をしているものではない他の例として、最後に、蘭書との関連についてのこれまでの研究では全く取り上げられることのなかった嘉永三年四月の「沿岸防御の不完全を指摘し幕府に上らんとせし意見書（草稿）」を簡単に眺めてみる。そこでは、江戸湾防備の不備の指摘と関連して、二四ポンドのカノン砲を打つときの火薬の量や射程距離について述べられている[63]。一方、『ペウセルの砲術書』の表1では、二四ポンドのカノン砲の長さは三エル四三ドイム九九となっており、『砲学図編』で述べられている度量衡の換算値をもとにすれば、一丈一尺あまりとなる。表12で与えられている二四ポンドのカノン砲の砲弾の重さは、一一・四ポンド、つまり、三貫あまりとなる。また、表20で与えられている二四ポンドのカノン砲に装填する火薬の重さは、四ポンド、つまり、一貫あまりとなる。そして、このときの射程距離は、およそ三一〇〇パッセン、つまり、約二二町ほどとされている[64]。これらの数値は、象山が「草稿」のなかで述べているものに近いことがわかる。また、この「草稿」では、砲台の高さは、古い見解では船の接近可能距離により違っているとされていたが、最近の見解では、それとは無関係に一定の高さに作られる、ということが述べられている[65]。実は、『ペウセルの砲術書』では、象山が古い見解とみなしている内容が記載されている。そこでは、「砲台の一番下のところが海面よりもどれくらい上でなければならないかは、船が接近することのできる距離に依存している」として、それが二〇〇エル離れたときには約一五から一七エル、つまり、一一〇間ほど離れているときは九間ほど、四〇〇エル離れたときはその倍であることが記

されており、(66)象山が「草稿」のなかで述べているものと、数値も含めて似ていることがわかる。おそらく、ここで象山が「以前の法」としたのは、この『ペウセルの砲術書』の見解ではなかったかと考えられる。これだけの事実から結論を下すのは少し早計であるが、敢えて言うならば、象山は、この「草稿」のなかで砲術に関する細かい議論をするにあたっては、その多くを『ペウセルの砲術書』に依存すると同時に、ある点では、そこでの見解を「古い」とし、他のより新しい蘭書からの知識をもとに議論を展開していると言える。その意味では、象山の西洋科学技術の把握過程における蘭書の役割という観点から見ても興味深いものがある。

象山が読んだと思われる砲術関係の蘭書は、宝物館の蔵書リストや池田氏の調査からも明らかなように、かなりの数にのぼり、筆者もそれらの全てを調査したわけではないが、いずれにしても、これまでは「デッケル」の戦術書などの影に隠れてあまり注目されてこなかったこの『ペウセルの砲術書』は、案外、象山の西洋砲術に対する考え方を形成する上で重要な役割を果たしてきたと言えないだろうか。

本研究は鈴渓学術財団の研究助成を受けて行ったものである。資金的援助をいただいた鈴渓学術財団に感謝いたします。最後に、佐久間象山関係の貴重な資料の閲覧をはじめ、多くのご便宜をはかっていただいた真田宝物館の皆様に御礼申し上げます。

注と文献

(1) 池田哲郎「佐久間象山と蘭学—象山書志—」『福島大学学芸学部論集』第十号一九五九年　七九頁

(2) 信濃教育会編『象山全集』巻二「上書」七九—九一頁(「嘉永三年四月沿岸防御の不完全を指摘し幕府に上らんとせし意見書草稿」)などが代表的なものである。なお、本稿で『象山全集』から引用する場合には、この信濃教育会編のものを用いる。

(3) 砲台については、前掲(2)のほか、大阪の砲台について意見を述べたものなどがある(前掲(2)、巻四、五八一頁)。また、大砲については、例えば、松代藩での大砲の整備について答えたものなどがある(前掲(2)、巻三、四八四頁)。

(4) 三ポンドのカノンと四十貫目あまりのホウウイッツルを製作したのが最初である。(前掲(2)、巻三、四一三頁)

(5) 前掲(2)、巻三、三七六頁

(6) 佐藤昌介『洋学史の研究』(中央公論、一九八〇年)二

一一頁

（7）中津藩の依頼で製作した六ポンド砲と十二ポンド砲の破裂がよく知られている。（前掲（2）、巻二「上書」、一一一頁、巻三、六〇〇頁）

（8）前掲（6）二〇七頁

（9）宮本仲『佐久間象山』増訂版（岩波書店　一九三六年）一四七頁、あるいは、前掲（6）二〇八頁などがある。

（10）象山はbとpを混用していると池田哲郎氏は述べている。

Beuscher, W. F.: Handleiding voor Onderofficieren, tot de Kennis der theoretische en praktische Wetenschappen der Artillerie, 3dln, 1834-1836

（11）近山與士郎「佐久間象山先生遺品について」六頁

（12）「日本見在蘭書目録」『日新医学』第四一巻　第一号（一九五七年）五七頁

（13）第一巻、第二巻とも細かく項目別に叙述されており、それらの全てを示すことは煩雑となるので、ここでは第一巻と第二巻のおおよその内容を知るために、もっとも大きな各部の項目だけを以下に示す。

第一巻

導入、第一部　大砲について、第二部　砲架および砲車について、第三部　砲兵隊で用いられる器具や道具について、第四部　砲弾について、第五部　火薬について、第六部　火薬の材料や火器について

第二巻

第一部　発砲と投擲について、第二部　大砲の検査と役にたたないものを再び役に立つように修復する方法について、第三部　砲兵隊で使う器具の取り扱いと実際の使用について、第四部　兵器庫、火薬の砲弾の貯蔵庫においてなすべきことについて、第五部　砲台について、第六部　築城術の基礎について

（14）宝物館所蔵の他の蘭書のうち、「カステレイン」とよばれている蘭書に貼り付けられている小さな赤い貼紙については、拙稿「佐久間象山と西洋科学のかかわり―化学分野を中心に」（『洋学5』（八坂書房、一九九七年）に所収）を参照されたい。

（15）例えば、前掲（9）一四五頁などがある。なお、この「カルテン」とは、次のような本である。

Calten, J. N.: Leiddraad bij het Onderrigt in de Zee-Artillerie. 1832.

（16）これは、天保一四年（一八四三）に稿の成った二八巻二九冊よりなるものである。（参照、日蘭学会編『洋学史事典』（雄松堂、一九八四年））

（17）前掲（2）巻三　三四一頁

（18）前掲（1）七九頁

（19）川尻信夫『幕末におけるヨーロッパ学術受容の一断面』（東海大学出版会、一九八二年）二九五頁。また、前掲（2）巻三　四三九頁を参照されたい。

(20) 前掲(2) 巻三 三七五―三八一頁まで。
(21) 前掲(9) 一四七頁
(22) 前掲(2) 巻三 三八〇頁。なお、この箇所は次のような内容である。「行軍銃とは初めにも認め候通り口径十六ドイムのホウキツスル短き十二ポンド六ポンド三ポンドのカノン以上四品を申候近来実験の便利を以て行軍には此四品の外用ひざる趣西洋一八三六年に致印行候ベウセルと申人の著書に見え申候」
(23) 前掲(2) 巻三 三七五頁および前掲(2) 巻三 三八〇頁。なお、この箇所は次のような内容である。「近来西洋にて大銃の区別を三通りに立て申候（但し船中用ふる所を除て陸地に用ふる所のみを申候也）然れども其実は二通り也其一をフェルドゲシキュットと申候行軍野戦の銃と申事に御座候行軍野戦には軽便の器に非ざれば其利少く候故に其心して銃砲をも造り申候口径十六ドイムのホウイッスル（一ドイムは本邦曲尺三分二厘八毛九弗二四八にあたる也）短き十二ポンドのカノン（口径十一ドイム九九）短き六ポンドのカノン（口径九ドイム五二）短き三ポンドのカノン（口径七ドイム五二）以上四品即ちフェルドゲシキュットに御座候其二其三をベレーゲリングゲシキュット（城堡を取囲む銃と申す義也）フェスチングゲシキュット（城堡の銃の義也）唱へ申候用ふる場に随て名は替り候へども其実は一に御座候廿四ポンドのカノン（口径十五ドイム一七）十八ポンドのカノン（口径十三ドイム七四）長き十二ポンドのカノン同じき六ポンドのカノン及び五十ポンドのモルチール等これに属し候」
「（文中「短き十二ポンドのカノン」の下辺に貼付せる符箋）、同じ十二ポンドのカノンにても長短の別ありて筒長ければ筒台とも目方重くなる故に長き方は行軍には用ひず短き方のみを用ふる事也、長き十二ポンドのカノン総丈三エル二十三ドイム七五、短き十二ポンドのカノン総丈二エル十二ドイム八二、長き六ポンド総丈二エル七十六ドイム九二、短き六ポンド総丈一エル七十九ドイム零五、同三ポンド総丈一エル四十八ドイム五」
(24) 前掲(10) 第二巻 五頁
(25) 前掲(10) 第二巻 六頁
(26) 前掲(10) 第三巻 三頁
(27) 前掲(16) 巻之三。なお、この『海上砲術全書』については、筆者は、主に京都府立総合資料館蔵のものを参照した。
(28) 前掲(16) 凡例
(29) 前掲(10) 第三巻 四―五頁
(30) 前掲(16) 巻之四
(31) 前掲(2) 巻三 三七五―三七六頁。なお、この箇所は次のような内容である。
「銃台にも区別御座候て各制作を異にし申候大別五通りに御座候其一をヘルドアホイトと申候行軍銃架と申義に御座候其二をベレーゲリングアホイトと申候城堡を取囲む銃架

と申義に御座候其三をフエスチングアホイトと申候守城銃架の義に御座候其四をキユストアホイトと申候キユストは海浜の事に御座候其五をシキツプスアホイト申候シキツプは船と申事に御座候同じ車台にてもその用ふる所の場に依て便利の制作有之候其制に従はざれば必ず不便利なる故に洋人に於ては各其尺度重量を定めて諸国普通に是を用ひ候事に御座候総て皆実事に施し候て其便利なると不便なるとを経験いたし候故に如此普通の法とはなりたるにて候」

(32) 前掲(10) 第一巻 四五―六〇頁
(33) 前掲(16) 巻之六
(34) 前掲(2) 巻二「上書」 九一―九七頁
(35) 前掲(19) 二九五頁
(36) 前掲(2) 巻二「上書」 九四頁
(37) 前掲(2) 巻二「上書」 九五頁
(38) 前掲(2) 巻二「上書」 九五頁
(39) 前掲(10) 第三巻 五頁
(40) 前掲(10) 第三巻 六頁
(41) 前掲(2) 巻二「上書」 九四頁。なお、この箇所は次のような内容である。

「いづれの筒にても火薬の力を以て其筒の向ひ候線を伝へて弾丸を飛ばしめ候所弾丸に重力と申もの有之即ち地球の引力に引かれ候にて其物質の密なるもの大なるもの同じく重さ是に加はり候是を西洋窮理家にて重力と称し申候筒口を離候や否や早く已に地に向て落ち候事を好み候に付此二ツの力〔即火薬の力にて筒の向ひ候線に弾丸を飛ばしめ候力と弾丸の地に向て落ち候力となり〕合併候て力のたわみ候線を画し候西洋の名これをバラホールと申候」

(42) 前掲(16) 巻之十七
(43) 前掲(10) 第三巻 五頁
(44) 前掲(16) 巻之十七
(45) 前掲(2) 巻二「砲学図編」 一頁
(46) 前掲(2) 巻二「砲学図編」九頁および前掲(10) 第三巻 三七頁
(47) 前掲(16) 巻之九。「実弾附其量及ヒ其大小限ヲ論ス」
(48) 前掲(2) 巻二「砲学図編」一〇頁および前掲(10) 第三巻 三七頁
(49) 前掲(16) 巻之十。「虚弾ノ量及ヒ其大小限」の「虚心鉄製焼夷弾」
(50) 前掲(2) 巻二「砲学図編」一一・一二頁および前掲(10) 第三巻 三八頁
(51) 前掲(16) 巻之十。「霰弾」の「鉄葉体ニ用フルモノ」
(52) 前掲(2) 巻二「砲学図編」一四・一五頁および前掲(10) 第三巻 三九頁
(53) 前掲(16) 巻之十。「虚弾ノ量及ヒ其大小限」の「ボムベン」および「柘榴弾」
(54) 前掲(2) 巻二「砲学図編」一八頁および前掲(10) 第三巻 三七頁
(55) 前掲(2) 巻二「砲学図編」一九・二〇頁および前掲

(10) 第三巻　三七頁

(56) 前掲(2)　巻二「砲学図編」二〇―二二頁および前掲(10)　第三巻　二九―四〇頁

(57) 前巻(2)　巻二「砲学図編」二四・二五頁および前掲(10)　第三巻　四四頁

(58) 前掲(2)　巻二「砲学図編」二七・二八頁および前掲(10)　第三巻　四四頁

(59) 前掲(2)　巻二「砲学図編」二九頁および前掲(10)　第三巻　四三頁

(60) 前掲(2)　巻二「砲学図編」三〇―三三頁および前掲(10)　第三巻　四五頁

(61) 前掲(2)　巻二「砲学図編」四一頁および前掲(10)　第三巻　三〇・三一頁

(62) 前掲(2)　巻三　四八四頁

(63) 前掲(2)　巻二「上書」八三頁。この箇所は次のような内容である。

「西洋にて廿四ポンドのカノンと申は玉の大きさ大凡此方の五貫目余にて其筒の長さ一丈有余に御座候此砲に一貫目余の火薬を装ひ十一度の矢位を以て打出し候に「西洋諸国にては中りを慥に仕候を尚び候故に余計の高度は打不申カノン砲は大抵十一度を以て限と仕候」其玉漸く廿五町に達し候義に御座候」

(64) 前掲(10)　第三巻　二頁、三七頁、六八頁

(65) 前掲(2)　巻二「上書」八六・八七頁。なお、この箇所は次のような内容である。

「海浜の台場は近来の洋説を審に仕候に海水の上高さ六間より六間半迄を定法と仕候様奉存候「以前の法は敵舶の近寄り候べき海の深浅を測り敵舶海岸より百間の所まで近寄可申台場には其高を八間に仕り又二百間の外にかかるべき所に十六間の高さに仕候様見え候へども近来は追々実験の上にて台場を低く仕候事と奉存候」」

(66) 前掲(10)　第二巻　三九五・三九六頁

『日暮硯』と松代藩宝暦改革

笠谷和比古

はじめに

松代藩真田家の家老恩田木工民親による藩政改革の次第を記した『日暮硯』は、長きにわたって読みつがれてきた説話の一つである。嘘をつかぬことを信条とし、領民との対話と信頼関係の形成のうえにたって改革に取り組み、破綻に瀕していた藩の財政を再建していくこの成功譚は経世の理想を示すものとして、広く世に受け入れられてきた。

しかしながら戦後、松代藩真田家に伝来してきた真田家文書が公開され、それに基づく松代藩宝暦改革に関する歴史学的研究が進むにつれ、『日暮硯』に記されているところと史実との間に懸隔が見られることが明らかとなっていき、『日暮硯』は松代藩の改革を素材とした物語にすぎないのではないかとする指摘がなされてきた。

岩波文庫版『日暮硯』の本文末尾には「馬場正方」なる署名があり、これはかつては、恩田民親と同時代の松代藩士で俳諧の分野でも著名な馬場広人（俳名、杉雨（サンウ））のことであるとされてきた。しかしながら『日暮硯』の内容には松代藩士らしからぬ誤認が認められることから、『日暮硯』はその作者を松代藩士に仮託した虚構の作品であり、江戸方面の戯作者の手になる読み本の類であろうとされ、歴史学上の研究史料としてはさして価値の無いものとする見解が広く行われているかに見えるのである。

これに対して、筆者はかつて『日暮硯』の全国各地に現存する諸写本を検討して、その原本原文の復元考証を試みた結果、現行の岩波文庫版『日暮硯』が底本に用いている色部義敦氏旧蔵本は『日暮硯』諸写本の中でも新しい部類

に属しており、原本原文をかなり改めていることから、これに基づいて議論を行うのは適切ではないこと。そして作者とされる「馬場正方」の署名は原本原文には見られず、後代の写本書写者の署名と判断されることから、同書の作者を松代藩士に仮託をしたという議論はそもそも成り立たないこと。他方では、岩波文庫版『日暮硯』には見えないけれども、原本原文の末尾には同書の作成年として「宝暦十一巳年」という年号が記されていたと思われ、同書が恩田民親の生前に記された可能性があること、等々を指摘をしたのである。①

『日暮硯』はその末尾に、同書の叙述が恩田民親と親しい帰依僧から聞いたところに依拠していると明言しているのであり、作者は自らが松代藩外の人間であることを何ら隠し立てなどはしていない。『日暮硯』とはそのような書物なのである。

それ故に、同書を歴史史料の観点から捉えた場合、伝聞史料としての限界を有しているということ。しかしながら他方では、公的史料には現れにくい恩田民親の私的な内情についての情報を含んでおり、批判的な観点を持しつつ眺めるならば自余の史料では得られない貴重な内容を備えていること。そして同書の作成時期が「宝暦十一年」ということになれば、これは恩田民親の生前であって彼の主宰する宝暦改革が進行中の述作であるということとなり、伝聞史料としての弱点を差し引いても、同改革にとっての同時代史料として格段に高い史料的価値を有することとなるのである。

『日暮硯』を単なる虚構の読み物として捨て去るのは、歴史学的研究の見地においても損失であり、また危険でもある。われわれは今一度、同書の蔵している学問的価値について考究していく必要があると考える次第である。

[注]

① 拙稿「『日暮硯』諸写本の研究」(『松代』創刊号、一九八八。拙著『近世武家文書の研究』—法政大学出版局、一九九八—収載)。なお、岩波文庫『新訂日暮硯』に付載の参考本『日暮硯』は同書の原本復元を試みた校合テキストである。本テキストを参照されたい。この校合テキストでは『日暮硯』末尾の跋文は「右の件々は正しく木工殿の帰依僧何某上人の直説に伝承り、感嘆の余りに日暮し硯に向ひ、ここかしこ覚へたる処ばかり反古の裏に書付侍る事しかり　宝暦十一巳年冬之初」となる。

一、『日暮硯』の諸写本とその流布

今日に伝えられている『日暮硯』の諸写本の中に、叙述の構成を異にする幾つかのタイプのものが存在することについては、かねてより指摘しているところである。その詳細については、岩波文庫『新訂日暮硯』の巻末解説および拙稿「『日暮硯』諸写本の研究」を参照されたいが、岩波文庫に収められている正統それの他に幾つかの異本が存在している。

特にそれらの中でも世に広く流布しているのは正統型『日暮硯』から派生して、実録物風にその叙述が改編された異本である。この異本型『日暮硯』の特徴は、全体を一〇段に分かって、それぞれ「真田伊豆守殿幼君聡明叡知之事」「領分制せずして博奕止む事」などの見出しを備え、冒頭に「爰に信州川中島松代の城主真田伊豆守殿は其先祖より武功の家筋、世の人是を知る処にして甲州武田家の旗下たり」という真田家についての説明文が記されているところにある。

そしてこの異本型『日暮硯』には、その文章内容がほぼ同一でありながら題名のみを別にする幾つかの異称本が見られるのであり、それらは『本政談』『豆州勝手直』『鳥籠の山彦』などといった題名を有している。

『日暮硯』がこのように様々なスタイルをとりながら、世に広く流布し今日に伝存していることは、同書が江戸時代のうちから多くの人々に読まれ、伝写されていったからに他ならない。われわれは今日に伝えられている『日暮硯』の諸写本を丹念に検討していくことによって、同書が何時、誰によって書かれたのであるか、またどのようにして『日暮硯』の様々のタイプの異本が派生していったのか、どのような形で同書は同時代の人々に読まれ受容されていたのか、等々の問題を解明していくことができる。

その意味において『日暮硯』の写本研究は重要な意味を有するのである。

一昨年の『信濃毎日新聞』（平成九年四月十日、朝刊）にも新潟在住の方から同書の写本が発見された旨の記事が掲載されていた。この写本は右に述べたタイプの異本型『日暮硯』であったが、これからもまたそれら諸写本の発見される機会もあるであろう。

これら同書の写本で最近その所在を知ったもの二点につ

いて述べよう。その一つは、先述の『豆州勝手直』の標題を有する『日暮硯』の異本である。これはかつて大平喜間太氏が紹介されながら、その後、所在が不明となっていたのであるが、近年、これが長野市立博物館に伝存していることを同館学芸員の降幡浩樹氏の御教示によって知ることができた。同氏に謝意を表するものである。同書の書誌は以下の通りである。

表紙、浅葱色　標題、左肩題箋「豆州勝手直」　寸法タテ24.6cm×ヨコ17.1cm　本文五八丁　一丁八行　一行約二〇字　字高22cm　跋文ナシ　識語ナシ　書写者署名、「天保十五辰年六月写之　竹内長政」、「弘化三年閏五月写之　青龍庵」　蔵書印ナシ

その叙述内容については、かつてこれが異本型『日暮硯』に属するものであることを推定しておいたが、今回それを確認することを得た。本書は内容的には特には新しいものはないけれども、その標題が独特であり、現在この標題を有する写本は他には知られていない。

このような異称本が何故に、どこで、誰の手で作成されたのであるか。その問題を解明していくことは、『日暮硯』原本の成立事情を明らかにするとともに、同書が改編を重ねつつ徳川の社会の中でどのような広がりを持って受容されていたのかという文化史・思想史上の問題を考察していくうえで重要な手がかりを与えてくれるものなのである。

今一つの写本は『本政談』の題名を有しており、秋田在住の高橋善一氏から照会のあったものである。同書は東京の古書店で購入された由で、その書誌は以下の通りである。

表紙、浅葱色渋塗　寸法タテ23.3cm×ヨコ16.7cm　本文五〇丁　一丁八行　一行約二〇字　字高19cm　跋文ナシ　識語、「此本は慶応四戊辰歳、江府御屋鋪ゑ罷出、滞留中、御用役野村氏より申請、二月中旬写之置なり　和田貴重」　蔵書印、方形印、印文「(屋号、山三)　足利、和田今助」(一部判読不可)

本書は蔵書印からして足利方面の貸本屋の貸本として伝えられたものと思われる。貸本屋和田氏が江戸に出向いて本書の元本を借覧したのは、下野国方面のいずれかの大名家であると推測されるが定かではない。

さて『本政談』の題名を有する『日暮硯』の異本については、かつて滝本誠一氏が『日本経済大典』に収録されたことがあるが、その系統の写本の数は余り知られていな

い。この『本政談』は既述のとおり、前掲の異本型『日暮硯』と叙述内容を等しくしており、その限りで内容上の新味はないのであるが、同写本にはその最後に『日暮硯』の成立時期に関する注目すべき一行が記されていた。

前述のごとく、今日に伝存する『日暮硯』の諸写本を校合検討するならば、その原本の末尾には同書原本の成立年として「宝暦十一巳年冬之初」という年付が記されていたことを知る。しかしながら、一般に流布している岩波文庫版『日暮硯』(旧版および現行の新訂版ともに)は色部義敦氏旧蔵本(色部本)を底本としている関係から、この成立年を示す部分が欠落しており、このために、この宝暦十一年をもって同書の成立年とすることの妥当性をめぐる議論というものはなされていないのが実情である。

しかし周知のとおり、『日暮硯』に関して松代藩宝暦改革の実情とはかけはなれた江戸方面の物語作者の創作にすぎないとする議論が広く行われているという研究史上の状況を考えるならば、同書の成立時期をめぐる問題は枢要の解明課題と言わねばならないであろう。そこで、原本に記されていた「宝暦十一巳年冬之初」という文字が重要なのであるが、しかしながら私はこれまで、そのうちの「冬之初」という季節を示した語句にどうも落ち着きの悪い釈然としないものを感じていた。

ところが今回発見された高橋氏蔵本『本政談』での文章は、「宝暦十一巳年冬之初十五日」となっていた。この記述を見て長年の疑問が氷解することを得たのである。すなわちこれならば「冬之初」の意味ははっきりとする訳で、漠然と冬の初めを指しているのではなく、それは「十月」の異称に他ならないということである。すなわち『日暮硯』の述作されたのが「宝暦十一年十月十五日」という非常に特定された時点であることを物語っていることになるのである。

そして同書の成立年時が「宝暦十一年十月十五日」というように特定されるとなると、これは重要なこととなる。なぜなら恩田木工民親が没するのはそれより三ヶ月後の宝暦十二年正月六日であり、『日暮硯』は恩田民親の生前のうちに、そして彼の宝暦改革と同時進行的に作成されたということになり、同書の史料的価値は格段に高まることとなるからである。

ただし現在のところ管見の範囲では「宝暦十一年十月十五日」まで日時を特定して記した写本は、これ以外を知ら

ない。『日暮硯』の原本の成立が真に宝暦十一年のことであるかどうかを確認する方法は、同書の古い写本の発掘にかかっているであろう。この宝暦十一年にできるだけ近い時代の古写本を見つけだすことが、原本成立年についての議論に解答を与えることになると考える次第である。

二、恩田木工と松代藩宝暦改革

本節では松代藩宝暦改革の史実をできるだけ忠実に再現してみよう。[1] そしてそれを『日暮硯』の記述と突き合わせてみることによって、同書の性格と同書の有している意義について検討を加えてみたい。

1　改革政治の推移

松代藩宝暦改革の推移を順に追っていこう。まずその出発は、この改革の責任者として恩田民親が任命される時点に求められる。それを『日暮硯』は宝暦五年のこととするが、実際には同藩『家老日記』に次のとおり記されているように、宝暦七年八月二八日のことである。[2]

一、恩田木工、勝手方御用被二仰付一

先達て被二仰付一候へども、御訴訟申上、再応被二仰付一、御請申上ル

「勝手方」とは松代藩の財政問題を統轄する役職であり、家老である恩田木工は勝手方を兼帯して同藩の財政改革の衝に当たることとなるのである。『日暮硯』はこれを「勘略奉行」に任ぜられたと表現しているけれども、その表現もさることながら、それを宝暦五年とする『日暮硯』の改革開始時期についての叙述は誤りとされ、同書に信を置くことのできぬ理由の一つとされているのである。

この問題については、改革始期に誤解のあることは事実と認めなければならないのであるが、しかしながら他面、右の『家老日記』の記事の後半の文章に注意してみる必要がある。すなわち、「先達て被二仰付一候へども、御訴訟申上、再応被二仰付一、御請申上ル」とは、勝手方任命のことは先日も命ぜられたけれども「御訴訟」、すなわち強く辞退を嘆願して一旦は見送られていたということ。しかしながら今回、再び命ぜられ、これに従ったというものである。

これは正に『日暮硯』に描かれている、恩田木工が改革担当任命をめぐって当初は固辞し続けたという経緯と全く一致していると言えよう。この点はこれまでの研究では見

落とされているけれども、『日暮硯』の叙述の正確さ如何をめぐる議論の中で留意されてしかるべきことの一つであろう。

さて、宝暦七年八月に恩田木工の勝手方任命と改革政治の発動を余儀なくされた背景には、同年五月に発生した千曲川の洪水と、それに伴う領内被災という事実があった。それが松代藩の宝暦改革の直接の原因をなしていたのである。

この宝暦七年の洪水は関東・甲信方面に甚大な被害を発生させ、松代藩領をも直撃していた。農民も疲弊したけれども、足軽の扶持米・切米も支払い停滞の事態となり江戸詰めの者にも滞りが生じていた。すなわち「当年、別而御不足多く、当分月々渡り相成兼可レ申哉之旨」[3]と。

この広域的な水害に対しては、幕府の主導の下に諸大名が動員され御手伝い普請をもって各地の河川堤防の復旧工事にあたるとともに、被害甚大の諸藩には幕府から拝借金が貸与されてその回復をはかった。松代藩にも幕府より金一万両の拝借金が許可されて、これで当面の窮状を凌ぐこととなったのである。

しかし松代藩はこれ以前より、領内の田畑の荒廃と慢性的な財政窮乏の状態が続いており、この宝暦七年の大水害はさらにこの困窮状態に追い打ちをかけるといったものであり、藩財政の根本的な改革は不可避であった。恩田木工が勝手掛への就任を懇請され、松代藩の財政再建の大任を委ねられたのはこのような状況の下でのことであった。

[改革の布陣]

松代藩の宝暦改革を考えるとき重要なことの一つは、改革に取り組む役人たちの布陣についてである。『日暮硯』はもっぱら改革を、恩田木工一人の活躍の物語として描いているが、実際には恩田木工を中心としながらも、その周囲にその改革政治を補佐し協力すべく改革担当役人グループが配されているのであり、その布陣と政治体制についても眺めておく必要がある。これは松代藩の改革の実像を解明し、そこにおける恩田木工の役割を明確にしていくうえでも重要なことなのである。

恩田木工を補佐する形で任命配属された勘定吟味役の成沢勘定左衛門と祢津要左衛門の二人が重要である。彼ら二人はいわば恩田木工の左右の手として活躍することとなる。

そして彼ら両名は、この改革を強力に推進するために、本来の職掌を超えた包括的できわめて広範な権限を与えられる。それは恩田木工が財政改革の担当に任ぜられてから三ヶ月後の宝暦七年一一月一日に、根津・成沢両名に宛てて発給された申渡書によって知ることができる。(4)

すなわちそこでは包括的な職掌として、「江戸・御在所交代相勤、御勝手向之儀、不レ依二何儀一、万端立入御費無レ之様、心掛肝要之事」と述べ、根津と成沢は交替で江戸と国許の勤務にあたり、松代藩の財政支出に関わるいかなる問題にも立ち入り、これを監督・指導すべきことが規定されている。

具体的に見るならば、第一に藩の財政運営の中心部局である勘定所に対しては、「於二御在所一、日々御勘定所罷ゑ出、不レ依二何事一、御郡奉行ゑ相談、勿論、御郡奉行支配御役人、各支配同様相心得、勤方折々立入、少も無二遠慮一致二吟味一、御為大切奉レ存、御勝手可二罷成一儀、専可レ有二僉儀一事」と述べ、毎日勘定所に出仕して、勘定所の長官である郡奉行と財政問題を議するとともに、勘定所役人を根津・成沢の直属部下と同様の積りで指揮すべき権限が授与されたのである。

同様に御膳所、御側御納戸、茶道詰所などの所々に立ち入って冗費の節減を指導するとともに、普請場や川除普請場をも見回って職人・人足の勤方を監督する権限が与えられ、その他、勝手向に関わる全ての役所に赴いて支出問題についての意見を述べることが指令された。

そして最後に「右　御為第一相心得、随分入念可レ被申二談一候、尤存付候趣、且又難二心得一義も候ハヽ少したり共、恩田杢方ゑ可レ被二相伺一候」として、右両名は恩田木工の差図の下に職務遂行をなすべきことが明記されている。

そして併せて、松代藩の諸役人に対しては、「根津要左衛門・成沢勘左衛門、御勘定吟味御勝手向懸り合被二仰付一、勤方別紙之通、被二仰付一候、向後、御勝手向ニ付而之儀、御役人末々迄、恩田杢存寄、追々右両人可二申談一候間、可レ被レ得二其意一候」と。

すなわち恩田木工の改革方針については、右の両名が役人団の末端に至るまでこれを申談じて伝達することになるので、その心得でいるようにとの指示である。この指令は町奉行、郡奉行、目付、宗門奉行、普請奉行、道橋奉行、武具奉行、御金奉行、御納戸役、右筆、茶道、御馬役、といった松代藩の役人組織のすべてにわたって周知徹底され

ている。

根津・成沢の二人の勘定吟味役は、恩田木工の改革方針を徹底させるべく、いわば木工の左右の手となって藩の役人組織を指導するという体制を構築したのである。

すなわち彼ら両名は、勘定吟味役としての本来の職掌である会計検査・監察のみならず、「御勝手向懸り合」という役職名の下に、すべての役所の経費支出問題に介入して勝手向き全般を統轄するとともに、勘定所の場合に見られたように、各役所の役人を両名の支配下役人と同様に心得て直接に行政命令を下しうるという権限が授与された訳である。

そして総括規定として、両名が思い至った良き施策や改善案、ないし得心のゆかない事柄があったときには、これを恩田木工の下に伺うべしと規定して、両名の活動が恩田木工の意向を体現するものとしてあるということを全役人団に周知徹底させているのである。

このようにして根津・成沢の両名は、交替で江戸および松代にあって勝手向万端に心を配り、恩田木工の指導の下に改革政治を強力に推進していった。

恩田木工の改革政治の担当者の布陣ということで今一つ指摘しておかなければならないことは、恩田木工の義理の弟（妻の弟）にあたる望月治部左衛門が、この改革の始まる直前の宝暦七年五月二一日に家老に任命されていたという事実である。

これは恩田木工を側面から支援する人事と見るべく、恩田木工の死後は、この望月が木工に代わって勝手方に任ぜられて藩政改革を統括する地位に就いていることからしても、彼が恩田木工の改革においてこれを側面から支援すべき存在であったことが推測されるのである。

2　松代藩宝暦改革の内容と領民への改革案の申渡

恩田木工の改革は宝暦七年の秋頃から実施に移され、まず倹約令が発せられて藩役所各部局の経費節減や藩士の風儀の乱れの改善、文武両道の奨励などの諸施策が相次いで打ち出されていった。

しかしこの財政再建の改革にあっては税制の抜本的な改革が不可欠と考えられており、翌宝暦八年二月に至ってその実施が講ぜられることとなった。[15] すなわち同年二月二七日、二八日の両日にわたって松代藩の領民の代表は、同藩勘定所に召集され、税制改正を始めとする以下のような内

容をもった申渡を藩の側から受け取ることとなった。

そして、この時に召集された領民の範囲は、二七日の一日だけで七三ヶ村という規模にのぼっていた。[6] これこそ『日暮硯』に描かれている財政問題の抜本的解決を目指した、恩田木工と松代藩領民との対話集会の舞台となったものに他ならないであろう。

〔年貢月割上納制の導入〕

この折に松代藩より伝達された宝暦改革における税制改正の大綱の文面は以下の通りである。[7]

里郷之分

御郡中村々近年度々旱損・水損（中略）難儀之旨、且又去年中迄上納御金取立幷籾蔵付渡催促等之失脚、其外品々内証難渋之筋有レ之由相聞候、依レ之当寅之年より籾渡御入料辻幷大麦納、其外品々別帳割付候通、相心得可レ申候、尤右御入料籾残之分、代金ニ積、月割金納ニ申付候事

一、右村切籾払之分、御家中御切米幷御扶持方渡共、申渡次第御蔵屋敷ゟ相納可レ申候事

但、大麦納も右同様、御蔵屋敷ゟ相納可レ申候

（中略）

一、万御小役・諸運上銀、前々御定之通、但、薪・藁、御入料之通ハ相納、残候分幷萱共、御定直段を以、是又金納ニ相結、別紙之通、其村金高月割上納申渡し候

一、御蔵屋敷・御賄所品々納物幷納捨物等迄、都而御免被ニ成下置一候間、小百姓迄、得と可ニ申含一候

一、右月割上納金、定日之通、厳重相心得、御勘定所ゟ村役人持参致ニ上納一、支配御代官受取切手、取置可レ申候、尤月割御年貢上納御相場之義ハ、其年々十月中、買次御立直段を以、差引勘定可ニ相極一候

（中略）

右之通、為ニ御手充一、三ヶ年之間、書面之通申渡候、上納之次第、厳重可ニ相心得一者也

すなわち、領内村々が近年たびたび旱損・水損をこうむって収穫が満足に行き届かず困窮に及んでいること、また去年までは年貢上納金の取立や年貢籾の納入遅滞分に対する催促に伴う出費、その他によって難渋の状態が続いている由であること。そこで年貢納入については、現物入用籾の残りの分については、月割金納方式で納入すべきことを命じたこと。

第二に、家中切米および御扶持方渡の分の籾ともに、申付次第に藩の蔵屋敷に納入すべきこと。大麦についても同様に蔵屋敷へ納めるべきこと。

第三に、藩主の御飯米の納入については、入念な俵の拵らえ方などで農民が難儀をしているゆえ、在所松代の分は一重俵で差札なしとする（江戸搬送分は従来通り）。差札なしの意味は定かではないが、負担の軽減策がとられていることだけは疑いないであろう。

第四に、薪・藁・萱などの小役は、現物入用分を除いた残りを月割金納とする。

第五に、御蔵屋敷・御賄所への品々納物ならびに納捨物などを全廃のこと。

第六に、月割上納分については納入定日を厳守のこと。代金相場についてはその年一〇月の買次御立値段で清算すること、等々が規定されている。

そして最後に、以上のとおり「御手充」、すなわち農民に対する一連の負担軽減の措置を施したうえで新規税制を三ケ年間実施するにつき、年貢上納は厳重に心得るべきこととしている。すなわち年貢月割上納制とを骨子とする恩田木工の提示した新税制は三ケ年の時限立法という形で導入がなされようとしていたのである。

松代藩の宝暦改革における眼目は、税制改革としての年貢月割金納制の導入であった。これは『日暮硯』には記されてはいないが、この恩田木工が提示した施策の中で最も重要なものであった。

それは右の布達にもあるように年貢籾の上納については、飯米などのための現物納入分以外は代金納とし、かつ三、四月から十、十一月にかけて月割納入制とすること。毎月の納入日は里方が五日・二〇日、山中が八日・二五日の各二日づつである。村役人が藩の勘定所に持参をして各村の支配代官より受取切手をもらっておく。そして、その年の十月の籾相場が確定次第してのち、代金を更正決定してその過不足を清算するのである。

さらに翌宝暦九年度からは段相場の考えが導入され、一年のうち早い時期に納入する分の代金換算の際の割引率を高くするのである。例えば、その年の十月の金納相場が金一〇両に籾六三俵の時、八・九月の納入分は金一〇両＝籾六四俵、四月から七月までの納入分は金一〇両＝籾六六俵のごとくにして、早期納入の不利を解消する措置をとっている。[8]

月割金納制は本年貢以外の小役・運上銀にも及んでおり、これらも現物必要分は除外して、それ以外のものについては「御定値段」に基づいて代金納とし、かつ月割り上納制を採用することとしたのである。

この月割金納制の導入に際しては、「小百姓までも申し聞か」せて村内で充分に相談し、村内での合意が形成されたところで実施に移すべきことを述べている。[9] 換金の機会と能力において脆弱な立場にある小百姓たちに配慮するとともに、新たな改正税制に対して村民一同の支持を取り付けることを課題としていたのである。

月割金納制に関する言及は『日暮硯』には見えないけれども、その導入の仕方、政策決定の手法は『日暮硯』のそれであると言うことができる。

それは一つには、この月割金納制の導入に際しては、後述のような交換譲歩の施策—賄賂・音物の禁止、足軽問題の是正、年貢未進分の大幅切捨て、等々—と対の形をもってなされているという点である。決して一方的、強制的にこれを導入している訳ではない。

交換譲歩案を提示しながら困難な問題を解決していくという対話的手法は『日暮硯』の主題でもあるのだけれども、それは松代藩宝暦改革の施策の実際と合致しているのである。

月割金納制の導入をめぐるいま一つの重要な点は、それが時限立法の形で提示されており、三ヶ年という一定年限ごとの見直しを行うという契約的な性格を有していたというところにある。すなわち宝暦八年から始まった新規制度は当初三ヶ年の時限措置とされており、その三年後の宝暦一一年二月に次のような集会が催されている。[10]

同年二月二四日に七八ヶ村、同二五日に九八ヶ村、同二六日に五三ヶ村、あわせて三日間で松代藩内の計二二九ヶ村の代表が藩の勘定所に召集され、そこにおいて「去寅年(宝暦八年)より三ヶ年之間、村々惣百姓出精いたし」、年貢納入が滞りなく皆済で推移したとして全村に褒美を下し、「小百姓まで申合」せて頂戴するようにとしているのである。

そして年貢月割金納制については改めて、「当巳年より未年迄、三ヶ年之間、去年迄之通、月割上納」すべしとなし、諸役で上納免除が指示された「納物御免之品々」についてもまた宝暦八年の通りとすべき旨が再度確認されている。

この宝暦一一年から三年後の明和元(一七六四)年の二

月、また松代藩勘定所に領民代表が召集される。そして年貢上納が滞りなく順調に進捗していることを賞して褒美の目録が下され、今度は同年より五ヶ年間の時限措置として同制度は継続運営されることとなっている。[11]

松代藩宝暦改革で導入された年貢月割金納制は、三年ないし五年ごとといった一定年限を経過した時点に見直しの機会を設けており、双方合意のうえで制度の再継続を行っていくという契約的な性格を内包していたのである。

このように領民との話合いの機会を設け、双方納得づくのうえで改革制度を運営していくという対話的、契約的な問題解決の手法こそ、『日暮硯』が描き出している恩田木工の政治の真骨頂と言ってよいであろう。『日暮硯』は恩田改革の核心部分を間違いなく把握しているのである。

〔月割金納制の意義〕

松代藩宝暦改革において導入された年貢月割金納制の制度的内容については以上に見たとおりである。では次に、松代藩の財政改革において、何故に月割金納制が枢要の課題として導入されようとしていたかという問題について考えてみよう。

年貢を金納で徴収するということは、社会における商品経済の浸透を前提にしなければ困難である。それは米を始めとして耕作収穫物を換金して納税しなければならない農民にとっても、また収取した金納年貢によって各種の必要物資を購入調達しなければならない藩側にとってもそうであろう。

大名家（藩）の側にとっては一年間にわたる各種の支出、すなわち藩主およびその家族の生活必需品の調達、冠婚葬祭のための出費、そして治水灌漑・道路宿駅の整備・新田開発・飢饉疾病の対策、等々に関わる行財政上の支出が間断なく求められる。これら藩主の私経済および行財政上のニーズに応えるべく藩は対応しなければならないのであるが、そのためには一年間にわたる財政活動を裏付ける財源を有していなければならない。

そして貨幣需要が最も多いのが、実にこの領地のある国許ではなくて、参勤交替制度による江戸屋敷での生活の方であった。ここには藩主の正妻や嫡子をはじめとする多くの家族が居住しており、その都市生活に伴って多額の生活経費の支出を余儀なくされていた。のみならず江戸での生活は、幕府に対する勤役、吉凶の贈答、そして冠婚葬祭を

中心に行われる諸大名家との交際に莫大な金額が要求されるものであった。[12]

大名家（藩）の財政収支というのは理屈のうえでは、秋の収穫時期に徴収した年貢米を売却した代金を蓄積しておいて、これを一年間にわたって支出するということになるであろうが、大規模な米穀市場を近辺に持ち合わせていない松代藩の場合、これが困難となる。信濃川の舟運で新潟に搬出して、そこから西廻り航路ではるか大坂まで運び、そこではじめて年貢米の一括売却ということが可能となるが、これは余りに費用がかかりすぎてしまう。内陸の松代藩には不向きのやり方である。

もっとも大坂に廻米をして同地で年貢米の一括売却を行っている諸藩の場合を見ても、実際には同地で取得した年貢売却代金を藩内の金蔵などに蓄積しておいて、それを一ヶ年にわたって必要に応じて支出するという形をとっていたわけではない。現実には、京都・大坂の大名貸しを専門とする両替商人などに江戸屋敷や国許の必要経費の賄いを委託しており、その一ヶ年間に立替支出された負債の元利合計分を、収穫時期の大坂廻米とその売却によって取得した代金で清算するという方式をとっていたのである。それ故に、諸藩の大坂廻米の取り扱いと売却を担当する大坂蔵屋敷の蔵元と、大名家（藩）の江戸経費の賄いを中心とする藩経費の委託を専門とする掛屋などとを同一商人が兼務することになるのである。

大名家（藩）の財政はこのようにして運用されるのであるが、その結果は、多くの諸藩の事例が示しているように大名家（藩）の財政は掛屋の立替払いと資金融通に全面的に依存することとなった。そうして放漫で無計画な支出超過を重ねて多額の負債を抱えることとなり、それに高率の利子が累積していくことによって救いがたい財政破綻に追い込まれるのが常であった。近世中期一八世紀の藩財政の窮乏と呼ばれるものはこのような形でもたらされていたのであるが、しかしながらこのような金融商人による媒介なしには、幕藩財政というものは運用できない構造になっていたのである。[13]

このような状況を眺めるならば、何故に松代藩の宝暦改革で年貢月割金納制が中心的な課題として登場していたかということを理解することができる。

それは端的に言って、上方の商人資本に依存することなくして、しかも一ヶ年にわたる行財政上の資金需要を安定

的に賄う方途であったということである。

松代藩の場合、年貢米回漕が困難であることから上方の商人資本を頼ることができないという事情があったのではあるが、木工の改革の狙いは商人の資本への依存をできるだけ回避しながら、一年間にわたって安定的に資金需要に応えられるような財務体制を構築しようとしたのであろう。それが年貢の月割金納制であった。農民の手で収穫物を換金させたうえで、毎月定日に割賦金を藩に納入させるものであった。

月割金納制はこうして、藩が必要とする一ケ年にわたる行財政上の資金需要を安定的に充足してくれるシステムであったと言いうる。しかも商人資本への依存をできるだけ避けることによって利子の累積的負担から免れるという重要な意味があった。この制度が順調に機能するならば、藩財政にとってこれ程に安定的で健全な運営のあり方はないといって過言ではないであろう。

月割金納制は藩財政にとって別の意味においても重要な意義をもっていた。それは年貢未進を防ぐという効果である。後述するように、松代藩領は寛保二（一七四二）年の千曲川大水害よりこの方、田畑地の慢性的な荒廃状態が続いており、それが農民の年貢未納を常態化してしまい藩財政の窮乏の大きな要因をなしていた。

月割金納制は年貢納入を毎月に割賦するとともに、その月毎の納入を厳格に完済させるように管理することによって年貢未進の発生を限りなくゼロに近づけていく方策であったということができる。

このような意義を担って導入されようとした年貢月割金納制であった。漆・櫨・生糸といった換金収穫物を豊富にかかえている山間部地域を中心とする農村はこの制度をむしろ歓迎する傾向にあったけれども、これを領内全域に適用するとなるとかなりの困難が予想されたであろう。しかし松代藩にとって藩財政の再構築にとってこの制度はもっとも望ましい方式であったということができよう。

3　領民に対する交換譲歩措置

恩田木工の改革の成否は年貢同割金納制度の導入のいかんにかかっていたと言ってよいであろう。恩田木工は本制度を導入するために、農民側に対してその見返りとなる譲歩案、すなわち年貢負担に関わる各種の軽減措置を提示する。この負担軽減措置について見ていこう。

この負担軽減措置は大きくわけて、(1) 賄賂・音物の禁止 (2) 足軽問題の改善 (3) 小役・雑税の部分的廃止 (4) 年貢未進分の切り捨て、の四つからなっている。

(1) 賄賂・音物の禁止

この賄賂・音物の厳禁は恩田改革の特色の一つである。宝暦八（一七五八）年二月の農民宛に申渡された教諭条目[14]は改革の大綱を示したものであるが、そこにおいてこの問題が詳細に規定されている。すなわち、「諸御役人・小役人ゑ村々より歳暮・年始・五節句・時節之付届、祝儀物・音信物等」を差し出すことは農民にとって物入り多く耕作の妨げにもなるとして、以後これをいっさい禁止すること、ただ職奉行・郡奉行・宗門奉行・道橋奉行・代官の五つの役人に対して年始の挨拶をなすのみとした。そして右の五役配下の小役人・足軽への賄賂・音物を廃止し、およそ御用の外に役人宅へ赴くことを禁じている。

また、領内で実施される地押改（検地）や宗門改めに際しても、役人に対する饗応が禁ぜられ、村方よりの負担は一汁一菜に限定された。そしてその他の賄いや諸費用については、藩の側で買い上げとして代金を支給する定めとしている。

(2) 足軽問題の改善

足軽問題をめぐるやり取りは『日暮硯』の中でも活写されているところであるが、これは確かに恩田木工の重要な改革施策の一つとしてあった。

松代藩の足軽は千人前後で農民・町人の中から採用されていた。そのうち三百名ほどが城下に居住し、残りは松代近辺の村々に在住し、自宅よりの通勤制をとっていた。そして、この足軽を中心とする在村下級家臣の切米・扶持米の支給については「御家中上下籾相渡」分として、村々の年貢収納の中で現地処理される方式であった[15]。

これが年貢未進と足軽による催促が直結し、そうして村々に難渋をもたらす所以のものであった。恩田改革ではこの「御家中上下御扶持方切米等」の現地渡しを改めて、松代の御蔵屋敷に納入したうえでの支給方式に変更しているが[16]、これは右の弊害を改善する目的のものであったと推測されるのである。

この足軽による年貢催促の問題については、この宝暦八年二月の教諭条目においても「惣而村々諸上納物幷御扶

持・切米等之払方迄及二遅滞一候故、催促人等入込（中略）物入人脚等之費、旁以掛り物多難渋之由、自今は上納物其外共に不レ滞様にいたし、村方之為に相成候様可二心得一候、諸方より入込候儀も相止、村役人・百姓等往来も適々に成候得は（中略）互に出精、自然と勝手宜敷可二相成一候」と見えている。

更に同年一〇月の代官宛の郡奉行よりの申渡書には、農民の年貢納入について「右納方之義、附人御足軽差出、可レ遂二吟味一筈之処、為二御手充一、村納に被二仰付一候」とあり、年貢籾俵の拵え方などを村の自主的な処置に委ねることで、足軽の派遣を停止する措置をとっている。[17]

この足軽の派遣を伴わず村の自主責任によって年貢上納を済ませる「村納」方式は、籾以外の大麦の納入にも拡大適用されており、前記の足軽給米の現地渡しの改変とも併せて、恩田改革の施策の一つに足軽問題の改善があった点は明確であり、この問題に関する『日暮硯』の記述はかなり正確であるということになるであろう。

(3) 小役・雑税の部分的廃止

松代藩の本年貢以外の小物成は小役・運上と称されて種々のものがあった。恩田改革ではこれを整理して、基本的なものについては従前通りとし、それ以外の雑物は免除する措置を採っている。具体的な項目については以下の通りである。

従前通りのものとしては、Ⅰ 廿八匁夫銀・夫給銀・高崎銀・麻運上・紙運上・漆運上・鉄砲役・川役、等の貨幣納のもの。Ⅱ 綿・荏・大豆・薪・藁・追鳥雉子・漆実、等の現物納をともなうもの。Ⅲ 郡役人足・伝馬人足などの現夫役のものがある。

これに対して「御蔵屋敷・御賄所品々納物并納捨物」と称せられる春大麦・小麦・小豆・ごま・渋紙・麻・大根・玉子などの雑物三八種が、この折りに切り捨てられている。[18] これは当初、年貢月割金納制とともに三ヶ年の時限措置であったが、結局松代藩の永続仕法となっている。

この点に関して『日暮硯』には「役儀は諸役ともに」総て免除する旨が記されているが、これは明らかに誇張である。切り捨てられているのは、非常に細々とした雑税の類であった。

(4) 年貢未進分の大幅な切り捨て

前述の如く領内田畑の慢性的な荒廃状態の中で年貢未納は常態化しており、その累積額も膨大となっていた。この年貢未進分の処理も恩田改革の課題の一つであった。

宝暦八（一七五八）年の松代藩での調査によれば、享保一五（一七三〇）―宝暦六年の二七ヶ年の年貢未進の総額は金二万五八七五両余にのぼっていた。このうち寛延三（一七五〇）―宝暦六年の七ヶ年分の五千両余が回収の対象とされ、これから更に潰れ百姓の未進分を控除した残余三三七七両余について三〇ヶ年賦等での上納が命じられ、自余の分は棚上げとされている。[19]

『日暮硯』に見える、領民の年貢未進分の切捨てという叙述は正確であると言ってよいであろう。少なくとも右に挙げたような未進処理に関する措置の趣旨を反映していることは動かしようもない。

以上が、宝暦八年二、三月に松代藩から領民側に提示された、新規税制である年貢月割金納制とそれへの交換譲歩として提示された賄賂・礼物の禁止、足軽問題の改善、年貢未進分の大幅切捨てといった一連の措置の内容である。これこそ『日暮硯』が描いている恩田木工と領民との対話政治の姿に相即するものなのである。同書では、制度はすべて旧来のままであっても誠実の心をもって事に処するならば万事問題は解決するという理念を主題としているために、新規税制としての月割金納制の問題への言及はなされていない。

だが子細に『日暮硯』を検討するならば、年貢月割金納制の導入の痕跡をそこに見てとることができる。すなわち恩田木工の言として「当月より（松代は月納なり）御年貢上納してくれよ」（現行の岩波文庫版では「当月より松代は御年貢月割にて上納してくれよ」―同書五四頁―）とあるのを知る。「松代は月納なり」は作者の注記であるが、『日暮硯』の叙述の中ではまったく言及されることがなく、同書の筋立の展開においても特に必要ではない月割金納制を意味する右の言葉がはからずも記されていることは、同書に見える恩田木工の発言は実際になされたことをかなり忠実に引き写している可能性の高いことを示唆しているわけである。

［注］

① 本稿の議論は、以下の先行研究に負っている。西沢武彦

「松代藩における恩田木工の改革」（『信濃』八巻一一号）、金沢静枝「松代藩の月割上納について」（『史学雑誌』六五編九号）、柄木田文明「松代藩宝暦改革と月割上納制」（『一橋研究』一〇巻二号）、鈴木　壽『更級埴科地方誌・近世編』（同刊行会、一九八〇）、中村雅則「松代藩・恩田木工の宝暦改革」（信州史学第一二号）、仁科叔子「恩田木工の宝暦改革と藩士達」（『松代』一〇号）など。

② 国立史料館蔵、真田家文書、文書番号い七七〇『家老日記』宝暦七年八月二八日条

③ 同前、『家老日記』宝暦七年八月四日条

④ 同前、文書番号い九『御目付日記』宝暦七年一一月一日条

⑤ 宝暦八年二月、今回の千曲川水害に対する救済資金として幕府より得た拝借金一万両が松代にもたらされた。この資金は千曲川筋の決壊箇所を復旧する堤川除普請のために用いられたが、他方では被災地の農民への救済貸付金として配分された。金一三九七両が領内各村に無利子五ヶ年賦で貸し付けられ、さらに翌三月にも金一〇四二両が年利約一三%六ヶ年賦で追加貸付がなされている。

⑥ 「御郡中被　仰渡候御条目、御書付共、於御勘定所申渡、立合音門（目付、磯田音門）罷出、今日、七拾三ヶ村居申候」（同前、文書番号い一〇『御目付日記』宝暦八年二月二七日条）。二月二八日に召集された領民の範囲と規模は不明であるが、のちの宝暦十一年二月の場合で見ると、三日間で計二二九ヶ村という松代藩領の全村を対象とする大規模なものであったことを知る。

⑦ 同前、文書番号い一一五三『御郡方日記』宝暦八年二月二八日条

⑧ 同前、文書番号い一一五四『御郡方日記』宝暦九年二月条

⑨ 前掲『御郡方日記』宝暦八年二月二八日条

⑩ 真田家文書、文書番号い一一五五『御郡方日記』宝暦一一年二月条

⑪ 同前、文書番号い一一五八『御郡方日記』明和元年二月条

⑫ 丸山雍成『日本近世交通史の研究』（吉川弘文館、一九八九）五六三頁以下

⑬ 森　泰博『大名金融史論』（大原新生社、一九七〇）

⑭ 前掲『御郡方日記』宝暦八年二月、八月達書

⑮ 鈴木壽『近世知行制の研究』（日本学術振興会、一九七一）四一七頁

⑯ 前掲『御郡方日記』宝暦八年三月達書

⑰ 前掲『御郡方日記』宝暦八年一〇月二五日条

⑱ 前掲『御郡方日記』宝暦八年二月二八日条

⑲ 真田家文書、文書番号え四二六『寛延三午年より宝暦六子年迄品々御未進年賦御割合一紙』など。

むすびに

以上、年貢月割金納制の導入の問題を中心として『日暮

硯』の叙述内容と、松代藩宝暦改革の史実との比較検討を試みた。

『日暮硯』は伝聞史料としての性格上、恩田木工の施策についての誇張や思い違いのような単純な誤謬がそこに散在しているのは否定しうべくもない。しかしながら他方では、『日暮硯』に描かれている木工の年貢問題の解決における独特の政治手法、すなわち藩側と領民側のそれぞれが応分の犠牲をはらいながら、小百姓にいたるまでの関係者全体にとって納得しうる最善の途を導出していくという手法、しかも藩内全域にわたる領民の代表たちを召集したうえで、彼らとの対話を通してそれを導出していくという独特の方法は、松代藩宝暦改革における税制改正の史実に見られるものとよく合致しているのである。

特に史実の側において年貢月割金納制の採用に際して一連の負担軽減案を代償措置として領民側に提示している点、この新規の方式の採用にあたっては各村内の小百姓まで熟談すべしとしている点、しかもこの新制度の運用にあたっては三年目ごとといった一定年限の後に見直しと話合いの機会を設けておき、藩と領民との双方の合意をもって更新継続していくという手続きを備えている点、等々。このような松代藩宝暦改革の史実に見られる対話型ないし契約型の政治運営の方式は、『日暮硯』が描き出している恩田木工の政治世界の姿に他ならず、木工の政治の精神そのものであると言ってよいのではないであろうか。

『日暮硯』の叙述内容の価値は決して低いものではない。それは松代藩の『御郡方日記』などの公用記録では知ることのできない恩田木工の人となり、そしてまた領民との対話政治の場の雰囲気というものを伝えてくれている貴重な史料、歴史学研究上の史料としての価値を備えたものであると考える次第である。

「一万聯句集」解読私案

鎌田雄次郎

(一)

「一万聯句集」と言う部厚い本を、箏曲八橋流宗家真田淑子氏より頂いて数年となりますが、その間書棚に眠ったままでした。何とか非力をも省みず、解読しようと此の頃考えました。

此の本は和綴（和本の綴じ方）で、縦四寸七分横六寸八分厚さ一寸四分程で四百十二帖あります。飜刻（刊本写本を底本として、木版又は活版で刊行すること）は長野市風景社渋谷氏の尽力により完成しました。

此の冊子の表紙の次に、次のような活版の文章が貼ってあります。

「二代小野お通と、その子真田信就と、僧殘睡の三人が寛文八年の序によれば、明暦の頃から始めて、巻いた「一万聯句集」の複刻が長野市風景社渋谷正男氏の尽力により、ようやく完成いたしました。漢詩文に御関係あると拝察いたします方々にのみ、（圏点は私がつけました）贈呈申し上げます。何卒お納め下さいませ。尚、三百年昔の原本の体裁に近づけることに苦心いたしましたが　本文の紙はこれ以外になく厚さも七耗ほど厚くなりました」。

平成四年九月

真田淑子

因に此の冊子は　限定百部　其ノ内私が頂いのは「五十三番」と筆写されてゐます。

此の一冊の構成は　一　目次、二　序文、三　聯句一万、四　末文の四つです。又字体はすべて楷書で、当時一流の書家の筆で凛然たる気品に満ち満ちて居ます。然し時代は寛文頃千六百年代ですので、現代の私には読めぬ字・読めても意味の不明な語句が甚だ多く、国語辞書・漢和辞典と首っ引きでも、遂にそのまま放ってしまふ程でした。

(二)　序文の解読

一　目次には聯句の題が「春夏秋冬」等百並んで居ま

◎　真田勘解申家系図

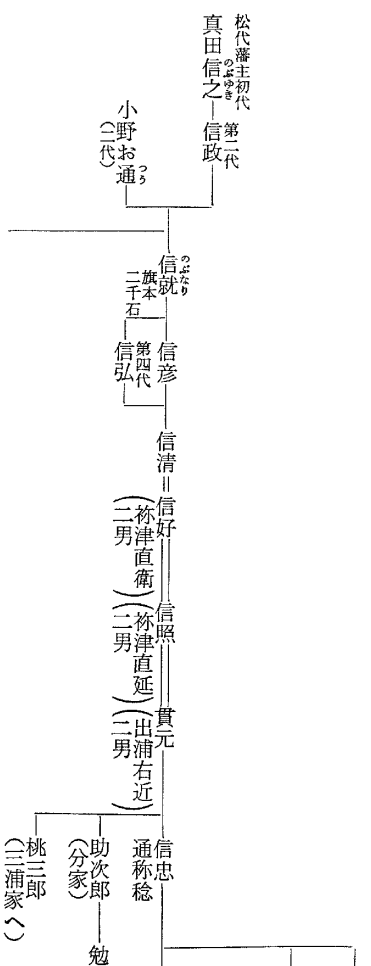

す。二　序文　三　聯句　四　末文の順です。どれも皆漢文で、レ・ニ・一等の記号が多くつけてあり、大変読みにくいので、私の力なりきに全部書下し文に改めてみました。ここで、真田信就と二代目お通とは如何なる関係があるのかを明確にする必要がどうしてもあるのです。それが不明では「一万聯句集」が真田淑子氏宅にあることも、箏曲八橋流の宗家であることも、はっきり出来ないのです。この解読が脇道へそれない範囲で、次の「真田勘解由家系図」（平成五年十一月真田淑子著）を左に筆写致しました。

夫し聯句（数人が一句ずつ作って、まとめた一編の漢詩にする事）者。夫レ詩ニ聯句有ルハ。夫レ聯句者、漢（中国の王朝名）於倡（主唱すること）而、倭（日本国）に於て盛ンナリ。花の朝・月ノ夕、同志之輩（志を同じくする仲間）松風（松に当る風）ヲ、石昇於移シ、桒（桑の俗字）落ヲ凹樽ニ而（桑の実から造った酒を樽から酌むこと）世慮（世のことに気を配る）ヲ消遣（気分を晴らす）スルトキハ、則閙市（にぎやかな町）壺中（別天地）ニ天地窄ク、蓬萊宮裡（蓬萊山は仙人が住む不老不死の宮殿の中）日月長シ。（月日のたつのが長い）吁何ノ楽ヤ焉ニ如シ哉。爰隠友（世の中を避けて隠れ居る友人）有リ。一破笠上人ト曰、一ハ葉身先生ト曰。迹ヲ東叡山下（東京上野の寛永寺の山麓）ニ晦（姿をかくす）、盤僧（？未詳）与方外（世を捨てること）之交ヲ結甚ダ厚シ、故ヲ以テ　明暦元年（1655）之秋自リ時時ニ頭ヲ聚メテ優遊（ひまがあってのんびりしてるさま）沈吟（静かに口ずさむこと）スル者積ンデ一萬句于到ル。矣（置字、漢文を訓読する時に読まない文字。以下にも置字が多く見えるが、読まなくてもよろしい字なり）或ル時、二公（二人の君、即破笠上人と葉身先生）、余（私、自分即ち禅僧残睡）ニ謂テ曰、這閑言語（むだな言葉の遊戯）一朝一夕（一朝か一晩かわずかな日時）之戯言（たわむれの言葉）為ト雖　若　又各自（おのおの）ニ他郷ノ客ト成ルトキハ則互ニ吾ガ曽（その昔）ヲ記スル于便リ（たよること・たのみにすることがある）有リ。

小序（小さな序文）作テ、厥ノ始メニ題せヨト謂フ（題目をつけよと言ふ）。余元来（もともと）寡聞（見分が狭い）、孤陋（世間からかけはなれ、心が片寄り狭いこと）ニシ而杜撰（あやまりの多いこと）禅和子（禅宗の和尚）也。再三固辞（固く辞退する）スト雖ドモ、強而已不（むりやりに題せよと言ひつづける）。故ニ他之嘲哢（あざけりなぶること）ヲ省不（気にかけないで）漫リニ（深く考へずに）之レガ為ニ序ス（序文を書く）。

以上(二)序文の解読私案を記しました。原文は漢字とカタカナだけです。ひらがなのすべては私が書き加えました。そして、この以下も全部そのように致しました。

次に(三)聯句中の数句を私には到底解読不能ですが筆写だけ左に載せました。

皆　寛文八年戊申（一六八八年）
仲夏（夏三か月の中の月、陰暦五月）
上澣（その月の上旬）

釋（僧侶がしゃかの弟子たる）を表わすために用いる語）残睡叟（老人）誌す。

○　春

花ナレヤ分（音を借り、語調を）（ととのへる助辞）花ノ世界　葉
身　春ハ只洛陽（中国の）（形勝の市）邊

梅ハ本ト梅ノ門戸　残
睡　家ハ其レ兜率天（欲界の）（浄土）

○　夏

九夏（夏の九十）（日間）三伏（夏の極暑）（の期間）ト雖ドモ　風ハ涼シ一扇ノ秋

千村万落（多くの村々）ヲ歴テ　月ハ渡ル半弓ノ州（島）

○　秋

秋　昼蓉錦ヲ飜ス　葉　雨ハ其レ朱買臣（前漢の役人、）（伝説多し）

水崖蒲劒ヲ舞ス　風モ亦巨岩賓

○ 冬

春小（春まだ浅いが、格別に）功ノ大ナルヲ成　返魂（死者の魂がよみがへり、その姿をあらわす）一朶（一枝）ノ梅

家貧　閑ヲ冨ニ使ム　得意衆香材

炉話座越ヲ分ツ　葉　枕遊雲萊ニ（荒地）近シ

付五暫時ノ夢　笠　甲科（官吏登用試験合格者）巳節（陰暦三月三日の桃の節句）腮

鯉沈テ郷思（故郷を思ひなげく）切ナリ　烏徒テ電眸纔ナリ

○ 風

洛夷（洛は中国の川の名、夷は平らか）雲月ヲ妬ム　揚益　屋（屋根）甍ヲ連ヌ。葉

易ヲ讀メバ周（中国古代の国名）茲ニ近シ。葉　書（書経）焚秦（中国の国号）已ニ傾。笠

春・夏・秋・冬・風・賦・比・興・雅・頌・神祇・釋教・恋・無常・述懐・等十五の題についての聯句が、三帖より、六十二帖迄、六十四帖にまで並んで居ります。そして文字の右に朱（朱墨の略、即ち詩文に手を入れること。

添削）が、つけられて居ます。その種類は「、」と「〇」です。

又、その題の聯句が完結した次には、どれにも次のような添削の文章が書かれています。

点汚者四十六句之内、批之者十一、圈之者四
点者四十五、句々妙而妙十三、字々奇而奇　四
乱黒三十九、句之内批者十一、抜尤者二
点者三十五、批七、圈二
漫塗四十六之内批者五、萃（すぐれたもの）者二
捻点五十、句佳者十二、尤者一
点汚五十五之内、批者十八、圈者四
点窳三十三之内、尤者九、抜萃（とくにすぐれている）者一
漫天四十九之内、批者十四、刈楚者五
乱点五十之内、批十、圈三
卒点五十九、批者十四、圈者二
巳墨者四十六之内、批九、称傑者四
染筆者四十六、批者十三、圈者四
捻点五十八、圈九、批四
点出六十一、這裡、圈十四、批五句
捻点六十二、圈六、批六
全点五十六、圈八、批二
点抹五十三、那裡、圈九、批五句
漫点五十三、這裡、圈四、批七
全点五十五、圈十一、批六
捻点六十八、圈十六、批二句
（但し、中途の文は、私が省略致しました。）

右、先韻（？未詳）百句翌年ノ秋八
月下旬、夜雨青燈下（ともしびの青き光のもと）對ン浄書（改めてきれいに書き直す）セント欲スルトキハ、則中間ニ声律（漢字の平上去入の四声の規則にかなふこと）
有焉（置字）暫ク筆ヲ閣、吟ヲ費シ而、或ハ一聯ヲ抜キ或ハ一聯ヲ添テ、以テ之ヲ改正ス。
吁懐旧々々（昔を思ひ出してしのぶのが嬉しくてならぬ。

葉（葉身、即、真田信就公）

かきたえて過にし炊の夕風に
ちりし言の葉　拾ひかねつも

歌ニ答う　　睡（残睡、禅僧）

去歳百聯吟未了（詩をよむのがまだ全部終らないこと）、今ノ秋缺タルヲ補テ

賢才（才智）ヲ労ス。剰香（残っている よいにおい）残馥（よいにおいがいつまでも残っている）依然トシテ在リ。又看ル返魂（たましいがよみ返る）八月梅

和達（他人の詩歌に答へて詩歌を作る）笠（破笠上人即二代目お通）

秋去秋来ヲ曽ヲ記スル處、一聯百句

詩才ヲ副フ、正ニ知ル、筆下（筆を取って字を書くそのとき）香字有ルコトヲ、再ビ詞花（詩・文章など巧みに修飾したことば）を点ス隔歳ノ梅

之は、七言絶句。七言四句からなり、唐代に盛ん。

点都計五十、圏五、批六

点捺計五十八、圏十一、批四句

捺点五十四、圏十五、批四

点汚五十四、且中、圏八、批十一

捺点四十四、圏六、批八

点汚捺五十七、圏十二、批八

点抹捺計四十九、圏十、批四

捺点六十、圏十三、批二

全点五十五、圏四、批六

全点六十一、圏七、批十

ノンブル六十二・六十三

捺点六十句之内、蕪新黄奇者十八、錦上舗花者八

これらは添削の文の続きです。

聯句七百五十韻（音の末尾のひびき）句々珠（美しいもののたとえ）を連ね字々璧（玉のように美しいもの）を畳ム（重ねる）。亦韓孟（中国古代の公子、中国戦国時代の学者）モ、亦下風（劣った位置）ニ立可也。茲ニ、荘日（盛んな日ざし）郭霧（城外をとり囲む霧）之嘲ヲ顧不、漫リニ小朱ヲ點シテ、白玉（美しい玉のような聯句）ヲ汚ス。戦栗（おののきふるえる）之至ニ勝不。卒ニ網ヲ沈メテ珊瑚ヲ取ル、其ノ潤ニ漏ルル者皆是、驪珠（黒い竜のあごの下にある玉、めったに得られない貴重な物）ニ非ズバ何耶。恕宥々々（おおめに見て、あやまりをどうか勘弁して下さい）。

鳳林叟　兼章（?-未詳）

点捴計四十六、圏十、批十
該計六十三点、圏十一、批十一
捴点五十一、圏十三、批十二
96点汚六十一、圏九、批五、
芟翹楚於且中其他句々清絶

これらは添削の文のつづきです。

右のように九十六の一文ごとに、圏と批の判定の数が記されてゐるが、どうも判読出来ないものが大部分であるのは、誠に残念無念のきわみでありますが後考を待つより今の所、私には手はありません。もう、ほっぽかそうかと思ひましたが、一体どんな語句があるか、又、その頻度はどれ程かを調査した所、次のようでありました。

一位　点汚　　二位　捴点　　三位　点抹
四位　全点　　五位　漫点　　六位　該点
七位　点竄　　八位　点計
九位　乱点、漫天、卒点、巨E点、染筆、点出、点讀、点捴、点都計、僉点、捴計点、点通計、計瀆、点讀

(三) 末文の解読

夫レ詩（漢詩）ニ聯句有ルハ猶歌（短歌）ニ連歌（多人数または単独で、上の句と下の句とを交互に連ねたもの）有ルガゴトシ。倭歌ハ実ニ固ヨリ也。本朝（吾が国）大友ノ皇子能ク詩賦（詩と賦即ち中国の韻文）演ベ（おし広める）シ以降、搢紳（位の高い人）處士（民間にいて仕官せぬ人）逞々ニ（折々ニ、時々ニ）漢律（中国の詩）を皷吹（勢をつけ励ます）シテ文献（文書と記録）一新（万事を新たにする）也。是ニ於テ、唐詩（漢詩・からうた）之ト和什（大和の詩）与互ニ相ヒ損（？未詳）篪（横笛の一種）シテ、家々牛ニ汗シ、戸々棟ニ充ツ。（汗牛充棟の和訳・書物の多いさま）知ラ不孰伯仲（優劣のないこと）タルコトヲ矣（置字）。且ツ連歌の如キハ、啻貴介・（高い地位・よい身分）公子（貴族の子弟）・文人（文事にたずさわる人）・武夫（武士）ノ之ヲ唱（主唱する）ノミニ不、工（職人）賈（商人）之徒（仲間）ラ、芻蕘（きこり・くさり）之族モ、亦タ耳ニ提ゲロニ誦（声を出し

て読む）獲リ。夫ノ雄将義家之奥賊（奥州の財）ヲ白双前ニ交ニ而猶ヲ衣綻ビ絲乱ルノ唱酬（詩歌を作って、たがいにやりとりすること）無コト能不。胡為盛ナル哉。其ノ戦場ニ於ルモ亦タ然り。況ヤ又其ノ他ヲヤ。千聯句ニ至テハ則チ否矣（置字）。騒墨（詩人と画家）之家ニモ亦其ノ盛ナルコトヲ見不。蓋シ（考へてみるのに）虫魚小伎（子供のわざ）ヲ厭フ欤。抑〻駢儷ノ（駢は四語儷は五語の文体）巧ナリ難キニ憚ル欤。唯ダ禅ノ林（禅宗の寺院）棒喝（禅家の問答で悟りを開かない者を叱って棒で打つこと）商量（はかり考へること）之餘、甲唱ヘ乙和シテ以テ話欄（話の種）助ル而已。其ノ他聞ク窄ナリ。以故ニ僉ナ謂フ。連歌牛毛（牛の毛、非常に多いたとえ）。麟角（きりんのつの、きわめてまれな物のたとえ）也。乃者真田氏信就公偶（思ひがけず）一臣巻来ル。之ヲ閲（あらため見る）則、句ヲ聯ル者ノ萬矣。（置字）儒ニ入リ儒学、孔子の教え）入レ釋ニ（仏教）経（儒教で聖人が書いた書物ニ出デ）史（歴史の書物）ニ出ヅ。乃至（数階級、種類などの上と下とをあげて、中間を略するのに用いる語）漢語・梵言（古代インドの言葉）街談（まちの話・世間の噂）巷話（町中の噂話）或ヘ都之（のの・ののさま、日月神仏などにいふ語。幼児語）之温厚（おだやかで情けの厚いこと）。或、詰盤（かがまってのびのびしないさま）之詰屈（かがまってのびないさま）、汝爾（おまえら）之俗、阿堵（阿堵物の畧、俗語で「このもの」の意）之雅、若字ヲ拆、形チヲ象ドル。魯皷ノ（魯の国の皷）□一〇、夏楳——儿若嶮韻（けわしい有様）奇テ（めずらしさ）競ヒ、若謎語（なぞなぞ・隠語）玄キヲ鉤ル。且ツ夫レ草木ノ之區〻橘狶（？未詳）之品〻、乾坤（天地）風雲之変、古今、治乱之態（さま・すがた）、黼黻（天子の礼服の縫い取り、美しい文章のたとえ）之服、瑚璉之器（宗廟即祖先のみたまやに用ひる瑚璉といふ器の如き貴き器量又その人がら）、一槌（ひとたたき）ニ擊碎（うちくだく）シ、一炉ニ鋳就以テ一聯ト為ス矣。斉整（ととのいそろってること）ナラ不ト云コト莫ク、跌蕩（しまりなくほしいまま）ナラ不ト云コト莫シ。経緯（たて糸とよこ糸と）互ニ綺、金玉（黄金と玉と）交〻（かわるがわる）響ク。謂ツ可シ。千載（千年）独歩（他にたぐいなくすぐれていること）、万古ニ（永久に）養專者也。厥ノ属對（両語をつらねて対句［語格や意味の相対した二つの句を並べて表現する］こと）ノ之精緻（こまかくちみつ）、格律

（詩歌のしらべ）ノ之巧妙ニ至テハ、敢テ容易讃揚（ほめたたえる）スル所ロニ不矣。或人云ク、古人得意ノ句ハ、多キヲ較ベ不、唯ダ一聯半句ヲ以テ而、世ニ名アル者ノ鮮カラ不ト為セ不、所謂一狐之腋（わきの下の皮）千羊ノ之皮ニ勝レリ。何ゾ百千ヲ累ヌルコトヲ煩ラハサン。予答曰ク客（君）之言誠ニ是也。然レ而詩賦（中国の韻文（一定の韻字を句末に用いて声調をととのえた文。歌・詩・賦の類）者、性情（性質と心情と）ヲ宣所以也。若シ夫レ意句（心と意味と）倶ニ到ルコトヲ得不ルトキハ則妙（甚だ巧みなこと）ト為スニ足ラ不、苟クモ実ニ意句倶ニ到ルトキハ則千句万句是レ一妙（きわめてすぐれている）恰モ瓊枝（玉のような美しい枝）ヲ截而、切々（切れ切れなさま・ずたずた）是レ寶、栴檀（せんだんは双葉よりかんばし）ヲ拆而片々（きれぎれなさま）皆香キガ如シ。人多キコトヲ厭ハ不。猶ヲ其ノ少カランコトヲ恐る。且ッ夫レ大厦（大きい建物）ハ一木ノ支フル所ニ非ズ。増氷ハ、積レル水ノ為メニ成所、是ニ因テ之ヲ謂フトキハ、則此ノ万句綿ノ如キハ乃チ是レ詩人ノ大厦、学海（学問の広大なことを海にたとえた語）ノ増氷也。於戯真田氏ハ累世（代々）武門（武士の家筋）之名閥（名高い家柄）五字（？未詳）之騒將（詩をよむ大将）。優々トシテ（しとやかで、やわらいださま）多々益ク辨ズ（多ければ多い程、好都合である）。夫ノ一聯半句世于鳴ル者ノ如ハ、譬ヘバ、駑（のろい馬）ニ、驥（一日に千里を走る良馬）之一毛、龍之一鱗（うろこ）有ルニ似タリ。

客唯々ス。（はいはいとすぐに返事をする声、敬意をあらわす客の声）。是ニ於漫ニ對客（対面してゐる客）之語ヲ記シテ以テ巻末に贅ス（むだぐちする）。予、此ノ萬句聯ヲ玩讀（よくよく味わって読むこと）。以テ、之ニ批ン（よい悪いの品定めをする。批評）之ニ圈シテ（詩文の妙所要所を示すために、その傍にうつ円き点）手ニ釋（コノゴロサク）能不。頃（句の下に）笠字ヲ題ス者ハ真田公ノ萱堂ノ（信就）之賦スル（心に感じたままありのままにうたふこと）所也。諱ハ（貴人の実名を敬して言ふ）宗鑑（京都、大徳寺の天祐紹杲から、天室宗鑑の頌を授けられた。真田淑子著「小野お通」による）自から破笠子ト号ス。於戯断機ノ（孟子が学半ばにして師の許から帰宅した時、機を織っていた母が、刀で機の糸を中断し、学が成らずに中途で帰るのは、丁度この機のように、何の役にたたないと戒め、再び師の許におもむかせたといふ故事之軻親ヵ（軻ば孟子

の名、孟子の母）欤。抑又起絮ノ（？未詳）之謝―娘（？未詳）欤。之ヲ薛濤（唐代の女流詩人、当代の文人と親交があった）が、月夜聯句ニ較大ニ經庭（非常なちがひ）有り。彼ハ蜀都（国の名三国時代の蜀漢の称。その国の都）歌妓ノ（芸妓・歌姫）之秀（すぐれた人）也。此レハ是レ（感嘆警嘆して発する語）本朝（吾が日本国）藤氏ノ之裔（子孫）。千―古ノ之下（遠い昔から）、小野ノ宮（京都烏丸の西にあった邸宅、もと文徳天皇の皇子惟喬親王の邸宅だったので、親王を小野宮といった）之風雅ヲ（詩歌・文章・文芸）墜サヌ不ル者也。又、逃禅（俗世間をのがれて禅門に入る）別稱ヘ（別の名称）残睡、特真田氏与往々ニ（折々・時々）響ヲ接ギ（影響しあう）節ヲ撃ツ（ひょうしをとる）者ノ鮮ラ不矣。然而跡ヲ晦シ（跡をくらまし、見つけられぬようにする）光（名声）ヲ於東叡山下ニ（東京上野の寛永寺の山麓にかくれてしまう）。人得テ（ともすれば）稱スルコト（ほめたたえる）無シ、且ッ夫レ衡山ノ（五岳の一、湖南県に在り舜が南に巡守して南嶽に至りし山）道士（道義を体得した人士、仏道を修めた人、俗人に対し僧の称）軒轅（中国古代の伝説上の帝王）氏之流亜ヵ（第一流の人に次ぐもの）欤。併セテ書ス焉（置字）。

寛文第十二龍(1672)辑（年号の下に記す語）壬子

冬　十月　日

亀峯虎林叟（老人）中虔題

以上で「私の一万聯句集」の「解読私案」を終りました。次のような活版の文章が書かれて居ます。

結語

真田淑子

この冊子は、真田勘解由家に今日まで伝わる遺品の中の一つである。

真田勘解由家とは初代以来の通称である。真田家初代信之は、京都に在って格段の教養を以って公家・武将の間に名を成した。小野お通とは特に親しい心の交わりがあったところから、その子二代信政と、お通の女所謂二代お通とは京都において結ばれて一子信就を儲けた。信政には當時他に男子がなく、しきりに母子の江戸に下ることを求めたが、なぜかこの痛切な願いを容れることをしなかった。

しかし信就は、寛文五年（一六六五）、稲葉美濃守正則の斡旋により母と共に江戸に下って二千石の旗本となっている。

信政は死に臨み、遺言して時に二歳の子幸道に家督を嗣がせることを幕府に願い、許されて辛うじて三代とすることができた。万治元年（一六五八）二月であった。寛文五年はその七年の後である。

尚、聯句の序文に記す寛文八年から十二年までの間、寛文十年五月には、本所の勘解由の屋敷と下谷の瀧川十太夫（姻戚）の屋敷との屋敷替えを幕府が許可したから、「勘解由殿から瀧川殿へ千五百両を正に渡しました。」という証文が残っている。従って序文にいう「東叡山の下」というのは、下谷に移った後の意味である。明暦元年（一六五五）の頃から相寄って遊吟したとあるから、お通母子は既に旗本になる十年も早く江戸に下っていたことになる。真田家を嗣ぐことをあくまでも拒んだ信就になお千五百両という大金を信政は与えたのであろう。

残睡という禅僧は不明である。

破笠という名は他には用いていない。残睡がお通を破笠上人と称したのは、お通が寛永十八年（一六四一）、京都大徳寺において得度（とくど）して天室宗鑑の諱号を得ているからである。

葉身は信就の戒名にも入るほど愛用した雅号らしく、書状等にも散見する。

また、七百五十句で一句限りして、鳳林兼章という禅僧が加点をし、以後最後まで続いている。

亀峯虎林という末文の筆者についてもわからない。

この全文を通して美しい筆跡は、専門家によるものと思われる。

出版は百部に限定した。志ある方は申し出られたい。江戸初期の一隅にほのめく詩心であると思っている。

平成四年三月吉日

翻刻にあたり　　真田淑子

この冊子には題名が書かれた墨あとはあるが解明できないので、一応「一万聯句集」として扱うことにした。

書中の序文によれば、寛文八年中夏上澣（上旬）とあり、次の三人による五言古体詩とも称すべき漢詩集である。一人はこの序文を書いた僧残睡、一人はこの場合に限って破

笠と称した二代お通、一人は二代お通と真田家二代信政との間の嫡子である信就（のぶなり）雅号葉身である。しかし連座して巻いたものとは思われず、その意味では破格なのであろう。

末文は極めて懇切丁寧な解説で、禅僧亀峯虎林叟中處の筆に成る。

題した日付は寛文十二年冬十一月とある。

翻刻に際しては、読者の便を図るため、あえて目次及び本文中ノンブル（ページ）を補った。

現在、同じ質紙のものはない由で、最小限の薄い洋紙で仕上げたが、原本は綴（と）じの部分で二・三糎ある。

尚帙（もつ）はなかったが、保存・取扱いによいと思って加えた。

○「私案」を終えて

貴重な文化財「一万聯句集」を韮才極まる己を省みずに、腹をすえて、「解読私案」を我がまま勝手に解読しつつ、冒毒の念にかられつつ、誠に残鬼に堪へぬ次第であります。何とぞ御高見頂きたく伏して御願ひ致す次第であります。

海津の鎮守池田宮と松代祇園祭礼

北村保

一　池田宮

長野市松代町東条の天王山南麓に鎮座する玉依比売命神社は地元の人々からは、池田宮と呼ばれてきた。この神社は遠くさかのぼって延喜式神名帳に記載されており、信濃国内四十八座中の埴科郡五座の中に名をとどめている。

地元の人々になれ親しまれている池田宮の呼称は、いつころから始まったものであるか、確証は見あたらないが古文書に散見するものからみると、近世初頭あたりからと推定される。

「池田宮、池田三社大明神共唱候由、池田宮ト唱候ハ地名有レ之候テ、往古信濃国大半湖水ノ節、此辺四方山ノ八(入カ)崎ノ地名ノ内、社地山西ノ方スキ崎ト唱、又皆神山西ノ方宮崎ト申ス、其外チコ崎等ノ地名今以有レ之由、磯並ノ沖ハ入江ニテ船着ノ場所故瀬関明神ヲ祭置今ニ社有レ之由、瀬関明神ハ船玉ノ神ヲ唱候由、且又湖水落行平地ニ相成候テモ、淵等ノ場所ハ池ニ相成、社前通其淵跡ニテ大沼ノ処次第ニ埋リ候得共、天正ノ頃迄ハ一円ノ水溜リノ由ノ処、其後検地ノ節右場所ヘ六拾石御高付ニ相成、右ヲ池田又ミノラズ田ト申ス地名ニ相成候由、右池田ノ岸ニ鎮座故池田宮又池田三社明神ト唱候ハ天正年中以後ノ事ニテ、其以前ハ磯並三社明神ト唱候由、往古ノ池ノ跡ト申シ今社内ニ池有レ之、中ニ厳嶋明神鎮座ノ由(1)。」

「(前略)松代御城主森右近大夫と云人、地押検地、竿手厳敷(きびしく)御高積(たかづもり)有レ之、五石田・とらす田・池田と名付相改候、是全く池を田に取調申候、仍レ之宮居も池田宮と申習し候由(2)(下略)」

慶長五年（一六〇〇）二月、海津城主田丸中務大輔直昌にかわって、森右近大夫忠政が入城した。森忠政の海津入城については、徳川家康に特に請うて来任したという伝えがある。それは、天正十年（一五八二）三月、織田信長によって甲斐の武田が滅ぼされ、その戦功によって忠政の兄森武蔵守長可（森蘭丸の兄）が、埴科・更級・高井・水内の信州奥四郡を与えられ三月末海津城にはいったが、武田の支配下にあって安定しつつあった処へ新領主の入部で、北信濃の土民らによる一揆が発生、その鎮圧の為に婦女子を含む二千余人を打ち殺したという。森長可は海津在城僅かに二ヵ月にして、上杉景勝と越後国二本木で対陣中、信長が本能寺において明智光秀の反逆にあい自刃の報に接して、兵をまとめ海津城に帰り領地を捨て直ちに上洛した。

「森庄蔵殿信長御生害を聞て、海津を捨て上洛の時、川中島・山中の土民徒党して、桑原より跡を慕ひ猿ヶ馬場にて追詰る。武蔵守返合ひて迫合有り、山中の百姓共不ニ追付一以前成故追散らさると云也」[3]

森勝三長可は海津城において、土民を威圧して人質をとって漸く領内を平穏にしていたため、短期間に二度の大一揆と戦わねばならなかった。長可はその後、豊臣秀吉に属して美濃国金山城を守ったが、天正十二年（一五八四）四月、三河国長久手において討死した。

「庄蔵ハ打死也。其後森右近殿、家康公へ様々申上、川中島拝領也。入部の時百姓共に向て宣ふ様、我遠国より遙々と来ルなればさぞや我を待らん、さらば所の名にせんとて、海津を改め待城と名付け給ふと云也。扨兄の仇なりとて、川中島の土民等二百人、鳥打峠に磔に懸給ふ、寺尾の村はづれより峠迄懸つづけたれば、道ふさがり脇道を往来しけると也」[3]

慶長五年二月、長可の末弟忠政が北信四郡十三万七五〇〇石を家康より与えられ海津城主となった。忠政は在城僅か三ヵ年であったが、領内総検地を慶長七年に実施した。これは、後々まで右近竿と称して多くの影響を与えたが、この検地については、兄長可に代って復讐の為苛酷を極めたと言い伝えられている。

前記の、池田宮の名のもとになる水田名所の五石田・とらず田・池田・ミノラズ田等は水溜りの地にまできびしく竿入れし、高付けをしたことを伝えているものであろう。

一揆への報復としての苛酷な検地と伝えられているが、徳川家康の発した検地の制を森忠政は忠実に実行したと見

るべきであろうが、「地押し検地、竿手厳敷御高積り」をした結果、耕作に不適な卑湿地までも検地帳に記載されたことを物語っている。森忠政が一揆の土民等を捕え鳥打峠で磔にかけたというが、その人数についても様々であり、鳥打峠が開かれたのは北国街道が川中島平を南北に貫通し整備された慶長十六年（一六一一）からであり、忠政入部の慶長五年では可候峠が使用されていた時であるから、これら一連の文書には事実でない部分が見られるものの、池田宮の呼称については、右近検地にその端を発するものと考えられる。

二　玉依比売命神社

当地方の神社の多くが、中世後期から近世にかけて諏訪社の社号を称えたものが多い中で、この玉依比売命神社（池田宮）は一貫して、その祭神を変えることなく伝えて来た。時には磯並大明神とか池田宮とか称してきたが、それは社地の名称を頭につけたもので、池田宮三社第一殿玉依比売命とか磯並大明神玉依比売命のように表現してきたのは、他の神社に比べて由緒が極めて明確であったことを物語っており、松代町のほぼ全域の古い地名である英多郷の郷社として、延喜式神名帳に記載される以前から創祀されたものと考えられる。

祭神の玉依比売命は、日本書紀に海神の女で神武天皇の母公であると伝えている。神社の創建について明らかにする史料は見あたらないが、縁起類・伝承などによると次のようであり、勿論史料的に信憑性はうすいが何等かの事実は含んでいると考えられる。

「（前略）此玉依比売神は海童第二の御娘、人皇の始祖神武天皇の御母公人躰の乳祖にして、深き神の伝有事国学の遺授なり。玉の徳より顕われ女神躰にして三徳兼備し給ふ事旧縁に明らか也。筆に記すに遑あらず、神慮はすべて水徳を以て伝語し磐石によそひて不変堅碑を解脱す。抑市川の旧地より見定め給ふは人皇十七代（十六代）仁徳天皇の頃と伝聞、今の池田の社地と定りしは其後寛喜元（一二三九）年と有、其節迄は磯並の社跡に鎮らせ給ふなり。（下略）（4）」

「磯ならび。所の民俗共はいせならびといふ也。いひまがへたるものなり、池田宮磯並大明神の故社跡也。今に（大門）題門有り、近き頃までまはりに深き堀の跡も見へし、往古は此あたり池にてぞ有し、次第々々に埋りてこそあら

め、近き四十年計以前までも横弐間計の堀なりし、今は残所なく田となれり、社地跡六七間四方程有り、松其外木あり。むかし当国湖水なりし時は、此磯並大明神は市川に住せ給ひけるが、もろ〳〵の神たち集り謀り給ひて、信濃と越後の境を切破り給ひしより、水落て陸地と成しといふ也。扨こそ其昔は村里もなくたま〳〵人間は有といへども、石塚土の穴に住けると見へたり、在〻所〻を見るに、地形高く足場陽うけ能き所には、必ず石塚有て其所〻を領する神の居所計を宮作りして、其外は皆石や土の穴に居けるといふ也。扨此御神市川より見おろし給へば、湖かわひて渺〻たり、され共牛馬の足の安く通ふ処は、漸拾町廿町とぞ見へし、其とき御神腰のつるぎを抜せ給ひて、虚空に抛上げ、此つるぎの落つらん所を宮居と定んとて、其光りに付て尋ね下らせ給へば、此磯並につるぎ落たりける程に、島を平げきよめて宮づくりして住せ給ふと也。依レ之其釼の落たる沢を釼鋒沢と名づくといへり、後に民俗共のいひあやまりて、きつぼう沢共書、てっぽう沢とも云なり。其後星霜はるかに押移て、今の池田宮に宮居を移り奉るといふ也、御神の市川より下らせ給ふとて、すめりてころばせ給ふ所をば今にすめり橋といふ也。此御神は女神にてましませば、御機おり物せさせ給ふに、秋の霧ふかくまいて、三日の間常暗と成りければ、天津神にこれを訴へ祈らせ給ひければ、其時日輪間近く天くだり給ひて、七日七夜が間此所をてりかがやかし給ふ、日輪のとどまらせ給ふ所を日の丸といふ也。其後霧はれ天もすみ、風おだやかに五穀もみのりければ、民のかまどもにぎやかに、御神をうやまひかしづき奉れば、他のさとのたからをもとめ、我さとの宝をも他のさとに通ずるためとて、所を定めて万のものを売かふ事もせさせ給ふと也、其因縁を以て人の世と成て後、民屋作りならべて、市の立けるとぞ、人のすまざれ共其所をば宿といひ伝へ侍る。市川の宮跡今に岩沢に有り、則市川大明神とあがめ奉る也。(3)」

以上の文書は、信じ難い内容を含むが、

(1) 始め市川に鎮座していた。市川は村の中で高い地にあり、今の岩沢である。

(2) やがて、湖水の水を切り開き落して陸地となし、磯並の地に移った。

(3) 寛喜元年（一二二九）現在地の池田の地に定まる。

と宮居を市川から磯並へそして池田へと、順次高地より

低地へ移していった経過が語られ、神々の力によって湖水の水が落されて村が開かれて、人々が住みついていったことを、人間の力を超える神の存在と現在そこに祭られている事実を説明している。

市川社（一川社）は松代町東条岩沢区に小祠として鎮座し、玉依比売命と建御名方命を祀っている。磯並社は寛保二年（一七四二）の記録的な水害に、社地跡は損壊したことが前記文書に見られるが、現在社地を物語る遺跡は存在していない。現在の玉依比売命神社の社地前は近年まで池になっていた。その中島に宗像神を祀る小社が鎮座したが、村人は弁才天として信仰し、古文書にも

「弁才天、社内の池の中に有、霊神也、縁起有。」(3)

としている、が「池田宮御手洗弁才天の御由来」(3)の縁起があり、その縁起に「扨此島の田心比咩命、御色の極めて白かりければ、白女弁才天と崇め奉る」とあって、宗像三女神の一柱である田心比咩命（多紀理毘売命）を弁才天としている。また、別の社伝には

「当社、社地内鎮座、摂社は中古湖水の残り有て、其の内に壱ツの島有り之、依て宗像神、市杵嶋姫神を今に鎮め祭るなり。後寛保二戌年（一七四二）、洪水にて御手洗池平地と成りし故、領主へ願ひ人足五百人、元の所掘て御手洗池今存せり」(5)

宗像三神の中の市杵嶋姫命を祀るとなっているが、この神が弁才天に付会されているもので、前者の田心比咩命を弁才天としているのは誤りであろう。また、厳嶋明神を祀るとある社記もあるから、厳島神社の主神は市杵嶋姫命といわれるので、この池の中島に鎮座した神は、宗像三神中の田心比咩命でなく市杵嶋姫命ではなかったかと思われる。

「弁天池。古へ御手洗池と称す。本村中央字内田、郷社玉依比売命社境内にあり。東西三十二間、南北十六間五分、周回百十五間、面積一反七畝十八歩。」(6)

池田の地名と関連あると思われる境内の池と小島の祭神について記してきたが、寛保の水害のあと池を掘って復元しているほどであるから、氏子の村人は余程重要視していたものと考えられる。昭和の末、弁天池は埋立てられて姿を消し運動場になった。

伝承によると、磯並の地にあった社は寛喜元年の藤沢川の水害で損壊し、翌二年（一二三〇）に前述した池中の島に移り、その後の洪水によって山麓の高所の現在地に移ったという。

当社の祭神については、江戸初期の文書に

「当社は御正躰、玉依比売命なり。御相殿は天照大神・建御名方命、三神坐に依て池田三社大明神と祝称奉るなり。」(4)

とある。寛文二年（一六六二）八月の大雨で神社裏山抜崩れ、本社・拝殿とも押流し、古くから伝えた旧記類を紛失したといい、宝暦七年（一七五七）十一月、他に類例のない玉依比売命の社号を存続させるため、神主・村方三役・氏子一同の運動により、京都の吉田家に差出す願書添状が藩の職奉行から下り、代表が上洛し同年十二月三日社号が下附されて、玉依比売命神社と公称することを従前通り認められた。(15)

宝永三年（一七〇六）成立の『つちくれ鑑』、明治十三年（一八八〇）の『海津旧顕録』に記載の祭神も異同がなく、幕末、維新の混乱期にも変ることなく守られてきた。明治四年（一八七一）二月、松代藩神社御役所に差出された文書中に「社号改替等之儀一切無二御座一候」(7)とある。

玉依比売命神社の創建については不詳であるが、英多郷の郷社として古代人の崇敬の中心となり、以来連綿として産土神・鎮守の神として、社地の変遷はあったが社号は変らずに現在に至っている。

三　海津の鎮守　池田宮

海津城（松代城）創築以来廃城に至るまで城の鎮守として、歴代の城将・城主に崇信敬祭されて、祭料を寄せられまた当地の産土神として、人々に崇敬されてきた。

上杉景勝の将、須田相模守満親が海津在城の折、海津城鎮守諏訪社に社領を寄進した。

定

當城鎮守諏訪(訪)大明神へ、為二社領一富岡清次郎分之内、仁貫之所、永寄進申早、小河原紀伊守令二収納一、祈念掃地不レ可レ有二怠慢一者也、仍如レ件、(除)

天正十七年　　（須田満親）
八月晦日　　黒印

（皆神山）
水上山の
小河原紀伊守との　(8)(11)(16)

玉依比売命神社の文書では、この社領寄進状の写しに付記して、「右ハ東条村池田宮明神社領御證文の写」(11)とあり、明治十四年三月、県庁へ進達した「郷社玉依比売命神社宝

物古器古書目次」の中に

「一　社領寄附状

天正十七年八月晦日、上杉家松代城代須田相模守満親黒印但往古ノ由緒ニ依テ水上雄風家ニ伝持ス」[14]

とある。この原文書は所在不明だが、かつては皆神山（長野市松代町）の和合院が所蔵したもので、水上雄風は和合院最後の人で小河原宥謙の還俗による改名である。

この社領寄進状が「諏訪大明神」となっていることから松代城下鏡屋町に鎮座する諏訪宮とする説がある。『松代町誌』明治十六年高野莠叟編』の祝（ほうり）神社の項に、前記須田満親黒印状を載せ、左のように付記している。

「按、往昔水上山に神仏両職有り、神職を大祝と云。後小河原某別れて池田宮、即玉依比売神社の神主となり、内山某諏訪宮祢宜と成りたりと云。後世池田宮を当城鎮守と称したるは蓋斯文書に由て誤りたるなり。」[16]

に続いて、

「慶長三年戊戌、田丸中務大輔直政海津城主たるの時、当社（諏訪宮）を今の地に遷さる。此地は元池田宮遙拝所の地なり、故に池田宮神主が祭事を兼帯した。」[16]

とあるが、この『松代町誌』とほぼ同時期に書かれた『海津旧顕録』明治十三年堤俊詮編』の皆神山の項に、

「天正十七年八月晦日、上杉家の城代須田相模守満親よりの黒印、是ハ東条村池田宮社領証文なり、水上山の小河原紀伊守殿と有レ之。」[13]

松代城下鏡屋町の諏訪宮は、宝暦元年（一七五一）辛未五月二十四日、神祇長上吉田家に請うて社号宣告文を得て祝（ほうり）神社と称した。[16]おそらく延喜式内を冠するようになったのもこの時からと推定される。延喜式内海津城鎮守諏訪宮と書かれたものもあるが、延喜式神名帳の埴科郡五座は、粟狭（あわさの）神社・坂城（さかきの）神社・中村神社・祝（ほうり）神社・玉依比売命神社であり、単に諏訪宮と名のる式内社は存在しない。また、一郷一社の原則に従えば、現在の松代町の大部分を範囲とする英多郷に、玉依比売命神社のほかに祝神社と中村神社（松代町西条に鎮座、古名を大国大明神社という）が存在するのは異例であり、前述の通り祝神社号は江戸時代の半ばからであり、中村神社も江戸時代からの社号と見てよいであろう。

天正十七年八月の須田満親寄進状は、玉依比売命神社の相殿である建御名方命、つまり武神であり農業神である諏訪神に宛てたもので、この地域の神社とすれば最も由緒の

明確な式内社であったことが、海津城の鎮守として選ばれたものであろう。

「池田磯並三社大明神玉依比売命神鎮座の神延喜式神名帳に有
南方刀美神
天照大神
り。

社領、大久保石見守殿黒印あり。

海津の城代々の鎮守の神といふ。(下略)(3)」

海津城の鎮守が、池田宮か諏訪宮かという混乱は、江戸時代後期に発生をみたように考えられ、皆神山の神職の流れをくむ小河原と内山の勢力争いではなかったのか。

文政の頃（一八一八―二九）池田宮からの御祓や御札には、「御當城御鎮守」の文字がある。

正月七日の児玉石改め数と五穀判事が終ると、御祓献上の為に大宮司が登城したが、献上の御祓には、(9)

御當　城御鎮守　池田宮
玉依比賣命神社御祓　大宮司

寸法　長一尺　厚サ一寸
横四寸

一月十五日、鎮火祭御祓、木札八枚　松代八町中(町人町八カ町)(9)

右木札書方寸法

御當　城御鎮守　池田宮大宮司
玉依比賣命神社瑞廣前鎮火祭行事町内安全祈啓
小河原紀伊正

長サ　二尺六寸
頭幅　四寸五分
尻幅　三寸五分

「御当城御鎮守」が藩から公認されていたと見るべきで、藩への願書の書式にも見られる。

池田宮臨時願書

拝殿葺替の節、前々ゟ萱百五拾駄御寄附被二成下一候所、近年御引替相成人足三百人御寄附被二成下一候、右願書、職御奉行所・道橋御奉行所願書差出候、右文言左の通、

以二口上書一奉レ願候

御当城御鎮守池田宮拝殿破損仕候ニ付修復仕度奉レ存候、前々修復の節萱百五拾駄宛御寄附被二成下置一候ニ付、明和元申年、(一七六四)天明五巳年(一七八五)両度修復の節、前々の通萱御寄附奉レ願候処、御林萱無二御座一候ニ付御人足三百人宛頂戴仕候、依レ之此度も右人足ニて御寄附被二成下一、修復仕度

奉レ存候、右願の通ニ仰付被ニ下置一候ハヽ難レ有仕合奉レ存候、以上

年号月（他の文書よりして文政元年か）池田宮大宮司

小河原紀伊　印

東条村六役人（北組と南組に分かれていたので六人か）(9)　印

松代城の鎮守として公認されていたので、社殿修理は藩が援助している。年月不詳だが江戸末期の神社書上げに、

「当社の儀ハ従ニ往古一御座ニ御座候て勧請年月等一向相不ニ知申一候処、古来ヨリ御当城御鎮守ト奉レ称候、右ノ儀ハ天正年中ノ古証文ニ御座候。

一（略）

一本社拝殿修復ノ節ハ奉レ願、屋根萱并人足等御定例頂戴仕候。

一（略）

一大暁院様（七代真田幸専）御在命中、拝殿立替料トシテ金百両御寄附被ニ成下置一、右ヲ以テ普請成就仕候、天保四巳年本殿屋根瓦ヘ御改御許容被ニ成下一候。

一感応院様（八代真田幸貫）御代、文政九戌年ヨリ御社参天王下リノ節ハ御代参被ニ成下一候。(10)」

また、別の書上げに、

「玉依比売命神社、真田信之公元和八年十月、海津城ヘ入部有て、寛文三卯年御本殿建替。

元禄五年　拝殿建換、関屋村（松代町豊栄）御林ヨリ萱百五十駄御寄附。

享保十三申年三月、拝殿屋根換、同寄附。

安永二年、御本殿御狭屋建換。

文政九戌年八月、御社参帰城有て御町奉行綿貫新兵衛殿被ニ召出一、池田宮拝殿殊外零落致し普請之儀被ニ仰付一、亦普請中御普請奉行堀田覚兵衛殿折〻見廻リ世話被レ致候。普請材木ハ上郷山田村（更級郡上山田町）御林ヨリ、御普請方御用ニて西寺（松代町西寺尾）尾迄さをながしニて御下被レ下候。(5)」

以上のように海津城（松代城）の鎮守として、また産土神として崇敬され藩から庇護されてきた。

明治四年七月、廃藩置県により旧藩主の知藩事は免官され、東京に移住することとなった。同年九月、旧藩主の真田幸民（ゆきもと）から玉依比売命神社小河原紀伊にあてて、

小河原紀伊

今般藩ヲ藩セラレ知事職ヲ被レ免候ニ付、在職中事務為ニ取纏一当地ヘ来リ、権大参事ヘ引渡近日帰京可レ致候、抑数百年来武運祈念、無ニ怠慢一段感謝不レ堪候、今ヨリ後

隔離可レ致ニ付テハ、聊寸志ヲ表スル迄ニ酒料差遣候事
辛未九月（明治四年）(11)

三百余年にわたって松代城の鎮守として、また藩主と給人格以上の藩士の武運長久を祈願(9)してきた役目は、幕藩体制の瓦解と同時に終った。

藩主の武運長久祈願については、池田宮の正月神事の中で、他の神社に全く類例のない「神宝児玉石の玉読み」神事で行われてきたので付記しておきたい。

当社の一連の正月神事を宝永年間（一七〇四―一〇）のものから略記する、

「恒例として正月六日の夜、お田あそびと云祭りあり、祢宜・太鼓役神前にて所の氏の子共社参して、くさきりたがやして田をうゆるまねし、終夜あそぶ也（中略）其翌日七種（なゝくさ）の朝、御蔵を開き神宝の児玉石を出し、祢宜・社僧普賢寺・東条村、同く高辻の内あら（荒）町・長礼村・加賀井村・田中村、此村〳〵の肝煎・組頭・長百姓打寄、一〳〵封印を改め、ひとへ〳〵切て高き卓机（つくへ）の上にてひろげて吟味する也、一番大きなるをば、御領主御吉凶石といふ、二番は御領主の御門葉或は家老を始諸士の吉凶石といふ、其外ハ御城下町在〳〵の吉凶をも判ずるといふ、七重の封の内にて増減の有るもふしぎ也、切〳〵は無き事也、古来の日記は焼失して明暦年中（一六五五―五七）よりの記有、初の記の石の数六十余有しやらん、増減有といへ共、増は毎年也方〳〵より、持来事有、減ずるはまれ也、次第に増倍する程に、宝永三年戌の数は二百九十二欤と覚つる也、大中小有り、なりも様〳〵也、色も五色・合色有、祢宜潔斎して紙にて覆面をし、綿にて五つの指を能くつゝむ、其近くへ立わたる者残らず右の如し、算へ終れば元の如く祢宜・神宮寺、右の村〳〵肝煎・組頭七重の封印をして納め置也。

其後つゝみかへの神事といふ事有、是ハ毎年此児玉石祭りの朝、神前へ備へたる御供の赤飯を清浄なる紙に五穀の名を一〳〵に書き付て、少しづゝ包みて瓶（カメ）に入置也。是を取出して開き見るに、或はくさりて其色青きも有、或は赤きも有り（中略）此色〳〵様〳〵の品を以て、諸作の吉凶善悪を判じて、地の厚薄、水旱の所〳〵を考へて、田畑の作り物をそれ〴〵に定め仕付るといへり（中略）判事終れば又本の如くしてしたため、瓶に入封印して納め置也、（下略）(3)」

正月六日夜（現在は午後）に行われる御田植神事、続いて七日早朝の児玉石神事は、同社所蔵の勾玉等の玉数の増減によって、その年の豊凶を占うもので、同時に行われる御

判神事（包換神事）は強飯についた黴の状態で作物の出来具合を上・中・下に分けて判断する。他に例を見ない予祝神事であり、神宝児玉石総数七八九顆（平成十年現在）の中、五九一顆が県宝に指定され、一連の正月神事は市指定の文化財となっている。

右の中で児玉石の玉読みは、時代によって変化しているが、江戸後期の文政年間（一八一八―二九）では、

「宝石改数の事、二色有レ之、上の包開キ其内一二三と印有レ之見出し、算始ル事、右印薄ク相成候節書直スベシ

一ツ天下泰平の石と唱

二ツ殿様御武運長久の石と唱

右御石の儀は一当様（真田信之）上田御城内ニ於テ御拾被レ遊候、其後元和年中当御城御入部被レ為レ有御座候節、当社え御奉納有レ之、右御祭料として年々籾子五表宛御寄進被ニ成下一候（注、この御武運長久の石は有孔自然石である）

三ツ産子繁昌の石と唱

石三ツ6順ニ算、十と唱候節、役人両人程ニて十と書記候事」(9)

真田信之奉納の石以外、神事に当って最初に読みあげる玉は、すべて子持勾玉で現在九顆あり、その内で最も大きい三顆（全長八・五～九・四cm(15)）を三ツ石と呼んでいる。時代によって唱え方が変化しているが、

一ツ天下泰平の石

二ツ国家安全の石（国家は領内のこと）

三ツ御武運長久の石

四ツ五穀成熟の石

五ツ産子繁昌の石(4)

で、三ツ石を唱える中に、武運長久の石（子持勾玉でなく自然石）を入れた時と三ツ石の次に唱えた時があった。現在は、一ツ天下泰平の石、二ツ宝祚延長の石、三ツ氏子繁昌の石、四ツ真田家奉納の石、五ツ、六ツ……十と数えており、真田家奉納の石と唱える時は武運長久の石を指している。かつては、真田家万歳とか御家中万歳と唱えたこともあったと言う。

四　尼巌城下の祇園祭礼

松代祇園祭礼は屈指の大祭で信州を代表する祭りだった。この祭礼の起りについて明確にできる史料は全くない

といってよい。

「町方祭礼古くより東条村池田宮ゟ御輿を中町御高札南の方に御仮家を取立安置ス」[12]

と松代藩祐筆の見聞録にあるが、池田宮に最初から祇園の神である牛頭天王（素戔嗚尊）が祀られたのではなく、相殿として池田宮（玉依比売命神社）に合祀されたもので、

「御相殿　祇園天王　御維新ニ付今八坂大神ト称ス

祭神　素戔嗚尊　京都祇園同体

社地の裏山を天王山といふ、是ハ昔より祇園天王の社有レ之故に天王山といふとぞ、然るに元文の頃（一七三六―四〇）に至り、暴風にて其社を吹潰し、再建行届兼仮りに神躰を磯並三社の社殿に移し置たりしが、いつしか相殿と成しとて依て其地を天王山といふ、年々祇園会ニハ神輿を中町大手先の御旅所へ遷幸あり。先年天王山に御鎮座の節より、六文銭御紋付の角燈篭弐ツ御奉納あり、其初ハ元文元年（五代真田信安）院殿世子にて在せし時御立願の筋ありて奉納せられし由、其節の御書付に天王山へと御座候」[13]

池田宮に相殿となった由縁が記録されている。これは松代藩祐筆であり、真田家御事蹟稿（先公御事蹟稿）の編集に当って、藩主真田幸貫の命を受けた藩老河原綱徳に協力した堤清十郎俊詮の筆になるもので、史料的価値は高い。

祇園祭の由来については、信憑性は低いが縁起類などによると、

「文明年中（一四六九―八七）須田大炊頭殿祇園祭礼御再建、籾百弐拾表御寄附ノ由、此節田中村ノ内地名中迄町・下迄町ノ内諏訪田ト唱候場所天王御旅所ノ由」[1]

「祇園祭の旧式有り、其濫觴詳ならずと雖も、村上家盛勢の頃東条左衛門尉及び須田大炊頭等より、籾百弐拾表宛の寄附あり、其後越後少将忠輝（松平忠輝）卿よりも先規により同寄附あり、亦神輿并神太刀等を献ぜられたり。」[5]

「天王祭礼ハ往古東条村尼飾山尼将軍御在世ノ頃ヨリ初リ、其後須田大炊頭殿御再建御起立有レ之由」[1]

「慶長年中（一五九六―）松平上総介殿祇園祭礼御再建、先年ノ通リ籾百弐拾表并御太刀一腰御奉納有レ之、始テ御城下へ天王御輿下ケ候由、此節御輿御献納有レ之、則今ノ御輿ノ由」[1]

文明年中（一四六九―八七）須田祇園祭礼再建が事実とすればそれ以前に祭礼があったことになるが、須田については、

「須田の家伝不分明、一説に頼朝公尼厳（あまかざり）の城主無二男子一、女子一人なりお安の前と云、鎌倉より須田の何某を遣はし、其

所を守らせ給ふともいふ。又云、須田は信濃源氏井上が門葉也、人皇五十六代清和天皇の裔孫八幡太郎義家朝臣の長男、前の対馬守義親三代の後胤須田九郎義重の苗孫なりと云へり。これもかれも遠きに因て詳かならず(3)」

尼厳城（雨飾城・東条城）城主が須田某といい、鎌倉時代前期にかかわる全く確証の乏しい内容であるが、東条氏については、史料の上での初見は長禄四年（一四六〇）五月（諏訪御符礼之古書(8)）の東条遠江守である。

「本村古時不詳。後東条左衛門尉某領知すと云と雖も、唯里老の口碑に伝ふるのみ、年代悠遠にして証跡明かならず。長禄年間（一四五七―六〇）末孫東条遠江守本村天飾山（現今尼厳山に作るに非ず）に城き、之れに居り領知す。同治郎右衛門尉信茂、同伊豆守茂方、同遠江守信広に至り世々襲領し、本郡（邕科郡）葛尾城主村上氏の麾下に属す。※弘治二丙辰（一五五六）八月甲将真田一徳斎幸隆鋭兵を率ひて天飾城を攻む、信広孤立防戦遂に敗れて越後に走り、上杉氏に依る(6)。」

※現在、天文二十二年（一五五三）八月とされている。

長禄年間に尼厳城築城の確証はないが、天正十年（一五八二）八月上杉景勝が北信四郡を鎮定した時、東条遠江守信広に尼厳城を守らせた。慶長八年（一六〇三）二月松平上総介忠輝が海津城を与えられて、花井吉成を城代としたが、この時から祭礼を復活したという。尼飾城の城下町で祭礼が始まったことと、天王山の西に隣接する田中村（松代町東条）の迯町に天王御旅所を設けたという伝承や縁起の内容は事実であろう。

「当社の大門先に市町あり、即ち台町・上迯町・中迯町・下迯町及び横迯町等地字今に残りて、中迯町の所今諏訪田と唱ふる所に御行殿有、例年祇園の神輿を幸し祭礼の古式を為せりと伝ふ(5)」

「其昔ハ当社ノ西接近ニ他村ヨリノ市駅相連レリ、即チ可候峠（そろべく）ヨリ地蔵峠ニ通ジテ是レ当時北国往還ノ一ナリシハ、古字御所ノ町（ふるあざ）・迯町（そりまち）上、中、下、横、・柳町等ノ遺趾ヲ数迯町アリ伝ヘタリ、但シ其市駅ハ松代城下ノ開ケシニヨリ、漸次ニ彼地ニ移転シ本城下ニ市街ヲ開キ、並ニ往還ヲ改通セル事ハ、普ク地方ニ伝説スル所ニ於テ明瞭ナリ(14)」

「天王祭礼ハ（中略）其後当御城御造営後、伊勢町・中町・荒神町三町ヘ鳥居前鎮守ノ市神引移、累年正月十一日祭日ト相定、売買利潤繁昌ノ祈念執行ノ由(1)」

右に引用したものの中に、神社大門先に市が立ち、鳥居前に市神が祀られていたとあるが、現在松代町中町路傍に立つ「市太神」の碑は、最初玉依比売命神社にあったものが

東条村分地荒町へ往来が移ると共に遷座、寛文の頃（一六六一）中町に移ったといわれているが、この碑の在る場所は藩政時代、大手口木戸番所の置かれた所で、松代城七木戸の中で最も重要視された城の大御門に通じる木戸だった。

池田宮の社殿の建つ南前方の池中に宗像三神を祀る社が在り、氏子は弁天様として崇敬し、池を弁天池と呼んでいた。宗像三女神の一柱である市杵島姫命は江戸時代に弁才天に付会し福徳賦与の神として信仰され、また市姫とも言われて市神としても信仰されていた。主祭神の玉依比売命が海神であり、同じく海神の宗像神を境内摂社として祭祀した時期については不詳だが、尼厳城の城下町が尼厳山麓に形成されるに従って、池田宮の鳥居前に市がたち、宗像神が市神となり、やがて松代城下町の発展とともに北国往還も西方松代城下に移り、とり残された宗像神が弁才天（弁天）として信仰されたのではなかろうか。

五　祇園祭礼の復活

天文二十二年（一五五三）、武田信玄は村上義清の本城葛尾城（埴科郡坂城町）と支城塩田城（上田市前山）を攻略、村上は敗北して越後の上杉を頼った。同年八月、村上氏の支族東条氏の拠る尼厳城も真田幸隆に攻められ、孤立無援となり上杉をたよって越後にのがれた。尼厳城が武田方の手におち修築され、川中島征圧の本城として機能していたが、永禄三年（一五六〇）秋ごろは海津城がほゞ完成し、北信濃の武田方の前線基地となった。

東条氏が越後に逃れたあと、海津城を守った香坂虎綱・同信達、天正十年三月武田滅亡後の織田方の城将森長可の頃までは、おそらく尼厳城下も祭礼どころではなかったと推測されるが、天正十年八月以後、上杉景勝の将村上景国・須田満親が海津城将の頃は、海津城周辺の社寺に寄進状や禁制を出して厚い保護をした。

東条の天王山祇園社の祭礼を復活させたのは、史料は存在しないが東条遠江守信広の可能性が高い。天正十年八月、上杉景勝が北信四郡を鎮定し、東条の旧地を東条信広に与え尼厳城を守らせている。慶長三年、上杉景勝が会津へ国替えを命じられた時に、東条氏も従い会津に赴き同時に尼厳城は廃城になった。その間、海津城代須田満親が池田宮を海津城の鎮守としたことからして、祇園祭礼の復活が想像される。

しかし、その後に海津城へ入った田丸直昌と森忠政在城の慶長八年二月までの五年間は、関ヶ原の役をはさむ争乱期で祭礼は中絶していたのであろう。森のあとへ入城した松平忠輝によって、祇園祭礼は再建されたという。松平忠輝の時から天王神輿下りの御旅所を松城城下へ移したといい、神輿を同時に寄進したと伝えるが、その年代については確証はないが、慶長九年説が伝えられている。社伝・縁起では、

「慶長年中松平上総介殿祇園祭礼御再建（中略）始テ御城下へ天王御輿下ヶ候由、此節御輿御献納（略）(1)」

「先年ノ神輿ハ慶長十三年御領主松平上総介様御奉納ニテ、今以テ所持罷在候(10)」

「慶長九丙辰(甲辰)年六月、松城中町へ始て御輿迂(還)幸有り(14)」

慶長年間ということでは一致しているが、年月について特定する史料はない。

松平忠輝が就封したのは十三歳だったので、幕府は慶長八年二月より十月までの間、高遠藩主保科正光をして領内の松城など五ヵ所の城番を勤仕させ、忠輝幼年について補佐役として大久保石見守長安を附家老とした。忠輝は松城へ直ちに入部せずに江戸にいたが、佐渡金山奉行等で活躍した幕府実力者の大久保長安は、慶長十八年に失脚するまで当地方と深いかかわりをもっていた。

慶長九年六月の祇園祭礼から使用されたと伝える神輿が忠輝寄進とすると、右の事情から大久保長安が深くかかわっていたものと推定される。現在祇園祭礼に用いられている神輿は、嘉永六年(一八五三)二月、大坂心斎橋通米屋町東側宮屋治郎兵衛に発注し、同年七月二十一日松代に到着その代金百両、運賃海上五両三分大坂―越後今町、陸上十三両通し人夫十四人と言い、忠輝寄進の神輿にとってかわり、旧神輿は池田宮に保存され現存している。

忠輝寄進とされる神輿は、建築的に見て禅宗様式を基本として細部に和様を混じたもので、制作年代は江戸初期の様式を示しているといい、軸部・壁面等は漆下地金箔押しの上に彩画している。壁面の装飾画は左壁（向って右）が山中の象二頭、右壁が雲中を飛ぶ麒麟、裏壁が竹林の虎で特に竹虎の図柄は、桃山から江戸初期に狩野派の絵師の好んで描いたものであり、神輿の作製年代に係る直接の資料はないが、現存神輿の様式・彩色・描画等から江戸初期の制作になるものと考えられる。

ちなみにこの時期、松平忠輝の後見役大久保長安が、更

埴市八幡の武水別神社に六角金銅製釣燈篭を寄進しているが、その火袋の柱の刻銘に、

奉寄進信州川中島更科郡八幡宮
慶長十五年庚戌九月吉日
大久保石見守長安敬白

これとほとんど同型の金銅製釣燈篭が戸隠神社に寄進されており、火袋の柱の陰刻銘に

戸隠大明神大久保石見守長安
慶長十年十一月吉日

戸隠神社へ寄進したものは、明治の廃仏毀釈によって流出し、現在長野市元善町の玉照院に所蔵されている。

当社神輿が慶長九年とすると、上記の状況からして後見人である大久保長安が松平忠輝に代って、祇園祭礼復活に深い係りを持ったと考えられる。

六　松代祇園祭礼

江戸時代初期の松代の祇園祭がどのように行われたのか全くわからないが、宝永(一七〇四)ごろの祭礼について、

「海津の城代々の鎮守の神といふ。恒例として六月十七日に神輿は松城下中町(しもなかまち)へ動座、仮殿を立、それより廿三日まで一七日(ひとなぬか)の間祭りなり、廿二日廿三日両日舞台をかざり、八町よりおどり狂言思ひ〳〵に仕組て出す、祭り通り済みぬれば、領主或は家中より馬を出し、せめ馬有り、馭手(のりて)は領主の馬役又は家中の若侍、思ひ〳〵の綺羅善尽し美つくせり、是を見物せんとて伊勢町(上中・下中町)・両中町・荒神町迄桟敷を打、大幕絵みす取々に、在々所々の男女は町の中に埒(らち)を結て、其両方にくつ(沓)の子をうちたる様に並居て見物する也、廿三日夕陽に及で神輿帰座。(3)」

とあり、簡潔に祭りの様子を伝えている。

次に嘉永(一八四八―五四)年間の祭礼の様子として、

「(前略)神輿降しの当朝、奉迎の使を以て初穂を献納せられ、続て代拝あり、城主参府年には六月有、帰城年には八月なりしを、後には八月を定例とし、十三日神輿降し、十八・十九日祭典執行、二十日還輿、渾(すべ)て七日の間に渉れる神事にして、城主より献燈あり、其他藩中祭礼乗馬諸士及び其他数多の献燈あり、祭典の両日ハ城主正明(あけ)六ツ時、厳粛の行装にて伊勢町使者屋の桟敷に出られ、其他重役悉く伺候せられ、八ケ町ハ各競の山車(だし)或ハ踊舞台を曳聯子(ひきつらね)、其観美を尽し鳴物をならし唄ひ踊り、

(午後四時頃)七時より藩中の若侍夥しく乗馬の回走を為し、神慮を慰め奉るに、其装束ハ母衣を著するあり、或ハ甲冑を鎧ひ部下数者を引率するあり、亦種々の異装を為すあり、其の盛観最も賑々敷して、いと殊勝なるハ言語に尽し難きが如し、右祭礼畢りて領主帰城の時、当城門前に松葉桟敷を設け、諸役員列席の前頭に於て八ヶ町より定員数多列を為し、笛・大皷を打鳴らし古謡を唄ひ舞踊るを例とす、之れを大門踊と唱ひり、前頭に五奉行列席なすなり、(後略)(5)」

宝永の祭礼と、約百五十年後の嘉永の祭礼にほとんど違いはない。祇園祭は本来町方の祭りであったが、池田宮が城の鎮守という関係からか、領主や諸役人の許可指令が祭りに強くはたらいていた。祭りが実際どのように運営されたものか、文政四年(一八二一)、池田宮大宮司小河原紀伊が「当社の旧例を挙て後代に残さむ(9)」ことをねがって記録した中の祇園祭についてみると、

一　六月朔日、御祭礼六月八月九月又は五月其定公儀ゟ被二仰出一候、其旨問屋ゟ申来自然申来無レ之は問屋其旨申断。

一　当社御祭礼の儀は先年ゟ時々月日相替候得とも、此書ニハ六月十三日天王御下、十八日十九日御祭礼、廿日御帰の積ヲ以書印置候。御下ゟ御帰迄都合八日、右振合ニて日限相替リ候節ハ御下リの事。

一　右御祭礼、御祭礼月の朔日二日三日の内、殿様御寄(注一)進被二成下一候御燈籠二、御張替職方へ書面ニて相願候事左の通、

口上覚

殿様被レ遊二御寄附一候御燈籠二ツ前々の通御張替被二成下一候様奉レ願候　以上

年　月　　池田宮大宮司
小河原――印

職御奉行所

(注、天保十四年(一八四三)職制改正により職・郡奉行が合併し郡奉行と唱え、寺社奉行を新設する。)

口上覚(右口上覚の上に貼紙して)

御祭礼ニ付天王御仮屋へ殿様被レ遊二御寄(注二)附一候御燈籠二ツ前々の通り御張替被二成下一候様奉レ願候　以上

安政三辰年八月　　池田宮大宮司
小河原　紀伊

竹(竹村)　金吾様
山(山寺)　源太夫様　(注、寺社奉行)

同時右御燈籠二ツ為レ持御城内御買物役所へ差遣候事、

一　村方役人御祭礼為レ知の事。

口上

来ル何日何日両日御祭礼被二仰付一依レ之来ル何日天王御下何日御帰御座候右為レ知如レ此御座候　以上

月　日

一　同九日　磯並大明神御祭前日役人ゟ申来、御祭昼前御しめ御幣等調候事。

一　同十二日　早朝御神輿出し候事。

同日、八町御端出縄切の事　八町年番ニて宿致し候事

札筥勤道具為持参候事

志め紙糊入三重小右衛門壱束半朝飯過ゟ罷越八町しめ切候事并伊勢町・中町・荒神町三町市神御幣切改正す。

一　同日、職奉行所・町奉行所両所御月番明日天王御下の旨届罷越候事并問屋罷越天王御人足万事宜相頼候事越前屋罷越宿の儀万事宜頼候事。

一　十三日、早朝幟等錺候事、畳三枚手入ニて遣事。

一　同日、町人足参次第先え送候品、幕二帳、大幟二本、散銭箱、大麻筥、雪洞、土器二組、油徳利、神酒徳利右二、三人分

一　屋具、着替等入用の品、越前屋え送ル事。

一　短册札壱町分宛紙ニ包其町名印天王御休の場所ニ差置候事　右順ニ重置御輿の中口元ニ差置并三方壱ツ大打鳴同中ニ入　小打鳴は御輿口元ニ置候事、右ハ御休の場所ニて入用

一　同職并御供奉の神子中飯の事。

一　人足揃次第九ツ半時神前え罷越御祈念奉幣、天王出御の節鳳凰(注二)をとり拝出出口ニてさす事。外田町迄罷越道〻橋〻ニて心附へし人足の者肩内に入并手透の者弐人羽車の前後の下ニ入荷て橋〻渡すべし。

一　天王御立後御徒士使御燈籠持参致し候、座敷え通し酒肴等出し候事召連候仲間同様、尚亦累年の通蠟燭十六丁相渡頼候ハハ受取毎夜御燈籠上申候事、廿日御帰の節は類年麁夕進上申候間御出被レ下候様申述候事。

一　天王外田町ゟ東木町・伊勢町西側御下、同町市神の前御休、神輿東向六根清浄一反奉幣の事但市神の御幣ニて奉幣此内御拍子短冊札米の台の上載遣候事　又西側荒神町と東寺尾の境迄、是より御上り東側同町市神の前ニて御休神輿南向御休の式伊勢町同様下中町小路ゟ肴町出東側御上り中程御休式同様但シ奉幣神輿南向、鍛冶町東側御上り中程御休式同様神輿大麻南向、是ゟ又東木町出紺屋町南側御通中程御休式同様神輿東向、紙屋町中程御休式同様神輿西向、馬喰町境御休

式同様神輿東向、右御休の場所ゟ御帰北側、伊勢町ゟ東側御下、中町御仮屋御着東の方ゟ御神輿(注二)但鳥をぬ入くべし御仮屋の内ニて御神輿計振替可レ申事、中巨一反奉幣但市神の御幣ニて奉幣相済三方ゑ徳利二ツ雪洞等錺候て越前屋ゑ引取候事。

一　十四日、今朝ゟ毎朝祈念勤行并御神酒壱合宛備(供)。

一　十六日、問屋ニて大門踊揃罷越但時分使の案内次第罷越候但継上下座敷ゑ罷通、其後案内次第(くじ)ヲ出ス　三寸四方位ニ紙ヲ切事、数五枚、壱番ゟ五番迄書印、壱枚宛丸メ何れの何番といふ事知れさる様ニ致し又、紙ヲ八寸の台の上ゑ敷、床の間ニ置拍子祈念終て差出候、紙屋町名主の方ゟ順ニ取レ之其年の順番相定、其後大門踊(おどり)始リ候ハハ見物致し候万事相済赤飯ヲ出ス、其後茶ヲ出し候ハハ罷帰候事。

一　御当城御鎮守
　祇園天王御祓　大宮司
右の通の札并御神供紙四五十軒分認置候事。
　但御神供紙ハ小右衛門紙の切、

一　献上の御祓小奉紙ニて認粘入ニて上包(水引ニて〆)并御神器(ミキ)挑但蓋有レ之神酒徳利壱ツ但懸流故に。

一　職方桟敷見舞并大王御祭礼の節御備(供)類年さし(刺)さば(鯖)壱さし宛遣候間右の品調置候事。

一　十八日、正六ツ(午前六時頃)時御祈念、同六ツ半(午前七時頃)時登城。
　殿様御桟敷御出無レ之内登城致すべく事、
　献上の品
　御祓
　御神供御ミツキ入蓋の上　池田宮御神供と書
　御神酒　徳利の口折紙
　　献上の品差出場、正月(注三)の通。

一　御祓御神供、御用番并矢澤・鎌原・真田・池田(注四)右ゑ登城下リ使ヲ以差遣候事。

一　諸〻御祓遣候場所末ニ印、右諸方御祓配(くばり)相済候ハハ職方桟敷ゑ見舞遣候事但名札ヲ附右相済候ハハ直参桟敷見舞ニ罷越候事差遣べし

一　御祭礼両日御仮屋終日出席致し居候事、但手代(カハリ)同職壱人相頼置候事。
　両日殿様御出・御帰の節御仮屋罷居事但下伏。

一　廿日、不用の品〻昼前の内宅ゑ送ル、并御下の節町人足ニて持来候品〻人足ニて遣、但大幟・幕等御帰の後持届候様申置。

一　同職壱両人相頼候事、人足寄次第八ツ(午後二時頃)時祈念奉幣、

御仮屋西の方ゟ御神輿出御、荒神町末ゟ東側御上リ東木町ゟ外田町出離候ハハ、御神輿ニ附居道々橋々差図致し心附べし。

一　御遷御祈念奉幣、御輿納帰宅致し村役人神子御神酒差遣候事。

一　御徒士被レ参候ハハ吸物・鉢肴二種夕飯。

一　同職十匹(注五)宛謝礼但神子は夕飯無レ之。

一　天王御帰の節は、職・町両所(奉行所)届ニ不レ及レ参候。

(注一)　元文元年（一七三六）五代藩主真田信安の燈籠奉納に始まり廃藩迄続く。

(注二)　神輿を狭い口から出入させる為に、神輿屋頂の鳳凰を取りはずす。

(注三)　正月七日、城中御台所目付へ差出す。

(注四)　「近年は池田と申す名字の縁ニて氏神同様の心得ニて類年参詣被致候事」と小河原紀伊の文書にあり、特別に扱われていた。矢澤・鎌原・真田は重役。

(注五)　一匹又は一疋、一匹は銭二十五文。

祭礼は右の様に進められたが、藩主が在府の年と在国の年では、祭りの内容も日取りもかわることがあり、在府の年は祭りが簡略だった。祭礼全般にわたって職・町両奉行所の指示に従う藩主導の祭りだったと言えるが、とにかく町方と家中士分の祭礼への競演は城下町を熱狂させた。

町人町の祭礼参加の様子を見ると、

一　四月廿六日、殿様明後廿八日四ツ時御供揃にて池田宮へ御参詣被ニ仰出一候、依レ之町掃除辻堅(固)例の通可レ致様申来候。

一　五月十四日、当御祭礼勤方の儀ニ付、長町人惣左衛門殿立合ニて八町寄合の上評義いたし候処、当年は殿様御留守年ニ付出し斗(山車ばか)り差出し、若者共ニて浄瑠璃・長唄の類いたし候様相談相極リ申候。

一　同十八日、大御門踊揃九ツ(正午)時前、検断所へ八町罷出八ツ(午後二時頃)時相済引取申候、尤天王御(くじ)籤ハ当町四番ニ御座候。

一　同十九日、明廿一日御祭礼殿中五ツ(午前八時頃)時被ニ仰出一候ニ付趣申来候。

一　同廿三日、御祭礼両日共無レ滞相済、其上被レ下物頂戴仕難レ有仕合奉レ存候。右両用御請両奉行所我等申上候。

一　昨廿二日被レ下物頂戴人足、紙屋町・当町・いせ町壱町ニて三人ツヽ、正四ツ(午前十時)時検断所へ指出し申候。

一　天王御送リ人足五人、九ツ(正午)時前検断所へ遣ス。

一　廿四日、天王御仮家持運人足二人、正五ツ(午前八時)時検断所

へ遣ス。[18]

江戸時代後期の祇園祭礼の様子がほぼ理解できる記述であるが、最後を飾る祭礼の二日間については、

「中町・伊勢町の両町は舞台を出し扮戯（芝居）をなす。其他鍛冶町・荒神町・紺屋町・紙屋町は山車或は太神楽・獅子舞などをなす、扮戯をなす事もあれども舞台を出す事能はず。肴町は国君鹵簿（参勤の行列）の学びをなし小児をして鎗・挟箱を執て列をなさしむ。上にいふ所の七町に馬喰町を加へて八町なり。馬喰町は大門踊の時杉山とて杉の葉を以て作りし山を車にのせて引く人足を出すのみ。大門踊といふは祭の後の日、城門の前にして八町斉しく囃子して踊る事なり、種々の旧式ある事なり。此の料に籾子廿俵賜るとなり。[17]」

と文化五年（一八〇八）の祭礼について、町方の様子を記録している。

ちなみに、「寛文十一年松城町間帳[13]」の町八町の御役儀として定められたものによると、馬喰町・紙屋町・紺屋町の三町に　祭礼山引人足家並ニ出し申候事」の役負担があるが、これが前記のように馬喰町だけに山引きが残って、紺屋町と紙屋町が山車や太神楽を出すように変わった事情や時期については不明である。

文化七年（一八一〇）の祭礼[17]には、伊勢町歌舞妓、荒神町だし子供相撲、紙屋町歌舞妓、鍛冶町□（虫孔）□長歌、紺屋町子供歌舞妓、中町太神楽、肴町子供行列と七町が祭礼に参加している。文化九年の祭礼[17]も同様で、中町踊狂言、伊勢町太神楽並長唄、紺屋町だし狂言、紙屋町同断、荒神町だし子供相撲、鍛冶町だし長唄、肴町殿様行列と七町の参加である。（前記の町の順序はくじ引きにより決まる）

祭礼の二日間、御家中も町方と同様に祭りに参加した。

「六月十八・十九日祇園祭礼古事の如く馳馬あり、今茲は第下東覲（藩主参勤出府）し給ひし後なれば、馬数も僅に廿疋駈[17]も二十見物の人も甚だ少し鎧武者五人あり。（下略）」

と文化六年の藩主在府の祭礼を述べているが、藩主在国の時と比べて祭りは縮少され淋しかったようだ。「古事の如く馳馬」とあるが、

「御城下祇園祭の跡にて御家中馬乗候事は延宝（一六七三―八〇）の比、代官町辺に夏目伊織といふ馬喰住居せしが、町々より出し候だし・ねり物等の跡にて、ふと馬をせめ候よし、其以後は佳例と成り候由（下略）[17]」

文化年間で、少ない年で三十疋、多い年は五十疋以上もあり、個人所有の手馬、藩からの借馬、特別の場合は御召と

称する藩主の乗料も馳馬として祭りに参加した。乗馬の侍たちは、花笠・母衣・肩衣・甲冑思い思いに着飾って、伊勢町・中町の北国脇街道二百四十間の特設馬場を駆けた。

「此両日は、第下(藩主)をはじめ郷大夫(国家老)より下商賈(商人)に至るまで皆肩衣を着す。馬乗る人、昔は紅と浅黄の絹の單母衣なりしが、近年は種々の物好ありて二重母衣の丈長なるを着す、色も緋白しぼりなどあり或は白絹に雲龍などを画きたるもあり又絹も薄練を用るもの多し、黄は神の忌給ふ色なりとて昔は用ひざりしが近年は皆用る事になれり、又昔は夜着或は素袍など着して乗し者も有けるよし、今は右様の異形なるは絶てなし、花笠なども自らは戴かず若党に持せ、或は初より笠なしにて乗るもあり、又ともすれば母衣をやめ肩衣にておとなしやかに乗もあり、其中に駈の時は長母衣とて一疋ほどの絹を、紅白二筋或は一筋鞍の後輪より出し駈さすること近年の事也(17)。」

藩主在国の年は伊勢町北端西側の御使者屋に桟敷が設けられ、家老など重役の桟敷は伊勢町・中町の内に設けられた。

「邦相(家老)並に町奉行・職奉行桟敷有、此有司の外子(鎌原桐山)と矢澤子将監無役高千二百石及び浄福寺曹洞宗城東田中村にあり桟敷あり、恩田子右膳用人高四百石祢津子甚平無役なり家督と称す番頭格高五百石近年桟敷あり、此他は桟敷あれ共幕もうたず松葉垣もなし、故に内桟敷の前にては戯棚も留めず雑扮も技を施すことなし。予が少年の時までは邦相をはじめ親戚の間は互に桟敷へ往来し、婦人は婢を使として祝儀をのべ赤飯など出して祝ひしが、近年は嫡子の往来はあれ共郷大夫(国家老)の往来するは稀なり女使も稀になりたり、両奉行(職・町)も両日共に桟敷へ来りしが是も両三年は初日のみにて後日は来らず、時移り人もかはれば何事も少しづゝ変じ行なるべし(17)。」

と、文化六年に記録している。右に引用した文中に矢澤・鎌原・恩田・祢津などの重役に伍して、浄福寺が桟敷を設けていたのは、祇園天王祭に深い係りがあるものと考えられ、寺の開基者須田相模守満親が海津在城時に尼厳城を守らせた東条信広らと祭礼を復活させたことを物語っているものと思われる。

祭礼の終りの日に城の大御門前にて、町方の踊りが行われた。そのために松葉桟敷が懸けられた。

「邦相を初め用人・大目付列座し、桟敷の前に蓆を敷て町奉行・職奉行・普請奉行・目付役等並居る事也(17)」

城の大御門の前で行われたので大御門踊と言われ、略して大門踊となり、祭礼の掉尾を飾ったので大尾踊とも言った。

祭礼が終ると、前記の松葉桟敷列座の面々、真田家に係りのある寺院住職、祭礼に係った町役人など登城し領主の長久を祝って帰った。

江戸前期の祭礼については資料に欠けるが、後半期には町人町の火災が頻発し、天明八年(一七八八)六月の河内屋火事、寛政十二年(一八〇〇)四月の一場火事などの大火で、信州を代表したという大祭は鳴りをひそめたが、文化初年の祇園祭礼から大々的に復活し、御家中の乗馬の美々しさ、町方の華麗な遠物(ねりもの)は近領・他国迄ひびき渡り、町方旅籠(はたご)屋に見物客充満して留宿がなく、城下町の北に接する町寺尾(松代町東寺尾)辺まで頼んで宿泊したと祐筆が記録(12)しているが、文化七年(一八一〇)の祭礼では、

「祭礼見物に来り町家に宿する所、一家に一夜百余づゝ宿す。旗亭(料理屋)中町に五、六軒伊勢町三、四軒右の如しと也、祭礼火災後暫く休て其後文化三年丙寅に祭礼昔の如く有し、此時見物人多く旅宿に宿することあたはず、諏訪祠(祇神社)などへ籠りて夜を明したる者の多かりし。又茶店の食物も食尽し後より来りたる者は食に難儀せしとなり。鍛冶町にては鍛冶屋業を廃して両日蕎麦切を売りて利を得たるものあり。長国寺御霊屋拝見に行もの甚多し、因て門前に梨子糖等を売者多く出たり。丙寅(文化三年)の祭礼ほどにはあらざれ共近年は他所者多く来るといへり。祭礼には金五百両以上の動きありといふ、或は千両の動きともいふ。紙屋町・紺屋町にて車付のおどり舞台は今年始て造、大門踊八丁の高張挑灯(提灯)今迄は火事の時用る挑灯を用ひしが、今年は新に幕しぼりを画きたる挑灯を一様に造りたり、祭礼乗馬の面々供人次第に多くなる、近年は予が同席の嫡子は先徒(さきがち)五人羽折、馬脇侍六人肩衣、草履取一人、床机(しょうぎ)持一人、口取両人。指立(さしだち)家督或は御用人御番頭(おばんがしら)の嫡子は先徒三人、馬脇六人徒士も侍も、すべて羽折、草履取一人、床机持一人、口取両人。平士は口取一両人、馬脇侍一両人羽折、草履取一人、床机持はあるもなきもあり。(17)」

祇園祭礼の終り二日間は城下町を熱狂させた。若侍たちの乗馬も衣裳が次第に華やかになり、庶民も芝居に遠物(ねりもの)に華美を競って奉行所から制限を加えられた。城下町の町家の中心部を南北に通る北国脇往還の諏訪宮の鳥居小路角から下中町の北端までの約二百四十間が、祭の特設馬場となった。街道の中央に用水が流れ、用水に沿って埒を結い馬場と見物席を分け、中町の高札場近くの天王御旅所の前には、乗馬の侍たちが奉納した家紋入りの角燈篭と町人町の幟や旗が林立した。

「海津の城の鎮守の神」となる以前に池田宮の裏山に鎮座していた祇園社、その祭礼がどのような目的でなされ、祭の主催者が誰であったのかを明らかにすることは不可能に近い。戦国の世が終り天下平定に向うころから池田宮は海津城の鎮守となり、相殿だった祇園天王も城の鎮守とされた。尼厳城下にはじまった祇園祭は、土民を疫禍からまもる素朴な呪術的なもので、市の発達に伴ない商工庶民の祭りとなったものだったと考えたい。海津城築城後に代々の城主・城将によって城の鎮守となり、松代領に真田氏入封後からの祇園祭礼は、藩主導の町奉行所や職奉行所（天保十四年（一八四三）から職制改正により職・郡奉行が合併して郡奉行所となり、寺社奉行所が新設された）の指令・指示が強くはたらく「上意による祭礼」となっていった。

「松代町八坂大神（※注）祭礼ノ儀ハ、御維新ノ際ニ至ルマテ旧御領主君公ノ御用祭ニシテ、万事願伺其許可指令ニ随ヒ祭事ヲ行ヒ、聊モ人民自由ノ権ヲ有セス、且祭則厳重タリ、祭礼其元原ヲ明詳セサルト雖トモ、第一道路ヲ留メ切リ、藩吏・藩卒ニテ市街ヲ警固シ、御用席、寺社・町両奉行ハ役桟敷ト称シ三ツ道具ヲ以テ非常ニ備ヒ、加フルニ藩士乗馬セシムルヲ以テ祭式トス、之レ他ニ其例アルヲ知ラス、之レヲ的證トシテ御用祭ト名義ヲ表セシ所斯クノ如シ。

然ルニ御維新ノ時ニ際シ従来ノ公祭変シテ更ニ私祭トナリタリ、因テ祭式字八町人民ノ共和ニ帰ス。（下略）」

右ハ「松代町ノ内字八町ノ諸君ヘ密問スルノ文」の冒頭部分だが、明治九年神輿渡御に際し御旅所の位置を改定することにより、観客・顧客の流れを公平にという意図を以て議論したが、決議に至らずして休祭四ヵ年、同十二年秋、中町・肴町・荒神町三町にて祭礼執行を郡役所に出願したことに始まり、八坂祭礼に係わる組合町八町の祭典係、松代町戸長宮島嘉織、埴科郡郡長横田数馬、上田警察署松代分署等をまきこんだ争論となった時、関係五町に送られた廻状であるが、右に引用した内容は、藩政時代の祇園祭を記述した文書には全く書かれなかったし、また書くことをはばかり触れることの出来ないことだったにちがいない。

※注　（一八六八）明治元年、祇園天王を八坂大神と改称。同時に祇園社が八坂神社と改められ、祇園祭礼は八坂祭礼とされたが、祇園祭や天王下り、天王上げの用語は改められることなく今に続いている。

七　あとがき

池田宮という通称は地名からつけられたらしいと言われているが、それを裏付けるものに回り合うことが出来なかった。古老に尋ねても確証は得られなかった。また、松代家中の池田氏が崇敬篤かったので、池田宮と呼ばれるようになったという説をなす人もいた。

昭和五十六年、長野市立東条小学校開校百周年記念事業として、記念誌『東条のあゆみ―ふるさととふるさとの学校』を作ることになり、『ふるさと編』（旧東条村史）を担当することになって、個人所蔵や玉依比売命神社所蔵の文書に接する機会に恵まれた。切角収集した史資料も記念誌のページ数の関係から利用出来ないものも有り、神社についても池田宮や祇園祭については大幅な割愛を余儀なくされた。また、海津の鎮守としての池田宮については、天正十七年八月の須田満親社領寄進状が池田宮に係わるものか不安もあった。

「先年ゟ池田氏社参。先年は殿様御代参の由、其後又大身衆無役の方ニて御代参相勤候事も有ㇾ之由申伝、近年は池田と申名字の縁ニて氏神同様の心得ニて頬年参詣被ㇾ致候事」(9)

を目にした時は、史資料の重みを改めて感じた。池田氏の名字が神社名になったという話しを信じなくてよかった。

ようやく此処に当時収集した史資料にその後採集したものを加えて、海津（松代）の領主と池田宮のかかわりをまとめたが、資料の大部分が後世の人々の手になるもので、決め手となるものに欠けるうらみはあるが、大方のご批判をたまわれば幸いである。

注

（1）「東条村池田宮大宮司小河原紀伊調書」（玉依比売命神社御事蹟調より）

（2）「享和三亥年　東条村書上」（玉依比売命神社御事蹟調より）

（3）『つちくれ鑑』宝永三年　落合保考（平成六年刊本）

（4）「海津の御鎮守池田宮」寛永十二年　神主藤原（小河原）重歳　明暦二年に致仕隠居する真田信之を「御先君信之公」と記しているので、寛永十二年より二、三十年、年代を下げるが妥当。

（5）「玉依比売命神社本縁」嘉永年間　（玉依比売命神社御事蹟調より）

(6)『東条村誌』明治十六年十二月　(長野県町村誌東信編より)
(7)「玉依比売命神社起因未社ノ件」明治四未年二月　小河原真澄(玉依比売命神社御事蹟調より)
(8)『信濃史料』
(9)「池田宮年中行事雑書」文政四年　池田宮大宮司小河原重麿
(10)「池田宮大宮司書上」安政三年　(玉依比売命神社御事蹟調より)
(11)「御書写」(玉依比売命神社御事蹟調より)
(12)「片岡志道見聞録」巻三十八
(13)『海津旧顕録』明治十三年　堤俊詮(平成元年刊本)
(14)「東条村郷社玉依比売命神社由緒」明治十四年三月　(玉依比売命神社御事蹟調より)
(15)『東条のあゆみ―ふるさととふるさとの学校―』昭和六十年　(東条小学校記念事業実行委員会)
(16)『松代町誌』明治十六年十二月　(長野県町村誌東信編より)
(17)『朝陽館漫筆』鎌原桐山　巻1・2・12・18・33・35
(18)「御町御用日記」天保二卯年　紺屋町

松代藩の閨秀画家恩田緑蔭

仁科叔子

はじめに

松代藩には、宝暦の藩政改革に努力し『日暮硯』に登場する、恩田木工民親を祖とする家と、木工民親の弟の織部民格から続く系統、それに恩田新六家があった。

織部民格には男子がなかったので、その後二代にわたって矢澤家から養子を迎え、漸く男子左馬之助が生まれた。その左馬之助民正に、文政二年（一八一九）長女ゆりが出生した。

ゆりは幼少より絵画を好み、長じて藩絵師の山田島寅、青木雪卿について絵画を学び、桜雲亭由里子 緑蔭と号して、「松代十二箇月絵巻」を真田宝物館に遺している。それは繊細な女性の目を通して描かれた城下町松代の風俗である。

矢澤旧家老家の土蔵に、恩田緑蔭の描いた下絵を見た事はあったが、今度は恩田家の親類である八田家（現幸三氏）文書の中に、緑蔭の絵画が多く保存されていて拝見できた。

前記「松代十二箇月絵巻」の下絵には、「安政二乙卯年（一八五五）五月三日出来、桜雲亭由里子」と書かれていた。墨塗り小箪笥の抽出し中にきちんと折り畳まれ、畳紙に入れ区別された大作には、「松代春秋」ともいうべき十二枚のほかに、両親を描いたものなど保存状態もよく、最近八田家では、この十二枚を小屏風に仕立てられたが、この中に師匠島寅の写と書き添えのあるものもある。又松代藩士の面々九十七人とその妻達を、着物や髪形にもそれぞれの特徴をとらえ、淡い色を付けた上半身を描いた巻物があ

った。付紙には「恩右」「河舎」、女性の部には「恩木工妻」「柘植娘」「赤沢後家」などとあり、恩田右膳・河原舎人の略であった。これは当時の恩田家へ訪れた武士であったり、親類家族を描いたのであろうか、また緑蔭女史が何歳の頃の作品であるのか、武士の顔や名前から年令を推し量られるのである。

「松代十二箇月絵巻」は、既に『松代』八号の扉に紹介され、その説明文には次のように書いてある。

絵巻の内容は、門松・弓始・独楽回し・三河万歳・謡初と年始から始まり、寒中の酒仕込・観梅・上巳の節句・闘鶏（鶏合）・観桜・春祭と春の季節に続けて、初夏の灌仏会・参勤出府・端午の節句・田植と盛夏に移り、江戸時代信州最大の祭と言われた松代祇園祭の、町人町の凧物と武士の競馬、それを観覧する士庶、盛夏の納涼等々登場する人々すべて浮世絵風に描いている。秋の季節にはいって、盆踊りは高張提灯を中心に輪舞する男女、相撲・観月と秋の行事に、機織・染物など女性の立場で選択した画を配している。続いて初冬の恵比須講・髪置・袴着などの年中行事をとり入れ、初雪・正月仕舞（正月の支度新年を迎える用意）の餅つきを克明に表現し、鶴・亀が池に群れる場面で結んでいる。

この絵巻が出来上った時、緑蔭女史三十六歳であった。

恩田家について

恩田家の祖について、鎌原桐山は『朝陽館漫筆』巻三に、「宮下重明曰く、故恩田木工は三百石を領す。寛文元年（一六六一）辛丑霜月九日、三澤玄蕃・徳田兵庫と三人にて江戸出立し、松城へ帰る途中、上州松井田駅にて病死す。即ち同所補陀寺に葬る。此に於て恩田の家断絶せり。後に其二子、新六・弥二郎、金七両二分に二人扶持宛にて小姓に召出され、次第に加増ありて、新六は四百石を賜ひ（今、右膳が曽祖父なり）、弥二郎は頼母と改名し九百石を賜り家老職に立身せり。但し家老とは命ぜられ共、月番をも勤めて邦相の列にあり、其子木工（今木工の祖父）百石を領して家老たり。家督の時、父の九百石を合せて千石となる」

鎌原桐山は文化六己巳（一八〇九）の年に、右の文を宮下氏から聞いて書いている。桐山は、家老職鎌原重義の三男として、安永三年（一七七四）松代に生まれ、漫筆は

文化五年から書き始めている。宮下重明について桐山は、「宮下重明伊右衛門と称す。普請奉行を勤め致仕せり。八郎右衛門が父、今こゝに七十四歳」と書いている。寛永十年分限帳に高百石の宮下八郎左衛門は、明暦三年分限帳にも健在し、寛文十二年には宮下源五兵衛である。宝暦十二年に至って、恩田木工民親時代を過ごしたであろう宮下伊右衛門、百石の名が分限帳に記されている。

ところがである。松代菅沼家所蔵文書の「渡辺氏見聞集録抄」の内、寛永十酉(一六三三)年分限帳には、「三百石、上州松井田にて病死、慶安二丑三月廿八日、恩田木工」と恩田木工の名前の上に書き込みがしてある。慶安二己丑年(一六四九)は、漫筆にある恩田木工死亡の寛文元年より、十二年前の丑年であって、霜月は陰暦十一月であり、日付も違っている。そして寛永十年分の末尾には、望月行廣の朱筆をもって、貴重な書き入れが記されている。

望月行廣は、治部左衛門知英の息で、父知英が宝暦三年(一七五三)に死亡した後、恩田木工民親を助け、藩政立直しを計り、家老日記の宝暦二年から天明八年まで、「行広扣」と署名して藩政を記している。行廣は享保十七年(一七三二)に生まれ、宝暦五年八月家老職見習、同七年家老職となった人である。恩田木工民親の妻は治部左衛門の娘でもある。

朱書の部分には、天明二年(一七八二)に恩田新六から、寛永十年分限帳の恩田木工の部分について尋ねられ、望月行廣は早速には答えられず、同年秋になって証拠を見つけ、その訳を朱書きしたと書いている。

恩田氏の出自は、上州恩田村の地士であって、武田方に属し上州方面で活躍し、後に真田家に従った武士であった。上州松井田駅で病死の恩田木工の遺児ではないか、と考えられる名が、慶安二年より八年後の、明暦三年(一六五七)分限帳に父恩田木工の名はないが、恩田弥次郎と恩田左吉の名で、柴様衆の中にある。共に八両三人扶持となっている。

初代藩主信之は、明暦三年二代信政に家督を譲り、柴村に隠居した。それに従った藩士達が柴様衆(しばさましゅう)である。同帳の「沼田より御供の侍衆」の中に、漫筆に恩田木工と同道したと書かれていた、三沢玄蕃(げんば)三百石・徳田兵庫二百五拾石の名があって健在している。遺児達二人は、信之に仕えて万治元年(一六五八)信之の没した時まで従ったかもしれない。

故矢澤頼忠氏に頂いた恩田家系図と、『監察日記書抜』から見た恩田家は、木工民親の祖父は、木工民重、父の木工民清は、海野九郎左衛門の嫡子で幼名左門である。正徳三年（一七一三）恩田家の養子となり、家督が享保四年である。この年弥次郎の頼母民重が死亡した事になる。養子木工民清は、享保二十年（一七三五）江戸において死亡した。

漫筆が書かれた文化六年（一八〇九）「今木工」とあるのは、木工民親の嫡子亀次郎の、木工宜民（よしたみ）である。その宜民については、「文化十年二月六日、恩田木工老衰のところ、壱人にては大儀、靱負儀勝手懸助仰付」と親子で勝手懸りを勤めているが、文化十四年七月十六日死亡している。靱負は、文化元年十二月「恩田木工倅靱負、家老見習」、同七年「恩田木工孫、恩田靱負倅大太郎初めて御目見」となって、孫の大太郎が後の民矩（たみかね）であり、三代が健在の時である。

漫筆の中で「弥二郎は頼母となり其子木工民清は、宜民の祖父、百石を領して家老たり。家督の時父の九百石を合わせて千石となる」と読んで見る。其子は、海野左門後の木工民清であろうか。「此に於いて恩田の家断絶せり」の時を、慶安二年としなければ、二人の子供は明暦三年の分限帳に書かれない筈である。仮に幼い兄新六を七才弟の弥二郎五才として、正徳三年海野家より養子の民清を迎えた時、弥二郎頼母は、六十八才になる。当時の年令から考えて如何なものであろう、孫に当たる木工民親は、享保二年の生まれなれば、生前に幼名の左吉を見ていることになる。

この間に初代信之は、信政の明暦三年八月松代に入部を待って、柴村に隠居した。同年の分限帳に、左吉と弥次郎が小姓となって仕えている。左吉十五才、弥次郎十三才位であった。明暦四年は七月万治と改元の十月信之逝去する。

二代藩主となった信政は、実際の襲封は明暦二年十月であったが、同四年二月五日に、六十二歳で逝去である。

鎌原桐山の漫筆にあった弥二郎は、後の木工民重であり、新六は左吉でこの系統が、恩田新六時章であろうか。元文三年「恩田新六方へ、恩田靱負（民親）妹縁組願の通り仰付」となっている。民清死亡の後、末娘キツの縁組である。新六家は、文政七年恩田右膳は城代仰付、文政十一年倅の内蔵允は、知行五百石、足軽二十人御預家督仰付となり、天保五年恩田孝太郎が、亡父内蔵允の願通り知行五百石を家督し弘化三年に至って新六と改名、安政七年大目付、中老

職など勤めて、明治四年維新後大尉となっている。

木工民清の長男左吉と二男佐介兄弟は『監察日記書抜』（以下日記とす）享保十一年（一七二六）に、三代藩主幸道の晩年江戸へ参府直前の三月廿六日、「恩田木工次男佐介、御部屋様の御養子仰付、四月朔日、恩田佐介に新地拝領仰付」となり民清は御礼を申上げ、恩田左吉初めて御目見申上げている。

左吉は後の木工民親で享保二年（一七一七）生まれ、弟の佐介が御部屋様の養子として新地拝領とあるが、藩主幸道は参府の翌年、享保十二年五月卒去されてしまう。奥方は御前様と呼ばれ、四国宇和島藩伊達氏の娘であった。御部屋様は側室の遠藤氏妙雲院であるが、奥方は六月二日法雲院となられ、藩主生母高橋氏は、二代信政の側室となり松寿院である。六月廿五日松寿院様法事が、藩主幸道の法事直後に執行されている。長国寺が葬地で「松寿院殿翠嶽清陰大姉」正徳元年に死亡している。幸道には元禄四年男子が生まれたが早世し、兄信就の子信弘を養子とし四代藩主とした。

恩田民清の二男佐介に弐百石をもって織部家を立てさせたのは、幸道の実母松寿院の菩提を守らせる名目かと考えられる。藩主の生母が側室であった為、老年に至った幸道が、恩田佐介に弐百石を与えたのではないだろうか。

恩田佐介の織部民格家は幕末まで二百石を継承した。民格には男子がなく娘の五百に、矢澤矢治摩誠定の三男千次郎を迎え、織部系二代目民直となり頼母と名乗る。しかし民直にも男子がなく、二女幾久に矢澤修理誠至の二男が三代目民成となった。日記書抜には、延享五年正月十三日、昨十二日夜恩田織部死去、養子矢澤矢治摩三男千次郎相願候。又天明四年十二月六日には、矢澤修理弟斎宮、恩田頼母方へ婿養子、双方願の通り仰付けられている。この家の知行は、文政七年恩田造酒に亡父左馬之助の願通り、弐百石下し置家督相違なく仰付けである。

三代目民成と幾久の間に一男二女が生まれ、男児は左馬之助民正、号柳水となり、長女は死亡、妹イネは御側医師立田元伯の妻となった。

四代民正には、長女ゆりと長男造酒民知、二男龍幾久、三男頼直と次女たづが生まれた。

五代目造酒民知は、文政七年家督、天保六年織部櫟園を号し、弐百石御奏者、御番頭を勤めて明治に至る。妹たづは、天保五年四月十八日、差立家督恩田造酒妹、岩下革の倅富馬へ縁組願の通り仰付けられると日記書抜に記されて

恩田織部家関系係図

- 木工
  - 新六 — □ — 新六時章 — 右膳 — 内蔵允 — 孝太郎事新六
  - 弥二郎（頼母民重） — 民清（木工）
    - 民親（木工） — 宜民（木工 よしたみ） — 民祇（靱負 たみただ） — 民矩（愛水 たみかね）
    - 海野より
    - 民格（織部） — いほ（頼母）
      - 民直（矢澤 矢澤） — とみ
      - 民成 — いく
        - 女早世
        - 民正 — 柳水
          - 民知（緑蔭 りょくいん） — 櫟園
            - ゆり
            - ちか
            - とら
              - 達次郎（菅沼）
                - 夏野
                - 斎宮
                - 民夫
                - 園
                - 大助
                - 梅香
                - 八田へ
                - みのる
                - 小久
            - 造酒（矢澤頼道）
            - 若葉
            - 小松
          - 民正 — 龍幾久
          - 矢澤へ
          - 頼直
          - 矢澤へ
          - たづ
          - 岩下へ
        - 民成 — 民直
        - 民正 — 柳水
        - 民正 — イネ
        - 立田
    - 海野家へ
    - 藤馬
    - 矢澤頼誠妻
    - ヌイ
    - 恩田新六妻
    - キツ

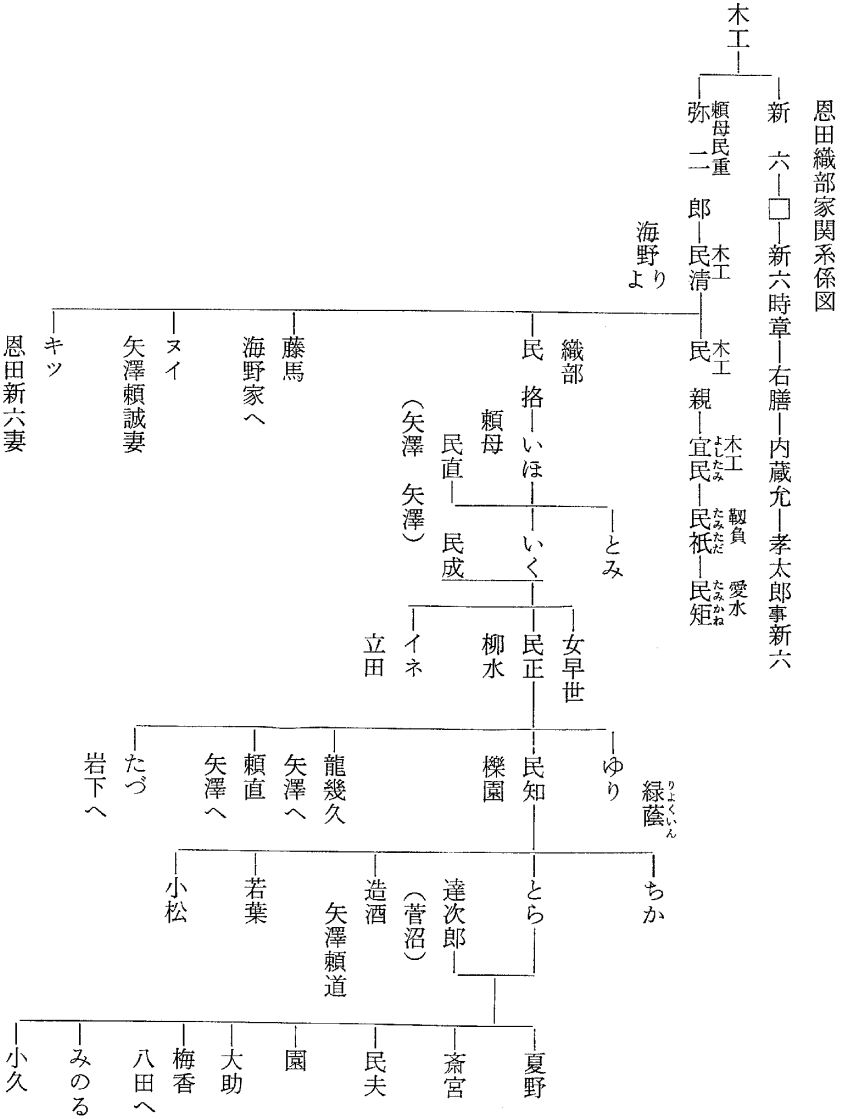

いる。

恩田ゆりは文政二年（一八一九）に生まれ、幼い頃から絵を描くことが好きであったらしく、八田家には下絵も含めて数多くの遺品が保存されている。明治七年五十六歳の緑蔭ゆりは死亡、法名柏寿院として長国寺に葬られている。

織部民知には、一男四女が生まれたが、長男造酒は矢澤家を継ぐことになる。矢澤家当主が急死したためである。

矢澤家十四代は、恩田民正の二男龍幾久であったが早世、次に再び三男頼直を十五代としたが、明治十一年東京で死亡である。そこで恩田民知の長男である造酒が名を改め、矢澤十六代頼道が当主となったのである。

織部家では、民知の二女とらに菅沼治郎左衛門二男、達次郎を当主として迎え三男五女が生まれた。三女梅香は後に八田家に嫁ぎ、「おゆりの緑蔭様は、恩田のおばあさまと呼ばれていたそうだ」と、畏敬の念をもって娘達に話して聞かせたというが、緑蔭の遺品については保存するのみで、開いたことはなかったという。平成七年まで九十六歳の長寿を保ち、緑蔭の小箪笥はそのまゝ保存されて今日に至った。実家である恩田家は、明治以後住居を移すに当たり、松代在住の梅香に託したのであった。

小箪笥の中には、緑蔭ゆり愛用の絵筆・硯・文箱・髪道具の入った小抽出しと、折り畳まれた下絵、完成された絵がぎっしり収められていた。緑蔭は恵まれた家庭に、家族や親類との付き合い、松代の城下町の風俗を愛して、一室を桜雲亭と名付けて一生を生家で過ごした。封建的な武家にあって、女史の才能を生かせて活躍できたのは、恩田民知櫟園家の教育であったのであろうか。藩絵師を家庭教師に呼び、一室を与えて画室とし、材料は江戸から取り寄せることのできた恩田家である。

渡辺氏見聞集録抄

松代町在住の菅沼家所蔵の一冊であって、寛永十酉年御分限帳・明暦三丁酉年御知行御切米御扶持方覚・寛文十二子年御分限帳・貞享年代御役人并江戸御国御番帳・慶応三年御役帳、の五部が収められている。

今回参考になったのは、寛永十年分限帳と明暦三年の分である。寛永十年には、恩田木工三百石、名前の上に当人死亡の年月日の書き入れがある。明暦三年の柴様衆には、

遺児と思われる二人の名があって、恩田木工の名は見当らない。漫筆の寛文元年辛丑の霜月九日に、恩田木工死亡であれば、明暦三年は寛文元年より約四年前であるから存命の筈である。

「渡辺氏見聞集録抄」は半紙二つ折、堅帳の写本であり、名前の上の書き入れは、次の分限帳までの間に、当人死亡の年月日を記入したようである。恩田木工の名までを記して見ると次のようである。

寛永十酉年御分限帳　御入国元和八壬戌年より
寛永十酉年迄凡十二年

一、弐千石　お宮殿
一、九百六拾九石　延宝二年五月二日　小野采女
一、弐千百弐拾五石　矢澤但馬　寛永三年三月廿三日　矢澤衆　矢沢右兵
一、千弐百石　寛文十二年七月廿三日　（ママ）（此下切ル）　大熊靱負
一、七百石　元禄三年七月十四日死　祢津三十郎
一、六百石　正保四亥年九月十八月　出浦織部ヵ
一、七百石　寛永十八年廿月二八日　出浦半平兄
一、八百石　張紙上七百石　木村民部
一、七百石　寛文十戌九月九日　小幡内膳
一、六百五拾石　寛永十九年四月十三日　海野宮内
一、六百石　寛文九年　玉川主殿
一、五百六拾石六斗　寛永十一年霜月廿一日　岩崎主馬
一、五百石　寛文八年十一月　祢津八郎右衛門
一、四百石　万治三年十月十五日　長井四郎右衛門
一、三百五拾石　承応二年　師岡源兵衛
一、三百石　寛文二子年二月四日上方にて死　小野五郎右衛門
一、三百石　明暦二年五月　矢嶋弥右衛門
一、三百石　張ル下白川八右術門　白川又左衛門
一、三百五拾石　張ル下三百石　寛永廿年十月廿二日　伊木三郎右衛門
一、三百石　上州松井田にて病死　慶安二丑三月廿八日　恩田木工
一、寛永十八巳の頃、一当様御時分御知行取高附書百七拾人。恩田新六時章、天明二丑の春、此細書見出し年代尋ねられ、行廣早速考及び難く、同年秋に至り證據見出し、其訳此内に朱書致置。

私に曰、寛永十より十三迄の内

年代考

一、朱ニテ慶安二丑より前、恩田木工此年死去。

一、望月行廣祖父時代也、曽祖父え御知行被二下置一、御容分御極有レ之被二差置一レ付、名前無レ之筋。此本書を切取候筋も不レ見レ付、御知行取ハ是計と相見申候。

（中略）

如レ斯此帳ニ消し書入有レ之。望月行廣書レ之。

松代藩士菅沼家は、寛永の同帳に弐百石の菅沼治郎右衛門と、三百石の菅沼九兵衛があり、「真田家家中明細書」には、嘉永六年御武具奉行弐百石、菅沼九左衛門の家である。同家所蔵の「渡辺氏見聞集録抄」の渡辺氏については不詳であるが、松代藩には渡辺清右衛門が、柴様衆の中にあり、文久二年に家督した百五拾石の渡辺憲蔵は、元治元年七月二十四日御警衛方御番士である。「真田一族と家臣団」には、渡辺驥元老院議官の実家であると書き入れがある。この渡辺家かもしれない。

恩田緑蔭の遺品

八田家に所蔵されている小箪笥には、手書きの「畫事聞書」「畫伝書」「古図写集」「列儒図賛」等、緑蔭の教科書とも言える冊子があり、「畫事祕傳聞書」は「弘化三丙午春日、山田島寅先生・青木雪卿先生、桜雲亭緑蔭・桂月由里」署名と陽刻陰刻印が押してある。両師匠よりの聞き書を細かに記し、婦人の髪・櫛・簪（かんざし）の彩色の事、目の形や眉、口の描き方等々細かなカタカナ書きである。例えば「目のかたちスラリとすべし、上マブタへゴフンのスジ致すなり、上より下、中より下へとシャウエンシにて、この如くクマトルなり」。注意書きの始めには、朱の三角点を付けている。その例を書き抜いて見ると次の如くである。

△菊・蘭・松・竹、四君子トイフ。唐画ノイロハナリ。

△牡丹・コブシ・カイドウ、三品ヲ玉ドウフウキトイフ。鳥アリテヨロシ。

△本・紙ヘシタタメノトキ、下書ヲシキウツスコトハ、（恥）ハヅトナリ。

△画セキ書ナゾラントキワ、カタチヨクスベシ。筆ナメベ

カラズ。

△筆ハヒラテニツカウベシ。筆サキホソク、ヒロクナリテハアシ(悪)

△刷毛ハ横ニツカウベカラズ、ソレモコトニヨリテヨシ。

△草木ナリトモ、人物ナリトモ筆ウチツケフトク、スエカスルヨウニ。

△紙何ナルトモ、フクサ書ハ、ゴフンヤウノ物ハ、マヅツカワズガヨロシ。

△衣ノシハヲイモント(衣紋)イフ。上書ヲククリトイフ。又ククリクマモアリ。

△画ノスガタヲ位置トイフ、書テ名を落款トイフ。

△焼ズミハ、フルキヒノ木ニテ、キリノハコニ、ワタヲ入ソノ中ニテケスベシ。

先に記した松代藩士とその妻達の絵の終りに、当時の松代芸者が艶やかな姿で彩色され、「芸者コドシ」「芸者ナヲ」と付紙がしてある。松代藩士の宴席に招かれたのであろうか。松代中町六三〇番地には、通称「長崎屋」と言う料理屋が旅館も営業して、抱の芸者衆十五人程もいたと聞く。「柘植の娘ハナ」は、初々しさがあり髪形や衿元、着物の柄にも変化があって年令がそれとなく感じさせる姿である。

左上　芸者コドシ、右下　恩田安芸室

「矢監」とあるのは矢澤將監か又は監物(けんもつ)、「矢帯」は矢澤帯刀(たてわき)であって、小山田采女は寺内多宮と共に大きく描かれ、大小を帯び正座した姿である。婦人の部の最初にあるのは、「恩靱母」で恩田靱負の母、恩田木工民親の子亀二郎宜民（文化十四年卒）の妻であるが、老女の態に描かれている。

矢澤將監は天保四年に「矢澤將監勝手の方、繰合わせ兼

ねる儀も有り、年々も出府年内両三度の往来もあるべくに付、在府中すべて長滞府の趣心得る様仰出さる」とあり、天保の飢饉が松代藩領にも及び、財政緊急を思わせる。天保十一年十二月江戸に於て「矢澤監物勝手懸、総計の義厚く心配指揮行届き、別して連年の歉歳には日夜心労、救方などその処を得、大慶至極加増弐千石宛行仰付る」となっているが、翌十二年一月二十日江戸にて死去である。將監は監物と名を改め四十五歳であった。十三代矢澤將監は猪之助で、万延元年七月家老職を継ぎ、元治元年藩主に従い大坂において病死している。その後矢澤家は、恩田緑蔭ゆりの弟達と甥である所の頼道氏が明治・大正時代の当主となり、矢澤家との関係は深く、「矢監」は一きわ大きく描かれ、大刀を刀懸に、小刀を腰に差し、六連銭の裃着用で書見の姿である。この下絵は矢澤家でも見た一枚であった。

恩田緑蔭筆矢澤將監〔八田家蔵〕

小山田采女が若々しく青年の顔であるが、文化十一年家督した采女は、天保十三年壱岐と改名し弘化二年には、倅采女が江戸番頭役を勤め、名前は之謹という。しかし家督はせず明治三年家督仰付けは順次郎事、之安であると現当主小山田氏に聞くことができた。人物は若き日の之謹氏であった。

絵師山田島寅

緑蔭の最初の師匠は、山田島寅であろうか。「松代」八号の説明にある如く、青木雪卿の写実に徹した画風と異なる「松代十二箇月絵巻」を画き、小簞笥から出た緑蔭の絵には、山田島寅先生写と書かれたものが多く見受けた。「真田家家中明細書」によれば、山田島寅は、天保十四年御次絵師となり、安政六年四月に「先年御内用にて上京中の処罷帰る」としてあり、文久元年六月死去している。六

十二歳であった。「松代町史」には、寛政十二年（一八〇〇）十月十二日西条村に生まれ、父は久左衛門という。通称慎介、諱は元陳、後に周起と改め号は島寅、別に伯敬・白玉斎・三洞・雅堂等の号もある。江戸赤坂桐畑北渓の門に学び、葛飾風を修め、後に京都に上って岡本豊彦に師事した。その頃代官石原某、島寅の画才を愛して招いたので、大津に居を移し更に草津に移った。家を出て三十年、父の老衰を思って帰郷して家を継いだ。時に天保十四年（一八四三）十一月、藩主幸貫に仕えて次画師となり、万延元年藩主幸教の画師に進められる。その人となり温厚であったと書いてある。真田宝物館蔵の一幅に、「満山紅葉之図」があるが、緑蔭の遺作にも紅葉の絵があり、島寅の影響かと思われる。師匠との別れは、緑蔭四十二歳位になっていた。河原綱紀の「むしくら日記」の中に、弘化四年三月の善光寺地震について、「京大坂にても四月初め頃より読売したりと、山田島寅より申しこせし」とある。山田島寅は信州大地震の頃、京大坂にいた事になる。天保十四年御次絵師に召し抱えられてより四年目のこと、藩の御用でもあろうか。

「松代」七号・八号には影山氏論文が寄せられ、島寅について「島寅は御抱絵師であったにもかゝわらず、その残された作品は少ない。その一点は渡辺玄対の画譜を模写したもので、純粋に島寅の作品といえるものは、絹本彩色満山紅葉図と紙本彩色羽毛図巻、絹本墨画百鳥図だけであろう。満山紅葉図は装飾性豊かな作品である。目をひくのは虎で丸まるとした猫様の形は、円山四条派の影響を示すといえよう。これにより島寅が豊彦に学んだという伝えは、真実味を帯びてくる」と書かれている。

岡本豊彦は、字は子彦、通称は司馬一に主馬、荘村・鯉喬・澄神斎等の号あり、備中の人、後に京都に住す。呉春門下の巨擘なり。山水人物花鳥動物よくせざる所なく、特に山水に長ぜり。以上は「大日本書畫名家大監」にあり、安永癸巳（二年）七月八日生、弘化乙巳（二年）七月十一日卒、享年七十三歳であった。島寅は師匠岡本豊彦亡き後も、京都に住んでいたようである。岡本豊彦の墓所は、洛東六波羅密寺である。

山田島寅が岡本豊彦に師事した事は、「御側御納戸日記」天保十四年十二月四日、暫の内御暇拝領、近江国大津表へ身を寄せ、岡本司馬へ随身仕度旨願書を出している。藩次絵師になった一ヶ月後のことであり、安政六年に松代へ帰ると記され、死去まで二年であった。松代願行寺に葬る。

八田家に「岡本先生漁夫之図、荘村岡本先生写」と書か

れた幅がある。師匠島寅から譲られたものか、緑蔭自身が島寅と共に直接岡本豊彦に師事できたのか、岡本豊彦の影響は、丹頂鶴の絵にある。何枚も紙を足して画かれた鶴は、上に又紙を貼って訂正し、「岡本先生仙鶴、慶應紀元(元年)星次乙丑春三月上澣(じょうかん)、於桜雲亭中写、緑蔭女史」と記している。緑蔭四十七歳、既に山田島寅も岡本豊彦も没している。ほかに、「荘村岡本先生雨中山水之図」もあり、豊彦への傾倒は並なみではない。

絵師青木雪卿

恩田緑蔭の「畫事聞書」にも、山田島寅と青木雪卿の名を師として掲げている。弘化三年春は緑蔭二十七歳、二人の師に出会い、島寅の留守中は雪卿に学んだかと思われる。

雪卿は「更級埴科人名辞書」によれば、文化元年（一八〇四）四月八日清野村字岩野に生まれ、父は三郎兵衛という。通称八重八、幼名重明、号を雪卿、幼時より画を好み、更級郡川中島古森沢の更級雄斎に師事し技を磨き、松代藩中の諸名士、殊に藩主幸貫・佐久間象山その他の肖像画を描き、松代城の壁画は雪卿の筆である。生涯独身で芸術に精進す。明治三十四年一月二十三日死亡である。岩野地蔵堂に遺作の彩色魚籃観音があるという。

雪卿は、弘化四年三月の善光寺大地震の後、藩主幸貫の西山中巡覧に従って「感應公丁未(ひのとひつじ)震災後封内巡視之図」を献上した。これは震災後三四年経たものであるが、被害状況が鮮やかに描かれて、六十九図からなる村々の山崩れの様子は、後の地震研究に貴重な資料として真田宝物館に蔵されている。写実的画風で知られ、一圭楼眺望東南之図・川中島四郡一望之図など、松代町当時の風景が見られ、その正確な描写に雪卿の人柄が偲ばれる。

八田家の「松代町眺望之図」には、師匠雪卿の影響が大きく、「一掃百態図」は、あらゆる姿態の人物を研究したであろうことが窺える。藩士とその妻達の中でも親類である矢澤家を始め、恩田木工家、伯母の立田家や岩下家の人々は、より身近なせいか、表情が豊かに描かれていて微笑ましい。緑蔭の父母、寄り添う夫婦は、慈愛に満ちた静かなまなざしを向けている。これらは青木雪卿から学んだものといえよう。

おわりに

「更級埴科人名辞書」に幸貫・幸教時代の松代画師として、三村晴山・高山文筌・酒井雪谷・関口老雲・谷文晁は幸貫・幸教に画法を伝え、原主米は門下の秀才、その他の画家に、山田島寅・飯島二水・山口雪嶺・青木雪卿・関愛山・樋畑翁輔・恩田由里子・藤田桜里・髙岡奇雪・大島芳暁斎、以上の名を掲げている。松代藩の文化隆盛の時代でもあるが、女性がこの時代に絵師となり、作品を今に伝えているのは珍らしい。

藩主幸貫は、文化十二年に白河松平家より真田家に入り、文政六年（一八二三）藩主となったが、自ら木綿の衣服に食事も質素を実践し、藩主の子弟には文武を奨励し、幕政にも参与した幸貫は、佐久間象山や村上英俊などを登用させているが、自身も諸芸に達し、多くの書と画もよくした。松代城下近郊に野懸（のがけ）した折の、風景画には歌日記が書き入れられている。晩年に須坂の吉向を招いて作陶した香盒も、形や色も見事にできている。このような気風が、領内にも浸透していったのであろう。

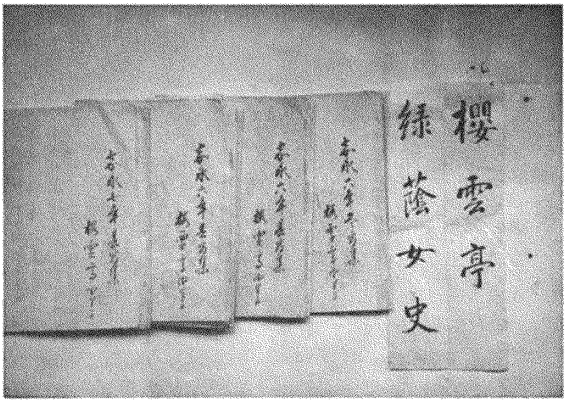

嘉永六年古図写集　緑蔭自筆〔八田家蔵〕

緑蔭の描いた絵の中に、江戸から取り寄せた絵筆の空袋など数点畳まれていた。紙や色絵の具、筆等の材料が手に入る恵まれた環境にあったかも知れないが、緑蔭の一番意欲的に画業に専念できたのは、弘化三年頃からであろうか。「畫事聞書」は、弘化三年冬写集・嘉永六年春・嘉永七年春の三冊、「古図写集」も弘化四年冬・嘉永五年冬・

同六年冬の三冊を作制し、桜雲亭由里子の署名と印が押されている。装丁も同様の出来である。

師匠の手本を一枚々々丹念に写し、線書き彩色し、訂正には別紙を上に貼付けたり、多くの大作を手掛け、その努力は並大抵でないものを感じさせる。

そのほか「人物画譜、豫山中井其徳書、文化十三年丙子二月」の一冊も保存状態よく、今回表装された中に虎の絵があるが、「北渚一鵬写緑蔭記」としてある。師の島寅は虎を描いているがその影響であろうか。とにかく女性の一代にしては、驚く程多くの作品を遺した恩田緑蔭であった。

最近に八田家では、人物画を藩士の部と女性の部の二冊の画帖に作成した。その中に緑蔭由里子の自画像が見付かった。

それは少し横顔であって顔の部分のみであるが、一生を恩田家の一隅にしつらえた桜雲亭に於て、画筆を握り、或時は畳一枚にも余る大作を描き、又或時は藩士やその妻達と語らい、その人物の特徴をとらえて肖像画を描き、又或時は祭を見学、高い丘から城下のスケッチをしたであろうと思われる。そこには、山田島寅が側にいたり、時としては青木雪卿と共にあって、絵の批評を乞いながらの師弟であったかに想像される。

桜雲亭桂月由里子　恩田緑蔭
〔八田家蔵〕

横顔には、凛とした眉に目元、薄く紅をさした唇、前髪に簪をさした緑蔭女史の風貌であって、藩士の妻達のそれとは違っている。父母の膝下にあって好きな絵筆を握り、藩絵師を師匠として画技を学び、絵画に精進した閨秀画家緑蔭の、花鳥風月の美しい絵が漸くその全貌を、百年ぶりに現したのである。

幕末の騒々しい時代、地震や洪水に火事もあり、武士社会の崩壊と明治維新を迎え、刻々と変わっていった松代にあって、澄んだ目で絵筆を通して世の中を見詰めた緑蔭女史の遺品を、他家に嫁ぎ、大勢の子供達を育てながら、女史の箪笥を大切に守って逝った恩田家の娘梅香に、武家で育った女の心を思った次第である。

恩田緑蔭の死亡は明治七年であるが、残念なことに月日

は知られていない。恩田家は戦事中空襲にあって、過去帳を焼失してしまったという。法名柏寿院は長国寺に葬られている。後日八田家より知らされた文に、恩田家墓地の墓に「柏樹院遊里緑蔭大姉、明治七年十一月二十一日」とある。

真田家の印章について
―「真田家文書」における位置―

原田和彦

はじめに

長野県宝の真田家文書は、その大半が大名家特有の徴古資料としての性格を持つものである。そして、真田家文書は、古文書の原形を留める点や、簞笥に収納されていることなどから、きわめて上杉家文書に近い存在である。わたしは、こうした視点に立って長野県宝の真田家文書の見なおし作業を行なっている。そうしたなか、真田家文書には、銘「吉光」の短刀・文琳の御茶入・茶杓、それに今回報告する印章といった、さまざまな道具類があわせて収納されている。この意義については総体の検証のなかから明かとなろうが、本稿では、まずは、徴古資料としての「真田家文書」（なお、藩庁文書の真田家文書と分けるため「真田家文書」とする）における印章の在り方を考えていきたい。

一 『宝暦入注文』にみる印章の分類

（一） 内容の抽出

「真田家文書」の江戸時代における整理と収納秩序の復元については、すでに卑見を述べてきた。[1] そうしたなかで、印章は青貝御紋附御文庫（後に木地蝋御紋附御文庫、以下、「御文庫」と略す）のなかに、文書とともに収納されていたことを触れた。この際に根拠史料としたのが、『宝暦十三癸未年改　明和元年再改　吉光御腰物・青貝御紋附御文庫入注文』（以下、『宝暦入注文』と略す）である。『宝暦入注文』（写真1）については、別に詳しく論じた

のでここでは概略を述べる。『宝暦入注文』とは、宝暦十三年（一七六三）と翌年の明和元年に、旧来から伝わってきた古文書類を整理し、箱などの容器別に目録化した、いわば、江戸時代における古文書等の整理台帳である。この整理によって、「御文庫」（写真2）と吉光御腰物箱（写真3）に入った古文書類の内容が明らかとなる。宝暦の整理以前には、これらの古文書類は、参勤交代のたびに、江戸と在所を行き来していたのであるが、この整理ののちは、どうも在所、すなわち松代の御殿に置かれていたようである。

さて、「真田家文書」中の印章について、その収納形態を詳細に考えてみたい。そのためここではまず、『宝暦入注文』の該当部分を抜き出すことからはじめたい。

□
信之公
御朱印　壱ツ

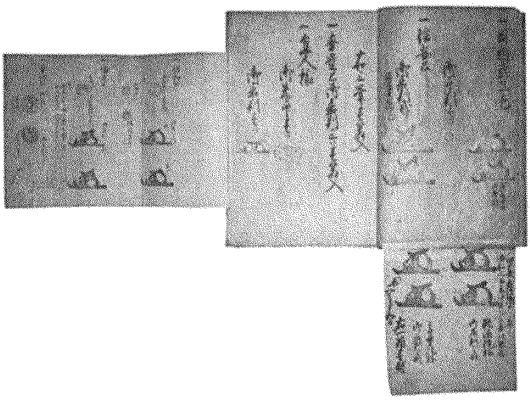

写真1　『宝暦入注文』印章部分

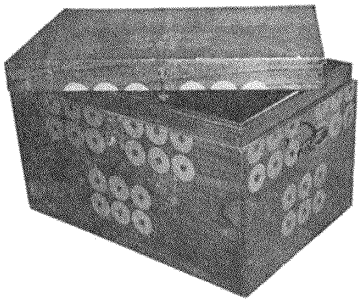

写真2　「御文庫」（木地蝋御紋附）
印章はこの中にあった

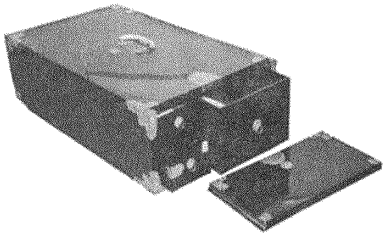

写真3　吉光御腰物箱（なお吉光の短刀は左下の引出しに入っていた）

御印判　壱ツ
御居判　弐ツ
合四ツ　外ニ
唐銅御朱印　壱ツ
右五ツ共ニ羅紗巾着入

□
幸道公
御朱印　弐ツ
御印判　弐ツ

□
信弘公
御朱印　壱ツ

□
信安公
御朱印　壱ツ
御印判　弐ツ
外ニ
古キ御朱印　弐ツ

□此印之分
右四筆壱対

一、幸道公
御居判　六ツ一包
一、同断
御印判　壱ツ
一、信安公
御居判　弐ツ
但、萌黄服紗包
右三筆壱箱入
一、幸豊公御居判　三ツ壱箱ニ入
一、隼人様
御朱印　壱ツ
御居判　壱ツ

このほかに、2つの付箋が同ページに添付されており、宝暦以後に印章が追加されていることがしられる。

（付箋1）
江戸表　表御納戸ニ有之
明和二酉年此方江取寄仕廻置
★　★　乾徳院様
御居判之形

★ ★ 高量院様
御居判之形

右一箱壱対
酉二月五日

（付箋2）
一、信弘公
御印形　壱ツ　肉共櫃入
★
御居判　二ツ
櫃入　櫃無之
★ ★
小御印　弐ツ
櫃入外露有之
★ ★
一、信安公
角御印　壱ツ　萌黄地綿巾着入
★
御居判　弐ツ
★ ★

外ニ
御肉入　壱ツ　横形角切角蝋色印籠蓋金粉、六
連銭御紋附紫給服紗包
一、幸弘公
御印形　弐ツ
肉共櫃入、萌黄茶服紗包
★
萌黄錦表白練
★
御居判
焼損如之
★
外ニ
御印形　壱ツ　肉共櫃入、紫給服紗包、御殿焼
失之節、櫃水牛ニ而焼斜、御印形櫃ゟ不出、其
儘差置
一、幸専公
御居判　七ツ

水牛損水

★　★　★　★

水牛焼損　焼損

★　★　★

一、幸良公

御印形　三ッ

★　★

押合之御印　押合之御印

★　★

焼損如此　幸栄之文字歟

★　★

右者、嘉永六癸丑年五月朔日

御殿焼失之翌二日、文琳御茶入一同土中6掘出、翌七

甲寅年閏七月十七日御長持江入

（★は印影をあらわす）

このように、『宝暦入注文』には、①『宝暦入注文』の作成段階までの印章をまとめた部分、②『宝暦入注文』成立以後、ほどなくして江戸から持ち込まれてきた印章を加えた部分（付箋1）、③嘉永六年（一八五三）に、花の丸御殿が焼失した際に、土中より掘り出され、翌年に長持の中に収納された印章の部分（付箋2）、とがあった。実際、③に分類される印章の現物は火にあっており、現状を止めないものがいくつかある。

まず、①についてみてみたい。なお、②・③については、それぞれ章を改めて述べる。

①の『宝暦入注文』にみられる印章にはいくらかの整理秩序が読みとれる。それは、印章を、御朱印・御印判(2)のグループと御居判(3)のグループに分けているのである。御朱印・御印判は、それをまた歴代の藩主ごとに整理し、それをひとつのまとまりとして収納している。次の御居判は、これも歴代ごとに整理しているのである。幸道・信安の三組十一顆のものを一つの箱に入れ、幸豊の御居判は三つだけで一つの箱に納めている。もうひとつ、隼人の御朱印・御居判が一箱で納まっている。このように御居判については計三つのまとまりからなっているのである。とはいえ、幸道と隼人に限ってみた場合、御印判・御朱印と御居判という分類秩序はなく疑問であるが、この点は後述したい。

まずは、①は四つのかたまり（梱包）として収納されていたことを指摘しておきたい。

表１　『宝暦入注文』の御朱印、御印判

使用者	印　　影	収納方法	
信之公	御朱印　御印判 御居判　唐銅御朱印 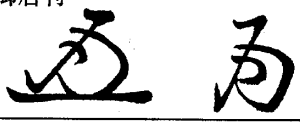	羅紗巾着入	一対
幸道公	御朱印　御印判 		
信弘公	御朱印 		
信安公	御朱印　御印判 		
古キ御朱印			

それではまず、①の印章の個々について詳しくみていこう。

（二）御朱印・御印判（表1）

まず、『宝暦入注文』にあっては御朱印と御印判とをどのように区別していたのであろうか。この点は一概にはいえないものの、あえて述べさせていただくと、御朱印は四角の大きなものが多く、御印判は丸形の小振りなものが多い。また、御朱印・御印判が容器とともに残されている例がおおくみうけられ、朱印であるか黒印であるかは、そのなかに残された肉によって比較的平易に見分けられる。

さて、信之の御居判を含む御朱印・御印判から「古キ御朱印」に至るまで、合わせて十五顆の印章が「一対」とされており、ひとつのまとまり、おそらくは一つの箱に収納されていたと想像される。この点は、現在の収納方法が当時の姿を残していないことから判断にくるしむが、間違いないであろう。このことは後述したい。そしてこれらの印判は、信之、幸道、信弘、信安、それに「古キ御朱印」と、五つに分けられ、個別に紙に包まれていたことが、現在残っている包紙からはっきりする。この包んでいた紙には、その御朱印・御印判の収納時期などを記したものが多い。次にこれについて包紙の表書の抽出と、印章の特徴について触れていくこととしよう。

(1) 信之の御朱印・御印判・御居判（写真4）

信之とは、承知のように松代藩・真田家初代藩主である。

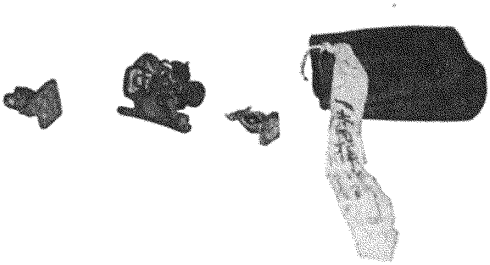

写真4　信之の印章

信之の印章は羅紗巾着に入っており、その袋には、「合五ツ　一当様御印判四ツ、外ニから金判壱ツ」と記した付箋がついている。

信之の印章については、一括して収納されており、そのため、印章の種類（御印判・御朱印と、御居判）による区分はなされていない。御朱印一つは単体で存在するが、御印判一つと御居判二つは、一つの紐で括られている。このほかに、「唐銅御朱印」（もしくは、「から金判」）が一つあ

り、これはおそらくは糸印と思われる。

これらの印章については、『先公御事績稿』[4]にいくらかの記述がみうけられる。これによれば、御居判は「寛永慶安ノ頃」の使用とされている。また、御印判・御朱印については、「吉光御長持ニ入在之」とあるのみで、年代を明らかにしていない。しかし、「唐銅御朱印」については、その使用例が確認された。これは、明暦四年（一六五八）六月十九日付の堺野外記あて真田信之書状（長野市松代町・八田芳子氏蔵）である。内容は、「二代藩主信政の死後、二歳の右衛門（信政子、幸道）と壮年の信利（沼田城主、信政甥）とのあいだに相続争いが起こった。信利は当時の老中酒井忠清と姻戚関係にあったが、けっきょく右衛門が三代藩主に就任した。その経緯にかかわる史料である。」[5]とされる。こうした、いわば私信に対して使われる印章である点で興味を引く。

(2) 幸道の御朱印・御印判

幸道は、いま述べたように松代藩・三代藩主であり、その就任は二歳という特異な存在である。この就任にあたって、父・信政の遺物である、一文字の刀（代金六十枚）、文琳の御茶入を献上している。[6]この文琳の御茶入は、信之からの相伝の品である。そのため、吉光御腰物箱に入っている文琳の御茶入は、信之相伝のものかは不明である。[7]

印章について話を戻そう。

幸道の場合、御朱印と御印判は別に収納されている。御朱印を包む紙には、「幸道公御朱印　一」と記されている。なお、正方形の印章には、同筆で「幸道」とかかれた長方形の紙が括りつけられている。

一方、御印判を包む紙には、「―　―　幸道御印判　二」とある。この記載方法からすれば、本来は封印されて収納されていたことがわかる。なお、現在、この包みのなかには三つの御印判があるが、一つは、『宝暦入注文』によれば、後述の幸道の御居判とともに本来は収納されていたものであることがわかる。御印判は二つとも櫃（ケース）内に肉とともに収納されている。

(3) 信弘の御朱印

信弘は、松代藩・四代藩主である。御朱印一つが現存する。

御朱印を包む紙には、「享保十二未年十一月十一日出来、信弘御朱印」とある。この「出来」の意味であるが、時代背景として、享保十二年（一七二七）五月二十七日に真田

幸道が卒し、同年七月十二日に信弘が遺領を継いでいる。このようにみてくると、この御朱印は信弘が藩主となった時点で作らせたものであることがわかる。ちなみに、信弘は信政の長男・信就の七男として延宝六年（一六七八）に生まれ、その後、真田信親の養子となってその領地二千石を継いでいる。そして元禄十六年（一七〇三）十二月に宗家の幸道の養子に入り、采地を幸道に返している。[8] このような複雑な前歴をもつ人物でもある。こうしたことが印章にどのような影響を及ぼしているかは不明である。

(4) 信安の御朱印・御印判

信安は松代藩・五代藩主である。

信安の御朱印は一つである。これは現在も木箱に収納されている（写真5）。おそらくは使われていた当時のものであろう。この箱には、朱肉も残っており、この印章が御朱印であったことを雄弁に物語っている。この御朱印については、それを包む紙を見出だすことができない。

御印判は、二つとも肉とともに、水牛製の堅固な櫃（ケース）に納まっており、それをまた個々に紙製の箱に納めている（写真6）。この二つの箱に入った御印判は、一つの紙に包まれており、その包紙には、「宝暦二壬申年　御判形　四月廿五日封置」と記されている。信安の卒したのが同じ宝暦二年（一七五二）四月二十五日であるから、まさに信安の死去とともに印章が封されたということになろう。印章を保存する行為には、こうした使用者の死去という端緒があるという点で注目すべきであろう。

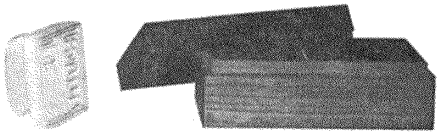

写真5　信安所用の御朱印

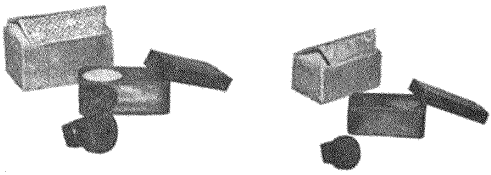

写真6　信安所用の御印判

(5) 古キ御朱印

丸印と角印が存在する。「古キ御朱印」ということは、所有者がわからない御朱印の意味であろう。ただ現在の整

理では、真田信重所用の印章と理解されている。信重は真田信之の子である。寛永十六年（一六三九）、兄の信政が沼田の二万五千石を領するにあたって、それまでの埴科郡にあった一万七千石が信重に譲られた。その後、慶安元年（一六四八）に松代で卒し、西条村の西楽寺に葬られた。そして、遺領一万七千石は、父の信之に戻されたのである。(9)

さて、印章が信重所用とされる所以は、『真田家御事績稿』の「大鋒院殿御事績稿」二十五に信重所用と記されているところからであり、すでに江戸時代の終わりにはこうした認識があったことがわかる。(10)

さて、もう一度収納形態についてみておきたい。この両御朱印を包む紙には、「古御判　弐　封」とある。このことから、やはり、ある時点でこの御朱印が封印されたことがわかる。この封印された御朱印は、さらに布に包まれており、その布には、「古御判」と「信重公四個　又印」と書かれた長方形の紙が二枚括り付けられている。このうちの、後者のものは、おそらくは明治時代以降の整理の際につけられたものと判断される。

（三）御居判（表2）

御居判は花押判のことである。ここで扱う御居判とは、幸道と信安のもの合わせて十顆と幸道の御印判一顆である。これらは、(1)幸道の御居判六つ、(2)幸道の御居判二つと御印判一つ、(11)それに(3)信安の御居判二つの合わせて三つの梱包（グループ）であったことがわかる。そして『宝暦入注文』によれば、この三つの包みは一つの箱に納められていた。

ではこの箱のなかの印章はどのような収納形態であったのか見ていこう。

(1)　幸道の御居判六つ

幸道の御居判は、六つで一包みのものと、二つで一包みのものとがある。両者の間にどのような違いがあるのか、後に触れることとしたい。まずは、六つ一包みについてみていこう。

この六つの御居判の包紙には、「真常院様古之御居判形六　御用部屋古キ書付之内6出ル」と書かれ、また、「イ印ノ二」という朱書がある。そして別の部分には、「寅ノ十月二日　御判形四」と書かれている（ただし、「御判形四」は線引きで消されている）。この包紙から、六つの御

表2　『宝暦入注文』の御居判

使用者	印影	収納方法
幸道公	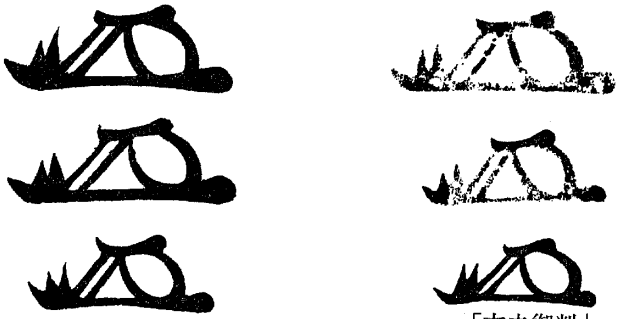 「古之御判」	一箱
	御印判 「御病中迄此御判」	
信安公		萌黄服紗包
幸豊公	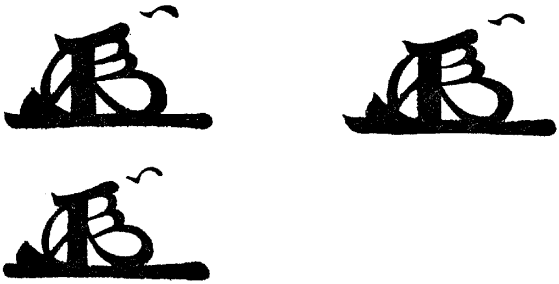	一箱
隼人様	御朱印	

居判は、御用部屋の書付の中から発見されたものであることがわかる。

さて、『宝暦入注文』を注意深くみると、御居判六つのうちの一つ、いちばん最後に配列されている御居判には、「古之御判」と書かれていることに気付く。これを現品と照らし合わせると、それにあたる判自体にも、「いにしへ之御判」という付箋がついている。このように、『宝暦入注文』と印章が一体のものとして成立している様子がよくわかる。この「いにしへ」については、いつのことであるかは不明である。

(2) 幸道の御居判二つと御印判

この御居判・御印判は同じ包紙に納まっている。『宝暦入注文』をみると、御居判二つのうち一つには、「御病中迄此御判」と書かれている。そして、該当する現品には、「御病中迄用来候御判」と書かれた付箋がある。この病中とはいつのことかは判断に苦しむものの、御居判が使われた年代が限られる点で興味深い。この包紙には、表に「御印判壱ツ、真常院様御居判弐ツ」と「御居判壱ツ ―― 」と記されている。またその裏には、「壱」と「― ― 御居判」と記されている。この表と裏の関係であるが、おそらくは、裏が反古であると思われる。

さて、六つ一包みの御居判といま扱っている御居判・御印判の包みとの違いはなんであろうか。これはさきに包紙の記載を示したとおり、御居判が置かれていた場所の違いが大きな問題であったと思われる。前者の六つの御居判は御用部屋の古い文書の中から見つかったのであり、後者はそれとは違った、印章がごく一般的に収納されている場所にあったのであろう。そして、両者をいままで一括にしなかったのは、おそらく現在いうところの出所原則を守り、両者を区別したためであると考えられる。

(3) 信安の御居判

真田信安の御居判は二つ存在している。そしてこれらは、「信安公御居判 二」と書かれた包紙によって納められている。しかし『宝暦入注文』には、「萌黄服紗包」と書かれていることから、服紗に入っていたことが想定される。現在、この服紗は不明である。

(四) 幸豊・隼人印判（表2）

『宝暦入注文』の印章項記載中、幼名・書初名や官途名によって示されるのは、この二人である。幸豊はいうまで

もなく六代藩主の真田幸弘である。そして、『宝暦入注文』がつくられた時期の藩主でもある。隼人は先にも触れたように、真田信重のことである。

では、両者について個々に見ていこう。

(1) 幸豊

この印章は、真田家伝来の印章のうちで江戸時代の収納方法がいまに伝わる唯一のものである。この収納方法とは、収納されるべき印章を「御判形」と墨書された紙に包み、この紙に包んだ印章三つを、蓋付きの桐の箱に納め、これをまた紙で包み表に墨書するというものである（写真7）。そしてこのうち、桐箱の蓋には次のよう記している。

「御居判三　柘植之御判形者、
御家督砌少之内御用被遊候、
其後御改
水牛御居判二、宝暦
九己卯二月中迄御用
被遊又候御判形相改
二月六日より此御居判
御用無之候」

また、桐箱を包む紙には、

「宝暦九己卯年二月
幸豊公　御判形御改付
御居判　三
此御判形、御用
無之候」

とある。

このように、幸豊は家督を継いだ宝暦二年（一七五二）六月から使った柘植の印章一つと、その後改めて作った二つの水牛の印章、これら三つの印章を、宝暦九年（一七五九）二月にこの桐箱に納めた。このような詳しい情報がえられた理由は、なんといっても使用者が

写真7　幸豊御居判の収納の様子（桐箱）

生存中に保存にまわされ、手続きが踏まれたからである。

(2) 隼人

隼人とは、真田信重のことである。『宝暦入注文』では、信重（隼人）所用の印章は、御朱印一つと御居判一つとしている。ただ先に見たように、信重の印章については、このほか「古キ御朱印」が江戸時代の末ごろには、信重の所用という認識がもたれていた。

さて、隼人の印章二顆を包む紙には、「隼人正公朱印一花押一」とあり、「古キ御朱印」と違って、この印章を収納するときにはすでに信重所用と理解されてきたことがわかる。しかし、「古キ御朱印」のように、現存する古文書には使用例は多くないようであり、『真田家御事績稿』にあっても、御居判については、一つの使用例をあげているにすぎず、御朱印は使用例がない。ただこうなると、「古キ御朱印」との関係で細かく分析する必要がある。

二 宝暦の整理以降に追加収納された印章

（一） 乾徳院・高量院の御居判（表3）

『宝暦入注文』に追加された印章のうち、『宝暦入注文』

表3 『宝暦入注文』付箋(1) 明和2年追加の印章

使用者	印影	収納方法
乾徳院様		一箱一対
高量院様		

の成立とほぼ同じ頃に追加されたものがある。乾徳院は、四代藩主・信弘のことである。また高量院は、信弘の子で、若くして卒した幸詮のことである。信弘の御居判は二つ、幸詮の御居判も二つである。先に見たように、信弘の御朱印の存在は知られるものの、そこには御居判はなかった。この点については、『宝暦入注文』付箋(1)における印章に対する説明によって納得がいく。ここから、従来は江戸の表御納戸にあった印章を、明和二年の段階で『宝暦入注文』に組み込ませたものであることがわかる。ということは、裏をかえせば、『宝暦入注文』の文書群や印章類は松代の藩主御殿にあったことになる。そして、江戸にあるものでも、なんらかの判断の後に、江戸から松代に移されたのである。

さて、次にこの印章の収納についてみてみよう。

この四顆の印章は現在は紙に包まれているが、そこには次のように書かれている。

元文二巳年二月六日、出浦仁大夫預ヶ
乾徳院様御居判　二
高量院様御居判　二　入箱

此箱
祢津三十郎預ヶ
明和二酉年江戸御納戸より取寄仕廻置

(異筆)
「此箱大切ニ被成候由、御断ニ而御座候以上」

ここで興味深いのは、元文二年(一七三六)に出浦仁大夫に印章が一度預けられているということである。信弘は元文元年十二月二十七日に松代において卒しているから、信弘・幸詮の印章は信弘の死を契機として箱に詰められ保管されたことがわかる。その後、宝暦の整理に際して、祢津三十郎のもとから『宝暦入注文』に編入されたのである。

このように、藩主使用の印章が家臣に預けられ、その後再度『宝暦入注文』に編入されるということが、恒常的に行なわれていたことかどうかは判断に苦しむが、『宝暦入注文』にみられるような、文書や印章群の抜本的な整理・蒐集がなされなければ、この印章に限ってみた場合、おそらくは出浦家や祢津家に伝わったのではなかろうか。それを裏付けるように、「此箱大切ニ被成候」と書かれたので

ある。

なお、収納形態からすると、やはり先に確認したように、ごく初期の段階から桐箱に入っていた。それは「此箱」とあることから明らかで、おそらくは、元文二年に出浦仁大夫の預けになった段階で箱詰めにされたのではなかろうか。ただ、その箱は現存しない。

（二）『天保入注文』について

さて、宝暦の整理のあと、天保四年（一八三三）には、吉光御腰物箱と「御文庫」に納められている古文書等の再調査がなされ、新たに目録が作られた。これが、『天保四年癸巳十月改　吉光御長持入記』（以下、『天保記』と略す）である。これは、『宝暦入注文』を踏襲するものであり、いくらかの追加された古文書・印章をのぞき、ほとんど内容に変化はない。この奥書には、次のようにある。

（前略）其後青貝御文庫
御手許江差上候ニ付、吉光御箪笥・御紋付御文庫、已上二箱ニ入、天保四年癸巳十月十日、鎌原石見・矢沢監物・恩田鞍負・恩田頼母・大目付矢沢斎宮立合、取調入記認置之、御長持ニ入、御納戸三役江預置者也
天保四年癸巳十月

このように、「御文庫」は木地蝋御紋附御文庫となる。『宝暦入注文』の際の青貝御紋附御文庫という容器を、天保四年の段階で藩主・幸貫の「御手元江差出」たため、代わりの容器として木地蝋御紋附御文庫になったのである。ただ、容器の変更のみのことであり、古文書などの中身には変化がない。そのため、木地蝋御紋附御文庫も「御文庫」という概念でとらえてよい。また、文脈を追うと、吉光御腰物箱と「御文庫」の二つの箱を、「御長持」に鎌原石見・矢澤監物らが入れ、御納戸三役に預けたと記す。『天保記』にみられるような、「御長持入」という呼称は、吉光御腰物箱と「御文庫」が一つのまとまりであるという印象を与えることとなる。そしてこの後、「吉光の御長持」なる俗称が成立したのである。

さて、『天保記』の印章の部分を、『宝暦入注文』と同じように抜き出してみよう。

一、信之公

御朱印壱　御印判壱　御居判弐
唐銅御朱印壱　右羅紗巾着入
一、幸道公
御朱印弐　御印判弐　同段壱
御居判六　同段弐
一、信弘公
御朱印壱
一、信安公
御朱印壱　御印判弐　御居判弐
一、隼人様
御朱印壱　御居判壱
古御朱印弐
一、乾徳院様御居判
一、高量院様同段
右弐筆壱箱入
一、幸豊公御居判三　壱箱入
一、真常院様御居判形
一、覚性院様同段
右弐筆壱箱

（付箋）
「一、天真院様
一、大暁院様　御朱印　壱対
天保十亥年三月十五日仕廻置」
一、円明院様御居判　三　壱箱入

ここには、さきに『宝暦入注文』の検討で確認しておいた、第一期と第二期に収納された印章が年代別に組み替えられて載せられている。それは、隼人（信重）の御朱印・御居判と、高量院・乾徳院の御居判を幸豊の印の前におくということである。ただ、こうした順番の問題を抜きにすれば、幸豊の印章までは『宝暦入注文』と一致する。

『宝暦入注文』以降に収納された印章については、『天保記』に記されている。①真常院様（幸道）御居判形・覚性院様（信安）御居判の一箱、②円明院様（幸忠）御居判三つが入っている一箱、それに、天保十年に新たに追加された③天真院様（幸弘）・大暁院様（幸専）御朱印一対、である。

以上のように、『天保記』では、『宝暦入注文』以降、天保四年と、天保十年までの印章を集めていることがわか

る。そしてこれも、三つの箱に分けて「御文庫」に一括収納している。

三　嘉永の火事と印章

（一）嘉永の火事と『天保記』

松代の藩主御殿は、二度の大きな火事にあっている。それは、享保二年（一七一七）と嘉永六年（一八五三）のものである。ことに後者は、藩主御殿から出火したこともあり、多くの文物が焼失している。ただ幸いなことに、この火事によって表御納戸による諸道具の再整理が行なわれており[13]、これによって幕末期にどのような道具が表御納戸に蔵されていたかがわかる。真田家大名道具研究には、こうした道具帳が極めて有用である。

さてこの火事の際、『宝暦入注文』に記された文書群・印章群などは、江戸に運ばれていたか、あるいは御殿から運びだされたかで難を逃れた。しかし、『宝暦入注文』に記されていない、おそらくは『天保記』の段階で追加された印章の多くは被災した。『宝暦入注文』の付箋（2）によれば、嘉永の火事で被災した印章は、①信弘の御居判二つ・御印形一つ・小御印二つ、②信安の角御印一つ・御居判二つ・現存しないが御肉入が一つ、③幸弘の御印形二つ・御居判一つ・御印形一つ、④幸専の御居判七つ、⑤幸良の御印形三つである。この配列は、先に確認した『宝暦入注文』のものが、御印判・御居判と分けているのとは違う。それぞれ藩主別に分けたうえで、御印判・御居判のそれぞれの数を記している。これらは、『天保記』の記載方法にそっくり同じである。このことから、いま述べたように、被災した印章の大半は、『宝暦入注文』にはなく、『天保記』において追加された印章ということになるのである。

興味深いことがある。それは、被災した印章を書き加えているのは、『宝暦入注文』であって、『天保記』ではないということである。このことから、『宝暦入注文』がきわめて効力の高かった存在であったことがわかる。また逆に、『天保記』がないと、『宝暦入注文』以降に収納された印章がわからないという問題も生じる。このように、両者を見比べる作業がどうしても必要となってくる。

さて、『宝暦入注文』の付箋（2）では、被災した印章を、(1)信弘の印章五つ・信安の印章四つ、(2)幸弘の印章三

つ・幸専の印章七つ、それに(3)幸良の印章三つ（実際には五つ）としている。それでは、次に、この印章の個々についてみていきたい。

（二）被災した印章（表4）

(1) 信弘・信安の印章

信弘・信安の二代の被災印章の特徴は、変ない方になるが、被災した様子が見受けられないということである。先に記したように、土中より掘り出したものであるのにもかかわらず、前出の印章と表面的な観察では違うところがない。ところで、後述する幸弘の印章を含めたこの三代の印章は、『宝暦入注文』にも見受けられるのではあるが、なぜ、このようにダブっているのかが問題となろう。おそらくは、先にみたように、使われた印章が家臣に預けられたか、あるいは御用部屋などの奥にしまいこまれていて、後日発見されたのではなかろうか。この点は推測にすぎないが、おそらくはこうした単純な理由であると思われる。

さて信弘の印章は、①御印形一つ（肉の付いた櫃に入っている）・②小御印二つ（うち一つは櫃に入っている）・③御居判二つ（うち一つは櫃に入っている）の計五顆である。そして収納方法は、①と②が、「信弘公　小御印　二」と書かれた紙に包まれている。この小御印という表現から、明らかに②のみを包んでいたものと思われ、いつの時点かの整理に際して、①を包んでいた紙がなくなり、②にあわせて収納されたのであろう。

③は、次のように記された包紙のなかに収納されている。

―　―

享保十三申年五月日
古御書判
（異筆）
「乾徳院様ナリ」

このように、③は享保十三年（一七二八）の年号が知られる。信弘は享保十二年七月に遺領を継ぎ、翌年の五月四日に城地（松代）へのいとまをたまわっている。(14) このことからすれば、まさにこの印章は、信弘が藩主就任後はじめて松代で使った（あるいは作らせた）印章であり、その包紙はこの事実を示していると思われる。この包紙は、被災

表4 『宝暦入注文』付箋(2) 嘉永の火事の後に再登録されたもの
(破損のため印影のないものもある)

使用者	印影
信弘公	御印形 「櫃入」 御居判 「櫃入」 「櫃なし」 小御印 「櫃入外覆あり」
信安公	角御印 「萌黄地綿巾着入」 御居判
幸弘公	御印形 「肉共櫃入・萌黄茶服紗包」 「萌黄錦表白練」
幸専公	御居判 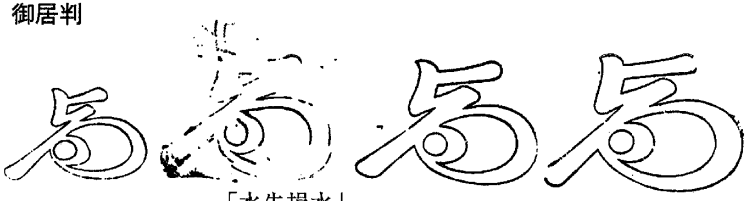 「水牛損水」 「水牛焼損」 「焼損」 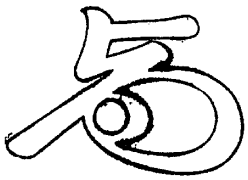
幸良公	御印形 「押合之御印」 「押合之御印」

した印章のなかで唯一、『天保記』に収録された時の姿を残すものである。

このほかに、『宝暦入注文』や被災印章のリスト、それに『天保記』には掲載されてはいないもので、信弘の御居判二つ（表5）がある。この印章は「信弘公　御居判二」と書かれた包紙に包装されており、この包紙自体がいつの段階で作られたか問題である。もしかしたら③の包紙と逆である可能性もあるのである。付言するならば、信弘の六男・俊峯の御居判も現存する（表5）。この包紙には「乾徳院様御六男　柳生備前守様御花押」と記されている。この俊峯は、享保十八年、十四歳のときに柳生俊平の養子となり、寛保二年（一七四二）に柳生藩を継ぐ。[15] この印章はいつの時点で俊峯が使ったものかは不明であるが、こうした他藩の養子となった人の印章も残されてきたという点で興味深い。このように、リストに掲載されない印章も現存するのである。

次に信安の印章についてみてみよう。

信安の印章は、①角御印一つ・②御居判二つである。なお、ほかに御肉入が一つあったことが確認されるが現存しない。①は「信安公　角御印」と記された紙に包まれてお

表5　『宝暦入注文』・『天保記』にない御居判

使用者	印影
信弘	
俊峯	

り、②は「信安公　御居判　二」と記された包紙である。信安の御居判・御印判ともに、『宝暦入注文』時点で確認されるが、御印判についてみると、角印はこの被災印章が初であり、意匠も違う、御居判は、小振ではあるがそのデザインは、『宝暦入注文』のものとほぼ同じである。

(2)　幸弘・幸専の印章

幸弘は先に示したように、真田家六代藩主である。『宝暦入注文』段階では、幸豊公の御居判三つが収納されている。被災した印章は、①御印形二つ・②御居判一つ・③外に御印形一つの計四顆である。①は、肉入の櫃に入ったもの一つと、「萌黄錦表白練」の袋に入ったもの一つがある。包紙は不明である。②は、被災したためにほとんど炭化しボロボロの状態である。これを包む紙には「幸弘公　御居判一」とあり、またその文字の右横には、朱書で「二ノ五」とある。この番号は、整理番号と思われるがいつの時点のものかはわからない。いたみが激しいため現物の観察は難しいが、『宝暦入注文』段階の御居判と大きさや意匠はほぼ同じとみてよい。③は、「御殿焼失之節、櫃水牛ニ而焼斜、御印形櫃6不出其儘差置」とあるように、印章が櫃から外れなくなっている。包紙は不明である。

幸専は七代藩主であるが、『宝暦入注文』以降の人であるため、『天保記』にのみみえる。御居判が七点ある。包紙には、「幸専公　居判　七箇」とある。このうち、三つの印章が被災している。内訳は、水牛製の印章二つと、木製の印一つである。たしかに、この三点は傷みがひどい。意匠は同じであるが大きさに違いがみられる。

このように、幸弘・幸専の印章は、前二者（信弘・信安）のものとは違い、被災した様子がはっきりわかる。また幸専についてみれば、『宝暦入注文』以降の印章である点でも興味深い。即断はさけたいが、どうも年代が下がる印章ほど被災状況が著しいという傾向にあるのではなかろうか。

(3)　幸良の印章

幸良は、松平定信の末男として生まれ、八代藩主・真田幸貫の養子として松代に迎えられる。すなわち幸貫の弟ということになる。[16] 幸貫の嫡男として迎えられ、天保三年には叙爵され、豊後守と名を改めている。天保十二年、幸貫が「加判之列」、すなわち老中に就任したため、「雁間席」を仰せ付けられている。しかし、天保十五年には、二十九歳で病死している。また、幸貫が在所へ出向けないときに

は代わりを行なっている。[17] このように、幸貫の代わりとしての役割を果たしているのである。

さて、印章であるが五顆確認される。これはすべて御印形である。この五つの印章は「幸良公　五顆」と書かれ、その横に朱書で「卜印」と書かれた紙に包まれている。

五つのうち二顆は原形を止めない。そのため、『宝暦入注文』には御印形三つと記される。収納方法をみると、まず分けられるのが、リストに載せられている印章三つと、載せられていない印章二つということである。

まず、リストにない印章の収納についてみてみよう。これらの印章は現状をほとんど維持していないため、二点を一つずつ別々に包んでいる。その包紙には、それぞれ「幸良公　幸栄之字カ　御印形」・「幸良公幸良之字　御印形」とそれぞれ書かれている。この記載方法からこの印章の印文がわかる。

また、リストに載せられている三顆は、このうち二顆は、いずれも「押合之御印」、すなわち印章にキャップの付いた印章と認識されている（写真8）。「幸良公押合之御印　二」と書かれた紙に包まれている。残る一顆であるが、この包紙には「幸良公　幸良之字　御印形」と書かれている。この印章は、櫃に入っているものであるものの、櫃の半分以上を損じている。

このように、幸良の印章は、まず、リストにあるものとないものとの分類がなされたあと、印章の形態、すなわち、櫃入か押合かの違いによって収納方法を分けていることがわかる。なお、この幸良の印章は、『天保記』にはなく、かわりに、義兄の円明院（幸忠）のものが載せられている。

写真8　幸良印章・押合の御印

四　印章の収納

（一）　真田家における印章収納の形態

いままで、真田家伝来の印章について、その形態をみてきた。では、総体としてみた場合、どのようになるか、今まで述べてきたことをまとめてみたい。

まず指摘できるのは、印章は四つの時期（四期）にわたって蒐集されたことである。第一期としては、宝暦十三年の整理段階までに集められたもの。第二期としては整理の

翌年の明和二年に追加されたもの。そして第三期は、『天保入注文』の作成された、いわゆる天保の整理の段階で追加されたものである。そして、第四期は、被災した印章を『宝暦入注文』に入れる、嘉永七年のものである。これらを概念的にまとめると次のようになる。

第一期（明和元年まで・『宝暦入注文』）

① 御朱印・御印判（信之～信安）　十五
　一対
② 御居判（幸道～信安）　九
　一箱
③ 幸豊公御居判　三
　一箱
④ 隼人様御朱印・御居判　二

第二期（明和二年に追加・『宝暦入注文』付箋（1）の部分）

⑤ 乾徳院様・高量院様御居判　四
　一箱一対

第三期（天保四年および天保十年追加・『天保記』）

⑥ 真常院様・覚性院様御居判
　一箱
⑦ 円明院様御居判　三
　一箱
⑧ 天真院様・大暁院様御朱印
　一対
　⑧は天保十年三月十五日に収納

第四期（嘉永七年再収録・『宝暦入注文』付箋（2）の部分）

⑨ 信弘公　五
⑩ 信安公　四
⑪ 幸弘公　四
⑫ 幸専公　七
⑬ 幸良公　三（五）

このように、印章は江戸時代をとおして四回の収納段階があった。ただ、最後の第四段階は、第三段階と重なるものがあり、これは、火災のあとに再登録されたことを意味する。あるいは、『宝暦入注文』の立場からすれば、新規

登録ということである。

さて、この収納という意味であるが、これは印章というモノを収納箱に入れることではなく、リストとして台帳に記される段階を示しているのはいうまでもない。このうち、第一段階と第二段階は、一年の違いということで、セットで考えるべきである。むしろ、第三段階と第四段階の比較は興味深い。なぜなら、再三述べているように、これら第三段階の⑥から⑧のもののほとんどが、嘉永の火事の際に被災していると思われるからである。たとえば、⑥は幸道と信安の印章を、⑧は幸弘と幸専をそれぞれ指しており、第四段階『宝暦入注文』の付箋（2）とほぼ合うからである。ただ、⑨信弘の印章が『天保記』（第三段階）にない点や、⑬幸良のものが『天保記』で⑦幸忠としているなどの違いはあるが、第三段階に収納された印章のほとんどが被災したという推定もできるのではなかろうか。とりあえずここでは、天保期の整理段階（『天保記』での追加分）の印章が被災したと推定しておこう。

さて、こうなると「御文庫」入の印章のうち、被災したものとそうでないものとがあるということをどう考えたらよいのであろうか。先にみたように、吉光御腰物箱と「御文庫」に入っていたもののうち、文琳の御茶入とともにこれら『天保記』で追加された印章が被災したのであるから、おのずと両者は一ケ所にあったこととなる。すなわち、なんらかの理由によって、「御文庫」（文琳の御茶入については吉光御腰物箱）から別置されていたのである。こう考えると、吉光御腰物箱や「御文庫」は、常に閉ざされていたと考えることは難しい。むしろ、時宜に応じて、容器からだして飾られたり、あるいは、別に収納されたりしたものと思われる。

印章をどのように収納したかであるが、すでに述べたように、収納方法が現在まで残るものとして、③『宝暦入注文』における幸豊（幸弘）の御居判がある。これを参考にすれば、「一箱」と記されるものは、桐箱に収納されていたことが想像される。事実、⑤乾徳院（信弘）・高量院（幸詮）の御居判を包む紙は、箱を包んだ形跡を持つ。このほか、②幸道・信安の御居判や、天保期の整理のおり（『天保記』の成立の時）に追加された⑥幸道・信安の印章、それに⑦幸忠の印章は、同じように箱に収納されたのであろう。このほか、①朱印・御印判と、⑧天保十年に追加された幸弘・幸専の印章は、「一対」と記されているが、これ

も表現の違いであって、なんらかの収納、それもおそらくは箱による収納が濃厚であると思われる。

このように、真田家の印章は、個々の箱に収納されて「御文庫」に収められたと思われる。

(二) 印章収納の意義

なぜ印章が収納されたかについては、その収納する容器(包紙)の記載内容が如実に物語る。まず指摘できるのは、使用者のさまざまな事件による収納である。第一に、信弘の御朱印(①)・幸豊の御居判(③)・それに被災をうけた信弘の小御印(⑨)にみられるような、藩主の就任を契期とするものである。この場合、たとえば幸豊の印章のように、藩主就任にあたって、「御判形御改付、此御判形、御用無之候」と記されるように、藩主就任を契期としてしまわれるものもあれば、信弘御朱印のように、藩主就任の際に「出来」すなわち、作ったと記すものもある。ただしこの場合、作ってすぐにしまわれるとは考えられないので、印章がどの時点でつくったかを記録したにすぎず、収納時期を示すものではない。

そして第二に、信安の御印判(①)・信弘、幸詮の御居判(⑤)にみられるような、藩主の死去を契期とするものである。

このほか、包紙の示す情報はいくつもある。まず、使用した藩主の名前の表示方法として「〜様」というように、法名を示す場合と、「〜公」というように敬称を付ける場合、それに敬称もなく単に「信弘」などのように記されるものである。このうち、被災した印章のほとんどは、「〜公」と記しており、当然のことながら同時期に収納されたことを物語る。ただ、宝暦の整理段階での収納は区々であったようで、包紙の記載方法はすべてちがう。このように、収納(梱包)時期の違いが印章にはみられるのである。

また、おそらくは明治以降だと思われるが、印章をなんらかの基準によって整理しなおしている形跡がある。それは、信重の印章をまとめて[18]「信重公四個　ヌ印」と書いたもの、幸道御居判六つを包む「イ印ノ二」と朱書きされたものである。この「ヌ印」や「イ印」がどのような意味を持つかは不明であるが、そのほかの印章の包紙にはないため、先に述べたような、明治以降の整理段階での記号であり、かつ、その時点で付けられた包紙であることがわか

る。こうした、明治以降の整理は、江戸時代に真田家の道具類が固有にもっていた整理秩序を根本から覆すものであったらしく、おそらくはこの時期に印章が収納箱から取り出されたものと思われる。この点は、真田家大名道具全体のなかで考えていくこととしたい。

まとめ

以上、「真田家文書」として集められた印章について述べてきた。そもそも、ここで扱ってきた印章は、近年、「真田家文書」とは別に扱われている。しかし、これら印章は、「真田家文書」と本来は一体のものであり、その保存目的は、徴古資料、すなわち、歴史書編纂のための基礎資料としての意味をもっていたのである。そのため、印章の効力がなくなった段階において「真田家文書」と一緒に収納されたのである。

「真田家文書」のうちの印章についてはある程度の性格づけができたと思われるが、今後に残された課題もおおい。

註

(1) 拙稿「長野県宝『真田家文書』の基礎的考察」(『松代』十号　一九九七年)
　拙稿「真田家文書について」(『信濃』五〇―四　一九九八年)

(2) 印章の呼び方については、『宝暦入注文』の呼称とする。

(3) 御居判は、花押の判(花押判)のことであるが、本稿では、『宝暦入注文』の記載方法に統一した。

(4) 『先公御事績稿』大鋒院殿御事績稿

(5) 『長野市誌』第十三巻　資料編　近世　第三号文書解説

(6) 『寛政重修諸家譜』巻第六五四　真田幸道の項

(7) なお、この文琳の御茶入であるが、これは従来、嘉永の火災の際に焼失したとされてきた。しかし、吉光御腰物箱のなかに現存していたことを報告しておきたい。なお、この文琳の御茶入は、信之が信政に道具の引き渡しをした際の目録に記されているものとは違い、いま述べたように、三代幸道が家督を継ぐ際、信之相伝の文琳の御茶入は、幕府に献上されたので、おそらくは、幸道以降に真田家に入ってきたものではなかろうか。また、この茶入は、「真田家の筆頭宝物」というような言われ方をするが、そうした概念がいつごろ成立するかは不明である。

(8) 『真田家文書』中巻　第六号文書

(9) 同右

(10) とはいえ、『宝暦入注文』の段階では、信重所用という

認識はなかったのである。ただ、角印については、寛永十七年に真田信重がだした知行の宛行状にこの印が押されており、角印については、現存する古文書から真田信重が使ったと想像される。そもそもこの知行の宛行は、先に述べたように、寛永十六年六月二十日に兄・信政が父・信之から分与された信濃国埴科郡内の一万七千石をたまわったことに連動するとおもわれる。しかし、これらの朱印状を見る限り、埴科郡が一カ村も含まれていない。むしろ、更級郡・水内郡に限られる。このような問題点もあるが、たとえば、長野市丹波島の柳島家文書の信之朱印を見る限りでは寛永七年から万治元年の信之の死の直前までは、信重の角印とは違った角印を使っており、信之のものではないと判断される。

(11) 幸道の御印判がなぜこの御居判のグループのなかに含まれているか、まずはこの問題を解決しておこう。幸道の御印判が二つあることはすでに述べた。御居判に含まれる御印形は、この二つとはその形態が歴然として違う。ただ、御居判のなかにこの御印判が含まれていることに疑問をすでにもたれていたらしく、『宝暦入注文』には、幸道の御印判のところにこの印をついてある。そのため、『宝暦入注文』にはこの印が二箇所確認される。また、近年の整理に際して、幸道の二つの御印判と同じく収納された。

しかし、この御印判が御居判と同じく収納されていたことは、御居判の包紙に「真常院様　御印判　壱ツ　御居判　弐ツ」とあることからあきらかである。では、なぜ御居判のなかに一点だけ御印判が含まれていたのかという問題であるが、わたしは、ここにはそれほどの意味がなかったのではないかと思っている。このような形態になったのは、おそらくは御印判と御居判の収納時期が違い、御居判に収納することができなくなったために御居判とともに収納したのだと想定したい。実際、信安の御印判のように、死去後すぐに収納される例があるからである。

(12) 前掲註(8)

(13) このときにつくられた目録が、国立史料館の真田家文書に五点存在する。これについては、別稿を用意している。

(14) 前掲註(8)

(15) 前掲註(8)

(16) なお、田中誠三郎『真田一族と家臣団』によれば、幸良を幸貫の実子とする。また、国立史料館の真田家文書目録所載の系図も実子とするが、一旦、父・松平定信の子としたあとに真田家へ養子としてはいってきているのであるから、幸良を幸貫の弟とすべきではなかろうか。

(17) 前掲註(8)

(18) 「古キ御朱印」二つと「隼人様朱印・御居判」二つをまとめてである。

近代における真田家資料の展示と整理

～長岡助次郎資料から～

山中さゆり

一　はじめに

現在真田宝物館が所蔵する資料は、そのほとんどが真田家に伝来したものである。これら真田家資料は、昭和四十一年に長野市の所有となり、昭和四十四年の真田宝物館開館と同時に展示・公開に至っている。しかし、それ以前にも、松代を中心とした展示会において真田家の資料が展示・公開され、資料の整理も行なわれている。[1] これらの展示会や整理を中心となって行なったうちのひとりが長岡助次郎である。

この度、長岡助次郎関係の資料が一括で真田宝物館に寄贈された。この資料の中には助次郎の行なった展示や資料整理に関するものが多数存在する。本稿では、この内、昭和七年の上田築城三百五十年祭に際して開催された史料展覧会について書かれた資料を用い、長岡助次郎の展示と資料整理について紹介する。そして明治～昭和初期の真田家資料のあり方や、人々の資料に対する意識についても考えてみたい。

二　長岡助次郎について

長岡助次郎の展示と整理についてみていく前に、助次郎自身について、若干触れておきたい。

長岡助次郎は、明治四（一八七一）年に生まれ、松代小学校の美術・音楽担当教師として明治時代後半から昭和初期まで、一貫して松代において活躍した人物である。助次郎に関する論文・著作はほとんどなく、広くその存在を知

らせるものは今まで皆無であったといってよい。[2] しかし、その文化的業績は、松代雅楽・大門踊りの復興や、松代城・花の丸御殿の地図および模型作成など多岐にわたり、[3] 明治・大正・昭和の松代を知るうえでも重要な位置を占める。なかでも真田家をはじめとして、松代および周辺地域に点在していた絵画、書、武器具などを集めて行なった展覧会事業は、計七回にのぼる。そしてこの展覧会事業がきっかけとなって、真田家資料の整理に着手している。

これら展覧会事業において、助次郎は自筆の展示図録や展示目録・写真帳を残している。[4] その中に、「上田築城三百五十年祭展示の記録」がある。これは、縦書き罫紙を縦約二十五㎝・横約十七㎝に二つ折りし、右上こより綴りにしたもので、罫紙七十一枚にペン書き自筆で書かれている。昭和七年十月十五日から十七日にかけて上田において行なわれた展覧会に、真田家の甲冑などの資料が貸し出された際の記録である。この時助次郎は、資料の貸し出し交渉から、資料運搬・展示設営までを行なっているが、これはその詳細を記録している。もとは、助次郎の長女静江の夫・河原修に甲冑のことなどについて書き送るつもりが、結局は出さずじまいになったものであることが、最初のページからわかる。このなかには、それまで助次郎が携わった展示事業と真田家の資料整理の経緯についても記されている。この資料を用いるにあたって、注意しなければならないのは、これが昭和七年の展示会終了後に書かれた回顧録であるという点である。内容は多岐にわたり、特に細かい部分についての記述には、ある程度の相違があることを念頭においた上で、以下この記録に沿って長岡助次郎の展示と資料整理についてみていく。特別に触れないかぎり、資料は「上田築城三百五十年祭展示の記録」を使うものとする。（以下「記録」と呼ぶ。）

三　長岡助次郎による真田家資料の展示

（一）　上田三百五十年祭展示の出品まで

助次郎は、真田家の資料の出品について、初めての交渉があったのが昭和七年八月二十日過ぎ頃としている。上田より助役柴崎新一、史談会長藤澤直枝が来宅したこと、その後の東京真田家本邸との交渉開始について、次のように述べている。[5]

「拙宅へ今秋十月真田昌幸公上田築城三百五十年祭挙

行に付、無論東京御本邸へも罷出づべけれども宜敷御尽力願ひたしとて来宅せしが、越えて九月下旬いよいよ具体的に交渉初まり申候、

いよいよ本邸へ願出でし処、曾て小縣郡史料展覧会之節と一昨々年只一ツ残存せるお櫓を常設徴古館とせしとて其開館陳列の為昌幸公甲冑及信之公甲冑其他三四品を御出品に相成りし事有し候が、両回とも小生持来陳列又取片付け退却いたし候が、此の節つくづく三百年来の御品、持ち出す度に幾分の損傷を免かれぬと存じ門外不出を建言せしがその為か今回は大分強硬に門外不出を頑張られたり（後略）」

助役らは真田家本邸に願い出る前に助次郎を訪ね、出品要請の力添えを依頼している。真田家資料については、助次郎が真田家よりその扱いや貸し出しなどをまかされていたことがわかる。また度々の出品・展示で資料が損傷することを危惧し、真田家に資料の貸し出しをしないほうがよいと建言しており、真田家もその意見に従っていたようである。しかし、結局は上田側の再三の出品要請に折れ、助次郎が運搬保管に従事する形で、上田への出品が許可されている。

助次郎は九月二十日頃から準備に取りかかったという。個々の資料の扱いについて、次のように書かれている。

「元来昌幸公及大鋒公の甲冑、櫃の中に個々皆袋に納められるれども、其袋が絹もあれば麻もあり木綿もある、上下のこるらしいものもあれば、幕の切れなどもある、しかも小手と書いてあるのを消して脛当と改めたり随分不体裁なり、（中略）今度は事後承諾と悉皆改めて新に一方は鬱金木綿一方は水浅黄木綿の袋を作る、」

「他の二領は勿論この緋威(6)の方も外に紙にて袋を張り綿を入れし、つまり紙布団なるが大小沢山作りて一々くるんで櫃中箇々相摩するを防ぐ（後略）」

また、甲冑の損傷もあったようで、次のような記述がみえている。

「其前は前二領の御先祖の甲冑の方、小手を着ける茱萸釦といふ様な所だとか草摺の揺の糸なぞ切れし処切れかかりし所其外所々傷み居るより、何も鎧師の真似をするでもなけれど、飾る時損傷する事もあるので、兎も角修理の真似をやらかす、（後略）」

甲冑の修理をし、袋を作り替え、綿を入れた紙布団をつくって鎧櫃に詰めていた。損傷しないことを第一に考えて

いたこと、展示をするということを念頭において資料を扱っていたことがうかがえる。

ここで、資料貸し出しの手続きについてみてみたい。資料一点一点と対照できる貸出し目録を作成していたようである。

「前日即ち十三日は荷造、それから先方に出させる證書の目録迄書いて行くのだから容易の事ではない、是は自分も松代で六回もの展覧会を専売特許でやって見たから察する事で、中々品物と対照して其場で委細書く事なぞ出来るものでない、夫れ故書いて行って奥書署名捺印さへすればよい丈にして行くのだ、古文書など初の文句と宛名差出名月日又外包あるもの中包あるもの等一々委しく書く、片付ける際滅茶苦茶にされたら取り返へしがつかぬ、(後略)」

古文書ひとつひとつを目録と対照させ、署名捺印して確認している。資料の取り扱いは大変慎重に行なっていた様子がうかがえる。また、古文書の外包や中包についても大切にすべきであるという、非常に高い認識がうかがえる。

(二) 上田における展示の様子

資料の搬出・移動は自動車によっておこなわれている。十月十四日の八時三十分には、松代を出発し、「十時着田沿道自動車御荷物行列人目を引く、特に市中に入り会場近くなりては、それ来たとどよめく(後略)」と書かれている。助次郎の主観が多分にはいっているので、人々がどよめいたというのは誇張した表現だとはおもわれる。しかしこうした展示会の情報が広まり、多くの人々が興味をもって訪れ、見学していたことは、当時の文化意識を物語るものとして注目される。

この時の出品資料は

「鎧類三領太刀三振甲州時代の軍旗無綾地の御旗外古文書十六点のミなり」[7]

とある。また、この時助次郎は携わっていないが、大英寺など松代周辺の資料も蒐集され[8]、真田家の資料搬送とともに上田に送られ、展示されている。

展示場および展示の方法については、次のように書かれている。

「陳列場に充つる講堂に入り見る、八間に十六間の広き室なり、ここは特別室として真田家出品及紀州蓮華定院之出品(中略)この特別室此方にて陳列する場所は正面及右側丈にて左側は蓮華定院なり(後略)」

蓮華定院出品の資料とともに真田家資料が特別室に展示されたことがわかる。

展覧会は大変盛況だったようで、最終日十七日の様子は次のようであったという。

「十五、十六日の雨天に引きかえ、今ふは朝より稀なる上天気、押すな〳〵の景気なり、特別室と銘を打ちし陳列即ち緋威の御鎧は非常の人気にて入場せぬ内から口々に騒ぎ居る、(後略)」

ここでも緋縅の鎧の存在がすでに広く知られ、注目されていたことがみえる。

(三) 展示の終了

展示会が開催された十月十五日から十七日の間、助次郎は十六日を除いた二日間上田に通っている。展示の準備と撤収も加えると、一週間近く上田と松代を行き来していることになる。終了後、松代に資料とともに帰ってからの様子は次のようなものである。

「先づ玄関内に荷をおろし、直に使いを飛ばして午食を取り寄せ食し終わりて一先づ荷縄を解き、詰めし古新聞など解きほぐし一々異状なきかを改め更に納めて此の日夕景一旦兎も角お庫に格納する、お座敷の清掃を終れば日全く暮れる、翌十九日は一日休養、二十日午前より使丁両人高橋子も出邸、赤沢御相談役も立合上下御出品物残らず大座敷に出し鎧櫃中一々袋を解き皆陳列して更に黙検、其侭午後迄風を入れ予調ひ置きしナフタリンを新たに入れ、一々旧に復して納庫すれば日没となる(後略)」

資料一点一点を大変丁寧に扱い、損傷がないか確認して元通りに納めているのがわかる。

この時助次郎は六十二歳である。高齢でありながら連日深夜まで展示のために働いている。資料や展示への情熱は冷めることはなかったのである。

「記録」の記述は、展示場と展示資料について述べた後それまでに助次郎が行なった展示について、年をおってそれぞれの展示会について回顧する形になっている。このなかにはそれまでの資料整理について書かれている箇所もみえている。次にこの整理についてみてみたい。

四　助次郎による真田家資料の整理

（一）　資料整理にいたる経緯

助次郎が真田家の資料整理に従事する経緯は、「記録」に、以下のように書かれている。

「此の年本邸家扶の大更迭あり、松代出身富岡長次郎海軍少将臨時家扶長となりて大改革を断行す、其餘波として松代別邸倉庫の調査整理を計画され、本邸よりは同当地出身遞信省附属遞信博物館主事創立計画者樋畑雪湖氏派遣され、資二郎其相手を申し付けらる、以後十年余毎年夏期休養中之に当たり、大正十五年資二郎残務を処理し、続て昭和二年新目録成って全く終を告ぐ」

「此の年」とは、大正七年のことで、「松代別邸倉庫」は、現在の旧真田邸土蔵を指すものとみられる。また、この記述の註のような形で、欄外に以下の記述もみえる。

「是迄本邸にては、別邸倉庫は如何になり居るかを知られず、余程乱脈なるべきとの想像らしかりし事後にて分る、然るに余り旧目録等と変なきは、整理后判明せるなり」

どのような事情があったかは不明だが[9]、大正七年に、助次郎が樋畑雪湖とともに旧真田邸土蔵の資料整理を依頼されたことがわかる。この時助次郎が選ばれたのは、明治三十一年より度々行なっていた展覧会事業が考慮されていたのであろう[10]。

「評議員会決議録　大正六～昭和十二年」には[11]、整理方草案として、「カード」を資料ごとに作成すること、調査は江戸時代の道具帳および明治十三年に御家職によって調査された目録などによることなどが記載されているという。「記録」に記載のある「旧目録」とは[12]、これらを指すものとみられる。

（二）　整理の状況

助次郎の資料整理の状況は、「記録」中に点在してみられる。大正七年の整理開始は次のように書かれている。

「この事業の最初大正七年は先づ表御道具たる武器甲冑を主として調査し、甲冑明細帳を作る、昌幸公着領昇梯子の御具足を初めとし第九代文聰公即幸教公の御具足に至る迄十九領、華麗無比なる大鎧、今回御出品の緋威同じく大鎧小櫻威或は御夫人所用の鱗札畳具足色々威の腹巻、紫裾濃の胴丸等数々花の如く又雲の如く当松代展覧

会の節は皆陳列せらるる也」

助次郎はまず甲冑の調査からはじめたことがわかる。展示するにあたって、一番人目をひくのは甲冑であったから、甲冑の調査をはじめたということは、展示を念頭においた調査・整理であったことがうかがえる。大正十年十月、松代開府三百年祭展覧会の記述には、展覧会出品と整理の経過について、次のように詳細に書かれている。

「前記御整理始まりてより四ヵ年、調査は半ばに達せんとす、調査には最初より大型のカードを作り最初の整理格納に便せんが為、一品毎に庫の番号は勿論階の上下長棹番号或は棚の上下に至る迄旧位置を記入し御品の要領を記載す、調査し終れば又従前の位置に復し置く、この三百年祭展覧会は前言の如く調査半ばにならんとする頃なり、(中略)雪湖翁を煩わして共に今秋出陳すべき御品を審査して自己控ふる陳列台帳に載せ、現御品には臨時の札を貼り愈々繰り出しの時の便にす、茲に於て従前の展覧会とは事変り作りしカードは自縄自縛となる、何故とならば、必ず納庫の節は寸分違はずに旧番庫旧長棹旧簞笥旧棚に納めざるべからず、しかも納めても近き将来に即ち調査終了すれば全然此度は我等の意見に依って全然新格納をなさざるべからず、旧納入とて何も雑然といふ譯には非ざるも、何院様何院様云々といふ様に同類の御品があすこにもここにもの有様なるが、旧来の御家扶たちには無理もなき事なり、今回はかかる事は一切廃止、但し一類品とて御重代御品の如きは甲冑もあり能装束あれば御茶器もある大切なる古文書は勿論御腰ノ物といふ如く雑多と言へば言はれぬ事もなけれど、其外は皆武器、茶器、服飾、調度、といふ如く分類せるなり、それ故昨年迄の御家扶が先入主となり居り御庫の事を丸で分らず相成り為めに御整理事業終るも資二郎御免を蒙る事出来ず、特に御庫御用掛を命ぜらるる羽目と相成りしなり、(後略)」

これによると、調査と整理格納を目的に、大型のカードを作成したことがわかる。これは先述の「評議員会決議録」の記述と一致する。資料の整理にカードを作成したことは大変画期的なことである。ともに整理をおこなった樋畑雪湖は逓信博物館の設立に従事していたから、資料整理の方法も、樋畑を通じて取り入れたのであろう。調査し終わったものは、従前どおりの場所に収納したとあり、現状保存を心がけていたことがわかる。そして「何院様何院様

云々といふ様に同類の御品があすこにもここにもの有様」であった資料を、全体の調査終了後に「皆武器、茶器、服飾、調度といふ如く」分類した。このとき収納場所も分類ごとに移したようである。

助次郎等の資料調査・整理がすすむにつれ、真田家の東京本邸での資料への関心も高まっていたらしい。

大正十二年七月に伯爵（真田幸治）が松代に来た際のことは次のように書かれている。

「此度の御来松は御微行の格なれば、何処へも御出ましなく、毎日御蔵品を御覧ぜられ緋威鎧も勿論御写しになりたり、」

また、昭和三年に伯爵が結婚後初めて夫人をともなって松代に来た際には、旧真田邸内に資料を陳列し、夫人等が観覧している。この時陳列した「四季和歌の御手鑑」と呼ばれる資料について、「是は御帰京後お取り寄せになる」とあり、興味のある資料は、東京に送らせていたことがわかる。

さらにこの時次のような興味深い記述もみえている。

「七宝繋ぎ九曜紋散の軸盆には「八千代の松」と題せし上下二巻の絵巻物、上巻之方は松代近傍の名勝風景、下の方は稍々遠き方の風景也、つまり御領分に亙るという譯なるが中々美事な狩野風なれども、落款の印章丈では今判ずるに苦しむ」

現在この「八千代の松」絵巻は、松代の絵師三村自閑斎の作品とされており、助次郎の調査・整理時点では詳細が判明していなかったものもあったことがわかる。

五　助次郎の展覧会に対する意識

上田における展覧会や資料整理の課程の様子から、助次郎の資料への接し方や考え方が伺えた。最後に展示会開催そのものについての助次郎の考えをみてみたい。助次郎は展覧会開催が容易でないこと、また周囲の協力やこれからの町の展開などについても「記録」に三ページ余りにわたって述べている。長い部分であるが、紹介する。

「明治卅一年初めて御家の什物を拝借して第一回の展覧会開設以来、自ら申すべき事かは知らねど大正十年三百年祭の節迄六回どうやら過失もなく全ふせし、人の知らぬ苦心苦身のあらましを全然町長（其頃毎回の）も他の御老人も碌々感じ居られる様子分明なるより、三十年

間中苦心惨憺松代展覧会史、縁の下の力持物語を一通り布衍したる事なるが、其の際矢澤氏の申さるゝには、何故校長は予に申さぬにやといぶかり居らるしこそおぞましき限りなりけれ、町中の人達とて三十人も同僚連のある事、道一筋を隔ててのお邸の事、手送りすれば出すも入れるも何の事はないと別段気にもとめぬは当たり前、又毎回あの騒ぎ校外の人達が御苦労様よといたはれば、誰も彼もいよいよ開会になれば只各室の監督やら半夜交替の当宿直の苦労を陳述するに急にして、世はまだお祭のおの字も出ぬ先から家の子供にはこの秋は又何でも要求は駄目なる事を宣告して準備に取りかゝる縁の下の本当の力持ちの事など吹聴する事などある筈もなく、殆ど三十年以上実際縁の下の力持ちの事など埋没し居りし実際なりし也、何も知られたき事など夢更あらぬ事ながら、其地位の人丈は目さへ耳さへ相応に利き居らず知り且ツ感じてもよかりさうなものよと思はれてならぬ也、しかし乍ら世は何ンでも自己発揮に汲々たるもの如何に浅ましきものなるのを長年見せつけられて来しなれば今更驚くにも当たるまじき事也、（中略）次第にすたれ行くこの土地のヤレ交通がどうの何がどうのと言訳もあれど、何も此地に限りし事にも非ず、左様の事はどうでもよろしく、目前の事斗りの工夫でなく二代三代の後の種を植付ける事をば考へもせず、己の名さへ刻みつける工夫のみして居る様な事で何が出来るものぞと申したくなる（書き過ぎた〳〵）」

展示会にあたって助次郎はひとりで多くの仕事をこなしてきたが、周囲の協力のないことを嘆いている。展示を行なうには長い準備期間が必要で、自分の子供には早いうちから、展示会の仕事があるからいろいろな要求はしないように言い含めている。しかし、周囲の人々は、展示会の直前になって展示室の監督や宿直が大変だと騒ぎ立て、自分のような縁の下の力持ちは埋没している。自分の苦労を地位のある人々も全くわかっていない。みな目前の事や自分の名誉ばかりが気になって、後のことを全く考えていない。

この記述からは、盛況な展覧会の陰で現状を憂える助次郎の姿が読み取れる。それでも展覧会を開催して文化を広めていかなくてはならないと考えていたのであろう。また、「二代三代の後の種を植付ける事」という部分からは、助次郎の教育者としての優れた志向が伺える。

六　おわりに

以上、「記録」の記述から、長岡助次郎による真田家資料の展示と整理についてみてきた。上田において開催された展示会での助次郎の資料の取り扱いは大変丁寧で、特に軽視されがちな古文書の外包・中包までもその重要性を認識し、保存に努めている。大正七年から昭和二年まで携わった真田家の資料整理にあたっては、カード方式を取り入れ、一点ごとに調査を行なっている。このカードや作成された「新目録」が存在しないため、整理については深く知ることはできないが、分類をおこなうなど真田家資料群に与えた助次郎の影響は小さくないと思われる。また、松代の文化を広めるための展覧会開催については、周囲の理解と協力がなかなか得られないことへの苛立ちと憂いが吐露されている。それでも文化を将来へ伝えることの重要性を説く、教育者としての助次郎の姿が見えてくる。現在の私たちが学ぶべき姿であろう。

本稿では、長岡助次郎による展示事業と真田家資料の整理の一端を紹介したにすぎない。しかし、長岡助次郎が、松代の文化の担い手として、また教育者として評価されるべきであることを示すことができたのではないだろうか。今後、助次郎の行なった多くの文化事業それぞれの研究をすすめていかなくてはならない。そして、長岡助次郎というひとりの文化人を通じて、明治以降の松代の文化や人々・社会について考え、あきらかにしていくことが課題である。

（註）

（1）真田家の資料は、本稿でとりあげたように、松代以外の場所でも公開・展示されている。今回使用した資料中にも、大阪城天守閣での展覧会への出品や文部省主催の科学博覧会に佐久間象山の電気治療器の出品要請のあったこと、また東京の百貨店で行なわれた松平定信一〇〇年祭の展覧会にも出品したことが書かれている。

（2）「長岡助次郎先生と遺作」（『信濃教育会臨時総集会案内』信濃教育会　昭和三十九年）には、長岡助次郎の年表と若干の事績紹介が記載されているがこの資料の性格上、広く知られているものではないとおもわれる。

また、助次郎自身の談話が掲載されているものもある。（「信濃教育」第五八四号　信濃教育会　昭和十年）

なおこれらはいずれも寄贈を受けた助次郎関係資料中に含まれている。

「助次郎」の表記については、助次郎・資二郎・助治郎など種々あるが、引用した資料中の表記はそのままとし、本稿中は、「助次郎」に統一した。

(3) これら助次郎の行なった文化活動に関する資料も一括して寄贈を受けた。特に、明治二十年代の終わりから、大正時代にかけての助次郎自身による日記・旅行記・著作からは、当時の松代および周辺の様子が細かに記されていることがわかる。また、美術・音楽関係の研究ノートからは、文化的水準の高さがうかがわれる。

(4) 「展覧会図会」(明治三十一年松代小学校校舎改築記念展覧会図録)

「戦利品展覧会図録」(明治三十八年)

「松代開府三百年祭記念帖」(大正十年)

などが、長岡助次郎関係資料の中にみえる。

(5) 原文には句読点が付されていない箇所があるが、以下適宜付すものとする。

(6) 「緋威」とは、八代藩主幸貫所用と伝わり、「緋縅の大鎧」と呼ばれる甲冑をさす。「記録」中には、この「緋縅の大鎧」に関する記述が多くみられる。助次郎は、この甲冑の模作を作成したことがあった。

(7) この時の記念帳が出版されている。真田家出品の資料も含め、一〇〇点余りの資料写真が掲載されている。

『上田築城二百五十年祭史料展覧会記念帖』

(昭和七年　上田史談会)

(8) 大英寺の資料については、次のような記述がみえている。

「大英寺の大蓮院殿信之公夫人御遺品鴻門之会を狩野永徳が画きし枕屏風今は幅になり居るとか(後略)」

またこの欄外には次のように書かれている。

「鴻門の会は江戸三百年祭ニ出品せしに、東京府にて表装して返却したる也」

(9) 「記録」によれば、大正七年八月には「御当主襲爵遊ばさる」とあるから、あるいは真田家当主の変更とともに新たに資料調査が計画されたとも考えられよう。

(10) 「記録」によれば、明治三十一年におこなわれた「小学校校舎改築落成祝　教育展覧会」について次のように書かれている。

「時の校長は松本謙四郎氏、陳列ノ為旧藩士金児彌高、富永新平の二氏を依頼ス、若輩資二郎各部ニ分配サレシ教員中、幸ニ御殿出品の室ニ割当テラル、前記二老人ノ取扱イヲ傍観シ居ルニマゴマゴトテ頗る怪しげなり、而して栴檀鳩尾を左右取違ヒテ飾る、(中略)此頃の老人考フルニ二人共六十才位ナルベシ、物申シタリテ貴様ナゾナンダト一喝サル、ハ必定也、所謂ゴキ侍連ノ特調此年代迄確ニ此遺風残リオル、横っ飛ビニ教員室ニ入リ書棚カラ歴史の源平時代合戦ナゾ挿画アルモノ二三冊ヲ選ンデ持チ行キ、違ハシマセスカト申出セシモ、案の錠貴様ナゾ何を知ルト一喝サレシモ、文部省検定教科書ナルヲ

陳ジテ下ラザリシガ最后ウヽー貴様絵ヲ書クトカノ話ダナアー、ガ落ちにて飾り改める、後年多少甲冑研究ナゾシ故実ノ書物ナゾ購求シタルモ以上ノコトアリシガ為也（後略）」

助次郎関係資料のなかには、膨大な量にのぼる美術音楽・故実に関する抜き書きや研究ノートが存在するから、すでに大正七年頃、助次郎の知識は相当のものであり、資料整理に適した人物であるとみられたのであろう。また、助次郎関係資料中、大正十年一月に助次郎によって書かれた「感應大黒天記」には、資料整理について次のように書かれている。

「是より先三年以前より、夏期休業の三日間は、累年旧君家の郷邸在庫宝品整理の命を蒙り、予定十カ年の三回を終ふ、去歳は其三回目なり、（後略）」

（11）史料館真田家受託資料目録№六五三

なお、史料館資料については、一九九六年十月十四日信州大学にておこなわれた笹本研究会における降幡浩樹氏の口頭発表「資料群が語るもの―資料目録の分析を通して―」で扱われたものを使用させていただいた。またこの発表は、一九九四年に降幡氏が提出された史料館史料管理学研修会レポートをもとにしたものであることを付記する。

（12）江戸時代に作成された真田家の資料（道具）目録は、

「嘉永七年表御納戸御道具帳」

「嘉永七年御領御道具帳」

など、数多く国立国文学研究資料館史料館に蔵されている。しかし、これらの道具帳に記載されている資料のうち、現在真田宝物館には存在しないものも多い。

（付記）本稿作成にあたって使用させていただいた長岡助次郎関係資料は、池田毅彦氏・佐藤豊氏により真田宝物館に一括御寄贈頂いたものです。最後になりましたが、両氏に厚く御礼申し上げます。

史料紹介

浦野文書

貞享三年ヨリ天明八年迄　イロハ分

古日記写（その一——イ・ハの部）

凡例

- 本史料は、長野市立博物館が所蔵する、浦野文書のうちの、「貞享三年ヨリ天明八年迄　増減モ有之　イロハ分　古日記写一巻」と題する記録である。
- 今回は、イとハの部分を翻刻する。
- 解読は島田和がこれにあたった。
- 内容は、士分の職歴を中心とするものである。なお、史料の解題は、後に期したい。

（朱丸、以下同じ）

○貞享三年丙寅

十一月十三日

妹義青木貞之丞へ縁組仕度旨　願書差出。　出浦九兵衛

五月十四日

吟味役被仰付候。　池村八大夫

六月三日役目付同心十人御預被成候。

六月廿二日

初ての御目見申上。　吉右衛門悴　石川彦六

○元禄二年己巳

十二月十六日

被召出候段申渡候付、為御礼内林ㇾ郷　池田惣兵衛

右衛門召連参上。

同十九日、被召出の御礼申上候。

○同四年辛未

七月十二日

被召出明日御礼可被仰付旨。　井上源内

○同五年戊辰　九月元禄と改元。

十二月十四日　八大夫悴
元服弾蔵と改名。　池村伝之丞

○同五年壬申
六月十三日　石倉藤右衛門
次男半六山本八郎兵衛方へ聟養子し願の通被仰付候趣信州へ申遣。

七月十三日　吉右衛門悴
始ての御目見申上。　石川新八

○元禄六年癸酉
十二月四日　出浦吉十郎
半元服名主水と改度由。

同十五日　石川吉右衛門
惣髪に罷成、休庵と改名。

○同八年乙亥
十月八日　飯島新八
病氣差詰、遣書差出。

○同九年丙子
四月廿五日　裡知(朱)儀　池田惣兵衛
律儀相勤候付、給人並被仰付。

五月十日　石倉藤右衛門
娘儀斉藤利右衛門へ縁組、願の通被仰付候趣申遣候。

○同十年丁丑
七月九日　石倉伊右衛門
御番入可申付旨信州へ申遣。

十月十五日　石川新八
妹儀京極縫殿頭様御内父青山徳庵実子瓜生養清へ縁くみ。

十一月十日　池田右近
当月六日致病死候由申来。

十二月廿四日　池田小膳
右近跡式願の通御知行六百石并、同心廿人無相違可申付旨し御意候。

○同十一年戊寅
三月廿二日　磯田平蔵
当月五日ゟ相煩、種々養生候へ共し聢と無之、昨晩ゟ致乱心、御長屋にし差置候儀難成候。早々御在所へ差越申度、依之碓氷御関し所通手形相願候。願の通可申付由被仰出候。

○同十二年己卯

三月二日

馬場与惣右衛門妹縁組、願の通」被仰付候段申遣。　石倉金右衛門

四月五日

跡式願の通悴平右衛門被仰付候。　飯島久兵衛

親の跡役可相勤人柄候はゞ郡奉行へ尋、後役申付可然候。合点不参様子に候はゞ、跡式計申渡候様申遣。

同十三日

末子七重郎儀、植村右門佐様　池村八大夫

罷在候弟、石尾玄佐方へ養子」遣申度旨願、達御聞候処、勝手次第可仕旨被仰出候。

五月八日

飯島平右衛門

年若候へ共、実躰御座候。親の跡役」被仰付可然由、依之跡役申付候様」申遣。

六月三日

御使役被仰付。　石川新八

七月廿九日

悴金介当廿二日出奔。　飯島新八

○同十五年壬午

正月七日

半平悴竹村竹松を手前へ召呼切殺し、竹松死骸与惣左衛門門の内へ打」入立退、委細書面を以達御耳候。　出浦主水

二月六日

病氣故惣髪に罷成度旨、願の通」被仰出、即信州へ申遣候。　井上与一兵衛

○同十七年申申　四月宝永と改元。

八月廿日

出浦半平やしき被下置。　岩崎外記

○宝永二年乙酉

四月十五日

娘義高の太兵衛へ縁ぐみ。　磯田庄左衛門

十一月十八日

乱心付御知行百三拾石并やしき」被召上、籾六人御ふち被下、鈴木治部」右衛門へ御預。　磯田平蔵

○同三年丙戌

三月十八日

弟平四郎当年廿四才、出羽守様へ」御徒御奉公被召出被下置候様奉願」候段申聞口上書差出候付、即江戸へ申遣。　飯島平左衛門

○同四年丁亥
二月十八日　出浦九兵門
次男造酒丞高田加兵衛方へ養子、「願
の通被仰付。」
四月六日　池田右近
弟内蔵亮稲葉四郎左衛門方へ召呼、「
往々相応の儀も候はゞ身上有付申「度旨、口上書差出、同七日
願の通被仰出。
十月十六日　井上庄兵衛
宇敷与右衛門弟九十郎聟養子願「の通
被仰付。
十月廿八日申来　池村八大夫
願の通隠居家とく。　同団蔵
同断
御るす居被仰付。　石川新八
○同五年戊子
二月朔日　磯田平蔵
鈴木治部右衛門へ御預相成罷在候処、
「今朝死去。病死（歿）潰
八月十四日　岩崎外記
祢律甚平娘縁ぐみ。
十一月廿八日　庄兵衛悴
始ての御目見。　井上九十郎
十二月十日　岩崎八十郎
元服、源蔵と改名願。
同十五日　井上与一兵衛
願の通隠居家とく。　同庄七
○同六年己丑
三月廿六日　池田右近
弟内蔵丞稲葉丹後守様江被召出候由相
届候。
八月七日　入猶右衛門
御追放。
○正徳三年癸巳
正月廿三日　石川吉右衛門
御奉公能相勤候付、五拾石御加増。
○同四年甲午
十二月十六日　岩崎四兵衛
御用人被仰付。

○同五年乙未
正月廿九日　悴松三郎元服、平内と改名。　磯田庄左衛門

○同六年丙申　七月享保と改元。
七月十三日　四兵衛家督願の通御知行三百五拾㆑石　岩崎源蔵
被下置、足軽十人御預無相違㆑被仰付。
九月十一日　氣分差詰候付、悴虎之助今年八才㆑此も　岩崎外記
のへ御知行五百六拾石六斗、足軽㆑廿人御預跡式被仰付被下置
候様願書差出、同日死去。

○享保二年丁酉
三月十三日　屋しき御用地に被召上候。替地の儀㆑　岩崎源蔵
追て可被下置旨。
同十五日　清洲町浦野利右衛門上屋敷被下置。　遠藤勘右衛門
同十九日　引替やしき過半不足付、恩田万㆑吉上　右同人
屋敷六百四十五坪被下置。
四月十八日　九兵衛悴　初ての御目見。　出浦作大夫
同廿二日　千喜良仁兵衛跡御代官被仰付。　石倉金右衛門
同廿三日　願の通御役御免。　出浦九兵衛
同廿八日　奥役人被仰付、名源五兵衛と相改、㆑　一色新兵衛
小給付御宛行奥役人並に被下置。
八月廿八日　悴平四郎寺内源之進方へ養し。　磯田庄左衛門

○同三年戊戌
七月朔日　御用人役被仰付。　岩崎源蔵
十一月十一日　小山田平大夫養女縁ぐみ。　右同人
同十二月　三拾石御加増。　榎田小三郎

○同四年己亥
正月十一日　源五兵衛跡式願の通金五両三人㆑御ふ　一色平八
ち被下置無相違被仰付。

二月十五日　出浦作大夫
家督の御礼申上候。
三月三日　池村佐左衛門
御加恩被仰出候付、以飛脚献上物仕候。
四月十五日　井上伝右衛門
家督の御礼。
同廿八日　伊右衛門悴
始ての御目見。

五月二日　石倉峯之進
願の通御役御免。　金右衛門悴
六月二日　石倉兵蔵
帰参被仰付、此度父子共被召返候」の旨申来。　伊藤小一右衛門
七月五日　出浦半平
御小姓に被召出、
御切米七両弐分三人御ふち被下置。　金右衛門悴
同十日　石倉兵蔵
・郡司半弥元やしき建家共被下置。
八月十八日　池村佐左衛門
当十日江戸着、翌十一日本知六百石」　出浦半平
被下置、并足軽十人
如先規御預。」早速御長屋へ妻子引越、同十二日父子御目見被仰付、於」御前元御役被仰付、悴数馬是又御目見被仰付候。
九月朔日　出浦半平
・屋敷替被仰付、小の喜平太・丸山半」　岩崎虎之助
大夫元やしき被下置候。只今迄の屋」敷、外囲其侭差置、建家勝手次第引取可申候。
同八日　出浦半平
・岩崎虎之助元やしき被下置。

○同五年庚子
四月廿五日　磯田庄左衛門
・やしき御用に付被召上、代地追廻」馬場脇元やしきの坪数
被下置候。」元やしき表の囲其侭差置、建家勝手次第引拂候様。
九月廿三日　遠藤勘右衛門
綿内村宮沢平右衛門と申ものの娘」妹に仕、山城六郎右衛門へ縁組、願の通被仰付。
十月七日　磯田庄左衛門
病氣付願の通御役御免。　同　平内
十一月十三日
病氣不相勝候付願の通隠居。悴」平内
今年廿四才罷成候。是迄の御知行」百

石、此ものへ被下置、家とく無レ相違被仰付。

十二月十八日　　右　同　人
御番入。
同晦日　　石　倉　兵　蔵
御近習被仰付。

○享保六年辛丑　　右近悴
四月十五日　　池　田　甚次郎
始ての御目見。
同日　　榎　田　勇右衛門
死去。
六月廿一日　　出　浦　数　馬
御用人役被仰付、新知弐百石
被下置。

八月廿七日　　池　村　佐左衛門
願の通悴伝之丞、与右衛門と改名、且
レ又京都へ召連候儀、願の通被仰付。

○同七年壬寅
二月廿七日　　遠　藤　勘右衛門
娘儀、樋口常之進へ縁くみ。
八月廿七日
男子無之付、石倉伊右衛門悴　　榎　田　小三郎
峯之進レ十八才聟養子、願の通被仰付。　四十六才
四日
悴峯之進榎田小三郎方へ養し。　　石　倉　伊右衛門
九月十七日申来
御番入。　　池　田　浅之進

○同九年甲辰　　小三郎悴
十一月十五日　　・榎　田　峯之進
始ての御目見。
十二月十二日　　磯　田　平　内
願の通源左衛門と改名。

○同十一年丙午　　・岩　崎　虎之助
六月廿五日
元服、外記と改名。

○同十二年丁未　　出　浦　半　平
二月九日
次男五左衛門、松平又三郎様御家来レ
佐久間主計方へ養子に差遣度レ之旨、願
の通被仰付。
七月廿五日
中坊万五郎様御家来筋戎官兵衛養女縁　　稲村弥次右衛門

組、願の通被仰付。

八月廿九日　出浦半平

老衰、願の通御役御免。

九月三日　出浦半平

願の通隠居、悴数馬へ是迄の御知行六百石被下、足軽十人御預レ家督無相違被仰付、数馬只今レ迄被下候弐百石は差上候様。（右同人／同数馬）

同廿八日　出浦半平

惣髪延伯と改名。

同日　出浦数馬

半平と改名。

十月九日　稲村弥次右衛門

永坂御やしき御留守居、向後相勤レ候の様被仰付。

○同十三年戊申

六月十五日　•榎田峯之進

御番入。

八月九日　•岩間一学

母方の名字佐久間と相改、名三左衛門と改度旨、願の通被仰付。

同十八日　•遠藤恵左衛門

御使役被仰付。

○享保十四年己酉

閏九月廿九日　石倉十郎右衛門

逼（カ）金奉行被仰付。

白川甚左衛門跡

○同十五年庚戌

四月廿八日　池田浅之丞

若殿様御刀番・御膳番被仰付。

○同十七年壬子

七月十二日　十郎右衛門悴

亀之丞様御近習被仰付、五両三人ふち被下置。

同十七日　石倉弥藤太

死去。

○同十八年癸丑

二月十五日　半平父

始ての御目見。

六月廿五日　出浦延伯

御目付兼帯被仰付。

作大夫悴　出浦大吉

稲村弥次右衛門

○同廿一年丙辰　五月元文と改元。

四月六日　御買物役　飯島平助

在命中願置候通御切米籾廿八俵籾弐人ふち甥与四郎へ被下置、乚跡式申付。

同日　飯島与四郎

表坊主役相勤候様申渡。

同十二日　若崎外記　廿七才

病氣付御役御訴訟願。

六月六日

病氣不相勝難相勤付、祢津甚平次男丑五郎養子仕度旨、願の通被仰付。丑五郎十六才。　右同人

十月廿日

御番入。　・石倉定之助

同廿三日

御預足軽御朱印無之付差上候様。　池村与右衛門

同日　一場久右衛門

同断。

○元文二年丁巳

四月二日申来。　池田浅之丞

籾弐拾俵御加増。

同断　池田錦(鍋カ)四郎

同拾五俵同断。

同十三日

采女様御附人の処御返し人に罷成、乚　石倉孝八

十郎右衛門召呼申渡。

同十八日

男子無之付、矢沢衛士次男九十九廿才、此もの養子仕度願。　出浦半平　五十三才

八月十七日

死去の旨父十郎右衛門ゟ届。　石倉幸八

閏十一月二日

悴幸八相果、外に男子無之に付、乚小熊利助方へ養子に遣置候次男乚団蔵貰返、嫡子に仕度旨願。　石倉十郎右衛門

○同四年己未

八月八日

平右衛門相願候通、御切米四拾俵被下乚跡役共申付。　飯島喜右衛門

○同五年庚申

正月十二日

半平願置候通、御知行六百石被下、乚足軽七人御預、家督無相違被仰付。　出浦九十九

五月二日

昨朝罷出不相見、出奔と存候旨乚親類　・池原元右衛門

ゟ相届候。

八月二日

悴団蔵へ浅岡彦四郎様御支配所高井の村井浦嘉右衛門娘縁組し願の通被仰付。

同廿八日

初ての御目見申上。

十月朔日

御番頭被仰付。

同日

御役御めん。

同日

同断。

十一月十一日

菅沼政之進養女縁組願。

実は丹波じま一郎左衛門娘也。

十二月朔日

御用人被仰付。

同二日

妹儀恩田織部へ縁ぐみ。

同廿四日

次男捨三郎南部甲斐守様御家来し窪田半左衛門方へ養子、願の通し被仰付申渡候様申遣。

・石倉十郎右衛門

音門悴

・磯田庄之助

・池田亘

・井上次郎大夫

・飯島小平次

・石倉治左衛門

・出浦九十九

・池村与右衛門

石川吉右衛門

○寛保元年辛酉　元文六年三月改元。

九月三日

御番入。

同日

同断。

同日

同断。

○同三年癸亥

五月廿三日

豊松様御附被仰付。

十月八日

病氣差重候付悴定之進十一才此ものへし跡式被仰付候様願書差出、同日死去。

○延享三年丙寅

八月十五日

弟弥門称つ甚五兵衛方へ養子願の通被仰付。

○寛延元年戊辰　延享五年七月改元。

十一月朔日

始ての御目見。

・石倉兵蔵

・井上治郎大夫

・飯島小平次

・石倉治左衛門

おかち

伊藤小市左衛門

・遠藤恵左衛門

伝右衛門悴

井上嘉七

同十一日
願の通御役御免。
石倉十郎右衛門

同日
御番いり。
・出浦要八

同廿八日
右大夫悴

初ての御目見。
・池田甚次郎

同日
弥惣兵衛悴

同断。
榎田新次郎

同日
御目付役被仰付。
・榎田弥惣兵衛

○同二年己巳
二月九日
妹義、成沢源蔵へ縁ぐみ。
・池村八大夫

同廿五日
悴鵜殿（ウド）へ菅李之進娘縁組願、三月廿一日願の通被仰付。
・池田平角

○宝暦六年丙子
八月九日
始ての御目見。
半平悴
出浦勝五郎
十七才
団蔵悴

石倉松五郎
十六才
権左衛門悴
・市場織之進
十七才

九月十八日
病氣差重候付、弟養子仕度旨願書し差出、十九日跡式願差出、同日死去。
石倉大助

閏十一月三日
養父大助願置候通、御切米金十し両玄米拾五人御ふち被下置、家督無相違被仰付。
・石倉岩五郎

同五日
次男円四郎、松平安芸守様御家中し津村惣左衛門方へ聟養子願の通被仰付。
石川吉右衛門

同十八日
病氣差重候付、悴嘉七廿五才是迄の御知行百石此ものへ被下候様し願書差出、同日死去。
井上伝右衛門
六十五才

○宝暦七年丁丑
正月十五日
亡父伝右衛門願置候通、家とくし無相違被仰付。
・井上嘉七

同十八日
御代官被仰付。
井上伝右衛門跡役。
二月朔日
元服、五左衛門と改名。
同廿九日
悴不縁付離縁、実父西条村岡本権之丞方へ差戻。
三月六日
娘儀、原定五郎へ縁くみ。
五月十五日
藤田右仲娘縁組。
同日
元服仕、友左衛門と改名。
六月廿九日
御番入。
○同八年戊寅
十二月十一日
悴五左衛門へ海の藤馬娘縁くみ。
同廿八日
只今迄の御宛行、新知百石に
御直し被成下。

・石倉団蔵
半平悴
出浦勝五郎
・飯島五右衛門
・池田右大夫
・伊東喜膳
団蔵悴
石倉松五郎
井上嘉七
・出浦半平
御側御納戸
・伊東喜膳

同日
唯今迄の御扶持米地方高三十石に被成下御直。
御切米納籾五拾俵五人御ふちに被成下御直。
○同十一年辛巳
十一月廿三日到来。
役儀訴詔養子隠居願。
○同十二年壬午
二月十日
前島平内妻不縁付離縁引取。
四月十八日
病氣不相勝候付隠居、悴殿尾
廿八才、是迄の御知行六百石被下、足軽ㇾ廿人御預家督被仰付候様願。
八月十七日
病氣差重死去の段届。
十月十一日
病氣不相勝候付、悴与十郎十五才、是ㇾ迄の御切米籾廿八俵籾弐人此ものへ

御刀番
・池田平角
御金奉行
飯島五右衛門
御台所目付
飯島与四郎
岩崎主馬
池田右大夫
五十六才
右同人
飯島与四郎
四十二才

し被下置跡式被仰付候様願。

○同十三年癸未
正月二日
病氣差重候付、悴五左衛門廿四才し是迄の御知行六百石被下、足軽十人し御預被成下候様、願書差出、同六日死去。

出浦半平
四十六才

○明和元年甲申　宝暦十四年六月改元。
十一月廿一日
弥休と改名。

新八父
石川吉右衛門

○明和二年乙酉
二月十八日
源五兵衛と改名。

一色与五郎

四月廿一日
病氣に付御役御免願。

飯島五右衛門
七十才

五月十五日
悴新次郎へ小幡権之助娘縁組願。

榎田弥惣兵衛

七月廿八日
弟甚九郎、寺内多門方へ養し願。

池田殿尾

九月十五日
姉義、桜堂村百姓へ差遣候段聞置。

石倉岩五郎

十二月二日
悴不縁に付斉藤新蔵方へ差戻。

飯島五右衛門

惣太郎妻離縁、柳八右衛門方へ差戻。

○同三年丙戌
二月十一日
男子無之付、春原平兵衛従弟十し左衛門養子仕度旨願。

飯島五右衛門
七十一才

五月廿五日
妹儀綿内平右衛門へ縁組願。

池村八大夫

八月十五日
病氣不相勝候付隠居、悴久之進し廿七才、是迄の御知行弐百石被下置、し足軽十人御預被成下候様願。

一場権左衛門
五十二才

九月朔日
家督の御礼。

一場久之進

十二月九日
病氣付隠居、悴十左衛門三十才し右の者へ家督願。

飯島五右衛門
七十一才

同日
妻不縁付岸左金太方へ差戻。

一色源五兵衛

○同四年丁亥
正月廿七日　伊東喜膳
実父亀井能登守様御家来、中西乚蔵太
大病付、江戸表へ罷趣医乚仕度旨願。
三月九日
帯刀と改名。　出浦五左衛門
四月廿五日
元服、兵部と改名。　岩崎嘉次郎

○同五年戊子
三月十九日　遠藤平馬
三平と改名。
十月二日　出浦帯刀
半平と改名。

○同六年己丑
三月十七日　池村八大夫
妹儀鹿の李之進へ縁組願。

○同九年壬辰　十一月安永と改名。
十一月十五日　池田平角
隠居家とく願、悴鵜殿四十八才。
七十五才

十一月廿二才　岩崎主馬
矢沢将監妹致養女、往々悴左吉へ乚嫁
申度旨、願の通被仰付。
先達悴玄蕃へ縁組相願被仰付候処、未婚姻相整乚不申候内玄
蕃相果候付左の通相願候。
十二月十五日　遠藤三平
成沢市郎次妻不縁に付引取。

○安永二癸巳
八月十五日　池村八大夫
御役替御留主居役。

○安永五年丙申
正月十五日　石倉藤右衛門
病氣付御役御訴訟願。　三十一才
七月廿九日　主馬悴
大膳と改名。　岩崎左吉
八月三日　一色源五兵衛
跡弐願書差出死去。　五十六才
十月十五日

妹儀藤田典膳へ縁組願。　池田殿尾

○安永七年戊戌

十月十一日　磯田清左衛門

娘儀、塩の権大夫へ縁くみ願。

○天明二年壬寅

二月九日　出浦八郎左衛門

病氣差重候付、悴松五郎十才是レ迄の御知行百石此ものへ被下置レ候様レ願書差出、同日死去。　四十九才

同十日　一場久之進

久右衛門と改名。

同廿八日　出浦半平

病氣付御役御赦免願。

七月七日　伊藤(東)喜膳

病氣差重候付、悴伝五郎廿才此ものへレ家督被仰付候様願書差出、死去。　四十七才

十一月廿五日　半平悴

元服、数馬と改名。　出浦団次郎

○同三年癸卯

九月廿一日　隠居家とく願、悴兵部　三十三才。

○同四年甲辰　岩崎五郎右衛門

二月六日　六十三才

男子無之付、林文八弟善右衛門レ廿二才此もの聟養し願。

九日晦日　井上与一兵衛

死去。　五十六才

菊八祖父

○同六年丙午　石川弥休

正月十九日

元服、小一右衛門と改名。　小僧役

同十六日　伊藤松三郎

新八と改名。

同廿八日　石川菊八

庄兵衛と改名願。

四月廿七日　井上一角

儀左衛門と改名。　御勘定

九月五日　池田勇助

病氣差重、遺書差出同六日死去、悴小右衛門廿五才。　遠藤三平　五十六才

十二月十九日

右大夫と改名。

○同七年丁未
九月十五日
死去。　池田象次郎

○同八年戊申
三月十四日
金左衛門と改名。　久右衛門父

（朱書）「外に潰家石黒家」

○元禄五年壬申
二月十五日
祢津多門妹縁くみ。　市場権左衛門

○同六年癸酉
十二月廿日
桶口孝之介姉縁くみ。　石倉兵蔵

○七年甲戌
三月廿九日
妹儀善光寺西町彦兵衛と申者方へ縁く　馬場与惣右衛門
み願。

○同九年丙子
正月十二日
悴数馬野々山善右衛門方へ養子願。　原伊兵衛

二月十六日
藤蔵と改名。　長谷川市左衛門

四月廿六日
姪義、関口助之丞へ縁組願。　原伊兵衛
右願の通被仰付申渡候様申遣。同廿九日。

○十年丁丑
九月六日
弟斉蔵儀、丹羽遠江守様へ罷出」度由　長谷川金左衛門
願、勝手次第可致旨申渡。

十一月十七日
娘義、牧の伊左衛門へ縁組、願の通」　原九郎左衛門
被仰付候段申遣候。

○元禄十一年戊寅
二月三日
弟儀、松平備前様へ罷出候由申聞候。　長谷川金左衛門
」此もの先頃此方へ

相断候へば、別儀ㇾ無之候間勝手次第に可仕旨、挨拶いたし候。

○同十二年己卯

三月二日　原　伊右衛門

妹儀、石倉金右衛門へ縁組、願の通ㇾ

馬場与惣右衛門

被仰付候。其段申遣候。

同日　長谷川伝左衛門

小川一学妹縁組、右同断。

九月六日　畑　新兵衛

老衰、其上去冬ゟ相煩、役目のㇾ御訴訟願。

原　九郎左衛門

同十日　原　与惣兵衛

弟八九郎儀、枰平陸奥守様奥医ㇾ者、

馬場与惣右衛門

宮田道益方へ弟子に差遣ㇾ申度由願、勝手次第の旨申渡候。

○同十三年庚辰

二月十四日　原　九郎右衛門

役目御訴訟願の通可申付旨信州へ申越候。

六月六日　右　同　人

願の通隠居、悴伊右衛門へ百廿五石ㇾ

御知行被仰付候。其段申遣候。

七月十六日　原　伊右衛門

御番入被仰付候段、右同断。

八月廿一日　長谷川伝左衛門

跡式願の通悴源之助ニ被仰付候。其段信州へ申遣候。

○同十五年壬午

八月十四日　原　与惣兵衛

当月十一日致病死候趣申来候付、ㇾ達御耳候。

○宝永二年乙酉

四月二日　長谷川　喜　内

桶口武左衛門妹縁組。

○同三年丙戌

十二月廿三日　原　伊右衛門

妹儀鹿の勘左衛門へ縁ぐみ。

同廿九日　原　四郎兵衛

被召出、御切米金七両弐分玄米三人ㇾ

御ふち被下置。

○同四年丁亥

正月廿八　八田嘉右衛門（朱印）・
町年寄申付。

○同五年戊子　長谷川　熊蔵
二月十五日
妹儀、村田助大夫弟笹平村罷在候し次　原　半兵衛
郎兵衛弟へ養女に差遣候段願。
十二月十三日
娘儀、近藤七左衛門へ縁ぐみ願。し同　原　伊兵衛
十五日願の通被仰付。
同廿六日
男子無之付、矢沢修理悴左仲聟養子願　原　忠右衛門
の通被仰付。
同廿八日
始ての御目見申上候。　原　左　仲

○六年己丑
三月四日
主膳と改名。　原　忠右衛門
四月廿七日
伊兵衛娘隼之丞養女仕、末々悴し平次　原　伊兵衛
郎嫁申度旨、双方願の通し被仰付。　原　隼之丞
七月廿八日
始ての御目見。　長谷川　熊蔵
十月十五日
次女義、矢沢將監妹にいたし祢津八郎　原　主　膳
右衛門へ縁ぐみ。

○正徳四年甲午
十二月十六日
御知行百石御扶持方五人被下置。　原　孫　八
同日
三拾石御加増。　長谷川与右衛門
同十八日
家とくの御礼申上候。　原　平次郎

○同五年乙未
十一月廿七日
娘儀、都築小三郎様御支配所鋳物し師　原　半兵衛
屋村定次郎へ縁組願。

○同六年丙申　七月享保と改元。
四月七日
当朔日於江府家督之御礼申上、今日着。　原　左　仲
七月九日
妹儀、松平因幡守様御家中、三輪し忠　右　同　人

右衛門へ縁ぐみ。

○享保二年丁酉

正月十九日　源之助悴

御目見願。　長谷川　次郎八

同廿八日御目見申上候。　十五才

三月九日　御武具奉行

御城附御武具焼失不仂に付、御役御取　長谷川奥右衛門

上げ。

同十五日

被召出候御礼申上。　長谷川　源四郎

○同三年戊戌

十一月十二日　長谷川与右衛門

三拾石御加増。

○同四年己亥

二月廿一日　原　伊右衛門

娘儀、堀長門守様御家来塩の左介へ」縁ぐみ、願の通被仰付。

三月廿一日

伊兵衛悴惣蔵、那右衛門方へ養子」双方願の通被仰付。　（原　伊兵衛　伊右衛門

同廿六日　長谷川　源之助

次男長四郎、鹿の勘左衛門方へ養し。

同廿八日　原　惣蔵

始ての御目見。

四月十五日　右　同　人

家督の御礼。

五月六日　原　半兵衛

御役替町奉行。

九月八日　原　孫　八

・屋敷瓦蔵跡被下置候。

○同五年庚子

十二月十二日　長谷川与右衛門

三拾石御加増。

同十五日　藤九郎悴

初ての御目見。　長谷川　利　八

○享保六年辛丑

正月廿一日　・原　孫　八

三拾石御加増。

十月十五日　・原　半兵衛

郡奉行兼役被仰付。

○同七年壬寅
五月四日　深尾正温娘縁ぐみ。　原　孫八
同日　近年病身罷成、役儀難相勤付」願の通　八田嘉右衛門
赦免。
八月十八日　与右衛門願の通百五拾石の御知行」被　長谷川半右衛門
下置、家督無相違被仰付。

○同九年甲辰
四月廿四日　不届の義有之此方へ被差越候。親類」　畑　小兵衛
共へ預け取逃不申候様、急度申付候旨。
七月六日　桜井市之進姉縁ぐみ。　長谷川　源之助
八月十五日　当四月中於江戸表不調法の儀有之」親　畑　小兵衛
類へ預置候処、今般福徳寺へ被下、弟子に可致旨被仰出候段、
申来候付申渡。
九月朔日申来。
先頃御屋形御焼失の節、仕方不宜」に　長谷川金左衛門
付奉公御構御暇被下。
十月廿日　始ての御目見。　原　千之助
十二月十一日　妻離縁、桜井市之進方へ差戻。　長谷川　源之助
同十二日　末子午之助嫡子に仕度旨、願の通」被　原　伊兵衛
仰付。
同十五日　初ての御目見。　伊兵衛悴
原　十左衛門

○同十一年丙午
正月十二日　御かち目付被仰付。　・橋本丹右衛門
三月九日　病氣付願の通御役御免。　・原　伊兵衛
同廿四日　病氣差重候付、悴金八当年三才、」是　原　孫八
迄の御知行百五拾石五人御ふち」此ものへ被下置候様願書差出
同日死去。
同廿八日　御普請奉行被仰付。　・馬場弥太郎
五月廿一日

父孫八願置候通家督無相違
・被迎付。
九月廿一日
病氣養生不相叶死去。
十二月十五日
金弐両御加増御次小姓被仰付。

○同十二年丁未
八月十六日
豊之助様へ御附被遊候段被仰付。
・十二月三日
・給人格被仰付。

○同十三年戊申
正月十一日
旧臈給人格被仰付。
同日
旧臈御ふち方被下置候。
六月二日
御近習被仰付。
同五日
御番入り。
八月十五日

・原　金八
原　伊兵衛
畑　万之助

馬場津右衛門
八田嘉右衛門

八田嘉右衛門・
八田孫左衛門・
・原　次郎左衛門

長谷川又左衛門
喜内悴

初ての御目見。
同十八日
種借被仰付。
千喜良平右衛門跡。
十二月十九日
病氣に付願の通御役御免。

○享保十七年壬子
七月廿三日
樋口孫兵衛娘縁ぐみ。
十月朔日
竹之助様御附被仰付。
・同十八年癸丑
・三月廿八日
・弐人御扶持御加増

○同廿年乙卯
七月廿二日
亡父長左衛門御代官」御勘定不埒に付、五人御扶持被召上。

○同二十年乙卯
七月廿八日
病氣不相勝候付隠居、平馬」廿二才是

長谷川　長次郎
・八田　長左衛門
原　与惣兵衛

本町々人
八田　嘉　助・
原　半左衛門

八田長左衛門

八田　吉十郎

原　与惣兵衛

迄の御知行弐百五拾石此者」え被下置、家督被仰付被下候様願。　六十三才

八月八日

病氣差重快氣難仕付、悴平馬へ」跡式被下置候様願書差出、同九日死去。　右　同　人

十月二日

与惣兵衛願置候通家督無相違被仰付。　原　兵　馬

○元文元年丙辰　享保廿一年五月改元。

五月十九日

若殿様御小姓被召出、金弐両弐人御ふ」ち被下置。　津右衛門悴　馬　場　条之助

七月朔日

家とくの御礼申上。　原　金　八

○同二年丁巳

四月二日申来。

籾廿五俵御加増。　馬　場　伴右衛門

同断

同廿俵同断。　畑　兵　助

同断

同廿五俵同断。　馬　場　条之助

四月九日

源四郎願置候通養子被仰付、」跡式御切米金七両弐分三人御ふち」無相違被下置。　片岡渡左衛門次男　長谷川　十　蔵

八月廿八日

弟勇右衛門廿五才、此もの養子仕度」の旨、願の通被仰付。　原　次郎左衛門

○同三年戊午

三月廿日

養母儀牧の権左衛門へ縁ぐみ。　長谷川　十　蔵

・十月十九日

・弐拾人御扶持被下置、給人格被仰付。　八　田　惣三郎

○同五年庚申

三月廿二日

志村千右衛門とやしき替願。　馬　場　伴右衛門

八月九日

新知百石拾人御ふち被下置。　・八　田　惣三郎

同日

御番入。　・長谷川　十　蔵

同廿三日

病氣付御役御免の願書差出候処、」同廿五日当年御差留被仰出。　長谷川　源之助

十月朔日
御代官被仰付、大日方七右衛門跡。
同日
勤方不宜付御役御免。
同十四日
道橋御役被仰付。
十二月廿二日
御加増五拾石被下置。
同日
御ふち方弐人御ふち御加増。

○寛保元年辛酉　元文六年三月改元。
四月朔日
御役替大目付役ㇾ金井宮内跡。
四月朔日
願の通隠居、悴男也へ是迄のㇾ御知行百六拾石の内三拾石御引上ㇾ百三拾石被下置、家督無相違被仰付。
同日
願の通御役御免。
同日
只今迄の御宛行返上。
同日

・原　四郎兵衛
・長谷川　利　八
・原　岩　尾
・橋本　丹右衛門

馬　場　弥太郎

（・長谷川　喜　内
・仝　男　也

・馬　場　伴右衛門

長谷川　男　也

死去。
同九日
始ての御目見。
九月三日
御番入。

寛保二壬戌年　無之。

○寛保三年癸亥
五月朔日
家督の御礼。
同廿三日
願の通隠居、悴源之進へ家督ㇾ無相違被仰付。
同日
年寄候迄実躰相勤候付、一生の間ㇾ三人御ふち被下置。

○延享元年甲子　寛保四年二月改元。
九月十九日
家督の御礼。
同廿九日
御番入。

原　隼之進
四郎兵衛悴
・原　午　松
・馬　場　弥太郎

馬　場　条之助

（・長谷川　源之助
・同　源之進

・長谷川　源之助

長谷川　千　助
（・長谷川　源之進
・長谷川　千　助

○同三年丙寅
八月十五日
家督の御礼。
原　平蔵
伊兵衛悴
同日
始ての御目見。
原　徳十郎
十二月八日
弐百石御加増、且又塩の左門㆑屋敷へやしき替被仰付。
・原　小隼人
○寛延元年戊辰　延享五年七月改元。
十一月十一日
智岸院様附被仰付。
・畑　新左衛門
○同二年己巳
二月朔日
甥松次郎小の斉方へ養し。
・八田　競
同廿一日
養置候従弟女小林喜多進へ縁ぐみ。
・右　同　人
同日
御近習被仰付。
長谷川　成瀬
十二月朔日
御加扶持廿人ふち被下置。
・八田　嘉助・
同廿三日
御役御免被仰付。
・原　八郎五郎
○同四年辛未　十月宝暦と改元。
三月廿五日
長々御奉公太儀被思召候。依之御役御免㆑隠居共ニ被仰付候。
・原　半兵衛
一生の内三人御ふち㆑被下置、且又悴甚十郎へ家督無相違被仰付。
同日
御知行百八十石被下置、父半兵衛㆑家督無相違被仰付之。
只今迄の御宛行差上候様。
原　甚十郎
五月朔日
段々不届の儀共有之付、急度御仕㆑置可被仰付、以御情原郷左衛門へ御預㆑被仰付。
原　八郎五郎
五月朔日
原八郎五郎御預被仰付、勿論御預り㆑者有之付半知差上候
・原　郷左衛門
内、喰捨十五人㆑扶持被下置。
八郎五郎母存命の内廿人ふち被下候。保科大五郎方へ㆑引取
○同三年庚午

候様。

同廿二日

病氣差重候付悴岩次郎十一才是レ迄の　原　十甚郎

御知行百八十石、此ものへ被下候様レ願書差出、同日死去。

嫡子熊蔵十三才罷成候。幼少不行歩の処、去冬病疾レ相煩、其以後腰立不申候付、次男へ家とく奉願候由申聞。

○宝暦六年丙子

七月九日　町年寄

役儀訴訟願書町奉行迄差出。　八田嘉助　六十才

同十六日

病氣差重候付、悴鉄次郎十五才レ是迄　右同人

拝領の五拾人御ふち此ものへ被レ下置候様町奉行迄願書差出、同日死去。

八月九日　丹右衛門悴

始ての御目見。　橋本永助　十八才

同十三日

病氣差重候付、妾服男子定五郎レ十三　原　郷左衛門才、此ものへ御知行弐百五拾石被下レ置候様願書差出、同日死去。

同十四日

原郷左衛門御預の処同人死去付、レ原　原　八郎五郎

新四郎・大瀬登・保科内蔵太レ右三人へ御預、代合相詰心付候様申渡。

同十八日

妹儀荒川求馬へ縁ぐみ。　・原　勇右衛門

九月廿一日

亡父嘉助三十人御ふち被下置候処レ致　・八田　鉄次郎

出精候付廿人御ふち御増被下置、レ此度末期に願差出置候。年来御用相達候意願置候レに付、三十人御ふち被下置候。

十月六日

亡父郷左衛門願置候通、無相違被仰　原　定五郎付。

同十八日

家督の御礼申上。　原　徳十郎

十一月九日

御番いり。　右同人

同十二日

死去。　岩次郎祖父　原　半兵衛

閏十一月十五日

先達て平左衛門死去の砌、大瀬登レ保　原　八郎五郎科内蔵太・原新四郎へ御預被仰付レ置候処、今日原定五郎へ御預被仰付。

○宝暦七年丁丑
正月十八日　馬場弥太郎
悴与惣右衛門へ、本多豊後守様御家」
来若林伴之丞妹縁組願の通被仰付。
同日
奥右衛門と改名。
三月六日　・長谷川八三郎
池田右大夫娘縁ぐみ。
五月十五日　・原定五郎
姉儀矢島源太左衛門へ同断。
七月十八日　・原岩次郎
始ての御目見。

○同八年戊寅　免毛悴
十一月廿八日　畑権大夫
甚九郎と改名。
同日　波門悴
元服孫左衛門と改名願。　長谷川弥吉
十二月九日願の通申渡。
十二月十五日　八田鉄次郎
元服半兵衛と改名願。　十七才
原岩次郎

同廿一日願の通被仰付。
同廿五日　馬場弥太郎
御番入。
是迄八十姫様の御附也。御不幸付御番入被仰付候。
同日　原半兵衛
同断。
同廿八日　御近習
御切米金拾両に被成下御直。　長谷川波門
同日　御番士
御近習被仰付。　馬場広人
同日　御番士
御近習被仰付。　長谷川千助

○宝暦十二年壬午　長谷川波門
九月十六日
病氣付御役御訴訟願。

○同十三年癸未　長谷川波門
二月六日　五十四才
病氣不相勝候付隠居、悴甚九郎」廿七
才、是迄の御切米金弐両・五人御扶」
持此ものへ被下置、家督被仰付候様願。
六月十五日

町年寄申付、帯刀並の通。　八田喜右衛門

十一月廿五日

娘義、友の八三郎養女に仕、往々同人悴長之助へ嫁申度旨願。　畑　弥次郎

十二月十八日

荒川隼太縁組の処、隼太と不和に付離縁届。　原　半兵衛

○同十四年甲申　六月明和と改元。

二月廿五日

妻不縁に付差戻。　馬場与惣右衛門

石離縁の妻飯山御家中若林伴之丞方へ可引取処、病氣付河原与一左衛門親類付引取置候段申聞。　・八田　競・

従弟幼少ゟ養置候付養女に仕、大瀬弥門へ縁組願。実は八田孫左衛門妹の由。

○明和三年丙戌

十一月朔日

弟儀、宮沢左仲太方へ養し願。　橋本永助

○同四年丁亥

正月五日申来。

弟常次郎宮沢左仲太在命の内養子に遣度旨、願の通被仰付。　橋本永助

二月廿八日

元服、兵庫と改名。　彦左衛門悴　原　幸十郎

三月十五日

同断、九郎左衛門と改名。　勇右衛門悴　原　正次郎

八月廿八日

隼之丞と改名。　原　伴九郎

十一月九日

悴兵庫へ真田図書娘縁ぐみ願。　原　彦左衛門

○同五年戊子

正月廿八日

姉儀、当廿六日剃刀にて怪我いたし、右痛所快方の処、持病の痰差発相果候旨届。　原　半兵衛

二月十五日

妹春原惣左衛門妻不縁付引取。　畑　弥次郎

○同六年己丑

三月十七日

娘儀樋口一角へ縁組願。　八田　競

四月十八日

悴兵庫へ、真田図書娘縁組、願の通　原　彦左衛門

被仰付候処、兵庫死去付図書し方へ差戻候段聞置。

十一月廿九日申来。

治左衛門と改名。　畑　弥次郎

当十五日被仰付候由。

○同九年壬辰　十一月安永と改元。

十一月朔日　源太悴

元服、市左衛門と改名。　長谷川　若之進

○安永二年癸巳

十月廿一日

妻不縁付、前島四郎右衛門方へ差戻。　林　文八

○同五年丙申

五月二日

長井四郎右衛門方へ先年相届引取置候。し此度出家為仕候段聞置。　原　半兵衛悴

同廿八日

勇右衛門次男万之助廿一才、又左衛門し方へ聟養し、双方ゟ願。　(原　勇右衛門)(原　又左衛門)

十月三日

病氣不相勝候処、男子無之付、青木し久弥次男音摩十二才、此もの養しし仕度旨願。　畑　治左衛門　四十四才

同四日

病氣差重候付、右相願候養しへし是迄拝領の御切米金六両・三人御ふしち被下置候様願書差出、同日死去。　右　同　人

同廿八日

男子無之付、三王(ワ)惣十郎弟新治し廿二才聟養し願。　長谷川　四郎治　四十七才

○同七年戊戌

四月朔日

悴新治不縁付三王惣十郎方へ差戻。　長谷川　四郎治

六月廿八日

悴万之助へ金児大助妹縁組願。　原　又左衛門

九月十二日

病氣不相勝候付、弟忠次郎十九才し養子仕度旨願、差重、遺書差し出同日死去。　原　要　人　二十才

十月十八日

病氣付、御役御訴訟願。　長谷川　源　太　五十五才

○天明三年癸卯

三月二日
次男民次郎奥村権之丞方へ養し願。　原　又左衛門

○同四年甲辰
二月廿一日
元服・左門と改名願。　与惣右衛門悴　馬場与三郎
十月廿五日
伝左衛門と改名。　長谷川　四郎治
十二月十五日
妹義関根嘉膳へ縁組願。　長谷川　奥馬

○同六年丙午
五月廿八日
競と改名。
閏十月十一日
専蔵と改名。　利八父　八田鍵之助
十二月廿九日
妻不縁に付、須坂御家中駒沢し勇左衛門方へ差戻。　長谷川　千助　原　郷左衛門

○同七年丁未
三月十九日
森十郎養し、右内不縁付引取。　長谷川　奥馬

六月五日
死去。　九郎左衛門父　原　勇右衛門

○同八年戊申
三月六日
弟速水斎藤治右衛門方へ養し。　長谷川市左衛門
四月十一日
弟右内服部仲様へ御奉公に差出し度旨、願の通被仰付。　長谷川　奥馬
四月十日
次男久喜青木右近方へ養し願。　原　五十馬
六月廿八日
養子源之助不縁付、片岡吉之助し方へ戻。　長谷川　金蔵
八月十七日
死去。　左門父　馬場与三右衛門

1994. 9. 23　同　記念講演会（於・旧横田家住宅）
東　徹（大阪府教育センター主任研究員）
「象山と電気治療機」
1995. 6. 11–7. 17　松代西洋事情事始展（於・真田宝物館）
＊象山旧蔵の『はるま辞典』（上田市立博物館寄託資料）、象山使用の『ズーフ・ハルマ』など辞典類を展示。

◆建造物

1938　象山神社建立
1967　象山記念館開館
1991. 8. 7　松代通信資料館開館（1997. 3. 31閉館）

上山田　幕末一明治の剣道師範
……信濃毎日新聞　1994. ？
□象山の生涯テーマ　松代で没後130年展　10月10日まで
……信濃毎日新聞　1994. ？
□象山没後130年展始まる　真田宝物館など3カ所　貴重な資料展示
……松代新聞　1994. ？
□象山没後130年展　偉業しのび特別展　8月24日～10月10日　先覚者の足跡にスポット
……松代新聞　1994. ？
□佐久間象山の「処方集」解読　須坂のしにせ薬店主　松代藩　医療で須坂藩に影響
……信濃毎日新聞　1995. ？
□佐久間象山直筆　150年前の処方箋を発見　山下徹さん（須坂市・薬局経営）が解読　漢方と蘭方が混在　種痘治療法の推理も
……週刊長野　1995. ？

●絵はがき

○「佐久間象山先生繪葉書」松代青年會發行　戦前
　6枚組　袋付（佐久間象山先生筆孔子像竝讃、佐久間象山先生筆桜賦、佐久間象山先生筆山水畫讃、佐久間象山先生和歌、佐久間象山先生肖像、佐久間象山先生省畳録中之語）
○洛西花園大法院象山會發行～象山先生展墓記念　戦前
　5枚　（贈正四位佐久間象山先生之像、象山先生墳墓之地、象山佐久間先生墓、書2点）
○「佐久間象山先生　遺墨繪はがき」佐久間象山先生遺墨顯彰會發行　戦前
　9枚組　袋付（書9点）
○発行所不明～象山先生五十年祭記念　戦前
　2枚　（桜賦、象山記）
○松代共和堂発行　戦前
　1枚　（象山卜象山先生文碑）

◆研究会／展覧会

1989. 11. 25　実学資料研究会（於・長野市勤労者福祉センター）
　澤田　平「平成元年、私は佐久間象山になった。　江戸時代の電気治療機の研究」
　東　　徹「佐久間象山の電気治療機に使われている誘導コイルについて」
1994. 3. 16-4. 18　企画展　比べて見れば（於・象山記念館）
　＊象山が書いた同一題の漢詩の比較。
1994. 8. 24-10. 10 特別展　佐久間象山没後百三十年
　第一会場「書と遺品で振り返る象山の生涯」（於・象山記念館）
　第二会場「黒船来航と松代藩」「真田幸貫と象山」（於・真田宝物館）
　第三会場「象山と蘭学」（於・松代通信資料館）

小学校に配布
……信濃毎日新聞（朝）1992.03.19
□小さな旅　新右衛門屋敷　象山桑原記念館
……長野よみうり182　1992.04.12
□信州そば物語　第11話そばは大衆食　そば切りはハレの日のご馳走　そば好きだった？佐久間象山（中田敬三）
……週刊長野445　1992.12.05
□伝・佐久間象山撮影　長野の北島さん　東京都写真美術館へ寄贈　松代藩の学者曽祖父交流か
……信濃毎日新聞（夕）1992.12.08
□ふるさと再発見シリーズ　第95話満照寺の炬燵（更埴市）　炬燵に朱塗り汁わん　佐久間象山も感激（塚田正児）
……週刊長野447　1992.12.19
□象山神社55年ぶり修復へ　老朽化で雨漏りひどく　拝殿と斉館秋にも着工
……信濃毎日新聞（朝）1993.08.05
□佐久間「しょう」山と呼ぶ理由　決め手は松代本誓寺三部経縮軸「添え記」　読み方は「象山（しょうざん）」確定（高橋　宏）
……週刊長野498　1994.01.01
□〔建設標〕人名や地名の読み方　正確に（高橋　宏）
……信濃毎日新聞（朝）1994.03.01
□佐久間象山没後百三十年特別展
……広報ながの　1994.09.01
□池上秀畝の代表作「象山先生」　伊那市が下絵を修復へ　制作過程示す貴重な資料
……信濃毎日新聞（朝）1995.06.14
□秀畝の下図　額装に　伊那市教委　「佐久間象山先生」の計28点　伊那小が所有　「制作の試行錯誤」知る資料
……長野日報（朝）　1995.06.18
□池上秀畝の代表作「佐久間象山先生」　下絵貴重な展示会　伊那市役所で
……信濃毎日新聞（朝）1995.12.09
□郷土の文化発掘　知られざる讃歌　『象山佐久間先生』（原　昌義）
……松代新聞　1996.01.01
□今日の視角　赤彦没後七十年（井出孫六）
……信濃毎日新聞（夕）1996.03.07
□象山ゆかり春祭り“復活”上田の大日堂で24日　新アイデア知恵団子も　子供とお年寄り交流
……信濃毎日新聞（朝）1996.03.20
□佐久間象山暗殺の理由　江戸遷都、計画したため　THIS IS 読売に新説
……読売新聞（朝）　1996.12.09
□象山神社で大節分祭　2月3日
……松代南長野新聞33　1997.01.31
□信州のギネスあれこれ―⑫―　最初の電信機　佐久間象山が初の実験に成功
……中日新聞（朝）　1997.03.22
□名刹の墓地を訪ねて　松代町御安町　蓮乗寺数多く眠る著名人　象山父子、和田英、横田兄弟、望月一族…（原　昌義）
……松代南長野新聞60　1997.08.08
□信濃の伝説　謎を追う　消えた金山・銅山（栄村）（上）　どこの場所で何を掘り出したか不明　◇佐久間屋敷（岡村好子）
……週刊長野699　1998.02.07

※紙名・年月日等不明
□電信資料館（仮称）が着工～8月オープン・NTT 松代営業所跡を改修整備～　鐘楼に「時の鐘」を復元
……？　1991.？
□象山の手紙や北斎漫画発見～竹山町・大木敏正さん宅から松代藩の古文書など続々～
……松代新聞？　1991.02.08
□日本儒教と私（市川本太郎）
……信濃毎日新聞　1994.？
□象山の幟ゆかりの　田島一郎の顕彰碑

（その十一） 佐久間象山宅跡（県史跡）/象山神社（清水 聡）
……週刊長野244 1988. 11. 05

□横浜に姉妹都市コール 長野 若者交流盛り上げへ 象山が縁 「国際感覚参考に」
……信濃毎日新聞（朝）1989. 04. 03

□象山神社50年祭ひらく
……週刊長野270 1989. 05. 20

□松代藩の七ツ窯22 代官町窯 佐久間象山先生と松代焼（古川元三郎）
……松代新聞 1989. 09. 08

□信州の街道をゆく 北信濃ろまん街道（その五十八） 佐久間象山の志賀高原開発（清水 聡）
……週刊長野291 1989. 10. 21

□象山の「ガルハニ衝動機」復元 大阪の接骨医 電気医療先駆け 25日長野で研究発表 上田の旧家から譲り受け 効果もなかなか
……信濃毎日新聞（夕）1989. 11. 13

□今日の視角 目薬チンマリ水(井出孫六)
……信濃毎日新聞（夕）1990. 08. 09

□〔みすず調〕長野市八幡原の史跡公園に松代藩出身で幕末に活躍した佐久間象山の銅像が完成、二十七日午前、除幕式を行った。
……信濃毎日新聞（夕）1990. 11. 27

□設置場所めぐり論議 八幡原史跡公園の象山像 「広々した視界遮る」「記念写真にいい」の声も 長野
……信濃毎日新聞（朝）1990. 12. 04

□小さな旅 松代 佐久間象山をたずねて
……長野よみうり122 1991. 01. 20

□今日の視角 Sさんのこと（井出孫六）
……信濃毎日新聞（夕）1991. 02. 28

□日蘭貿易の裏面資料 「真田公」秘密に新式鉄砲を注文
……信濃毎日新聞（夕）1991. 04. 01

□鐘楼に「時の鐘」復元 電信発祥遺跡 松代に待望の音色よみがえる 8月にNTT 跡へ電信資料館オープン
……松代新聞307 1991. 04. 08

□県人会 象山の墓参り 京都 原点を心に刻んで
……信濃毎日新聞（朝）1991. 04. 20

□松代に通信資料館 象山ゆかりの地 7日にオープン 90年前の電話機 体験コーナーも 郵便関係も展示
……信濃毎日新聞（朝）1991. 07. 31

□通信の歴史資料館 長野市松代 ゆかりの地、7日開館
……読売新聞（朝） 1991. 08. 04

□「象山」の実験機も 松代に通信資料館 展示品に触れて見学
……信濃毎日新聞（朝）1991. 08. 08

□「松代通信資料館」が開館 電信発祥遺跡内 新しい観光名所で期待
……松代新聞 1991. 08. 10

□ギャラリー'91 自慢の一点 日本最初の電信実験 松代通信資料館 蘭学書を参考に模型 「指示電信機」館内に展示
……朝日新聞（朝） 1991. 08. 11

□松代通信資料館 オープン！
……広報ながの 1991. 08. 15

□象山愛用の蘭和辞典 成沢伍一郎元上田市長の孫 上田市立博物館に寄託
……信州民報（㈱信州民報）第12738号 1992. 2. 14

□象山が自ら筆写 愛用の蘭日辞典 「は留ま字典」上田に 米在住の教授が寄託 「出版断念した原本の可能性」市博物館
……信濃毎日新聞（朝）1992. 2. 22

□象山愛用と伝えられる蘭和辞典寄託 元市長のお孫さん 上田市立博物館に ハルマ和解書き写す？
……朝日新聞（朝） 1992. 2. 24

□市ゆかりの人物紹介の伝記出版 長野

……週刊長野17　1983.12.03

□松代の文化財シリーズ⑤　高義亭と煙雨亭（前沢英雄）
……信濃毎日新聞（朝）1984.05.06

□松代の文化財シリーズ⑮　桜賦碑と望岳賦碑（前沢英雄）
……信濃毎日新聞（朝）1985.03.03

□松代の文化財シリーズ18　象山神社の御神木の由来（前沢英雄）
……信濃毎日新聞（朝）1985.06.02

□佐久間象山　一級資料95点　長野市へ　所蔵の近山家譲渡　蘭仏辞典など洋書中心に　記念館改修も検討
……毎日新聞（朝）　1985.09.29

□一級の象山資料　長野市へ　蔵書、遺品など280点　近山家が譲渡　松代の記念館を充実
……信濃毎日新聞（夕）1985.10.09

□象山の道(1)　不明、異論多い家系　父からアウトローの性格　～連載～
……毎日新聞（朝）　1985.11.07

□象山の道(2)　細字の中に力強さ　近山家資料の漢文写本
……毎日新聞（朝）

□象山の道(3)　顔真卿の書法吸収　臨書と法帖
……毎日新聞（朝）

□象山の道(4)　科学の目開かせる　神相全編
……毎日新聞（朝）

□象山の道(5)　洋式新戦術を学ぶ　蘭仏辞典　マリン　三兵答古知機
……毎日新聞（朝）

□象山の道(6)　種々の機械を発明　顕微鏡用法　ワーテルロー戦記
……毎日新聞（朝）

□象山の道(7)　蘭学通し医術も会得　フーヘランド　ラスパイル
……毎日新聞（朝）

□象山の道(8)　知識欲さらに高める　天文学巻物
……毎日新聞（朝）

□象山の道(9)　軍議役に登用される　白ラシャ製割羽織
……毎日新聞（朝）

□象山の道(10)　その思想花開く　暗殺理由示す斬奸状
……毎日新聞（朝）

□佐久間象山の血液型は　長野市調査へ　遺品手がかりに　楽しみ性格判断
……信濃毎日新聞（夕）1986.06.12

□「象山」雅号の由来
……信濃毎日新聞（夕）1986.07.29

□象山記念館　長野松代　整備へ　来年度予算に計上　増改築か移転新築か専門委で検討
……信濃毎日新聞（朝）1986.09.18

□血液型の調査は慎重に取り組み　長野市が方針
……信濃毎日新聞（朝）1986.09.18

□「しょうざん」か「ぞうざん」か（門脇弘）
……宗教新聞　1987.06.20

□松代藩で象山が計画　発禁蘭和辞典の草稿　高松で発見
……信濃毎日新聞（朝）1987.11.05

□信州の開化　シリーズ②　佐久間象山が初めて実験　貴重な「電信発祥」の遺構
……信濃毎日新聞（朝）1988.03.26

□象山記念館の増築完成　15日から記念遺墨展　長野市松代
……信濃毎日新聞（朝）1988.10.13

□ウイークリーガイド　いしぶみを歩く⑨　象山佐久間先生遺沢の碑　下高井郡山ノ内町佐野　藩の「利用係」財政再建に功績
……信濃毎日新聞（朝）1988.11.04

□信州の街道をゆく　北信濃ろまん街道

●新聞

□〔ラジオ版〕九十歳の石黒直憙子佐久間象山を語る
……読売新聞　1934.07.11

□象山はシャウザン（三宅雪嶺）
……帝都日日新聞　1940.09.09

□象山の読み方（大泉　園）
……朝日新聞（夕）　1942.12.29

□象山自身（尾佐竹　猛）
……朝日新聞（夕）　1943.01.20

□随想・象山のよびかた(上)・(下)（原淳造）
……北信民報　1954.03.15
.03.22

□黎明期の人々（松島栄一）
……図書新聞　1955.10.22

□時ならぬ「佐久間象山」論議―「花神」でしょうざん
……信濃毎日新聞（朝）1977.03.12

□「しょうざん」か「ぞうざん」か（小林計一郎）
……信濃毎日新聞（朝）1977.03.15

□勝海舟あて象山の手紙　久々に松代へ帰る　神社が買い戻す
……信濃毎日新聞（朝）1979.12.09

□月曜評論　象山の理念に活路（渡辺茂）
……信濃毎日新聞（朝）1980.03.03

□史跡の町　松代の遺産⑤　松代の文化財・史跡から　象山の医学と医療器（前沢英雄）
……信濃毎日新聞（朝）1981.05.03

□史跡の町・信州の小京都　松代　新・歴史物語②　象山と佐久間象山（前沢英雄）
……信濃毎日新聞（朝）1982.02.07

□象山ゆかりの茶室完成　松代「煙雨亭」新名所に
……信濃毎日新聞（朝）1982.04.06

□佐久間象山は「ショウザン」　読み方論争決着つける？資料　直筆で振り仮名　長野の神社“のぼり”　研究家も“太鼓判”
……信濃毎日新聞（朝）1982.04.25

□史跡の町・信州の小京都　松代　新・歴史物語⑤　煙雨亭と象山誕生地（矢澤頼忠）
……信濃毎日新聞（朝）1982.05.02

□今日の視角　ショウザンかゾウザンか（井出孫六）
……信濃毎日新聞（夕）1982.05.13

□今日の視角　象山先生のことなど（飯島宗一）
……信濃毎日新聞（夕）1982.05.18

□今日の視角　再びゾウザンかショウザンか（井出孫六）
……信濃毎日新聞（夕）1982.06.10

□「象山」の読み方論争　「ショウザン」説の根拠　自ら記した資料　奉納の三部経追記　直筆に違いなし　のぼりの振り仮名（小林計一郎）
……信濃毎日新聞（夕）1982.06.11

□松代で感激の出会い　象山愛読の百科辞典など　よく保存された文化財（小林基輝）
……信濃毎日新聞（夕）1982.12.28

□史跡の町・信州の小京都　松代　新・歴史物語20　旧松代藩鐘楼と日本電信発祥遺跡（北村　保）
……信濃毎日新聞（朝）1983.08.07

□史跡の町・信州の小京都　松代　新・歴史物語21　蓮乗寺と七面さん（前沢英雄）
……信濃毎日新聞（朝）1983.09.04

□胸を打つ危機意識の推移　杏花爛漫―小説・佐久間象山（上・下）井出孫六著
……信濃毎日新聞（朝）1983.11.06

□ミュージアムレポート⑬　象山記念館　郷土の偉人を讃えた“手造り”博物館

六連銭（松代藩文化施設管理事務所だより）3　1997.10
松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　11　第五章　東アジア世界図のなかにⅡ
THIS IS 読売94　1997.11
Yonekura Isamu　Sakuma Shozan A man of oceanic vision from landlocked Shinano
THE EAST 33-4 (The East Publications, Inc.)　1997.11.12
松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　12　第五章　東アジア世界図のなかにⅢ
THIS IS 読売95　1997.12
松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　13　第五章　東アジア世界図のなかにⅣ
THIS IS 読売96　1998.1
松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　14　第五章　東アジア世界図のなかにⅤ
THIS IS 読売97　1998.2
松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　15　第五章　東アジア世界図のなかにⅥ
THIS IS 読売99　1998.3

※刊行年月等不明

佐久間象山の書翰
天則5－7
福島成行　佐久間象山招聘の問題と歴史の史実
土佐史談31
播磨竜城　佐久間象山先生の肖像及書に就て
南画鑑賞8－2
神郡晩秋　象山先生の書風と先生手沢本争坐位帖
南画鑑賞8－2
中村不折　漢隷の書始　佐久間象山
書画骨董雑誌136
宮本　仲　佐久間象山先生　上，下
書画骨董雑誌143，145
岡本黙堂　佐久間象山に就いて
書画骨董雑誌157
宮本　仲　佐久間象山先生の筆蹟研究
書画骨董雑誌173
長谷川亮三　佐久間象山の筆蹟
書画骨董雑誌284

THIS IS 読売84　1997. 2

松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　3　第二章　非常の時，非常の人

THIS IS 読売85　1997. 3

大橋敦夫　真田宝物館所蔵の洋学資料について

松代――真田の歴史と文化――（真田宝物館）10　1997. 3

松本健一　和船から洋艦へ　幕末日本の海の道

国際交流（国際交流基金）75　1997. 4

松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　4　第三章　『省譽録』上

THIS IS 読売86　1997. 4

杉山光信　柔軟さとタフネス、将来への展望　「政治的人間」広沢安仁の軌跡　広沢安仁に影響した佐久間象山の合理主義　（＊松本健一著▼犢を逐いて青山に入る　会津藩士・広沢安仁〔1997. 2. 5刊　ベネッセ〕書評）

図書新聞2338　1997. 4. 19

松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　5　第三章　『省譽録』中

THIS IS 読売87　1997. 5

松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　6　第三章　『省譽録』下

THIS IS 読売89　1997. 6

東　徹　佐久間象山と西洋科学のかかわり――化学分野を中心に――

洋学（洋学史学会研究年報）5　1997. 6

松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　7　第四章　異貌のひと上

THIS IS 読売90　1997. 7

松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　8　第四章　異貌のひと中

THIS IS 読売91　1997. 8

松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　9　第四章　異貌のひと下

THIS IS 読売92　1997. 9

松本健一　人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　10　第五章　東アジア世界図のなかに

THIS IS 読売93　1997. 10

原田和彦　松代藩文化施設管理事務所～現状と今後への可能性～〈「象山記念館」〉

	科学史研究187	1993. 9
高橋　宏	佐久間「しょう」山と呼ぶ理由　決め手は松代本誓寺三部経縮軸「添記」	
	長野174	1994. 3
向山寛夫	佐久間象山の血脈	
	長野174	1994. 3
春日みち子	象山に関する碑と祠について	
	長野174	1994. 3
北条　浩	佐久間象山と沓野山林騒動	
	研究紀要（徳川林政史研究所・徳川黎明会）28	1994. 3
小林計一郎	京都大学図書館所蔵佐久間象山資料	
	長野177	1994. 5
源　了圓	幕末・維新期における「海国図志」の受容——佐久間象山を中心として——	
	日本研究（国際日本文化研究センター）9	1994. 9
高橋　宏	佐久間象山雅号呼称の決め手——恵明寺山号「ぞうざん」から山名「ぞうざん」へ　そして雅号「しょうざん」へ——	
	信州大学教養部紀要29	1995. 2
大橋敦夫	佐久間象山『増訂荷蘭語彙』出版計画をめぐって——研究の現状と課題——	
	松代——真田の歴史と文化——（真田宝物館）8	1995. 3
東　徹	象山と電気治療機	
	松代——真田の歴史と文化——（真田宝物館）8	1995. 3
井出孫六	松代藩殖産始末記　幕末杏仁のたどった道	
	地域文化（八十二文化財団）33	1995. 夏
大橋敦夫	新出資料『五車韵府』をめぐって——真田宝物館新蔵佐久間象山関連資料の紹介——	
	松代——真田の歴史と文化——（真田宝物館）9	1996. 3
青木歲幸	佐久間象山門人帳「及門録」再考——資料紹介を中心に——	
	信濃48-7	1996. 7
高橋　宏	佐久間象山称呼の問題点(2)	
	長野190	1996. 11
松本健一	人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　1　序章　象山暗殺	
	THIS IS 読売83	1997. 1
松本健一	人事の尽くるところ天命なり　佐久間象山　2　第一章　宇宙に実理は二つなし	

	長野160	1991. 11
上田浩史	佐久間象山における道徳と教育	
	関西大学教育科学セミナリー23	1991. 12
田中誠三郎	歴史の裏街道を行く——「朝陽館漫筆」から——	
	長野161	1992. 1
前沢英雄	象山先生の碑文秘話	
	松代——真田の歴史と文化——（真田宝物館）5	1992. 3
清水良三	佐久間象山とその時代	
	国士館大学大学院紀要12	1992. 3
今井一良	金沢藩最初の英詩作者鹿田文平	
	北陸英学史研究5（日本英学史学会北陸支部）	1992. 6
矢嶋道文	佐久間象山と横井小楠の「富国思想」(一)——日本における「重商主義」思想の展開——	
	短大論叢（関東学院女子短期大学）88	1992. 7
	あっぱれ！科学が花開かせた江戸の芸術　江戸の“科学オタク”たち　行動する読書家　佐久間象山 ※電信機、電気治療機他を製作	
	芸術新潮	1992. 10
井上明大	佐久間象山とその弟子	
	大阪女子学園短期大学紀要36	1992. 12
矢嶋道文	佐久間象山と横井小楠の「富国思想」(二)——日本における「重商主義」思想の展開——	
	短大論叢（関東学院女子短期大学）89	1993. 1
岡田袈裟男	佐久間象山のアヘン戦後の東アジアを生きる気分——「省譽録」と蘭学文学史——	
	月刊　日本文学（日本文学協会）42-1	1993. 1
中沢浅二郎	小島に残る象山の伝説	
	ちょうま13	1993. 1
松本健一	白旗伝説	
	群像 ＊同氏『白旗伝説』新潮社（1995. 5）所収	1993. 4
三上一夫	横井小楠・佐久間象山の海防論　両論の異同性を中心に	
	福井工業大学研究紀要23	1993. 4
川原美耶子	近代思想の源流としての佐久間象山　対外認識の形成過程を中心に	
	国際関係研究14-1	1993. 7
東　徹	佐久間象山の科学研究とオランダ科学書——電気治療器の製作と Elektrische Stroomen ——	

	歴史読本	1990. 1
松本健一	象山と松陰を繋ぐもの（われに万古の心あり——小林虎三郎と近代日本〔4〕	
	正論210	1990. 2
	＊同氏『われに万古の心あり——幕末藩士　小林虎三郎』新潮社（1992. 5）所収、のち、ちくま文庫（筑摩書房）1997. 7 所収	
沢田　平，東　徹，出水　力	佐久間象山の電気治療器	
	実学史研究Ⅵ（実学資料研究会編）思文閣出版	1990. 3
前沢英雄	省僚録私抄	
	松代——真田の歴史と文化——（真田宝物館）3	1990. 3
高橋　宏	象山称呼の問題点	
	長野151	1990. 5
坂本保富	門人帳資料「訂正　及門録」からみた象山塾の入門者——幕末期における「東洋道徳・西洋芸術」の教育的展開——	
	日本歴史506	1990. 7
宮田律子	話題　明治の改暦20数年間に佐久間象山は太陽暦付和時計を作っていた　佐久間象山考案和時計	
	サライ	1990. 7
塩入　隆	明治初期の留学生	
	長野県短大だより14	1990. 9
童門冬二	象山の洋学塾——東京都中央区　和魂洋芸を唱えた鬼才佐久間象山	
	平成義塾	1990. 11
	＊同氏『私塾の研究——日本を変革した原点』〈PHP文庫〉PHP 研究所1993. 2所収	
中村　實	横浜に「佐久間象山先生顕彰碑」をみる	
	信州の旅（信州の旅社、松本）57	1991. 1
	佐久間修理家存続願（元治元年）	
	長野151（古文書練習特集号）	1991. 1
	佐久間象山先生生鯛注文書	
	長野151（古文書練習特集号）	1991. 1
	佐久間象山先生書状　医師雄頑宛（嘉永元年か）	
	長野151（古文書練習特集号）	1991. 1
	佐久間象山先生書状　吉池宛（天保十四年頃）	
	長野151（古文書練習特集号）	1991. 1
青木富士弥	佐久間象山の医学について　付、田中誠三郎氏著「佐久間象山の実像」の誤謬	

松田　清	鹿田文平旧蔵ハルマ『蘭仏辞典』 京古本や往来37（京都古書研究会）	1987. 7
坂戸正明	文学の旅　象山先生の事蹟　その先見性を偲ぶ 信州の東京891	1987. 8
	佐久間象山――父の仇討ちをめざし新撰組に入隊した遺児恪二郎 歴史読本32(22)	1987.11
前沢英雄	悲運の藩主真田幸教と佐久間象山 松代――真田の歴史と文化――（真田宝物館）1	1988. 3
松浦　玲	佐久間象山と横井小楠 日本学（名著刊行会）11	1988. 7
井口朝生	白昼の斬人剣――佐久間象山暗殺 別冊歴史読本（新人物往来社）	1988. 9
掛川恒夫	今にして「佐久間象山」を想う 信州の東京908	1989. 1
岸本誠吉	文学の旅37　井出孫六の象山観 信州の東京908	1989. 1
仁科叔子	松代藩の夜明前 松代――真田の歴史と文化――（真田宝物館）2	1989. 3
岸田定雄	象山鏑屋の歌 伊那730	1989. 3
毛利敏彦	佐久間象山と「省譽録」 大阪市立大学法学雑誌35-3・4	1989. 3
坂本保富	象山研究史上の問題点（上）（下）――特に、門人帳「及門録」の理解と使用に関する問題をめぐって―― 信濃教育1229，1230	1989. 4, 5
高橋　宏	佐久間象山の呼称「ゾウザン」か「ショウザン」か「ショウサン」か UP（東京大学出版会）202	1989. 8
今野信雄	開国論客、凶刃に斃る〔佐久間象山〕 歴史と旅（秋田書店）9月号	1989. 9
布施光男	幕末期のガルヴァニア電池について――佐久間象山の電池を中心にして―― 科学史研究（日本科学史学会）171	1989.10
高野　澄	長州の革命児　高杉晋作　晋作の実像を探る　高杉晋作との出会い　佐久間象山 別冊歴史読本	1989.10
永岡慶之助	勝海舟と維新の群像　佐久間象山　“大ぼら吹き”に学ぶ和魂洋才	

思想の科学　第7次30　1983. 3

桂　英澄　和魂洋才の開国論――佐久間象山
歴史と人物13-13　1983. 11

関　章　佐久間象山の電信実験
産業考古学30　1983. 12

栗原　孝　近世「鬼神論」の政治思想史的意味――白石・篤胤・象山をめぐって
桐朋学園大学研究紀要9　1983

飯田　鼎　幕末知識人の西欧認識――佐久間象山と福沢諭吉を中心として(1)
三田学会雑誌77-1　1984. 4

関　章　佐久間象山の電信実験
産業考古学32　1984. 6

関　章　佐久間象山の電池――再現と実験
産業考古学34　1984. 12

高瀬　学　日本における洋学摂取の一パターン(一)・(二)――佐久間象山の場合――
国士館大学政経論叢50, 51　1984. 12/1985. 3

岩崎鐵志　佐久間象山書状七通について
静岡女子短期大学研究紀要32　1985. 3

坂本保富　象山の蘭学学習とその教育的展開――幕末期における「東洋道徳・西洋芸術」観念の形成過程――
創価大学創立15周年記念論文集　1985. 11

後藤広子　佐久間象山の西洋理解と「道徳」(2)
日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要17　1986. 3

堀内暉巳　象山の上洛に関わるその直前の書状
長野126　1986. 3

古川　学　インド大反乱と佐久間象山
史学55-4　1986. 5

田中誠三郎　象山の和蘭語を追って
長野128　1986. 7

斎藤利生　横浜の2門の洋砲
紀要（人文科学）53　防衛大学校　1986. 9

田中誠三郎　象山研究あれこれ
長野132　1987. 3

柳沢和恵　象山神社創建のころ
長野132　1987. 3

岸本誠吉　文学の旅22　松代と象山
信州の東京889　1987. 6

	長野92	1980. 7
田中誠三郎	続「象山敗れたり」	
	長野94	1980. 11
高橋四郎	私と象山先生　付象山落款譜	
	長野94	1980. 11
源　了圓	佐久間象山（江戸時代の教育家たち）	
	教育と医学29-1	1981. 1
加藤章次	下田渡海における佐久間象山と吉田松陰	
	駒沢大学史学論集11	1981. 3
宮下三奈男	佐久間象山と「省譽録」——生誕百七十年にあたり先生の御霊位にささぐ——	
	信濃教育1138	1981. 9
小尾郊一	佐久間象山の賦——桜の賦	
	武庫川国文20	1982. 3
関　舜	佐久間象山夫人順子とネコ	
	長野102	1982. 3
渡辺慶一	人の名の読み方——佐久間象山——	
	地誌と歴史29	1982. 7
小林計一郎	佐久間象山は「ショウザン」（歴史手帖）	
	日本歴史412	1982. 9
相沢正幸	象山先生詩碑建立始末記	
	ちょうま（更埴郷土を知る会）3	1982. 11
杉本つとむ	佐久間象山『増訂荷蘭語彙』の小察	
	日本歴史415	1982. 12
渡辺慶一	人の名の読み方—佐久間象山	
	地誌と歴史29	1982
後藤広子	佐久間象山の西洋理解と「道徳」—1—	
	日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要14	1983. 2
小林計一郎	象山はショウザン	
	信濃教育1156	1983. 3
市川本太郎	象山の雅号のよみかたについて	
	信濃教育1156	1983. 3
清水憲雄	私の「ぞうざん」説	
	信濃教育1156	1983. 3
高橋貞重	さくまぞうざん先生の雅号について	
	信濃教育1156	1983. 3
中村佐伝治	佐久間象山の称号について	
	信濃教育1156	1983. 3
中川千春	佐久間象山の歌	

	高井50～56	1980. 2, 4, 6, 9/1981. 1, 3, 7
坂本令太郎	独断偏見録　人物あれこれ　象山の砲術はどの程度か　――松浦玲氏の象山論を読んで――	
	月刊信濃ジャーナル31-3（355）	1980. 3
	象山特集号	
	長野92	1980. 7
象山神社奉賛維持会	象山神社所蔵勝海舟宛象山先生書簡集	
	長野92	1980. 7
市川本太郎	佐久間象山と漢学――特に漢詩について――	
	長野92	1980. 7
田中誠三郎	象山敗れたり――文久三年から元治元年の軌跡	
	長野92	1980. 7
関　舜	象山佐久間先生と蘭引	
	長野92	1980. 7
清水瓢左	島木赤彦と象山の歌を語る	
	長野92	1980. 7
内田与一	象山の妻妾について	
	長野92	1980. 7
中村倭夫	佐久間象山と相撲	
	長野92	1980. 7
会津秀雄	象山先生の遺墨の蒐集と公開について	
	長野92	1980. 7
真峯新平	象山先生刀の斡旋書簡　付偽筆の名人コマトラ象山	
	長野92	1980. 7
久松定宗	象山先生と滄洲樓の額	
	長野92	1980. 7
	口絵象山書簡解読	
	長野92	1980. 7
井出孫六	星巌と象山	
	長野92	1980. 7
小林計一郎	近山家所蔵象山関係資料	
	長野92	1980. 7
	象山略年譜	
	長野92	1980. 7
	佐久間家系譜	
	長野92	1980. 7
	象山さまざま	
	長野92	1980. 7
飯島文夫	佐久間象山研究文献目録――単行書篇――	

前沢英雄	海防八策と象山の先見	
	信濃路（信濃路出版）31	1978. 5
坂本令太郎	象山をめぐる信州人物像	
	信濃路（信濃路出版）31	1978. 5
山本直哉	私の佐久間象山観	
	信濃路（信濃路出版）31	1978. 5
	佐久間象山略年譜	
	信濃路（信濃路出版）31	1978. 5
島田謹介	ずいひつ「ぞうざん先生」	
	信濃路（信濃路出版）31	1978. 5
栗原　孝	幕末ナショナリズムと近代化—佐久間象山の思想的展開をめぐって	
	桐朋学園大学研究紀要4	1978. 6
吉羽和夫	技術遺産の探訪—10—佐久間象山の電信実験	
	技術と人間7－7	1978
関　舜	象山佐久間先生の雅号について	
	さらしなはにしな17	1979. 5
栗原　孝	佐久間象山における初期朱子学思想の形成	
	桐朋学園大学研究紀要5	1979. 6
中山清文	佐野にある象山の手紙の中から	
	高井48	1979. 8
棚澤龍吉	秋風——佐久間象山嶽中作——	
	信州の東京798	1979. 11
中山清文	佐野にある象山の手紙の中から(二)	
	高井49	1979. 12
廣瀬紀子	佐久間蝶の手紙（佐久間象山に関する資料(一)）	
	須高10	1979. 12
磯原真行	佐久間象山の思想—天保期をめぐって	
	日本思想史研究11	1979
坂本保富	象山における儒学理解への前提と特質——幕末期における儒学的洋学受容論成立への主体形成——	
	筑波大学教育学研究集録2	1979
吉永孝雄	佐久間象山と「望岳の賦」	
	羽衣学園短期大学研究紀要16	1980. 1
坂本令太郎	信州人・天才・後継無	
	信州の東京800	1980. 1
梅本育子	幕末維新の異色女人——理論派志士の婦人たち	
	歴史と旅7－1	1980. 1
中山清文	佐野にある象山関係の記録の中から(一)～(七)	

	信州の東京764	1977. 1
坂本令太郎	独断偏見録　快物をめぐる快説奇談　象山論、さまざまの過誤	
	月刊信濃ジャーナル28-4（319）新信州社（松本）	1977. 4
	ことば百科〈しょうざん〉か〈ぞうざん〉か——固有名詞のむずかしさ	
	放送文化32-6	1977. 6
小山雅夫	歴史にみる青春群像——幕末に燃えた若者たちと佐久間象山——	
	信州の東京770	1977. 7
土屋正晴	佐久間象山論——活文禅師の交遊とその展開	
	東洋研究47	1977.10
唐木順三	象山と松陰	
	新潮74-11	1977.11
池田貞武	「信濃の国」にうたわれたお国自慢の人物(2)——佐久間象山——	
	信州の東京774	1977.11
井田好治	吉雄権之助編“蘭英漢三国語対訳辞典”の発見とその考証	
	横浜国立大学人文紀要　第2類　語学・文学24	1977.11
土屋正晴	佐久間象山論——活文禅師の交遊とその展開——	
	研究集録（長野県高等学校教育研究会）13	1977.12
小池喜明	幕末における「理」の受容—佐久間象山の場合	
	倫理学年報26	1977
高本訓久	幕末の思想家—象山と小楠の場合—1—	
	政治学論集（愛知教育大学）1	1977
坂本令太郎	独断偏見録　諸説紛々、象山暗殺計画——特にウサンくさい海音寺説——	
	月刊信濃ジャーナル29-1（328）	1978. 1
浅野井　坦	象山の湯女追太鼓—わが街道取材紀行—（一）	
	さらしなはにしな（めんがらや・更埴市）10	1978. 2
浅野井　坦	悪魔　象山「わが街道」取材紀行（二）	
	さらしなはにしな11	1978. 4
	総特集　善光寺平と佐久間象山	
	信濃路（信濃路出版）31	1978. 5
田中誠三郎	象山の軌跡	
	信濃路（信濃路出版）31	1978. 5
金井喜久一郎	志賀高原を科学的に開発	
	信濃路（信濃路出版）31	1978. 5

松浦　玲	横井小楠と佐久間象山　その開明思想 伝統と現代	1973. 7
坂本令太郎	傑作人間——佐久間象山 信州の東京724	1973. 8
服部敏良	佐久間象山の医学 芸林25-1	1974. 2
童門冬二	奇人、佐久間象山 週刊朝日	1974. 3. 1
山本茂實	海舟の師—佐久間象山の悲劇 別冊歴史手帖	1974. 4
山本茂實	維新の先覚者　佐久間象山の故郷「松代」 別冊歴史手帖	1974. 4
坂本令太郎	歴史夜話　佐久間象山の孫 信州の東京732	1974. 5
奈良本辰也	思想に殉じた男・佐久間象山 歴史と人物 ＊同氏『幕末維新の志士読本』〈天山文庫〉大陸書房1989. 9所収	1974. 11
仲田正之	江川英龍と佐久間象山 歴史研究（歴史研究会）157	1974
相沢武雄	秘境・佐久間溪谷　象山の『杏野日記』より 信濃路20	1975. 7
柳沢和恵	佐久間象山の大砲試射 長野63	1975. 9
布施光男	佐久間象山の電気治療器について 蘭学資料研究会研究報告298	1975. 9
	書評「佐久間象山」奈良本辰也著、清水書院 歴史と旅	1976. 10
岡　茂雄	象山という号——佐久間象山は〈しょうざん〉か〈ぞうざん〉か 月刊百科170	1976. 11
坂本保富	「東洋道徳・西洋芸術」における教育認識の構造と特質——象山における西洋理解との関連において 東京教育大学教育学研究集録16	1976. 12
川尻信夫	幕末における西洋数学受容の一断面—佐久間象山の「詳証術」をめぐって 思想628	1976
坂本令太郎	「わしは象山じゃが……」——誤った記述に抗議したい——	

宮本幹也	佐久間象山と信州人及び私	
	信州の東京669	1969. 1
	開国の先覚者　佐久間象山の碑	
	フォト	1969. 2. 15
白石国男	佐久間象山の殖産開発について（続）	
	信濃Ⅲ-21-12	1969. 12
森田康之助	象山と小楠―西洋の受容と日本	
	國學院雑誌70-5	1969
	〈信州の東京歴史散歩⑦〉　佐久間象山の“桜の賦”	
	信州の東京683	1970. 3
小池元男	象山硯学	
	信州の東京687	1970. 7
小山信正	象山湯女追太鼓の反骨	
	高井14	1970. 10
山崎　馨	黒川良安と佐久間象山	
	大阪大学医療技術短期大学部研究紀要人文科学篇2	1970
松浦　玲	架空問答　横井小楠と佐久間象山	
	中央公論臨時増刊歴史と人物	1971. 4
坂本令太郎	象山と堀直虎のこと――アベコベ二件――	
	月刊　新信州22-5（248）	1971. 10
西川　玄	御殿医板倉雄碩と西川東玄――医術家としての象山をめぐる――	
	高井21	1972. 6
内田与一	佐久間象山は「ぞうざん」か「しょうざんか」	
	長野44	1972. 7
増田光生	気質・人物点描　信濃今昔記(七)(八)　佐久間象山〈上〉〈下〉	
	信州の東京712，713	1972. 8, 9
仲田正之	江川英龍の砲術教授と佐久間象山	
	駒沢史学19	1972
塚田正朋	東洋道徳・西洋芸術―佐久間象山雑感	
	長野県近代史研究3	1972
清水憲雄	象山の恋文	
	信濃教育1034	1973. 1
稲垣史生	暁天の星京に墜つ　佐久間象山	
	文藝春秋臨時増刊	1973. 1
	番組再録●SBCテレビ制作《新・歴史を旅する》から	
	和魂洋才／佐久間象山	
	日本の屋根14-3（155）	1973. 5

教育会郷土参考室所蔵――
信濃教育935　1964.10
清水甕左　象山先生と菩提寺蓮乗寺及び日現・竜山両上人について（下）
信濃教育936　1964.11
丸山真男　日本思想史における佐久間象山（上）（下）
信濃教育937，939　1964.12/1965. 2
市川本太郎　佐久間象山の漢学
長野 4　1965. 4
丸山真男　幕末における視座の変革―佐久間象山の場合
展望77　1965. 5
＊同氏『忠誠と反逆』筑摩書房（1992）所収
千原勝美　「佐久間象山大志伝」に関する二、三
信濃教育944　1965. 7
〈郷土の人物〉　佐久間象山先生の年譜
信州の東京628　1965. 8
小林計一郎　コレラと佐久間象山
日本歴史200　1965
源　了圓　危機が生んだ先覚者―佐久間象山
潮67　1966. 1
宮本　瑋　信濃の偉人　佐久間象山
信州の東京636　1966. 4
勝田重太郎　〈今月のことば〉　象山を憶う
信州の東京638　1966. 6
植手通有　明治啓蒙思想の形成(二)
思想512　1967. 2
坂本令太郎　近代を築いたひとびと　佐久間象山（上）――愛されなかった巨大な存在――
日本の屋根 8－9　1967. 9
坂本令太郎　近代を築いたひとびと　佐久間象山（下）――彦根動座を企て暗殺――
日本の屋根 8－10　1967.10
石川　実　“ものごとの最初”ものがたり―海防・開国の学者・佐久間象山
貿易クレームと仲裁14－4　1967
河上徹太郎　佐久間象山のこと
文学界21-10，11　1967
渡辺慶一　佐久間象山と越後
信濃Ⅲ-21-1　1969. 1

	信濃教育935	1964. 10
森　克己	佐久間象山と秋山郷	
	信濃教育935	1964. 10
安騎東野（宮本　瑋）	佐久間象山の洋学について	
	信濃教育935	1964. 10
北島正元	開国進取と公武合体	
	信濃教育935	1964. 10
清水甕左	象山先生と菩提寺蓮乗寺及び日現・竜山両上人について（上）	
	信濃教育935	1964. 10
	座談　佐久間象山をしのんで（恩田安信，高橋雲峰，田中誠三郎，原淳造，保崎清太郎，宮下　幹）	
	信濃教育935	1964. 10
市川本太郎	佐久間象山の漢詩文	
	信濃教育935	1964. 10
金井喜久一郎	佐久間象山と山ノ内地方	
	信濃教育935	1964. 10
大森万里	象山先生の書について	
	信濃教育935	1964. 10
原　淳造	私のみる象山	
	信濃教育935	1964. 10
塚田正朋	佐久間象山の女性観	
	信濃教育935	1964. 10
佐藤新作	佐久間象山と大勇	
	信濃教育935	1964. 10
斎藤　勲	科学研究の先駆者としての佐久間象山先生	
	信濃教育935	1964. 10
西沢武彦	書簡よりみた佐久間象山の側面	
	信濃教育935	1964. 10
日台源太郎	象山の思想の歩みと海防八策	
	信濃教育935	1964. 10
大田正治	佐久間象山先生の印譜	
	信濃教育935	1964. 10
編集部	付録　佐久間象山略年譜	
	信濃教育935	1964. 10
編集部	佐久間象山遺著目録解説——信濃教育会編象山全集より——	
	信濃教育935	1964. 10
編集部	佐久間象山に関する編著書および論文目録——信濃	

久保田収	佐久間象山と西洋学	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
新村　出	象山先生を追慕して	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
高原美忠	象山先生の胸裏	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
高岡謙次	私の尊敬する象山先生	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
木俣秋水	松陰と象山	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
松田長三郎	電気と象山先生	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
小磯実翁	象山先生の子孫の事ども	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
佐々貴太郎	開国論寸考	
	民族公論（京郷民族公論社）	1964. 7
吉川幸次郎	佐久間象山の詩文について	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
蔵重久夫	象山精神の光芒	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
石川芳次郎	象山先生に学ぶ	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
野間正秋	象山先生と信州教育の思出	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
編集部	象山先生とはどんな人か	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
河上利治	佐久間象山先生暗殺の因子について	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7
	特集　佐久間象山	
	信濃教育935	1964.10
宮崎市定	幕末の攘夷論と開国論	
	信濃教育935	1964.10
小西　謙	佐久間象山と長谷川昭道	
	信濃教育935	1964.10
児玉幸多	象山先生と石黒忠悳	
	信濃教育935	1964.10
宮城栄昌	佐久間象山と横浜開港	
	信濃教育935	1964.10
久保田収	京都における佐久間象山	

	思想の科学	1953
今中寛司	佐久間象山の「省譽録」について	
	文化史学 8	1954
今中寛司	佐久間象山の政治思想	
	神戸大学教育学部研究集録 8	1954
佐藤堅司	佐久間象山とデッケルの「三兵答古知幾」——長野・福井両地方採訪旅行報告（33. 4. 5-10）	
	蘭学資料研究会研究報告28	1958. 4
藤井定義	高島秋帆と佐久間象山—上書からみた経済思想を中心として	
	経済研究（大阪府立大学）12	1959
大平喜間多	佐久間象山と黒川良安	
	日本歴史128	1959
池田哲郎	佐久間象山と蘭学——象山蘭書志——	
	福島大学学芸学部論集10	1959
池田哲郎	象山蘭語彙——佐久間象山の使用したオランダ語——	
	蘭学資料研究会研究報告54	1959. 11
田中誠三郎	佐久間象山とその子格	
	歴史読本	1961. 5
中沢護人	和魂洋才と東西両洋の仲裁人—象山・松陰・左内と内村鑑三	
	思想の科学35	1961
	近代政治意識の先覚	
	朝日ジャーナル	1962. 3. 25
鬼頭有一	格別制器論考—佐久間象山における儒学と科学の対決	
	東洋文化 8	1962
久保田恭平	佐久間象山論	
	上智史学 7	1962
北川英雄	幕末における佐久間象山の思想的変容	
	愛知学芸大学歴史研究10	1962
中野藤吾	佐久間象山おぼえ書き	
	立川短大論集 9～11	1963-64
鬼頭有一	佐久間象山の迅発撃銃図説跋と儒学思想	
	大東文化大学漢学会誌 5	1963
永江新三	象山自伝国事歴小考	
	海上保安大学校研究報告　昭和37年度第 1 部	1963
	佐久間象山先生百年祭特集	
	民族公論（京都民族公論社）	1964. 7

	伝記9－8	1942
木内敬篤	象山先生の論書稿訓訳	
	書道11－5，6，12	1942
	近代日本の先覚、佐久間象山	
	現代	1943. 1
伊達芳春	佐久間象山作二賦の碑1，2	
	武蔵野30－1，2	1943
尾佐竹　猛	象山自身	
	伝記10－1	1943
森　銑三	蛍雪事業鈔	
	伝記10－4	1943
小林頼利	長沼佐久間氏範譜	
	信濃Ⅱ－18－5	1943
二水居主人	五月雨の象山	
	書道12－5	1943
宮坂　亮	象山先生と漢隷	
	書道12－9	1943
飯島忠夫	松代藩の学問と象山先生	
	信濃教育687	1944. 1
増沢　淑	象山先生の世界地図	
	信濃教育688	1944. 2
北島正元	佐久間象山の科学思想	
	歴史日本	1944. 3
米山一政	佐久間象山の最期　新資料「高野車之助の日記」	
	信濃Ⅱ－20－3	1945. 3
飯島忠夫	佐久間象山の桜賦	
	信濃Ⅱ－20－4	1945. 4
伊東多三郎	象山古事記伝を読む	
	信濃Ⅱ－21－9	1946. 9
	佐久間象山先生の訓戒	
	同志社文学16	1946
沼田次郎	幕末洋学思想の一面―佐久間象山の場合	
	国民の歴史1－6	1947
白石国男	佐久間象山の真田領「郡内三ヶ村」開発に関する若干の考察	
	国史学55	1951
白石国男	佐久間象山の殖産開発に就て	
	信濃Ⅲ－5－8	1953. 8
上山春平	佐久間象山	

波多野通敏	日蓮聖人と佐久間象山	
	大崎学報92	1938
内田周平	佐久間象山の学術に就て	
	国史回顧会紀要39	1939
播磨竜城	佐久間象山先生の肖像及書に就て	
	南画鑑象 8－2	1939
萩原　進	佐久間象山と吾妻郡の関係	
	上毛文化	1940. 2
峯岸来造	佐久間象山先生	
	書之友 6－3	1940
火山楼	東湖と象山	
	伝記 7－1	1940
森　銑三	ザウ山かシャウ山か　ノボルかノボリか	
	伝記 8－3	1941. 3
	＊同氏著作集　続編　第二巻（中央公論社）	
	1992. 12所収	
森　銑三	佐久間シャウ山、名の読み方について	
	伝記 8－4	1941. 4
	＊同氏著作集　続編　第二巻（中央公論社）	
	1992. 12所収	
森　銑三	商山正誤	
	伝記 8－5	1941. 5
	＊同氏著作集　続編　第二巻（中央公論社）	
	1992. 12所収	
森　銑三	中島杉陰のことども	
	伝記 8－5	1941. 5
飯島忠夫	佐久間象山に就て	
	書道10-11	1941
相沢春洋	象山の尺牘	
	書道10-11	1941
殿真甫	象山先生の書と画	
	書道10-11	1941
宮下三七男	佐久間象山の「省譽録」	
	法政大学地歴研究 1	1941
金子英二	大国隆王と佐久間象山	
	国文学解釈と鑑賞 6－11	1941
大熊浅次郎	開国論者佐久間象山雅号字音異説の考察	
	筑紫史談83	1942
大平喜間多	象山の呼称に就いて	

	信濃教育626	1938. 12
中山久四郎	あゝ佐久間象山先生	
	信濃教育626	1938. 12
久芳庄二郎	象山と松陰	
	信濃教育626	1938. 12
保崎熊蔵	象山先生の開国論と公武合体論	
	信濃教育626	1938. 12
宮坂　亮	書道に於ける象山先生	
	信濃教育626	1938. 12
羽入田貞美	象山先生の医術と其の精神	
	信濃教育626	1938. 12
増田三良	象山先生の教育説	
	信濃教育626	1938. 12
黒岩一夫	沓野村名主日記に現はれたる象山先生	
	信濃教育626	1938. 12
佐藤寅太郎	象山先生と信濃教育会	
	信濃教育626	1938. 12
飯島忠夫	象山先生の伝記研究について	
	信濃教育626	1938. 12
高田寿三郎	象山先生の書簡の一端	
	信濃教育626	1938. 12
柳沢平助	象山佐久間先生と力士雷電為右衛門	
	信濃教育626	1938. 12
市村鷹雄	象山先生と高井鴻山	
	信濃教育626	1938. 12
柳沢　通	象山先生と藤田東湖	
	信濃教育626	1938. 12
佐藤嘉市	佐野に於ける象山先生	
	信濃教育626	1938. 12
神田兆斎	恭祝象山神社建立	
	信濃教育626	1938. 12
北沢正誠	象山佐久間先生行状	
	信濃教育626	1938. 12
飯島忠夫	桜賦講義	
	信濃教育626	1938. 12
人見明治	悲運の先覚者—佐久間象山	
	むらさき5－6	1938
宮本　璋	佐久間象山の洋学について	
	日本医事新報646-648	1938

飯島忠夫	佐久間象山先生の易学	
	大東文化3	1932
	グラビア　志士人傑暗殺刑死画集	
	犯罪公論	1932. 5
	刺客漫談・白画馬上から斬り落された象山の最後	
	犯罪公論	1932. 5
三井円二郎	象山先生の忠誠	
	信濃教育552	1932.10
佐藤寅太郎	政治家としての佐久間象山	
	信濃教育562	1933. 8
杉靖三郎	佐久間象山の思想について	
	日本医事新報603	1933
井上蘭崖	佐久間象山の消息状	
	日本及日本人269	1933
町田　生	平賀源内の発電機と松代侯	
	信濃Ⅰ-3-7	1934. 7
徳富蘇峰	佐久間象山先生と昭和の教育	
	信濃教育584	1935. 6
村野磊三郎	象山と門生小林虎三郎	
	信濃Ⅰ-4-8	1935. 8
堀内信水	維新勤皇の志士—真田幸実公と象山・松陰	
	日本及日本人312	1935
赤池　濃	佐久間象山に就て	
	国史回顧会紀要27	1935
田中惣五郎	2つの戦術　象山型と松陰型	
	社会評論	1936. 2
飯島忠夫	象山先生の開国論の由来	
	信濃Ⅰ-5-12	1936.12
石黒忠悳	象山先生の追懐—三日間に亘る訪問の思ひ出	
	改造18-7	1936
乙部泉三郎	象山先生の丹念	
	信濃Ⅰ-6-2	1937. 2
高見沢忠雄	佐久間象山の国防論策	
	長崎談叢21	1937.12
	象山先生七十五祭記念号	
	信濃教育626	1938.12
井野辺茂雄	開国論より見たる象山先生の勤皇愛国の精神	
	信濃教育626	1938.12
佐藤堅司	佐久間象山の兵学と其の影響	

	歴史地理30－5	1917
岡野義之	象山佐久間修理氏遭難に関する逸事	
	史談会速記録291	1917
宮本　仲	佐久間象山先生―上、下―	
	書画骨董雑誌143, 145	1920
宮本　仲	佐久間象山先生の筆跡研究	
	書画骨董雑誌172	1922
井野辺茂雄	佐久間象山の対外意見	
	國學院雑誌30－6、7	1924
下村慎太郎	象山の人物と開国論	
	中央史壇10－6	1925
永井啓次郎	開国首倡「佐久間象山」	
	大東文化3－10	1926
佐佐木信綱	佐久間象山の歌	
	黒潮	1927. 1
堀内信水	開国の急先鋒、佐久間象山先生	
	雄辨	1927.10
福島成行	佐久間象山を土州に招聘せんとす	
	中央史壇13－4	1927
森　茂	幕末四傑学風管見―5―佐久間象山先生	
	大東文化4－4	1927
	写真雑考(3)	
	新舊時代	1928.10
	佐久間象山先生	
	キング	1929. 2
刀水漁史	ざう山か、しやう山か	
	集古6	1930.11
増沢　淑	佐久間象山の理化学研究	
	地理歴史教育2－9	1930
福島成行	佐久間象山招聘の問題と関係の史実	
	土佐史談31	1930
編集部委員	佐久間象山と弘化震災	
	信濃教育535	1931. 5
宮下忠道	佐久間象山の易に就て	
	信濃教育536	1931. 6
樋畑雪湖	象山の詩賦桜及望岳之賦の所在に就て	
	史蹟名勝天然記念物6－7	1931
飯島忠夫	佐久間象山先生の易学	
	信濃教育543	1932. 1

	信濃教育325	1913. 11
大沢対雨	漢詩	
	信濃教育325	1913. 11
大沢対雨	和歌	
	信濃教育325	1913. 11
菅稜威彦	和歌	
	信濃教育325	1913. 11
辻　新次	贈正四位佐久間象山先生五十年祭演説扣	
	信濃教育325	1913. 11
沢柳政太郎	京都に於ける象山先生表彰会に就て	
	信濃教育325	1913. 11
湯本武比古	佐久間先生に就て	
	信濃教育325	1913. 11
渡辺　敏	象山先生五十年祭に列言を先生の霊にすすむ	
	信濃教育325	1913. 11
精軒学人	易と象山	
	信濃教育325	1913. 11
菅稜威彦	象山佐久間先師の逸話	
	信濃教育325	1913. 11
千　水郎	象山先生五十年祭	
	信濃教育325	1913. 11
常松麗三	佐久間先生の事蹟に就て	
	信濃教育325	1913. 11
秋野太郎	赤倉日記抄	
	信濃教育325	1913. 11
宮本淑ほか	象山先生に関する記事	
	信濃教育325	1913. 11
外崎　覚	佐久間象山、谷重遠、子爵谷干城、本居宣長、公爵伊藤博文に関する件	
	史談会速記録239	1913
秋野太郎	象山記念号につきて	
	信濃教育328	1914. 2
井上哲次郎	佐久間象山及門録に就いて	
	東洋学芸雑誌398	1914
飯島忠夫	佐久間象山と蕃山・徂来との関係及其性格	
	東亜之光10-1	1915. 1
小松冠峯	象山先生遺沢碑	
	日本及日本人665	1915
	佐久間象山の治外法権論	

竹村五百枝	佐久間象山翁手簡	
	國學院雑誌12-8	1906
重野安繹	贈正四位佐久間象山先生碑	
	東西4	1906
竹村五百枝	歌人としての佐久間象山	
	心の詩10-7	1907
三昧居士	佐久間象山久坂玄瑞山県半蔵の会見	
	防長史談会雑誌1-1	1909
野村直彦	椿山の佐久間象山像	
	日本及日本人511	1909
宮本　仲	佐久間象山先生	
	日本及日本人553	1911. 3
田辺蓬舟	佐久間象山先生と西村茂樹先生	
	弘道229	1911
井野辺茂雄	佐久間象山	
	國學院雑誌18-1	1912
横山健堂	木挽町に於ける佐久間象山	
	太陽18-6	1912. 6
飯島忠夫	開国論者としての佐久間象山	
	東亜之光8-6	1913. 6
飯島忠夫	佐久間象山の学風	
	東亜之光8-10	1913.10
	象山先生五十年祭記念号	
	信濃教育325	1913.11
依田銈次郎	祭文	
	信濃教育325	1913.11
三井圓次郎	佐久間象山先生略伝	
	信濃教育325	1913.11
加藤弘之	象山先生につきて（代読）	
	信濃教育325	1913.11
三上参次	象山先生に就きて	
	信濃教育325	1913.11
宮本　仲	教育家として見たる象山	
	信濃教育325	1913.11
飯島忠夫	象山の学説と理想	
	信濃教育325	1913.11
関　直	祭象山佐久間先生詩並序	
	信濃教育325	1913.11
久保雅友	漢詩	

●論文

大江孝之	佐久間象山翁の長歌	
	東洋学芸雑誌20	1883
	おいしらす　佐久間象山翁謫居の歌	
	東洋学芸雑誌20	1883
	佐久間象山先生の訓戒	
	同志社文学16	1888
	佐久間象山　吉田松陰事蹟一斑	
	開国史料8－9	1888
	象山松陰事蹟—真田家調書	
	維新資料11、12	1888
渡辺修二郎	佐久間象山	
	史海32	1894
	佐久間象山	
	国民之友287、326	1896
菊亭散人	佐久間象山先生略伝	
	名家談叢12	1896
品川弥二郎	佐久間象山遭難実況—1、2—	
	名家談叢12、13	1896
神田霜堂	佐久間象山	
	史伝叢誌1	1898
北沢正誠	象山遺事	
	史伝叢誌2	1898
	象山と松陰—品川子爵の談	
	太陽5－18	1899
	佐久間象山先生墓誌	
	旧幕府4－3	1900
	象山先生墓誌	
	旧幕府4－3	1900
柄沢義郎	桜賦解説	
	山桜	1901. 10–1902. 11
	雑報・ペルリ渡来に関する象山の書簡	
	法政新誌49	1901
柄沢義郎	省僉録訳載	
	山桜	1902. 10–12
巌穴生	佐久間象山	
	武士時代1－3	1902

技術の遺産」〉
アグネ 1993. 1
銭　国紅 『アジアにおける近代思想の先駆――佐久間象山と魏源』
信毎書籍出版センター（長野） 1993. 7
中沢巫夫 『史説　幕末暗殺』〈「彦斎、佐久間象山を斬る」〉
雄山閣 1993. 7
『佐久間象山――江戸の師友と門人』（研究報告２）
新右衛門屋敷・象山桑原記念館編・発行（更埴） 1993.10
岩下武岳編 『佐久間象山先生をしのぶ』
岩下武岳（長野） 1993
酒井シヅ監修，日本医師会編集 『医界風土記　関東・甲信越篇』〈柳沢文秋「佐久間象山と牛痘接種」青木富士弥「佐久間象山と種痘医」荒井武浩「佐久間象山の処方箋」〉
思文閣出版 1994. 3
＊初出、「日医ニュース」403（1978. 6）、563・564（1985. 2・3）、664（1989. 5）
松本健一 『開国のかたち』〈「ペリー来航の意味を捉えた佐久間象山」等〉
毎日新聞社 1994. 7
『佐久間象山『沓野日記』―現代語訳―』（研究報告３）
新右衛門屋敷・象山桑原記念館編・発行（更埴） 1994.10
松本健一 『白旗伝説』
新潮社 1995. 5
山下　徹 『佐久間象山直筆　処方集の解讀』
山下　徹（須坂） 1995. 8
明治維新史学会編 『明治維新の人物と思想』〈栗原　孝「佐久間象山における『東洋道徳、西洋芸術』論」〉
吉川弘文館 1995. 8
松本健一 『幕末の三舟　海舟・鉄舟・泥舟の生きかた』（講談社選書メチエ89）
講談社 1996.10
松本健一 『われに万古の心あり――幕末藩士　小林虎三郎』（ちくま学芸文庫）
筑摩書房 1997. 7
新潟市郷土資料館編 『収蔵書跡解読集』〈「佐久間象山の書」〉
新潟市教育委員会 1997. 9
維新史料編纂 『維新史料聚芳』〈「佐久間　啓」〉

	文藝春秋	1988. 4
加藤秀俊ほか編	『全国の伝承　江戸時代　人づくり風土記――ふるさとの人と知恵⑳　長野』〈「地域おこしに尽した先覚者（佐久間象山）」〉	
	農山漁村文化協会	1988. 4
惣郷正明	『古書の世界と言葉』	
	南雲堂	1988. 7
杉田幸三	『幕末ものしり読本』（廣済堂文庫）〈「メカに強い佐久間象山」〉	
	廣済堂出版	1988. 7
中西　進	『非凡者　光と影』〈「佐久間象山」〉	
	時事通信社	1988. 8
宮崎市定	『古代大和朝廷』（筑摩叢書327）〈「補編　幕末の攘夷論と開国論―佐久間象山暗殺の背景」〉	
	筑摩書房	1988. 9
綱淵謙錠	『人生覗きからくり』〈「お名前は何と」〉	
	文藝春秋	1989. 3
	＊文春文庫（文藝春秋1992. 3）に所収	
倉田信久	『詳解省愆録』	
	倉田　寛（岡谷）	1989. 8
子母澤　寛	『幕末奇談』〈「佐久間象山の伜」〉（文春文庫）	
	文藝春秋	1989. 12
源　了圓	『佐久間象山』（歴史人物シリーズ　幕末・維新の群像　第8巻）	
	ＰＨＰ研研所	1990. 3
清原康正他編，梅原猛他監修	『史話・日本の歴史23　時代を駈け抜けた志士　開国と攘夷』〈石黒忠悳「象山先生訪問と玄関払いほか」〉	
	作品社	1991. 4
長野市校長会編	『佐久間象山』（長野市の先人に学ぶ第1集）	
	長野市教育委員会	1991. 12
松本健一	『われに万古の心あり――幕末藩士　小林虎三郎』	
	新潮社	1992. 5
	＊ちくま学芸文庫（筑摩書房1997. 7）に所収	
長野大学産業社会学部編	『信州の国際化とは』〈横山裕男「日本人の「クニ」意識と国際化――一茶・象山・碌山――」〉	1992. 7
杉田幸三	『江戸学者おもしろ史話』〈「佐久間象山　卓越した攘夷論者」〉	
	毎日新聞社	1992. 10
黒岩俊郎編	『技術の文化史』〈関　章「佐久間象山と日本の電気	

と吉田松陰〉
潮出版社 1985. 1
『日本史探訪19　開国か攘夷か』（角川文庫）〈奈良本辰也・綱淵謙錠「佐久間象山」〉
角川書店 1985. 5
奈良本辰也 『維新的人間像《新時代の予告者たち》』〈「吉田松陰と佐久間象山」〉
徳間書店（徳間文庫） 1986. 2
源　了圓 『実学思想の系譜』（講談社学術文庫）
講談社 1986. 6
岡　茂雄 『閑居漫筆』〈「佐久間象山雅号考」〉
論創社 1986. 6
林　青梧 『江川太郎左衛門――開国派英才　挫折す』〈「傀儡・佐久間象山」〉
読売新聞社 1986. 9
森　進一 『雲の評定――哲学と文学の間に』〈「佐久間象山をめぐって」〉
筑摩書房 1986.12
村島健一 『幕末酒徒列伝』（旺文社文庫）〈「佐久間象山――天下第一の人者の“卑しめ酒”」〉
旺文社 1987. 1
原田伴彦 『反逆の日本史』（河出文庫）〈「先覚者の悲劇――佐久間象山」〉
河出書房新社 1987. 6
井出孫六 『小説佐久間象山』　上・下　（朝日文庫）
朝日新聞社 1987. 8
＊『杏花爛漫』（1983）の文庫化
綱淵謙錠 『史談・往く人来る人』（文春文庫）〈「優生学の果て」「父は偉すぎた」〉
文藝春秋 1987.10
〔＊原本・毎日新聞社1982. 4〕
服部敏良 『医学史研究余録』〈「佐久間象山とコレラ」〉
吉川弘文館 1987.11
丹鬼堂 『逆運殺――日本史に見る凶運・悲運の人たち』〈佐久間象山「盛運」に死す」〉
曜曜社出版 1987.11
綱淵謙錠 『血と血糊のあいだ』（文春文庫）〈「佐久間象山の自意識」〉

新前夜の思想家—藤田東湖・佐久間象山・横井小楠」〉
暁教育図書 1982. 12
奈良木辰也 『幕末群像—大義に賭ける男の生き方』（シリーズ・歴史の発想２）
ダイヤモンド社 1982
田中誠三郎 『佐久間象山の実像』（研究・資料シリーズ５）
銀河書房 1983. 4
杉本つとむ 『日本翻訳語史の研究』〈「蘭日対訳辞典“ドゥーフ・ハルマ”の成立と流伝」〉
八坂書房 1983. 6
井出孫六 『杏花爛漫・小説佐久間象山』 上巻・下巻
朝日新聞社 1983. 10
＊初出、朝日ジャーナル1982. 1. 1・8～1983. 3. 11
＊『小説 佐久間象山』 上・下 （朝日文庫）朝日新聞社1987. 8に所収
藤田公道 『維新史の青春激像——動乱期に情熱を賭けた獅子たちの熱血譜』
日本文芸社 1983. 10
山田 洸 『幕末維新の思想家たち』
青木書店 1983. 12
市川本太郎，高橋雲峰 『象山の書』
信濃毎日新聞社 1984. 1
森 一貫 『近代日本思想史序説——「自然」と「社会」の論理』
晃洋書房 1984. 2
前澤英雄 『佐久間象山の生涯』
象山神社奉賛維持会 1984. 3
松浦 玲編 『日本の名著30 佐久間象山・横井小楠』(中公バックス)〈松浦 玲「理想のゆくえ——思想は政治となりうるのか」〉
中央公論社 1984. 6
ドナルド・キーン 『百代の過客——日記に見る日本人』下 （朝日選書260）
朝日新聞社 1984. 8
沢田ふじ子ほか 『歴史の群像８ 信念』〈井出孫六「佐久間象山」〉
集英社 1984. 9
田村栄太郎 『人物・近世洋学文化史』〈「数学は万学の基礎」と唱えた異色のマルチ人間（佐久間象山）〉
雄山閣 1984. 11
奈良本辰也 『歴史に学ぶ』（潮文庫）〈ペリーの来航 佐久間象山

服部敏良	『江戸時代医学史の研究』〈「佐久間象山」〉 吉川弘文館	1978. 12
奈良本辰也	『維新的人間像——新時代の予告者たち——』（NHKブックス346）〈「吉田松陰と佐久間象山」〉 日本放送出版協会 ＊徳間文庫（徳間書店）1986. 2所収	1979. 6
倉田信久／前澤英雄編	『佐久間象山』 象山神社奉賛維持会	1979. 10
宮本　仲／ 奈良本辰也解題	『佐久間象山』【岩波版・復刻】 象山社	1979. 12
惣郷正明	『古書散歩　文明開化の跡をたどって』〈「象山の「西洋学」から津田梅子へ〉 朝日イブニングニュース社 ＊『古書の世界と言葉』（南雲堂1988. 7）に改版	1979. 12
奥野久輝	『江戸の化学』（玉川選書）〈「信州松代藩—佐久間象山の産業開発」〉 玉川大学出版部	1980. 5
池波正太郎	『戦国と幕末』（角川文庫）〈「佐久間象山」〉 角川書店	1980. 8
土屋正晴	『佐久間象山論雑考』 アドバイス社（東京）	1980. 9
佐藤昌介	『洋学史の研究』〈「佐久間象山と蘭学」〉 中央公論社	1980. 11
杉本つとむ	『江戸時代蘭語学の成立とその展開Ⅳ——蘭語研究における人的要素に関する研究——』〈「佐久間象山」〉 早稲田大学出版部	1981. 2
高畑常信，小尾郊一	『叢書・日本の思想家38　大塩中斎・佐久間象山』 明徳出版社	1981. 12
会田雄二，奈良本辰也	『覇者の系譜—乱世の人物にみる行動力と知謀（対論）』 広済堂出版	1981
横山寛吾	『幕末の儒者たち——美濃の文人たち』 大衆書房	1982. 3
川尻信夫	『幕末におけるヨーロッパ学術受容の一断面—内田五観と高野長英・佐久間象山』 東海大学出版会	1982. 3
今中寛司編	『日本の近代化と維新』〈今中寛司「佐久間象山」〉 ぺりかん社	1982. 9
	『人物探訪日本の歴史15　幕末の英傑』〈左方郁子「維	

大矢真一	『日本科学史散歩　江戸期の科学者たち』〈「佐久間象山」〉	
	中央公論社	1974. 6
綱淵謙錠	『血と血糊のあいだ』〈「佐久間象山の自意識」〉	
	河出書房新社	1974.10
	＊文春文庫（文藝春秋 1988. 4）所収、初出「海舟をめぐる幕末の群像」『勝海舟と明治維新』（学習研究社 1974. 1）	
奈良本辰也，左方郁子	『佐久間象山』（人と思想48）	
	清水書院	1975. 1
龍野咲人	『佐久間象山』	
	新人物往来社	1975. 8
信夫清三郎	『象山と松陰――開国と攘夷の論理――』	
	河出書房新社	1975. 9
笛木悌治編	『象山松陰　慨世余聞　解説版』〔＊斎藤丁治編『象山松陰　慨世余聞』（1889）の新装版〕	
	富士見書房（私家版）	1975.11
前野喜代治	『佐久間象山再考―その人と思想と』（研究・資料シリーズ２）	
	銀河書房	1977. 2
信濃教育会	『信濃教育会九十年史　下』〈佐久間象山先生七十五年祭」〉	
	信濃教育会	1977. 3
惣郷正明	『サムライと横文字』	
	エンサイクロペディア・ブリタニカ日本支社	1977.10
	＊『洋学の系譜――江戸から明治へ――』（研究社出版1984. 4）に改版	
佐久間象山先生遺墨顕彰会編	『佐久間象山遺墨集』（1932年版の複製版）	
	象山社	1977.11
倉田信久	『象山先生の号について』	
	青雨草庵	1977
杉本つとむ	『江戸時代蘭語学の成立とその展開Ⅲ――対訳語彙集および辞典の研究――』〈「佐久間象山と『ドゥーフ・ハルマ』の増訂」〉	
	早稲田大学出版部	1978. 3
財団法人和合会編	『鞜野日記』	
	財団法人和合会	1978. 6
中村佐伝治	『「信濃の国」物語』〈「佐久間象山」〉	
	信濃毎日新聞社	1978.10

編集部編	朝日新聞社	1963
	『転換期の思想』〈河原　宏「佐久間象山の思想における兵学的合理性」〉	
	早稲田大学出版部	1963
新村　出，久保田　収	『佐久間象山先生』	
	京都象山会	1964. 7
佐藤新作	『佐久間象山伝と名作漢詩文選新解』	
	黎明堂書店（小諸）	1964.11
塚原健二郎	『少年よみもの　佐久間象山』	
	信濃教育会	1965. 2
中沢護人	『幕末の思想家』（グリーンベルト・シリーズ）〈「佐久間象山と横井小楠―主知」〉	
	筑摩書房	1966
池田　諭	『日本史の人物像(10)　維新の志士』	
		1967
奈良本辰也編	『幕末志士の手紙』	
		1969
斎藤　勲編	『日本の先覚者　佐久間象山』	
	象山神社奉賛維持会	1970. 3
松浦　玲編	『日本の名著30　佐久間象山、横井小楠』〈省譽録、海防論、殖産興業、公武一和〉〈松浦　玲「理想のゆくえ――思想は政治となりうるのか」〉	
	中央公論社	1970. 7
佐藤昌介 植手通有 山口宗之　校注	『日本思想大系55　渡辺崋山・高野長英・佐久間象山・横井小楠・橋本左内』〈省譽録、上書、書簡、雑纂〉〈植手通有「佐久間象山における儒学・武士精神・洋学――横井小楠との比較において――」〉	
	岩波書店	1971. 6
緒方富雄編	『江戸の洋学者たち』〈菊地俊彦「佐久間象山―「海防八策」を著わす」〉	
	新人物往来社	1972. 9
亀山聿三編	『近代先哲碑文集31　象山佐久間先生碑文集』	
	夢硯堂	1972.10
象山神社 奉賛維持会編	『佐久間象山先生眞筆櫻賦望岳賦余年二十以後碑文解説書』	
	象山神社	1973.11
信濃毎日新聞社編	『維新の信州人』〈坂本令太郎「佐久間象山―開国論の推進者―」〉	
	信濃毎日新聞社	1974. 4

渡辺幾治郎　『歴史を作る人』
1942
武田勘治　『松陰と象山』
第一出版協会　1943. 1
金子鷹之助　『佐久間象山の人と思想』
今日の問題社　1943. 6
三枝博音　『続技術家評伝』
科学主義工業社　1943
田村栄太郎　『日本の技術者』
興亜書房　1943
安騎東野　『歩行者』〈「佐久間象山の洋学に就いて」〉
1943
大久保勇市　『日本教学者伝記』
1943
斎藤鹿三郎　『佐久間象山とその先覚思想』
葛城書店　1944. 6
新村　出　『新村出選集』2〈「佐久間象山と写真」「先覚者としての佐久間象山」「蘭学者としての象山先生」〉
養徳社　1945
森　銑三　『近世日本の科学者達』
1949
宮本　璋　『佐久間象山』
象山会　1953. 11
奈良本辰也編　『日本の思想家』
毎日新聞社　1954
村雨退二郎　『近世暗殺史』
1956
大平喜間多　『佐久間象山』（人物叢書）
吉川弘文館　1959. 4
（新装版　1987. 9）
塚原健二郎　『佐久間象山』（世界伝記全集28）
講談社　1960. 4
村沢武夫　『郷土のキリスト教』〈「蘭学と古い聖書」〉
飯田郷土史刊行会　1961. 7
朝日ジャーナル編集部編　『日本の思想家』1
朝日新聞社　1962
室伏哲郎　『日本のテロリスト』
1962
朝日ジャーナル　『日本の思想家』2

	信濃教育会	1938. 1
高野辰之，信時　潔	『象山佐久間先生（楽譜）』	
	信濃教育会	1938. 1
飯島忠夫著／	『象山佐久間先生』	
真田幸世編	象山神社奉賛会	1938.11
	『象山神社鎮座祭　記念展覧会目録』	
	象山神社鎮座祭奉賛会（松代）	1938.11
波多野通敏	『佐久間象山の武士道』（道義叢書５）	
	青年教育普及会	1938
	『象山先生遺墨遺品展覧会目録』	
	象山先生遺墨顕彰会（長野）	1939.12
	『象山神社建立墓前奉告　象山先生七十五回忌法要記念誌』	
	象山会・象山神社建立会・京都信濃会	1939.12
象山神社社務所編刊	『象山佐久間先生』	1939
	『丁酉倫理講演集』〈井上巽軒「佐久間象山の号の読み方」〉	1940. 8
飯島忠夫	『佐久間象山の省僇録』（日本精神叢書59）	
	文部省教学局編纂・内閣印刷局発行	1940.10
信濃教育会	『郷土先賢遺文』〈省僇録省、浄稿、文稿、詩鈔、和	
埴科部会編	歌、書簡〉	
	信濃教育会埴科部会	1940.11
西澤　圭編	『我が母の躾・女訓』	
	信濃毎日新聞社	1941. 9
塚原健二郎	『黒船時代・佐久間象山の生涯』（学習社文庫）	
	学習社	1941.10
金子鷹之助	『熊沢蕃山と佐久間象山』（ラジオ新書）	
	日本放送協会	1941
鈴木一水	『維新志士の若き頃』	1941
赤尾藤市	『佐久間象山』（偉人叢書）	
	三教書院	1942. 7
増沢　淑	『科学の先駆者佐久間象山』	
	日本書房	1942.10
雑賀博愛監修	『佐久間象山集』（勤皇志士叢書）〈省僇録、象山先生文稿、象山先生詩鈔、象山先生歌集、象山先生遺文録、佐久間象山先生略年譜〉	
	興文社	1942.10

＊のち同氏『幕末奇談』（桃源社 1973. 1）所収、
のち文春文庫（1989.12）所収

信濃教育会編　『増訂　象山全集』（全５巻）
巻一〈碑文、佐久間氏略系、象山先生年譜、象山先生小傳、省譽録、象山浄稿、蠔卦、象山先生文稿、四書經注旁釋（大學）〉
巻二〈上書、蠔學圖編、迅發撃銃圖説、喪禮私説、象山先生詩鈔、象山先生詩稿、和歌、女訓、鞜野日記、浦賀日記、横濱陣中日記、補遺〉
巻三〈書簡―少年時代、一齋塾時代、浦町時代、玉池時代、御使者屋時代〉
巻四〈書簡―木挽町時代、聚遠樓時代㈠〉
巻五〈書簡―聚遠樓時代㈡、上洛時代、補遺、附録（公務日記、訂正及門録、象山先生史料雑纂）〉
信濃毎日新聞社　1934. 7-1935. 6
（復刻・信濃教育会出版部　1975. 1）

仁木松雄　『日本精神作興講話　藤田東湖・佐久間象山篇』
都祥閣　1935. 2

信濃教育会　『信濃教育会五十年史』〈「象山先生五十年記念事業」〉
信濃教育会　1935. 5
＊覆刻『信濃教育会九十年史　上』信濃教育会　1977. 3

清水松濤　『佐久間象山先生と仏教』
信濃郷土誌刊行会　1935.11

清水松濤　『佐久間象山先生と信仰』
信濃郷土誌刊行会　1935.11

金子鷹之助解題　『高島秋帆・佐久間象山集』（近世社会経済学説大系）
誠文堂新光社　1935

江東天風　『幕末維新流血史』
1935

石黒忠悳著／薄田貞敬編　『石黒忠悳懐旧九十年』
博文館　1936
＊岩波文庫（1983.4）ならびに〈伝記叢書161〉（大空社1994）に所収
『日本英雄伝』　第４巻　1936

大久保康夫編　『偉人を語る』
1936

信濃教育会　『象山及昭道全集編纂資料』
信濃教育会　1937. 1

信濃教育会　『佐久間象山先生碑文拓本』

信濃教育会編	『省譽録衍義』	
	信濃毎日新聞社	1930. 9
大平喜間多	『佐久間象山』（信濃郷土叢書第八編）	
	信濃郷土文化普及会	1930.10
寺門咲平	『維新の先駆者佐久間象山』	
	西沢書店	1931. 5
柄沢義郎編	『佐久間象山公務日記』	
	信濃毎日新聞社	1931. 8
遺墨顕彰会	『象山先生印譜帖』	
	信濃毎日新聞社	1931.12
大日本思想全集刊行会編刊	『大日本思想全集17　吉田松陰・佐久間象山』	1931
佐久間象山先生遺墨顕彰会編	『佐久間象山先生遺墨選集』	
	佐久間象山遺墨顕彰会	1932. 1
宮本　仲	『佐久間象山』	
	岩波書店	1932. 2
	（増訂版・岩波書店	1936. 2）
上村勝彌編	『現代語譯　松陰・象山名著集』〈省譽録、象山浄稿、象山文稿、時事を痛論したる幕府への上書稿、日本の危機に臨んで国防の要務を論ずるの書〉	
	先進社	1932. 6
象山先生遺蹟表彰会編	『佐久間象山』	
	地理歴史研究会	1932
	〔信濃郷土叢書〕第一期下巻	
	信濃郷土文化普及会	1932
森　　茂	『幕末四傑学風管見』	1932
佐久間象山先生遺墨刊行会編	『象山先生印譜帖』	
	佐久間象山先生遺墨刊行会	1932頃
大平喜間多	『佐久間象山逸話集』	
	信濃毎日新聞社	1933. 4
宮本　仲	『象山先生事蹟摘要』	
	岩波書店	1933.11
堀内信水	『世界的大偉人佐久間象山』	
	不動書房	1933.12
宮本　仲	『佐久間象山補遺』	1933
子母澤　寛	『露宿洞雑筆』〈「佐久間象山の伜」〉	
	岡倉書房	1934. 1

横山健堂　『人物研究と史論』
金港堂　1913
埴科教育会編　『佐久間象山』
富田文陽堂　1914. 2
遠山　操編　『志士書簡』
厚生堂　1914
象山先生遺跡表彰会　『佐久間象山』
明治図書　1916. 5
象山先生遺跡表彰会編　『佐久間象山』
実業之日本社　1916. 5
（増訂版・地理歴史研究会　1930）
大庭三郎　『佐久間象山百話』（教訓叢書）
求光閣　1916.10
笹井花明　『佐久間象山言行録』（修養史伝８）
東亜堂　1916
増沢　淑　『佐久間象山』
明治図書　1920. 5
高橋淡水　『天空海濶　東湖と象山』
下村書房　1922. 3
笹井花明　『佐久間象山』
邦光堂　1923
石黒忠悳　『耄録』
実業之日本社　1924
井野辺茂雄　『幕末史の研究』〈「佐久間象山の対外意見」〉
雄山閣　1927
寺門咲平　『佐久間象山』
大峰書房　1929.11
伊藤痴遊　『佐久間象山・吉田松陰・高杉晋作・原　敬』（伊藤痴遊全集６）
平凡社　1929.11
森　滄浪　『東湖・象山・松陰・小楠幕末四傑（学風管見）』（２巻２冊）
金鶏学院　1929
『象山先生書翰』（複製）
大正堂（長野）　1929
伊藤仁太郎　『明治暗殺史』　第12巻
1929
瀧本誠一編　『日本經濟大典』第四十六巻〈「佐久間象山上書」〉
啓明社　1930. 4

賦講義総かなつき俗解』

長谷川活版所　1900. 6

干河岸貫一　『近世百傑伝』

博文館　1900

塚原渋柿　『佐久間象山』（少年読本第39編）

博文館　1901. 9

石黒忠悳　『況翁叢話』〈「佐久間象山先生に見えし時」〉

民友社　1901

山口勇雄　『象山先生桜賦』

山崎儀作（松代）　1903.10

内堀小信編　『櫻賦註解』

忠清会　1904.12

巌松堂忠貞居士編　『象山先生実録』

金港堂　1908. 9

村田犀川　『佐久間象山言行録』（偉人研究35）

内外出版協会　1908

近山與五郎謹述　『佐久間象山先生遺物出品目録　附　概略説明』

1909. 7

斎藤　謙　『佐久間象山』

東京隆文館　1910. 1

色部城南編　『象山書翰集』

有朋堂　1911. 2

山路愛山　『佐久間象山』

東亜堂書房　1911. 8

信濃教育会編　『象山全集』　上・下巻

上巻〈肖像及遺墨、碑文、佐久間象山先生年譜、佐久間氏略系、省譽録、上書、象山浄稿、文稿、礪卦、礪學圖編、迅發擊銃圖説、女訓、喪禮私説、象山先生詩鈔、詩稿、和歌、鞜野日記、浦賀日記、横濱陣中日記、補説〉

下巻〈書簡―少年時代、一齋塾時代、浦町時代、玉池時代、御使者屋時代、木挽町時代、聚遠樓時代、上洛時代、／公務日記、書簡事実索引、書簡宛名索引〉

尚文館　1913. 9

埴科郡教育会編　『感應公と象山先生』

寺沢汲古館　1913.10

山口勇雄編　『象山佐久間先生』

中信時報社　1913.10

●図書

斎藤　謙	『佐久間象山』	
	東京隆文館	1870. 1
門人北沢正誠	『象山佐久間先生年譜』	1871
門人北沢正誠	『象山先生詩鈔』	
	東京日就社	1878. 4
花岡以敬編	『佐氏遺言』 第一集	
	向栄堂	1879. 1
山本義俊	『山陽　象山　東湖　金玉真蹟』	
	両山書閣	1880. 4
清水義寿	『信濃英傑　佐久間象山大志伝』 上・下	
	高美甚左衛門	1882. 6
松村　操編	『山陽言行録・象山言行録』	
	思誠堂	1882. 6
花岡以敬編	『佐氏遺言』 第二集	
	強恕館	1884. 7
松本芳忠編	『象山翁事蹟』（２冊）	
	東京兎屋書店	1885.12
圖南居士纂輯	『血涙一滴　前編』	
	開新堂	1888
斉藤丁治編	『象山松陰　慨世余聞』	
	丸善商社書店	1889. 3
	『佐久間象山記念銅像建設之趣意書』	
	市川與太郎刊	1889
林　政文	『佐久間象山』	
	開進堂	1893.12
松井広吉編	『日本百傑伝　第12編』	
	博文館	1893
岡川五郎編刊	『近古名家真蹟帖　象山の部』	
		1893
釈　宗発編	『象山先生遺墨帖』	
	田中治兵衛（京都）	1898. 5
北沢正誠	『象山遺事』（史伝叢紙２）	
	益友社	1898
小此木秀野	『佐久間象山』	
	裳華房	1899. 2
柄沢義郎	『佐久間象山・山口管山　問答鬼神論』	
	上田市忠清会	1899. 8
竹内義光	『佐久間象山翁・東都飛鳥山名誉の碑文櫻乃賦望岳の	

1996. 11）の一連の調査が最も詳しい。）

また、今回収録していない放送や行事等の記録についても、調査を進め、最後に索引（執筆者・内容）を付したい。

さらに余力があれば、「象山門下書誌」の編纂も考えられるが、象山の門下には、優れた人物が多く、それぞれ独立して扱うべき研究の積み重ねがある。したがって、この方面は、これまであまり注目されてこなかった門下の掘り起こしを心がけたほうが、象山研究の深みを増すことにつながるであろう。

最後に、本書誌を利用される方からの情報提供を切にお願いして筆を置く。

〔付記〕 お忙しいなか、資料閲覧にお力添えをいただいた真田宝物館の皆様に感謝致します。特に、真田宝物館内に集積された佐久間象山関係のさまざまな資料・情報の紹介をしてくださった、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所学芸員原田和彦氏・藤森さゆり氏に御礼申しあげます。

（上田女子短期大学助教授）

〔佐久間象山書誌（稿）内容目次〕

●図　書…… 3
●論　文……17
●新　聞……42
●絵はがき……46
◆研究会／展覧会……46
◆建造物……47

佐久間象山書誌(稿)

大橋敦夫

1. はじめに

佐久間象山（1811—1864）研究に関する書誌作成のための基礎資料を提示する。

具体的には、拙稿「信州洋学史関係研究文献目録(稿)」(『上田女子短期大学紀要』16　1993.3）所収の佐久間象山関係研究文献の項を基本とし、現時点（1998.3）での大幅な増補を試みる。

2. 凡例

収録内容は、大きく印刷物情報（図書・論文・新聞）とそれ以外に分けた。印刷物情報以外の項目には、研究会・展覧会等の題目、関連グッズの目録等を掲げた。

なお、文献の採録に用いた典拠資料は、下記の書誌類の他は、前稿と同じである。

〔今回新たに参照した書誌類〕

『日本人物文献目録』法政大学文学部史学研究室編　平凡社　1974.6

『年刊　人物文献目録』日外アソシエーツ編　80～87/88　紀伊國屋書店

『総合記事索引　87/94　人物編』日外アソシエーツ編　紀伊國屋書店

3. 今後の展望

全般にわたって、不備な点の補訂に努めたい。

印刷物情報については、文献目録としての完成を目指し、現物確認をしながら、体裁・頁数等の記載を行なう必要がある。また、「象山（しょうざん／ぞうざん）」の呼称問題・人物評価と絡んで、人名事典類の記述についても収録対象としたい。（現段階では、高橋　宏氏（1989.8、1990.5、1994.3、1995.2、

編集のまど

『松代』十一号をお届けいたします。本号にも多くの意欲的な論考をお寄せいただきました。

東論文は、佐久間象山が使用した典籍の分析を通じて、砲術家・象山の姿を復元されています。象山研究はある意味での固定観念はあるものの、踏み込んだ研究がなされていないといった感をもちます。こうした意味で、東氏の研究は象山研究の新しい方向性を示しているものと思われます。

笠谷論文は、長野市立博物館で行なわれた講演会の内容をまとめられたものです。『日暮硯』が当時の情勢を示す史料として再評価すべきであるとの指摘がなされています。松代藩宝暦の改革に対する新視点の提示といった点でも興味深い内容です。

大橋論文は、これまでの佐久間象山に関する研究史の整理です。単に論文のみならず、新聞記事や一般単行本まで網羅されており、象山研究には基本的な文献になるものと思われます。論文の収集など、多大な労力を惜しみなく『松代』にご提供いただきました大橋氏に感謝申し上げます。

鎌田論文は、真田淑子氏が出版された『一万聯句集』の読み方を中心とした、書誌学的な論考です。八橋流箏曲の家としての真田家の一端がうかがえます。

北村論文は、松代城下で最大の祭礼である、祇園祭礼について、その成立や発展についての新視点を提示しています。町人が主役の祇園会の成立と城下町における町人町の成立が一体である可能性もあり興味深い内容です。

仁科論文は、画家・恩田緑蔭の業績を基軸としたものです。単に恩田緑蔭の業績のみならず、恩田家の事績についても広く触れられています。女流画家としての姿が手に取るようにわかります。

今回の号には、長野市立博物館所蔵の浦野家文書中の、「古日記写」の一部を掲載しました。真田家家中については、さまざまな名簿がありますが、ここに翻刻したものは、江戸時代中ごろの記載が中心です。近世史研究の一助となると思われます。

ところで、真田宝物館は昭和四十四年の開館以来、二十九年目にはいりました。そして、この間に多くの入館者をむかえました。松代という立地条件に比して、年間十五万人前後の入館者数があるというのは、全国的にみても稀であり、むしろ誇るべきです。しかし、真田宝物館における展示ということを考えると、あながち肯定的には受け取れません。

そもそも展示とはなんでしょう。『展示学事典』は、「展示は、陳列と違って個々の物品を対象とするのではなく、多種多様な物たちが本来どのような環境に存在し、それらが相互に関連し合ってどのような意味世界をつくり出しているかを考え、ある限定された空間の中に再構成して表現する」ものであり、その表現された「その空間の全体が展示」であると定義しています。翻って、真田宝物館は真の意味での展示をしているのでしょうか。単なる陳列にすぎないのでは?。わたしはいつもそうした疑念を抱きながら資料を「並べ」ています。

真田家の資料はその半分以上が江戸時代の真田家の大名道具です。大名道具には固有の性格があり、かつ、使用者・使用場所が江戸時代の文献などから追えるものが多くあります。真田家文書中には、道具目録が多数ありこれと照合することで位置付けがなされます。

真田宝物館が、真田家大名道具固有の意味を示す展示になるためには、こうした道具の研究が不可欠です。従来のように、資料の善し悪しを議論するだけではなく、江戸時代にどのように使われたかを考えていくことも重要だとおもわれます。（H）

執筆者

東徹　大阪府教育センター
笠谷和比古　国際日本文化センター
大橋敦夫　上田女子短期大学
鎌田雄二郎　松代古文書クラブ講師
北村保　長野市文化財保護審議会委員
仁科叔子　長野市文化財保護審議会委員
原田和彦　松代藩文化施設管理事務所
山中さゆり　松代藩文化施設管理事務所

書名　松代　11号
—真田の歴史と文化—
発行日　平成十年三月三十一日
編集者　真田宝物館
発行所　長野市教育委員会
松代藩文化施設管理事務所
長野市松代町松代四－一
☎〇二六—二七八—二八〇一

印刷　蔦友印刷株式会社

感応公丁未震災後

封内御巡視之図

青木雪卿　筆

弘化四年（一八四七）三月二十四日、長野県北部を震源とする地震が起こった。一般的に善光寺地震と呼ばれるこの地震は、山国・信濃を象徴するような被害をもたらした。善光寺地震の場合、家屋の倒壊による圧死者や、火災による焼死者も多いが、山崩れやそれにともなう土石流などによる死者が多くでた。

本号掲載の絵は、この善光寺地震の後、嘉永三年（一八五〇）と翌年の二回にわたって、時の藩主・真田幸貫が山中を中心に巡視した際に同行した絵師・青木雪卿の筆になるものである。「感応公丁未震災後封内巡視之図」（以下、「巡視之図」と略す。）と題が付された折本状の画帳ともいうべきものである。全部で六十七の場面が描かれており、そのほとんどが、山間地の地すべりの様子である。震災後まだ復興の手が入りきらずにいる山間地の様子がよくわかる。

青木雪卿（一八〇四～一九〇一）は、松代出身の画家である。雪卿の筆になる絵画は、真田家の資料のなかにもあり、また、地元松代にも多く残る。しかし、この「巡視之図」とこれら作品群との関係はまだ明確になっていない。それにもまして、なぜ、こうした震災後の様子を青木雪卿が描いたのかも考えていく必要があろう。

今回紹介する「於吉窪村真神山峯犀川及遠近眺望之図」は、嘉永三年の巡検の際に描かれた一枚である。真神山頂から川中島平を遠望している。犀川は画面の右手から左手にかけて流れ、左奥で千曲川と合流している。画面左手前中央から犀川に流れこむのは裾花川であろう。犀川は、上流部での山崩れにともない川が塞き止められ、その後塞き止められた部分の決壊で大水害を川中島平にもたらした。画面のなかで、薄茶色に描かれている河川敷は、この水害の傷跡であろう。また、河川敷には細い流れがいくつもできている。震災の後の復興が、どのようになされてきたか、うかがい知ることができる。

（原田　和彦）